

徳島県地域防災計画

令和4年〇月

徳島県防災会議

目 次

共 通 対 策 編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	地勢、地質及び気象	1
第3節	用語	3
第4節	計画の構成	4
第5節	計画の基本方針	4
第6節	計画の修正	4
第7節	市町村計画の作成要領	4
第8節	計画の周知徹底	4
第9節	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5

第2章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発	16
第2節	防災訓練	20
第3節	緊急輸送体制の整備	23
第4節	自助・共助の推進	30
第5節	ボランティア受入体制の整備	33
第6節	企業防災の促進	36
<u>第7節</u>	<u>住民等の避難対策</u>	<u>36</u>
第7 <u>8</u> 節	避難行動要支援者への支援対策の充実	37
第8 <u>9</u> 節	帰宅困難者等対策	42
第9 <u>10</u> 節	広域応援・受援体制の整備	43
第10 <u>11</u> 節	情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供	46
第11 <u>12</u> 節	防災拠点施設等の整備	49
第12 <u>13</u> 節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備	52
第13 <u>14</u> 節	孤立集落対策の強化	55
第14 <u>15</u> 節	徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進	57
第15 <u>16</u> 節	大規模停電・通信障害への備え	59
第16 <u>17</u> 節	事前復興の取組	61

第3章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ	62
第2節	活動体制	65
第1款	県の活動体制	
第2款	市町村の活動体制	

第3款	指定地方行政機関等の活動体制	
第4款	体制の整備	
第3節	情報通信	74
第4節	災害情報の収集・伝達	86
第5節	災害広報	92
第6節	自衛隊災害派遣要請	96
第7節	防災関係機関応援要請	100
第8節	災害救助法の適用	107
第9節	避難対策の実施	111
第10節	避難所外避難者の支援対策	122
第11節	交通確保対策	124
第12節	緊急輸送対策	131
第13節	消防防災ヘリコプター等の運航	134
第14節	消火活動等の実施	137
第1款	消火活動	
第2款	水防活動	
第3款	海上災害防止活動	
第4款	防犯活動	
第5款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	
第15節	救出・救助対策	144
第16節	医療救護活動	146
第17節	保健衛生・医療・福祉活動の総合調整の実施	150
第18節	飲料水・食料及び物資等の供給	151
第1款	応急給水	
第2款	食料供給	
第3款	物資の調達	
第4款	生活必需品等の供給	
第5款	LPガスの供給等	
第19節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施	157
第1款	保健衛生活動	
第2款	食品衛生対策	
第3款	防疫	
第4款	家畜防疫	
第5款	遺体の捜索及び火葬	
第20節	要配慮者への支援対策の実施	165
第21節	動物救済対策	167
第22節	廃棄物の処理	168
第23節	住宅の確保	170
第24節	障害物の除去	174
第25節	貯木及び在港船舶対策	176

第26節	ボランティア活動の支援	178
第27節	義援金・義援物資の受入・配分	180
第28節	公共土木施設等の応急対策	182
第1款	公共土木施設	
第2款	空港施設	
第3款	鉄道施設	
第4款	電力施設	
第5款	都市ガス施設	
第6款	LPガス供給施設	
第7款	水道施設	
第8款	下水道施設	
第9款	通信設備	
第10款	危険物施設	
第11款	農業用施設	
第29節	教育対策	198
第30節	災害警備対策	201
第31節	応急金融対策	203
第32節	生活関連商品供給確保及び価格安定対策	205

第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針	206
第2節	公共施設災害復旧事業計画	206
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	207
第4節	被災者の生活再建等の支援	209
第5節	計画的復興	216

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

第1章 総則

第1節	計画の性格	220
第2節	被害想定	222
第3節	地震対策行動計画の推進	242

第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化	244
第2節	都市防災機能の強化	249
第3節	土砂災害等予防対策	251
第4節	津波災害予防対策	259

第5節	水道施設の整備	263
第6節	危険物等の災害予防対策	265
第7節	避難対策の充実	267
第8節	火災予防対策	273
第9節	自治体業務継続計画（BCP）	277
第10節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	278
第11節	地震災害に関する調査研究	280

第3章 災害応急対策

第1節	災害応急活動	282
第2節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	282
第3節	東海地震の警戒宣言に伴う対応	291

地震災害対策（直下型地震対策）編

第1章 総則

第1節	計画の性格	293
第2節	被害想定	293

第2章 災害予防

第1節	活断層変位による災害の予防対策	304
第2節	建築物等の耐震化	305
第3節	都市防災機能の強化	305
第4節	土砂災害等予防対策	305
第5節	水道施設の整備	305
第6節	危険物等の災害予防対策	305
第7節	避難対策の充実	305
第8節	火災予防対策	305
第9節	自治体業務継続計画（BCP）	305
第10節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	305
第11節	地震災害に関する調査研究	305

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節	水害予防対策	306
第2節	風害予防対策	312

第3節	高潮・浸水等予防対策	3 1 3
第4節	土砂災害等予防対策	3 1 6
第5節	建築物災害予防対策	3 1 6
第6節	危険物等の災害予防対策	
第7節	雪害予防対策	3 1 7
第7-8節	気象業務の整備	3 1 8

第2章 災害応急対策

第1節	豪雨災害への対応	3 4 6
第2節	水防活動の実施	3 4 6
第3節	土地改良区等における災害応急対策	3 4 9

大規模事故等災害対策編

第1部	海上災害対策	3 5 0
第2部	航空災害対策	3 5 9
第3部	鉄道災害対策	3 6 4
第4部	道路災害対策	3 7 1
第5部	危険物等災害対策	3 7 7
第6部	大規模な火事災害対策	3 8 5
第7部	林野火災対策	3 9 0
第8部	原子力災害対策	3 9 6
【参考】	原子力災害用語解説等	4 0 5

共通対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、徳島県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災区域を除く。）に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災に万全を期するものとする。

- 1 県の区域を管轄する指定地方行政機関，県，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関，自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良，防災のための調査研究，教育及びその他の災害予防の計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達，情報の収集及び伝達，避難，消火，水防，救難，救助，衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 地勢，地質及び気象

第1 地勢

本県は山地が多く，全面積4,144.95平方キロメートルのおよそ8割を占めている。1,000メートルを越える山も数多い。県内の最も高い山は四国山地中の剣山で，標高1,955メートル，四国第2の高山である。この剣山を中心とした剣山地は県を南北に分ける分水嶺で，その北方を流れる吉野川は水源を遠く高知県に発し，本県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り，三好市池田町から東に転じ，東流するにしたがって広く，くさび形の徳島平野を作っている。

吉野川の北，讃岐山脈は一般に低く，山麓は扇状地が発達し，土地は高く，吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川下流の低地と共に広く水田地帯となっている。分水嶺の南斜面山地は豊富な森林地帯となっており，広い平地は少なく，阿南市以南では山地が直接海にせまった岩石海岸で，東北の砂浜海岸とは著しい対照をなし，海は深く，港湾として適当な地形をもっている。

第2 地質

徳島県は和泉帯，三波川帯，秩父帯，四万十帯に分けられ，各帯はこの順に北から南へ配列している。

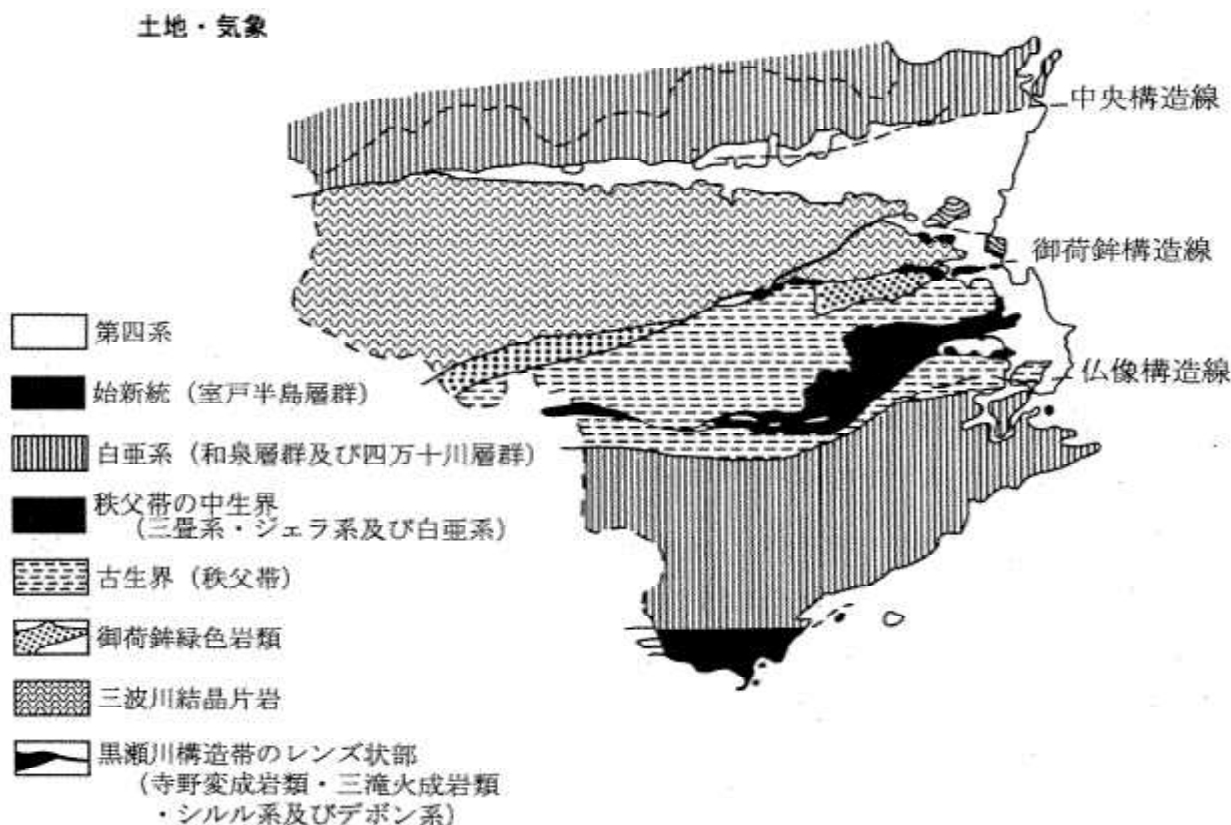
和泉帯は阿讃山脈に沿って東西に延びており，上部白亜系の和泉層群が分布している。この南縁には西南日本内帯と外帯を境する中央構造線が走っており，吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。和泉層群は厚い砂岩層，砂岩泥岩互層，泥岩層よりなっている。阿讃山脈の南麓には洪積世の扇状地が発達している。

三波川帯は四国山地北斜面にあたり，緑色片岩，石英片岩，黒色片岩，砂質片岩等よりなる。古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩である。大歩危付近には砂質片岩が露出し，その一部は学術上極めて貴重な礫岩片岩をはさんでいる。三波川帯の南縁には御荷鉾構造線が走り，これに沿って御荷鉾緑色岩類が分布している。三波川帯には地すべり地が多く，特に御荷鉾構造線に沿う地帯には地すべり地が

密集している。

秩父帯は四国山地南斜面（勝浦川・那賀川流域）にあたる。シルリア紀一二畳紀のいわゆる秩父古生層が広く分布し、厚い石灰岩をはさんでいる。これら古生界の間には中生界（三畳紀、ジュラ紀、白亜紀）が分布しており、勝浦川地域では白亜系の化石が、那賀川流域では三畳系の化石が多数産出し、学術上貴重である。

四万十帯是那賀川以南の海部山地にあたり、白亜系、古第三系が分布している。化石に乏しい砂岩泥岩互層、砂岩層よりなっている。



第3 気象

徳島県は、四国山地の北側と南側で大きく2つの気候区に大別される。北部は典型的な瀬戸内気候に属し、温暖で全国的に見て少雨地域の部類であり、南部は典型的な太平洋気候に属して、四国山地の南東斜面を中心とした山地は、日本でも有数の多雨地域で台風や梅雨、秋雨の季節には記録的な降水量になることがある。また県内は面積の約8割を山地が占めており、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きく、冬場には大雪による雪害が発生することもある。このような複雑な気象特性から、自然災害の影響を受けやすい地域となっている。

1991年から2020年に観測された、徳島県内各地の年平均降水量で、木頭（きとう）観測所・海陽（かいよう）観測所・福原旭（ふくはらあさひ）観測所で3000mm以上となっている。一方、最も少ないのは剣山（つるぎさん）の北側の穴吹（あなぶき）および池田（いけだ）観測所で約1500mmとなっている。剣山系を境として、県北部の降水量は県南部の多いところのおよそ半分となっている。雨の多い年には剣山系南側では、4000mm以上に達することもある。また、雨の少ない年には剣山系北側では、1000mm以下のこともある。

1991年から2020年に観測された、徳島県内各地の年平均気温は、県東部の海岸地方では約17℃で、県西部の山沿い地方に向かうに従い、次第に低くなる傾向にある。県内の山間部（剣山山頂は除く）の年平均気温は低いところで約12℃で、沿岸部と比べ5度の差がある。月平均気温の差は、夏は小さく、冬は大きくなり、ときには7℃にも達することもある。

第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。

法	災害対策基本法
（県）本部（長）	（徳島県）災害対策本部（長）
（県）支部（長）	（徳島県）災害対策支部（長）
県現地災害対策本部（長）	徳島県災害対策本部の現地災害対策本部（長）
市町村本部（長）	市町村災害対策本部（長）
本計画	徳島県地域防災計画
市町村計画	市町村地域防災計画
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所
避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
<u>複合災害</u>	<u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u>

第4節 計画の構成

本計画は、県の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、県内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成するものである。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

1 共通対策編

各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興

2 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

南海トラフ地震（遠地津波を含む）による災害対策

3 地震災害対策（直下型地震対策）編

直下型地震による災害対策

4 風水害対策編

風水害による災害対策

5 大規模事故等災害対策編

海上事故、航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災、原子力事故による災害対策

6 資料編

各編に付属する各種資料

第5節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、県は、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模地震時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

第6節 計画の修正

本計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは、すみやかに修正するものとする。

第7節 市町村計画の作成要領

市町村防災会議は、本計画で市町村が定めるべきものとされた事項については市町村計画においてそれぞれ定めるべきものとする。

第8節 計画の周知徹底

県防災会議の会長は、本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、県の区域を管轄する指定地方行

政機関の長，県及び県内各市町村の長，その他の執行機関，指定地方公共機関，公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他関係者に対し，本計画の周知徹底を図るものとする。

第9節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県の区域を管轄する指定地方行政機関，自衛隊，県，県の地域内の各市町村，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。），事業者，住民の処理すべき事務又は業務の大綱は，次のとおりとする。

第1 実施責任

1 県

県は，市町村を包括する広域地方公共団体として，県の地域並びに地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て，県の地域に係る防災に関する計画を作成し，及び法令に基づきこれを実施するとともに，市町村，県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関，指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け，かつ，その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として，市町村の地域並びに地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，指定地方行政機関，県，指定公共機関，指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

県の区域を管轄する指定地方行政機関は，県の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため，指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し，防災活動を実施するとともに，県及び市町村等の活動が円滑に行われるよう勧告，指導，助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益にかんがみ，自ら防災活動を実施するとともに，県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は，平素から災害予防体制の整備を図るとともに，災害時には災害応急措置を実施する。また県，市町村及び防災関係機関の防災活動に協力する。

6 災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は，災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに，当該事業活動に関し，県，市町村及び防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 徳島県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 市町村

市町村は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものである。

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 市町村地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達及び避難の指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難，救助，その他の保護
- (11) 災害を受けた児童，生徒の応急の教育
- (12) 食糧，医薬品，その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃，防疫その他の保健衛生
- (15) 緊急輸送等の確保
- (16) 災害復旧の実施
- (17) 市町村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (18) 地区防災計画に関する事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局四国警察支局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警察庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との連携
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制
- カ 警察災害派遣隊等の運用
- キ 管区内各県警察への津波警報の伝達

(2) 四国総合通信局

- ア 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理
- ウ 災害地域における電気通信，放送施設等の被害状況の把握
- エ 災害時における通信機器，移動電源車等の貸出し
- オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

(3) 四国財務局徳島財務事務所

- ア 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
- イ 地方公共団体に対する災害融資
- ウ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- エ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

(4) 四国厚生支局

ア 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

(5) 徳島労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止
- イ 被災者に対する早期再就職のあっ旋等
- ウ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

(6) 中国四国農政局

- ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防護
- イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
- ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- エ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
- オ 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
- カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導
- キ 応急用食料・物資の供給に関する支援

(7) 四国森林管理局(徳島森林管理署)

- ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- イ 国有保安林の整備保全
- ウ 災害応急対策用木材(国有林)の供給
- エ 民有林における災害時の応急対策等

(8) 四国経済産業局

- ア 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
- イ 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

(9) 中国四国産業保安監督部四国支部

- ア 電気、ガス事業、高圧ガス、LPガス及び火薬類の保安の確保
- イ 石油コンビナート等の災害防止
- ウ 鉱山における災害の防止
- エ 鉱山における災害時の応急対策

(10) 四国地方整備局

- ア 河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
- イ 海上の流出油等に対する防除措置
- ウ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣

① 徳島河川国道事務所

- ア 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- イ 水防のための洪水予報（吉野川）、氾濫警戒情報（旧吉野川・今切川）並びに水防警報（吉野川・旧吉野川）及び情報の伝達
- ウ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
- エ 四国横断自動車道（阿南～徳島沖洲）の整備と維持管理
- オ 四国横断自動車道（阿南～徳島沖洲）の災害復旧
- カ 国道（11, 28, 32, 55, 192号）の直轄区間の整備と維持管理
- キ 国道（11, 28, 32, 55, 192号）の直轄区間の災害復旧

② 那賀川河川事務所

- ア 那賀川・桑野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- イ 水防のための洪水予報（那賀川）、氾濫警戒情報（派川那賀川・桑野川）並びに水防警報（那賀川・派川那賀川・桑野川）及び情報の伝達
- ウ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
- エ 長安口ダム直轄管理区間（ダム管理区間）の河川管理施設の整備と防災管理

③ 四国山地砂防事務所

- ア 吉野川流域における直轄砂防・地すべり防止施設の整備
- イ 被災直轄砂防・地すべり防止施設の復旧
- ウ 直轄砂防・地すべり防止施設の維持管理

④ 吉野川ダム統合管理事務所

- ア 吉野川直轄管理区間（ダム管理区間）の河川管理施設の整備と防災管理
- イ 吉野川上流ダム群の統合管理
- ウ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）

⑤ 小松島港湾・空港整備事務所

- ア 港湾施設の整備と防災管理
- イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- ウ 海上の流出油等に対する防除措置
- エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- オ 国有港湾施設・海岸保全施設の災害復旧
- カ 飛行場の災害復旧
- キ 海上における緊急輸送の確保

(11) 四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）

- ア 海上輸送機関，その他関係機関との連絡調整
- イ 海上における緊急輸送の確保
- ウ 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(12) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

- ア 陸上輸送機関，その他関係機関との連絡調整

- イ 陸上における緊急輸送の確保
- ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(13) 徳島空港事務所

- ア 空港及び航空機の保安
- イ 遭難航空機の捜索及び救助
- ウ 災害時における人員，応急物資の空輸の利便確保

(14) 国土地理院四国地方測量部

- ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
- ウ 地理情報システム活用の支援・協力
- エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため，必要に応じて国家基準点の復旧測量，地図の修正測量の実施
- オ 公共基準点の復旧測量，地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

(15) 徳島地方气象台

- ア 気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に努める。

(16) 徳島海上保安部

- ア 海上災害の予防
- イ 災害情報の収集・連絡
- ウ 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
- エ 海上における救助，救急及び消火活動
- オ 海上交通の安全確保
- カ 人員，物資等の緊急輸送
- キ 海上における治安，社会秩序の維持
- ク 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

(17) 中国四国地方環境事務所

- ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集・伝達

ウ 家庭動物の保護等に係る支援

(18) 中国四国防衛局

ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

4 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社四国支社

郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分

(2) 日本銀行（高松支店・徳島事務所）

ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置

エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る措置

オ 各種措置に関する広報

(3) 日本赤十字社徳島県支部

ア 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施

イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整

ウ 義援金品の募集配分

エ ボランティア活動体制の整備

(4) 日本放送協会徳島放送局

ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底

イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

(5) 西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所

ア 徳島自動車道(鳴門JCT～井川池田IC)の整備, 防災管理, 維持管理及び災害復旧

イ 高松自動車道(鳴門IC～引田IC)の整備, 防災管理, 維持管理及び災害復旧

(6) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）

ア 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療, 災害医療班の編成, 連絡調整並びに派遣の支援

イ 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣, 輸送手段の確保の

支援

- ウ 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集，通報
- エ 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画，災害応急対策計画，災害復旧計画等の支援

(7) 独立行政法人水資源機構（吉野川本部）

- ア 所管ダム施設の操作と防災管理
- イ 旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川開門施設の操作と防災管理
- ウ 緊急事態における情報の提供
- エ 被災公共土木施設（特定施設）の復旧

(8) 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター

- 一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）の津名一宮IC～鳴門IC間の整備，防災管理，維持管理及び災害復旧

(9) 四国旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全
- イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
- ウ 災害時における旅客の安全確保

(10) 西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTTドコモ 四国支社 徳島支店

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(11) 日本通運株式会社徳島支店

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(12) 四国福山通運株式会社徳島支店

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(13) 佐川急便株式会社

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(14) ヤマト運輸株式会社徳島主管支店

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(15) 四国西濃運輸株式会社徳島支店

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(16) 四国電力株式会社，四国電力送配電株式会社

- ア 電力施設等の防災管理
- イ 電力供給
- ウ 被害施設の応急対策及び災害復旧

(17) KDD I 株式会社四国総支社

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(18) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(19) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン, 株式会社ローソン, 株式会社ファミリーマート

災害時における物資の調達・供給確保

(20) イオン株式会社

- ア 災害時における物資の調達・供給確保
- イ 災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供

(21) 楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備
- イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

5 指定地方公共機関

(1) 四国ガス株式会社徳島支店

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

(2) 四国放送株式会社, 一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島

- ア 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

(3) 一般社団法人徳島県バス協会

- ア バスによる避難者の輸送の協力
- イ バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送

(4) 一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社

貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

(5) 土地改良区

- ア 農業用施設の整備及び管理
- イ たん水の防排除施設の整備及び活動
- ウ 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検

(6) 一般社団法人徳島県医師会

救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施

(7) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

(8) 阿佐海岸鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全
- イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
- ウ 災害時における旅客の安全確保

(9) 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

- ア ボランティア活動体制の整備
- イ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

(10) 公益社団法人徳島県看護協会

- ア 災害時における医療救護の実施
- イ 避難所における避難者の健康対策

(11) 一般社団法人徳島県助産師会

- ア 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
- イ 避難所における避難者の健康対策

(12) 一般社団法人徳島県歯科医師会

- ア 災害時における歯科医療救護の実施
- イ 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
- ウ 遺体の検視，身元確認及び処理に関する協力

(13) 一般社団法人徳島県建設業協会

- ア 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること
- イ 災害時における道路啓開の実施に関すること

6 自衛隊

(1) 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 県・市町村が実施する防災訓練への協力
- ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握，避難の援助，遭難者の捜索救助，水防活動，消防活動，道路・水路の啓開，応急医療救護及び防疫，通信支援，人員・物資の緊急輸送，炊飯・給水及び入浴支援，宿泊支援，危険物の保安及び除去）
- エ 災害救助のため，防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

(2) 海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第24航空隊

- ア 情報収集
- イ 主として航空機による人命救助
- ウ 救援物資の空輸
- エ その他災害対策

7 その他

(1) 水防管理団体

- ア 水防施設資材の整備
- イ 水防計画の策定及び水防訓練
- ウ 水防活動

(2) 徳島県水難救済会

- ア 船舶による災害救助に必要な生活必需品等の輸送協力
- イ 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送協力
- ウ その他必要とする船舶による応援支援協力

第2章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，秘書課，総務課，教育委員会，県警察），防災関係機関】

第1 方針

大規模災害時には県・市町村・防災機関の活動が制約されることが予想されることから，県民一人ひとりが，「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とし，平時より防災についての備えを心がけるとともに，発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また，災害時には，「初期消火や近隣の負傷者，避難行動要支援者を，地域の人々が協力しあって助けること（共助）」，避難場所での活動，あるいは「県や市町村など行政が行う防災活動（公助）」への協力など，防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから，防災対策をより一層効果的に行うためには，自助，共助，公助が，それぞれの役割を十分果たすとともに，相互の密接な連携・協働のもとに行う県民をあげての取組が重要であり，県民防災運動として，自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り，防災機関は，既存の自主防災組織，事業所等の自衛消防組織等と協力して県民に防災思想，防災知識を普及啓発し，防災意識の高揚に努めるとともに，職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また，災害発生後に指定避難所や仮設住宅，ボランティアの活動場所において，被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう，「暴力は許されない」意識の普及，徹底を図るものとする。

さらに，南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには，住民をはじめ，地域コミュニティ，事業者，行政など，復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより，被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に，平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから，「徳島県復興指針」に基づき，平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

県民防災運動を強力に推進するに当たっては，時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

第2 内容

1 県民に対する防災知識の普及・啓発

県民の防災に対する意識の高揚を図り，災害時には県民一人ひとりが正しい知識と判断をもって，自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう，防災週間や防災とボランティア週間等を活用して，防災知識の普及徹底を図る。

また，県民，事業者，防災関係者及び行政等が連携・協働し，「大規模地震発生時の死者ゼロ」の実現を目指すため，平成18年10月に制定した「とくしま地震防災県民憲章」の推進など，県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るとともに，災害時の円滑な防災活動に資することを目的に設置した徳島県立防災センターの有効活用を図っていくものとする。

(1) 普及・啓発の内容

ア 簡単な気象知識

- イ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報，防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ウ 災害危険箇所
- エ 過去の主な被害事例
- オ 災害対策の現状
- カ 災害時における応急措置並びに心得
- キ 指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択，避難経路，広域避難の実効性を確保するための，通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方，その他避難対策に関する知識
- ク 住民が実施しうる応急手当，3日分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池，マスク，消毒液等）の準備
- ケ 自動車へのこまめな満タン給油，フル充電
- コ 自主防災組織への参加
- サ 地震，津波及び風水害に関する一般的知識
- シ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ス 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策，近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動，自動車運転の自粛等，防災上とるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・地域住民等自らが実施し得る，最低でも3日間，可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄，家具の固定，出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- セ 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方

(2) 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか，各種の広報媒体を活用するとともに，地域の実態に応じて地域，職域での各種講座，集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- ア テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- イ 広報紙・広報車の利用
- ウ 映画・ビデオ等による普及
- エ パンフレットの利用
- オ 防災マップの配付
- カ 講習会，講演会等の開催及び訓練の実施
- キ インターネットや携帯電話の利用

(3) 防災人材育成の取組

県は、学校や地域をリードする防災人材を育成するため、徳島県防災人材育成センターを設置し、次代を担う防災人材を育成するとともに、学校における防災教育を総合的に支援する。

(4) 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

ア 徳島県震災を考える日	毎年9月1日
イ 徳島県震災を考える週間	毎年8月30日から9月5日まで
ウ 防災の日	毎年9月1日
エ 防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
オ 水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
カ 山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
キ 土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
ク 防災とボランティアの日	毎年1月17日
ケ 防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
コ 津波防災の日	毎年11月5日

2 学校における防災教育

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 自然災害発生の原因や、災害時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 災害時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うことができるよう情報提供等に努める。
- (4) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

3 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、県、市町村及び防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の徹底を図る。

また、県及び市町村は関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の内容

- ア 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の主な被害事例に関すること。
- エ 防災関係法令の運用に関すること。
- オ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

- ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

カ 土木，建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

(2) 教育の方法

- ア 講習会，研修会等の実施
- イ 防災活動の手引等印刷物の配付
- ウ 見学，現地調査等の実施

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

病院，ショッピングセンターなどの不特定かつ多数の者が出入りする施設，危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は，防災機関と協力して，防災訓練，安全講習会等を通じて，職員の防災意識の高揚を図り，避難，出火防止，初期消火等災害時における的確な行動力を養い，自主防災体制の整備を図る。

5 災害教訓の伝承

県及び市町村は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し，適切に保存するとともに，広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 住民に対する防災知識の普及啓発
- 2 児童生徒に対する防災教育
- 3 職員等（市町村職員，消防団，防災上重要な施設の職員等）に対する防災教育

第2節 防災訓練

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，各部関係各課），県警察，四国総合通信局，四国地方整備局，徳島海上保安部，日本赤十字社徳島県支部，自衛隊】

第1 方針

「普段から行っていないことは，緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり，すべての者に平常時からの備え，心構えが求められている。

本県においても，南海トラフ地震や活断層地震，風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり，そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このようなことから，県及び市町村の災害対策本部運営機能の向上，関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる構築強化を目的として，先端技術を活用した各種の防災訓練を定期的に行い，効果を検証するものとする。

なお，津波災害を想定した訓練の実施に当たっては，最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

県民は，それらの訓練に積極的に参加し，的確な災害対応を体得するものとする。

防災機関は，訓練終了後にその検証を行い，防災対策の課題等を明らかにするとともに，必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

第2 内容

1 防災訓練

(1) 県総合防災訓練

ア 県及び市町村は，防災機関との連携体制の強化，県民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して，自衛隊等関係機関の参加と県民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

その訓練は，逐年その訓練内容が高度かつ実践的なものとなるよう，各種災害，更には複合災害に対応するのはもとより，南海トラフ地震を想定した地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難訓練等も考慮して実施する。

イ 訓練種目

- (ア) 動員及び災害対策本部設置，運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導，避難所の設置運営
- (エ) 救出・救助，救護・応急医療
- (オ) 各種火災消火
- (カ) 道路復旧，障害物除去
- (キ) 緊急物資輸送
- (ク) 地震津波情報等災害情報の収集伝達
- (ケ) 流出油等防除
- (コ) ライフライン復旧
- (カ) 緊急地震速報対応訓練
- (シ) その他，震災時に起こりうる被害を想定し，幅広い種目について実施する。

ウ 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 図上訓練

初動体制の確立を目指して、県災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

同様に、県災害対策本部と各防災機関の災害対策本部等も協調して図上訓練を実施する。

また、地震、津波、風水害等が複合的に発生した場合を想定した図上訓練を実施するものとする。

(3) 情報伝達訓練

津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

2 広域的な防災訓練

県、市町村、防災機関は、近隣府県等との相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を実施する。

(1) 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練

「関西圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

また、近畿府県合同防災訓練と連携して、関西広域連合とともに、国、構成府県市、連携県、関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。

(2) 中国四国管区広域緊急援助隊等災害警備訓練

中国四国管区内の広域緊急援助隊（警備・交通・刑事部隊）、緊急災害警備隊、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び防災関係機関が合同訓練を実施することにより、警察各部隊と関係機関との連携強化及び災害警備能力の向上を図る。

(3) 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練

開催県が被災したことを想定し、近隣県の出動計画を検証するために、各県隊合同による実動訓練を行い、緊急消防援助隊の技術向上及び連携活動能力の向上を図る。

(4) 日本赤十字社中国四国各県支部合同災害救護訓練

赤十字独自のネットワークを活用し、迅速性と統制のとれた救護活動を的確に行うため、中国四国各県支部が合同訓練を実施し、協力支援体制の確立を図る。

3 個別防災訓練

(1) 徳島県排出油等防除協議会が行う訓練

本県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議、共有、調整し、被害の局限化を図ることを目的に設立された「徳島県排出油等防除協議会」は、会員の防除活動の演練のため毎年1回以上、訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次

の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施するものとする。

訓練内容

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 水門、樋門、陸閘、角落し等の操作
- カ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(3) 消防訓練

市町村は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施するものとする。

(4) 避難、救助救護訓練

市町村その他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

(5) 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

(6) 災害情報連絡訓練

災害時において県（県本部）、県の出先機関の間の災害情報連絡の迅速かつ的確な実施をはかるため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

(7) 緊急地震速報対応訓練

県及び市町村等は、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 市町村が実施する各種訓練

第3節 緊急輸送体制の整備

【主な実施機関：県（危機管理環境部，県土整備部関係課，水産振興課，漁業調整課，農山漁村振興課，生産基盤課，森林整備課），県警察，徳島空港事務所，四国地方整備局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，自衛隊，徳島海上保安部，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，(一社)徳島県トラック協会】

第1 方針

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため，緊急輸送路を指定・整備，緊急輸送体制の整備等について定める。指定された緊急輸送路の管理者は，最新の国の基準や国の点検要領に基づき，災害に対する強度の調査を行い，必要な整備を順次実施するとともに，被災箇所への優先復旧を図るため，必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

また，事業中の緊急輸送路については，最新の基準に基づき，事業の促進に努めるとともに，緊急輸送路を保全対象に含む斜面对策事業の整備促進を図る。

なお，輸送路の多ルート化を図るため，陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備するものとする。

第2 内容

1 緊急輸送路の指定

県は，輸送路の多ルート化を図るため，陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備する。

(1) 道路

ア 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である，県庁，総合県民局，東部県土整備局，県警察，市町村役場及び地域の医療拠点，広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

ウ 第3次緊急輸送道路

1次，2次路線を補完し，ネットワークを構築する路線

第1次緊急輸送道路

路線名		区 間
四国縦貫自動車道	◇	徳島IC～井川池田IC～三好市 愛媛県境
四国横断自動車道	◇	板野町 香川県境～鳴門IC
	◇	鳴門JCT～徳島IC
	◇	徳島JCT～徳島沖洲IC ←事業中→
	※	徳島沖洲IC～徳島津田IC
	※	徳島津田IC～阿南IC（仮称）＜事業中＞
一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	◇	鳴門市 兵庫県境～鳴門IC

路 線 名		区 間
阿南安芸自動車道	※	国道55号(美波町)～海部IC(仮称)＜計画中＞
国道11号	※	徳島市～鳴門市 香川県境
国道28号	※	国道11号(松茂町)～鳴門市
国道32号	※	三好市 香川県境～三好市 高知県境
国道32号 改築防災	※	全線(三好市)＜事業中＞
国道55号	※	徳島市～海部郡海陽町 高知県境
国道55号 阿南道路	※	国道55号(小松島市)～国道55号(阿南市)＜事業中＞
国道55号 桑野道路	※	阿南IC(仮称)～桑野IC(仮称)＜事業中＞
国道55号 福井道路	※	桑野IC(仮称)～小野IC(仮称)＜事業中＞
国道55号 日和佐道路	※	国道55号(阿南市)～国道55号(美波町)
国道55号 牟岐バイパス	※	全線(牟岐町)＜事業中＞
国道55号 海部野根道路	※	海部IC(仮称)～高知県境＜事業中＞
国道192号	※	徳島市～三好市 愛媛県境
国道192号 徳島南環状道路	※	国道192号(徳島市)～国道55号(徳島市)＜事業中＞
国道193号	*	美馬市 香川県境 ～ 国道192号(美馬市)
国道318号	*	阿波市 香川県境 ～ 土成IC
国道438号	*	美馬IC～ 美馬市 香川県境
徳島引田線	*	国道192号(徳島市)～板野インター線(板野町)
観音寺池田線	*	香川県境～白地州津線(三好市)
徳島上那賀線	*	徳島小松島線(小松島市)～国道55号(小松島市)
小松島港線	*	全線(小松島市)＜事業中＞
沖ノ洲徳島本町線	*	全線(徳島市)
徳島空港線	*	全線(松茂町)
徳島小松島線	*	徳島上那賀線(小松島市)～小松島港線(小松島市)
大林津乃峰線	*	全線(小松島市～阿南市)
和田島赤石線	*	小松島飛行場～大京原今津浦和田津線(小松島市)
板野インター線	*	徳島引田線(板野町)～板野IC
白地州津線	*	観音寺池田線(三好市)～国道32号(三好市)
大京原今津浦和田津線	*	坂野羽ノ浦線(小松島市)～和田島赤石線(小松島市)
坂野羽ノ浦線	*	大京原今津浦和田津線(小松島市)～国道55号(小松島市)
戎山中林富岡港線	*	大林津乃峰線(阿南市)～市道新浜南線(阿南市)
小勝島公園線	*	全線(阿南市)
市道新浜南線(阿南市)	○	全線(阿南市)
市道大湊団地海岸線(阿南市)	○	市道新浜南線(阿南市)～橘港(大湊地区)
小勝ふ頭線	*	臨港道路全線(阿南市)
沖洲(外)中央線	*	臨港道路全線(徳島市)
赤石ふ頭線	*	臨港道路(県道大京原今津浦和田津線～臨港道路赤石東ふ頭線)
赤石東ふ頭線	*	臨港道路全線(小松島市)

第2次緊急輸送道路

路線名		区 間
国道193号	*	国道192号(吉野川市山川町)～吉野川市美郷支所
	*	那賀町木沢支所～国道195号(那賀町平谷)
国道195号	*	国道55号(阿南市)～那賀町木頭 高知県境
国道318号	*	土成IC～徳島吉野線(阿波市)
国道319号	*	国道32号(三好市山城町)～三好市 愛媛県境
国道438号	*	美馬IC～鳴門池田線(美馬市美馬町)
	*	国道192号(つるぎ町貞光)～つるぎ町一宇支所
	*	国道192号(徳島市)～神山町役場
国道439号	*	三好市東祖谷総合支所 ～ 三好市東祖谷 高知県境
国道492号	*	国道192号(美馬市穴吹町) ～ 美馬市木屋平総合支所
国道377号	*	全線(美馬市)
徳島引田線	*	鳴門池田線(板野町)～町道156号線(板野町)
鳴門公園線	*	国道11号(鳴門市)～鳴門ウチノ海総合公園
鳴門池田線	*	阿波市～三好市<事業中>
松茂吉野線	*	全線(松茂町～阿波市)
徳島吉野線	*	国道318号(阿波市)～宮川内牛島停車場線(阿波市)
徳島上那賀線	*	国道55号(小松島市)～上勝町役場
富岡港線	*	大林津乃峰線(阿南市)～国道55号 阿南道路(阿南市)
日和佐小野線	*	美波町由岐支所～国道55号(阿南市)
	*	美波町役場～国道55号(美波町)
徳島環状線	*	全線<事業中>
徳島鴨島線	*	徳島引田線(徳島市)～国道192号(徳島市)
山城東祖谷山線	*	西祖谷山山城線～国道439号(三好市東祖谷)
小松島佐那河内線	*	小松島港線(小松島市)～国道55号(小松島市)
徳島鳴門線	*	国道11号(徳島市)～徳島鴨島線(徳島市)
徳島北灘線	*	市道春日3丁目・不動線(徳島市)～松茂吉野線(藍住町)
西祖谷山山城線	*	全線(山城東祖谷山線～国道32号(三好市山城町))
徳島小松島線	*	徳島環状線(徳島市)～徳島上那賀線(小松島市)
美馬貞光線	*	全線(美馬市美馬町～つるぎ町貞光)
小松島港南小松島停車場線	*	徳島小松島線(小松島市)～市道横須堀川線(小松島市)
栗津港撫養線	*	鳴門総合運動公園～国道28号(鳴門市)
長原港線	*	全線(松茂町)
由岐港線	*	日和佐小野線(美波町)～国道55号(美波町)
浅川港線	*	全線(海陽町)
花園日開野線	*	国道55号(小松島市)～小松島佐那河内線(小松島市)
宮川内牛島停車場線	*	徳島吉野線(阿波市)～国道192号(吉野川市鴨島町)
	*	徳島吉野線(阿波市吉野町)～鳴門池田線(阿波市吉野町) <事業中>

路 線 名		区 間
出口太刀野線	*	鳴門池田線(三好市三野町)～国道192号(東みよし町)
大京原今津浦和田津線	*	国道55号(阿南市)～陸上自衛隊徳島駐屯地
市道北島・応神線(徳島市)	○	徳島環状線(徳島市)～徳島環状線(北島町)
市道春日3丁目・不動線(徳島市)	○	市道北佐古・矢三線(徳島市)～徳島北灘線(徳島市)
市道北佐古・矢三線(徳島市)	○	徳島鴨島線(徳島市)～市道春日3丁目・不動線(徳島市)
幹線南小松島田浦線(小松島市)	○	徳島小松島線(小松島市)～小松島佐那河内線(小松島市)
町道直道9号線(藍住町)	○	徳島引田線(藍住町)～町道1095号線(板野町)
町道156号線(板野町)	○	徳島引田線(板野町)～町道447号線(板野町)
町道447号線(板野町)	○	町道156号線(板野町)～あすたむらんど徳島
町道1095号線(板野町)	○	町道直道9号線(藍住町)～徳島引田線(板野町)
町道浅川川東線(海陽町)	○	浅川港線(海陽町)～まぜのおか
町道四方原五反田線(海陽町)	○	国道55号(海陽町)～町道浅川川東線(海陽町)
三浦臨港道路	*	臨港道路(浅川港線～浅川港)

第3次緊急輸送道路

路 線 名		区 間
国道193号	*	吉野川市美郷支所～那賀町木沢支所
	*	国道195号(那賀町平谷)～国道55号(海陽町)
国道438号	*	神山町役場～つるぎ町一字支所
国道439号	*	三好市東祖谷総合支所～国道438号(三好市東祖谷)
国道492号	*	美馬市木屋平総合支所～国道438号
徳島上那賀線	*	上勝町役場～国道193号(那賀町木沢)
勝浦佐那河内線	*	小松島佐那河内線(小松島市)～国道438号(佐那河内村)
阿南鷲敷日和佐線	*	国道195号(那賀町)～国道55号(美波町)
阿南勝浦線	*	羽ノ浦福井線(阿南市)～四国横断自動車道(阿南IC(仮称))～徳島上那賀線(勝浦町)
羽ノ浦福井線	*	大林津乃峰線(阿南市上中町)～国道55号(阿南市福井町)
山城東祖谷山線	*	西祖谷山山城線(三好市西祖谷山村)～国道32号(三好市山城町)
小松島佐那河内線	*	徳島上那賀線(小松島市)～勝浦佐那河内線(佐那河内村)
徳島小松島線	*	小松島港線(小松島市)～国道55号(小松島市)
市場学停車場線	*	鳴門池田線(阿波市市場町)～国道192号(吉野川市)
和田島赤石線	*	大京原今津浦和田津線(小松島市)～徳島小松島線(小松島市)
山川海南線	*	国道193号(神山町)～国道193号(那賀町木沢)

(注) ※：直轄管理道路 ◇：高速道路会社(西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))管理道路

*：県管理道路 ○：市町村管理道路

<事業中>は、供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし、現時点では緊急輸送道路予定路線である。

[資料編]

緊急輸送道路

(2) 港湾

ア 拠点港

救助活動を行うため、拠点となる港湾

拠点港

港湾名	種別	管理者	備考
徳島小松島港	重要港湾	徳島県	沖洲(外)地区
〃	〃	〃	赤石地区
橘港	〃	〃	大湊地区
日和佐港	地方港湾	〃	恵比須浜地区(事業中)
浅川港	〃	〃	浅川地区

(3) 漁港

ア 拠点漁港

救助活動を行うため、拠点となる漁港

拠点漁港

漁港名	種別	管理者	備考
牟岐漁港	第3種	徳島県	<事業中>

(4) 飛行場

救助活動を行うため、拠点となる飛行場

施設名	管理者
徳島飛行場	海上自衛隊徳島教育航空群司令 (徳島空港事務所 空港長)
小松島飛行場	海上自衛隊第24航空隊司令

2 緊急輸送路の整備

(1) 道路

緊急輸送道路の橋梁耐震化については、設計基準が古い橋梁や橋梁形式により対策が必要な橋梁など緊急度の高い橋梁から順次対策を実施する。

また、橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

法面对策については、点検結果に基づき、対策の優先度の高い箇所から順次整備を行う。

さらに、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送道路を補完する農林道等の整備を計画的に推進する。

(2) 港 湾

拠点港については、大きな施設被害の想定される緊急性の高いところから順次、通常の維持管理とあわせて、災害に対する強度についても調査を行い、必要に応じ補強等の対策を実施する。

また、拠点港において、救助活動・緊急物資輸送を行うための施設となる耐震強化岸壁及び緑地等の整備促進に努める。

さらに、徳島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

また、港湾管理者は航路啓開作業等により発生する回収物の陸揚げ、仮置き場等の確保に努めるものとする。――

加えて、港湾管理者は、その所管する港湾区域の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

(3) 漁 港

牟岐漁港については、通常の維持管理とあわせて、耐震性についても調査結果に基づき、必要な防波堤補強等の対策を実施する。

また、漁業協同組合等の漁港利用者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。――

加えて、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

(4) 飛行場

飛行場の管理施設については、通常の維持管理とあわせて、災害に対する強度の調査及び必要に応じた補強等の対策について配慮する。

設置管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(5) 鉄 道

鉄道事業者は、列車の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、地震災害に対処し得る次の体制を整備しておくものとする。

ア 施設の耐震性の強化

イ 地震計の整備

ウ 情報連絡設備の整備

エ 復旧体制の整備

オ 津波の来襲により危険度が高いと予想される区間等における運行の停止その他運行上の措置及び列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

3 民間事業者との連携

(1) 県及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- (2) 県及び市町村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急輸送活動

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、県及び市町村は、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県は、これらを周知するため、「徳島県広域防災活動計画」の充実を図るものとする。

5 緊急通行車両等の事前届出

- (1) 警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を運用する。
- (2) 県及び市町は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

[資料編]

緊急交通路設定予定路線

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村内の緊急輸送路
- 2 緊急輸送体制の整備
- 3 地域内輸送拠点

第4節 自助・共助の推進

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部）】

第1 方針

災害対策は，県民（自助），地域（共助），行政（公助）がその役割分担を理解して，各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害時には連携して対応することにより被害の軽減が図られることを強く認識して，その対策への取り組みを推進する必要がある。

県及び市町村は，国と連携し，地域住民，事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り，災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに，災害時に速やかに避難行動をとり，避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど，「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう，住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

ここで，災害時に初動で対応するのは地域で組織される自主防災組織であり，被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また，既存自主防災組織においては，自主防災計画の策定，計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

さらに，県は，孤立化などの理由で支援が受けられない中でも，個人や地域の力で生活が持続できるよう，防災知識の普及啓発や地域で自活できる取組を推進する。

第2 内容

1 災害対策の役割分担

- (1) 県民の役割 自助： 「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき，県民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）
- (2) 地域の役割 共助： 地域連携による防災活動をいい，県民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が，県民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）
- (3) 行政の役割 公助： 行政が実施主体となる防災対策で，自然災害に強い県土を実現する活動をいう。

2 自助における防災対策

県民は，自分や家族の命を守るための事前の備えとして，各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど，各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

- (1) 耐震改修，耐震シェルター設置，家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄，非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感，過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識，正常性バイアス等を克服し，避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認

- (6) 様々な条件下（家庭内，路上，自動車運転中等）で災害時にとるべき行動，避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影するなど，生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

県は，防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及などにより，「自助」の意識向上に取り組む。

3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため，市町村は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し，指導するものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
 - イ 情報の収集・伝達，初期消火，救出・救護，避難等の防災訓練
 - ウ 初期消火，救出・救助用の防災資機材等の備蓄
 - エ 家庭及び地域における防災点検の実施
 - オ 地域における高齢者，障がい者等の避難行動要支援者の把握
 - カ 危険な場所，避難場所，避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知
- (2) 災害時の活動
 - ア 正確な情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止，初期消火の実施
 - ウ 避難誘導及び率先避難
 - エ 避難場所の開錠・開設，避難者の登録又はその協力
 - オ 救出救護の実施
 - カ 給食，給水
 - キ 高齢者，障がい者等の避難行動要支援者の安否確認，移動補助及び集団避難の実施
 - ク 炊き出しの実施及び協力
 - ケ 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

4 自主防災活動の推進

- (1) 自主防災組織育成・活性化の支援

県及び市町村は，自主防災組織の育成・活性化を支援するため，防災訓練や各種行事の開催，啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに，リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し，育成強化に努めるものとする。その際，障がい者，高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 徳島県自主防災組織連絡会（平成20年1月設立）の活動

県民防災力の強化を推進するための施策の一環として，自主防災組織のネットワークを構築し，各自主防災組織の相互の連絡調整，活動の充実を図るとともに住民の防災意識を高め，地域の防災力の向上に努める。
- (3) その他の地域防災活動の支援等

ア 地域コミュニティにおける防災活動

県及び市町村は、地域コミュニティを県民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 自助・共助における防災活動の推進
- 2 自助における防災対策
- 3 自主防災組織の意義
- 4 自主防災組織の組織率の向上
- 5 自主防災組織の規模
- 6 自主防災組織の育成
- 7 自主防災組織の編成
- 8 自主防災組織の防災計画
- 9 地区防災計画の位置づけ
- 10 関係団体との協調

第5節 ボランティア受入体制の整備

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，未来創生政策課，保健福祉政策課，環境指導課，森林整備課，道路整備課，都市計画課，住宅課，砂防・気候防災課），日本赤十字社徳島県支部，社会福祉協議会】

第1 方針

阪神・淡路大震災など，近年の大規模災害においては，行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されるとともに，ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され，これに対応するためには，平常時から専門知識を有するボランティアを確保し，この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため，県及び市町村等は，大規模災害時におけるボランティア活動が速やかに立ち上がり，効果的にいかされるよう，平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。

第2 内容

1 NPO・ボランティア等との連携

県及び市町村は，徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部，社会福祉協議会やボランティア団体等）との連携を図るものとする。

2 ボランティア受入体制等の整備

県及び市町村は，NPOやボランティアグループだけでなく，組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう「徳島県災害ボランティア活動支援方針」を策定（平成25年3月）するなど，受入側の体制整備に努める。

このため，県及び市町村は，ボランティアコーディネーターやリーダーの養成，情報ネットワーク体制の整備，研修会の開催，災害時におけるボランティア活動の調整，ボランティア活動拠点の確保，防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

3 ボランティア活動の支援拠点の整備

県及び市町村は，社会福祉協議会，日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら，県域，市町村単位で，ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

4 徳島県災害ボランティア連絡会（平成20年3月設立）の活動

県民防災力の強化を推進するための施策の一環として，災害ボランティア関係団体のネットワークを構築し，平常時からボランティア相互の連携・協力の促進を図り，災害時におけるボランティア活動の連携かつ円滑な体制を確立する。

5 情報共有会議の整備・強化

県及び市町村は，災害ボランティアの活動環境として，社会福祉協議会，NPO・ボランティア等と連携し，平常時の登録，ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度，災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，災害ボランティア活動の拠点の確保，活動上

の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

6 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7 専門ボランティアの活動への支援等

県及び市町村は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

8 専門ボランティアの組織状況等（記載の業務には有償のものを含む。）

(1) (一社) 徳島県測量設計業協会

大規模災害時において、徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する測量、調査及び設計等の協力を行う。

(2) 四国地質調査業協会徳島県支部

大規模災害時において、徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する地質調査等の協力を行う。

(3) 徳島県地震被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震等に伴い建築物の被害が発生した場合、建築物の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

(4) 徳島県被災宅地危険度判定士

大規模な地震等に伴い宅地の被害が発生した場合、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

(5) 防災エキスパート（徳島県県土整備部OB）

大規模災害時において、自宅及び勤務地近辺等の公共土木施設の被災状況の伝達、県土整備部の要請に基づく被災箇所の状況把握や応急復旧に関する助言及び協力等を行う。

(6) 徳島県砂防ボランティア協会

二次的な土砂災害発生防止のための情報提供・助言、土砂災害危険箇所や土砂災害防止施設の点検及び土砂災害防止に関する普及啓発支援を行う。

(7) 山地防災ヘルパー

山地災害や治山施設の被災状況の把握、二次災害の兆候の通報

(8) 徳島県技術士会

大規模災害時において、県が速やかな応急対策や安全対策を実施するための被害状況の調査や

技術的助言等の協力を行う。

(9) プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部

大規模災害時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。

(10) 日本橋梁建設協会

大規模災害時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。

(11) (一社)徳島県建設業協会

大規模災害時において、被害状況等の情報提供、公共土木施設の応急対策等、資材、機材、技術者等の支援を行う。

(12) (一社)徳島県設備業協会

大規模災害時において、資材、機材、技術者等の支援を行う。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 ボランティアの受入体制の整備
- 2 NPO・ボランティア等との連携

第6節 企業防災の促進

【主な実施機関：県（危機管理環境部，商工政策課，建設管理課），市町村】

第1 方針

県は、自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど「事業継続マネジメント（BCM）」の取組みを通しての企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第2 内容

1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

県及び市町村は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。

3 中小企業等の防災・減災対策の促進

県、市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 企業の事業継続計画策定の支援
- 2 中小企業等の事業継続力強化計画策定の支援

第7節 住民等の避難対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課，生産基盤課，森林整備課，住宅課，河川整備課，砂防・気候防災課），県警察，徳島海上保安部，自衛隊，放送事業者（日本放送協会徳島放送局，四国放送(株)，(株)エフエム徳島，(株)エフエムびざん）】

第1 方針

市町村は，災害時に住民の生命，身体の安全を確保するため，あらかじめ避難所及び避難路の選定，避難計画の作成等を行い，総合的，計画的な避難対策の推進を図るものとする。

また，県及び関係機関は，市町村が取組む避難対策について，必要に応じて支援を行う。

第2 内容

1 避難情報の発令体制の構築

- (1) 市町村は，躊躇なく避難指示等を発令できるよう，平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 県は，市町村に対し，避難指示等の発令基準の策定を支援するなど，市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- (3) 市町村は，避難指示等の迅速・的確な判断をするために，国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って，津波，豪雨，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえつつ，避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。

また，避難指示等を発令する際に，国又は県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 市町村は，避難路，指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し，日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 住民の避難誘導體制

ア 市町村は，避難指示等の発令区域・タイミング，指定緊急避難場所，避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫，台風等による高潮と河川洪水との同時発生等，複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

イ 市町村は，緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難等について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にし，日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市町村は，被害の想定等により必要に応じて，近隣の市町村の協力を得て，指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

エ 市町村は，洪水等に対する住民の警戒避難体制として，洪水予報河川等及び水位周知下水道

については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞等の発生を招くなど、却って危険を伴うおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕及び県は、これらの基準及び対象範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

3 避難場所について

(1) 指定緊急避難場所の指定

市町村は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、緊急避難場所をあらかじめ指定する。

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

ア 市町村は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市町村に届出する。

ウ 市町村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

4 避難所について

(1) 指定避難所の指定

市町村は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。

(2) 指定避難所に関する事項

ア 市町村は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止使用とするときは、市町村に届出する。

ウ 市町村は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 市町村は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大も図るものとする。

オ 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。――

5 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理方針

ア 市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

イ 市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(2) 避難所における感染症対策

市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

(3) ペットの同行避難対策

県及び市町村は、「災害時のペット対策ガイドライン」の内容に基づき、平常時から、関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

6 避難場所等の周知徹底

市町村長は、住民が的確に避難行動を取ることができるよう、避難場所等の周知を行う。

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。

(2) 市町村長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。

(3) 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

(4) 県及び市町村は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第7.8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，男女参画・人権課，次世代育成・青少年課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，長寿いきがい課，障がい福祉課，ダイバーシティ推進課，生産基盤課，森林整備課，河川整備課，砂防・気候防災課），社会福祉施設等の管理者】

※社会福祉施設等とは，社会福祉施設，介護老人保健施設及び病院をいう。

第1 方針

災害時には，高齢者，傷病者，障がい者，妊産婦，乳幼児，医療的ケアを必要とする者，外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は，自力による避難が困難であったり，災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから，浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため，次により各種対策を実施し，災害時における要配慮者に対する安全確保を図るものとする。その際，災害時における要配慮者の特性に十分配慮するとともに，男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

注）これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに，平成25年6月の災害対策基本法の改正により，高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい，そのうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

第2 内容

1 避難行動要支援者への支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアルの作成

県は，避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアルを作成するとともに，市町村におけるマニュアル整備の促進を進めるものとする。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

市町村は，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，民生委員・児童委員，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 個別避難計画の作成

ア 市町村は，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに，作成の同意を得て，個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また，個別避難計画については，避難行動要支援者の状況の変化，ハザードマップの見直しや更新，災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう，必要に応じて更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても，計画の活用に支障が生じないように，個

別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 市町村は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 市町村は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(4) 支援体制の整備

市町村は、個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努めるものとする。

(5) 福祉避難所

ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

イ 福祉避難所の指定

市町村は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市町村施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

市町村は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

エ 福祉避難所の周知

市町村は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く県民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

オ 福祉避難所の運営

市町村は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

カ 福祉避難所における感染症対策

市町村は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

2 社会福祉施設等対策

(1) 社会福祉施設の安全確保等

ア 社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。

イ スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

ウ 県及び市町村等は、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震、津波の各事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の推進などに配慮する。

(2) 避難計画の整備

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、市町村に報告を行うものとする。

(3) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や浸水想定区域、土砂災害危険箇所など地域の特性に配慮した防災訓練

などについても実施するものとする。

(5) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

3 在宅者対策

(1) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、県が作成した「避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアル」により、平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努める。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図る。

また、県及び市町村は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、市町村においては、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

(3) 的確な情報伝達活動

県及び市町村は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

4 外国人等に対する防災対策

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めることとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

(1) 防災知識の普及啓発

ア 県及び市町村は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

イ 県及び市町村は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

(2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市町村は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国

語の併記などを図るよう努める。

(3) 的確な情報伝達の実環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、県及び市町村は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

県及び市町村は、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 避難行動要支援者への支援体制の整備
- 2 避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導
- 3 社会福祉施設等の整備
- 4 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画作成の支援
- 5 水防法又は津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく浸水想定区域内（津波浸水想定区域内）の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設のうち、浸水時に当該施設利用者の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合、施設の名称及び所在地
- 6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域内又は土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等の際に当該施設利用者の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合、施設の名称及び所在地
- 7 外国語による防災対策の啓発
- 8 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

第8-9節 帰宅困難者等対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，観光政策課）】

第1 方針

災害時には，多数の旅行者や，遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり，避難及び帰宅の支援を行う必要がある。県及び市町村は，こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努める。

第2 内容

1 県民への普及啓発

県及び市町村は，県民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに，安否確認手段，帰宅困難となった場合の避難場所，関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は，企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう，必要な物資の備蓄等の促進について，普及啓発に努めるものとする。

3 安否確認手段の支援

県及び市町村は，災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」，災害用伝言板「web171」，携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」，すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について，普及啓発に努めるものとする。

4 災害時帰宅支援ステーションの確保

県は，事業者と協力し，「災害時帰宅支援ステーション」の確保に努めるとともに，ステッカー掲出により当該取組の周知及び防災に対する意識啓発を図るものとする。

また，大規模災害が発生し，交通が途絶えた場合に，帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において，帰宅困難者に対し，次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 2 帰宅支援の協力体制の整備

第9-10節 広域応援・受援体制の整備

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，市町村課，医療政策課，警察本部）】

第1 方針

県及び市町村は，大規模災害が発生した場合に，円滑な応急対策等が行えるよう，国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って，体制の見直し等を行うとともに，あらかじめ相互応援協定を締結するなど，実効性の確保を図り，広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

第2 内容

1 応援・受援体制の整備

(1) 応援体制の整備

ア 県及び市町村は，応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう，派遣職員の編成，携行資機材，使用車両，応援の手順等について事前に準備するものとする。また，職員を派遣する場合，地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 県は，アに加え，多様化する災害に対応するため，「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」により，継続的な人材育成を行い，自らの災害対応のマネジメントや被災市町村の災害対応支援を行える体制を整備するものとする。

ウ 県及び市町村は，訓練等を通じて，「応急対策職員派遣制度」，「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて，活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

エ 県及び市町村は，土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため，技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 受援体制の整備

県及び市町村は，円滑に他の市町村，国，県，防災関係機関等から応援を受けることができるよう，受援のための体制や役割分担，具体的な活動拠点，連絡・要請手順，対象業務等について取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整え，実効性の確保に努めるものとする。特に，庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(3) 広域避難体制の整備

ア 県及び市町村は，大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう，大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力的体制の構築に努めるとともに，他の地方公共団体との応援協定を締結するなど，災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう定めるものとする。

イ 県は，鳥取県との「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき，相互に広域避難を実施する際の避難者支援策について，「広域避難支援パッケージ」として事前に検討を進めておく。

2 都道府県間の相互応援

県は，関西広域連合の「関西防災・減災プラン」，四国4県の「危機事象発生時の四国4県広域応

援に関する基本協定」，中・四国9県の「中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定」，近畿2府7県の「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」，鳥取県との「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」，「関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定」，「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」，「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び全国都道府県における「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき，必要な情報の共有化を図るとともに，次に掲げる広域応援の実施に必要な条件整備に努める。

- (1) 食料，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び救護，防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 災害応急活動等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員及び情報収集，連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

3 市町村間の相互応援

市町村は，「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき，必要な情報の共有を図り，応援に必要な条件整備に努めるものとする。また，あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに，「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って，必要な措置を検討しておくものとする。

4 消防機関の広域応援

(1) 県外への相互応援

ア 応援

県外への消防広域応援については，消防組織法に基づき都道府県単位で編成された緊急消防援助隊を消防庁長官の求め又は指示により派遣するものとする。このため，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

イ 受援

知事は災害時において，県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは，消防組織法第44条第1項の規定に基づき，消防庁長官に対し，災害発生市町村の消防の応援等（緊急消防援助隊の応援，「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」に定める広域航空消防応援等）について，要請するものとする。

なお，「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に定める地震等の発生時においては，前記の県からの要請を待たずに緊急消防援助隊が出動することとなっている。このため，応援が円滑に受けられるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 計画

県は，代表消防機関ほか消防機関と調整を図り，緊急消防援助隊徳島県隊が参集し，被災地へ出動するための応援等実施計画並びに県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

(2) 県内の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

5 警察の広域援助

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、直ちに広域的に出動し、災害警備活動にあたる即応部隊及び当該災害への対応が長期にわたり必要となる場合に派遣する一般部隊により構成される警察災害派遣隊を次のとおり編成し、広域的応援体制の整備を図る。

(1) 即応部隊

- ア 広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）
- イ 緊急災害警備隊
- ウ 広域警察航空隊

(2) 一般部隊

- ア 特別警備部隊
- イ 特別生活安全部隊
- ウ 特別自動車警ら部隊
- エ 特別機動捜査部隊
- オ 身元確認支援部隊
- カ 特別交通部隊

6 徳島県広域防災活動計画の策定・充実

県は、南海トラフ地震や中央構造線活断層地震などの大規模災害時において、発災直後の人命救助活動で派遣される自衛隊、警察、消防の活動を支援するため、活動拠点や進出経路などを具体的に定めた「徳島県広域防災活動計画」の充実を図る。

〔資料 編〕

- 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定
- 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
- 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 他市町村等からの応援・受援に係る体制の整備
- 2 県外市町村との災害時応援協定締結の促進

第1-0-1.1節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，各部関係各課），防災関係機関】

第1 方針

県及び関係各機関は，災害時における情報通信の重要性にかんがみ，災害時の通信手段の確保のため，情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策，情報通信施設の危険分散，通信路の多ルート化，無線を活用したバックアップ対策，デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

県及び市町村は，さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－A L E R T），Lアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），インターネット，ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

また，県，市町村，防災関係機関は，効果的・効率的な防災対策を行うため，A I，I o T，クラウドコンピューティング技術，S N Sの活用など，災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては，災害対応に必要な情報項目等の標準化や，システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

県，市町村，防災関係機関等が，災害時の情報提供等について，あらかじめ講じる対策について定める。

第2 内容

1 総合情報通信ネットワークシステムの整備

県は，県内市町村及び全国の地方公共団体との間で防災情報，行政情報の伝達機能を有するネットワークとして，県防災行政無線地上系システム及び衛星通信システムの適正な管理・運用を行うとともに，日常業務にも活用して災害時に備える。

2 各無線施設等の整備・充実

関係各機関は，自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに，要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り，災害時における通信手段の確保に努める。

特に市町村においては，アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ，防災行政無線施設の早急な整備に努めるものとする。

3 防災相互通信用無線局の整備

県災害対策本部を中心として指定地方行政機関等，防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため，各機関はそれぞれ防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする

4 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達体制等の整備

県及び市町村は，特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため，全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るよう努める。

県，市町村及び放送事業者等は，受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。

5 ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備

県は、被災現場の映像をリアルタイムに伝送できるヘリコプターテレビ伝送中継システム及びヘリコプター直接衛星通信システム（ヘリサットシステム）の適正な管理・運用を行うことで災害時に備える。

6 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

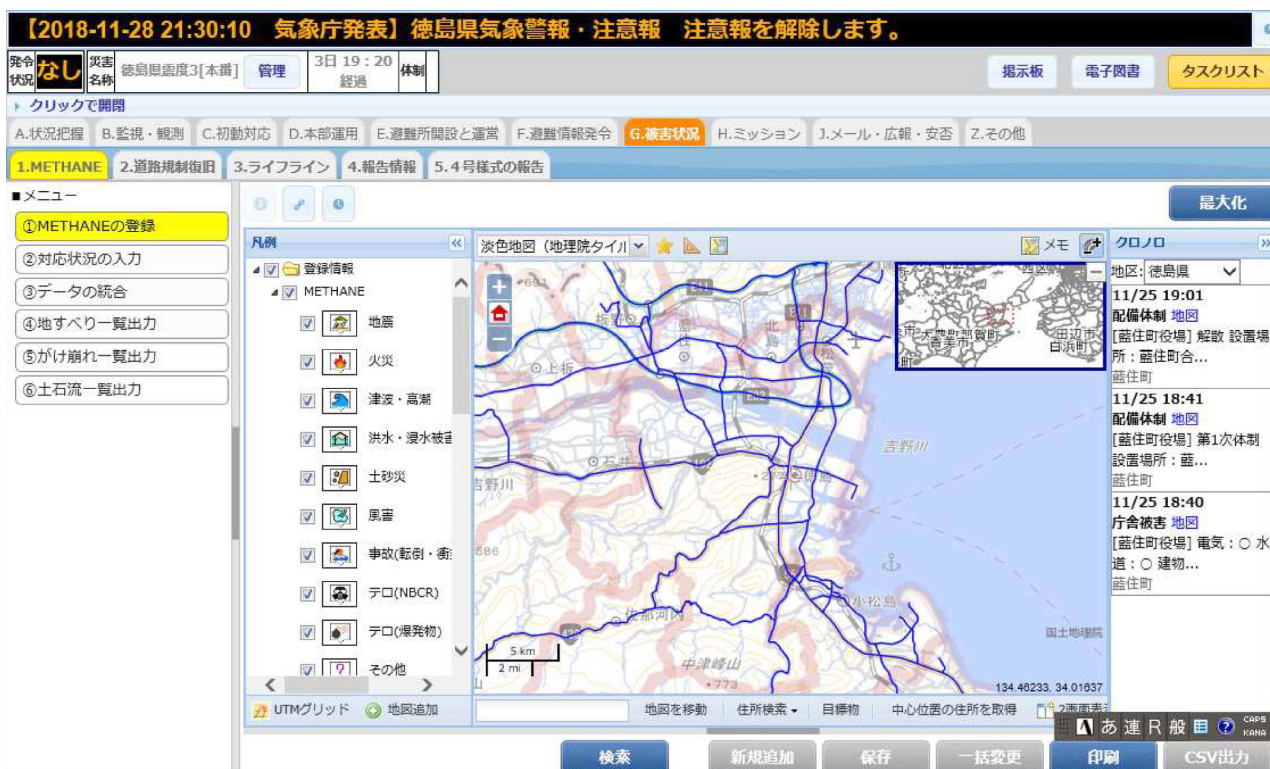
また、県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

7 防災情報システムの充実

県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報など総合的な防災情報等が共有できる「災害時情報共有システム」を円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、県は、市町村など防災関係機関との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

【災害時情報共有システムのイメージ】



- (1) インターネットを利用した防災情報等の共有及び伝達（災害時情報共有システム、防災・危機管理ポータルサイト「安心とくしま」）
- (2) 携帯電話や携帯メール（すだちくんメール）を利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 「すだちくんメール」をはじめ、各種安否確認サービスの全県的な普及
- (4) インターネット通販事業者等と連携した避難所ニーズ把握体制の構築

- (5) 被災者支援システム
- (6) Lアラート等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (7) GIS（地理情報システム）を利用した被害情報等の情報提供

8 インターネットポータルサイトへの災害情報の提供

県は、災害協定に基づき、災害時にポータルサイト事業者に対し、県から提供する避難指示等の避難情報、安否情報及びライフライン情報等の災害情報をサイトに掲載するなど情報提供の協力を要請する。

〔資料 編〕

災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

防災への取り組みに関する協定書（Google）

9 エリアメール・緊急速報メールの活用

県及び市町村は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

10 各種データの整備保全

県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

11 AI、SNSを活用した災害情報の収集・発信

県は、SNSによる情報発信を進めるとともに、AIを活用し、SNSに投稿された被害情報等を収集できる体制整備を進める。

12 県及び市町村等による情報提供

県及び市町村は、自主防災組織や県民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、市町村は、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 防災通信設備の整備
- 2 地域コミュニティ等との連携方法

第1 ~~1~~2節 防災拠点施設等の整備

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，管財課，医療政策課，都市計画課），四国地方整備局，日本赤十字社徳島県支部，防災関係機関】

第1 方針

県，市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設，設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるとともに，保有する施設，設備について，~~太陽光発電~~再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また，あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

第2 内容

1 防災・危機管理センター

- (1) 県は，災害対策本部室及び防災機関活動室を備えた防災・危機管理センターを整備するとともに，防災活動の中枢機関となる災害対策本部を設置する万代庁舎について，受変電設備及び自家発電設備の高層階への移転並びに1階出入り口への防潮パネルの設置などの津波に対する防災機能の強化や，情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図る。また，万代庁舎が機能不全に陥った場合の代替施設として，災害対策本部の代替機能を整備した徳島県徳島中央警察署及び西部総合県民局美馬庁舎の適正な管理運営に努める。
- (2) 災害対策本部職員用食料等の確保
災害対策本部の職員がその能力を最大限発揮できるよう，3日分の食料等の備蓄・調達に努める。

2 県立防災センターの管理運営

県は平常時は県民等が体験学習（地震，煙，風雨，応急救護）等を通して，災害の基礎的な知識を習得し，初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設であり，災害時には災害対策活動拠点として機能する通信設備，備蓄倉庫，ボランティア活動支援設備を備えた県立防災センターを適正に管理運営する。

3 南部防災館の機能及び運営

県南部圏域の災害対応機能を強化するため，平常時には住民等の防災に関する啓発・研修等の教育及び防災訓練の場として利用するほか，救助用資機材・食料・生活必需品等の備蓄機能を有し，大規模災害時には，防災活動拠点・災害対策本部支援等の機能を有する南部防災館の適正な運営管理に努める。

4 西部健康防災公園（西部防災館）の機能及び運営

県は，平常時には住民等の防災に関する啓発・研修等の教育及び防災訓練の場として利用するほか，救助用資機材・食料・生活必需品等の備蓄機能を有し，西部圏域の洪水，土砂災害発生時における広

域応援部隊等の活動又は南海トラフ巨大地震発生時における沿岸地域への後方支援機能を備えた広域防災拠点として、防災活動拠点・災害対策本部支援等の機能を有する西部健康防災公園（西部防災館）の適正な運営管理に努めるものとする。

5 災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備

県は、災害時に重篤な救急患者に対する救命医療を行うための高度な診療、重篤患者の受入れ及び広域搬送、自己完結型の医療救護チームの派遣、地域医療機関への応急用資器材の貸し出しなどの機能を有する災害拠点病院の整備を図る。

また、「軽症・中等症患者の受入れ」や「医師派遣」など、災害拠点病院を支援・補完する役割を担う災害医療支援病院の整備を図る。

6 地域の拠点となる避難所の整備・選定

市町村は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所について、県が「拠点避難所」として整備する県立学校等や、市町村自らが整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

(1) 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

(2) 「拠点避難所」として有すべき機能

ア 建物の耐震化，LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保

イ 雨水タンク，防災井戸，太陽光発電装置などライフラインの整備

ウ 簡易トイレ，炊き出し用資材，テントなど避難生活等に必要な資機材等

エ ヘリポート

7 河川防災ステーションの整備

国土交通省徳島河川国道事務所及び那賀川河川事務所は、ヘリポート、車両待機場所、災害復旧資材の備蓄基地として、河川防災ステーションの整備に努めるものとする。

河川防災ステーション：石井町 石井河川防災ステーション

阿南市富岡町 桑野川防災ステーション

美馬市美馬町 中鳥地区河川防災ステーション

8 防災機能を有する道の駅の整備

国土交通省徳島河川国道事務所、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

10 ドクターヘリ参集拠点の整備

県は、大規模災害の発生に伴う他地域からのドクターヘリの参集に備え、複数機のドクターヘリが安全に離着陸が可能でSCU機能を有する参集拠点や給油場所の指定、無線をはじめとする連絡手段

や燃料の確保などの整備に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 防災拠点施設の整備

第1-3節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，管財課，保健福祉政策課，薬務課，道路整備課，河川整備課，砂防・気候防災課，運輸政策課），四国地方整備局，日本赤十字社徳島県支部，防災関係機関】

第1 方針

大規模災害時には，多くのり災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり，全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め，災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として，災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は，住民又は地域において自らの生活維持をしていくため，食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため県及び市町村は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で，市町村は，家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかったり災者等のために飲料水や食料，生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

県においては災害応急対策活動において広域的な調整活動をおこなう役割を主としているため，物資については市町村の備蓄を補完するもの及び緊急かつ大規模災害時に必要とし，他の機関で保有するのが困難なものを備蓄・確保する。

県及び市町村は，「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に基づき，また，大雪等により県民が自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し，備蓄物資の確保を行うものとする。

さらに，それぞれの防災関係機関は，災害が発生した場合において，徳島県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行うものとし，具体的な措置内容は，機関ごとに定めておくものとする。

第2 内容

1 物資の輸送体制

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため，県及び市町村は，平時から輸送体制の整備に努める。

(1) 県における輸送体制

県は，市町村の要請等に基づき，又は被害の状況等に応じ，要請を待たずに，民間からの調達又は，国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し，市町村の指定する拠点まで物資を輸送する。

ア 大量の支援物資等の受入れ，在庫管理及び払出しを円滑に行い，かつ迅速に目的地へ輸送するため，県は，物資の集積拠点として物流倉庫や輸送車両・器材・ノウハウを有する倉庫業界やトラック業界などの民間物流事業者と協定を締結に努めるなど，官民連携による輸送体制を構築する。

イ 県，民間物流事業者等は，「徳島県災害時物流検討会」を設置し，輸送手段の確保やルート選定及び集積拠点での仕分けや配送に必要な資機材の確保など，輸送体制の整備を進める。

ウ 県，民間物流事業者等は，検討会での意見や訓練等を通じた検証を踏まえ，支援物資の物流に係る役割分担や手順，連絡先等を明確化した「災害時物流体制確保マニュアル」を作成する。

(2) 市町村における輸送体制

市町村は、指定した拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

2 食料の備蓄整備

基本的に住民は発災初期の避難生活のための食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

また、地域住民と密接に関わっている市町村は、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかったり災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。それぞれの市町村の人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

県は市町村を補完する立場から、市町村と関係機関、団体との協定や流通備蓄の現状の把握に努める。

3 給水体制の整備

(1) 運搬給水の備え

市町村は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

(2) 拠点給水の整備

市町村は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄することとする。

4 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については市町村等において備蓄されており、これらを更に整備し、充実させることが必要である。県及び市町村においては民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、住民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努める。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

県は、水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に応急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資材の補充整備をする。

また水防管理団体は、その重要水防区域内堤防延長1,000メートルないし2,000メートル毎に1棟の割合で面積33平方メートルの水防倉庫を設置し、必要な機材を備え付けるように努めるものとする。

6 医薬品等の供給体制の整備

県は、「徳島県災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について」を作成し、医療救護活動に必要とされる医薬品等が迅速に救護所や医療機関に供給可能な体制づくりを行う。

また、血液製剤については徳島県赤十字血液センターから迅速に供給される体制が整っている。今後はそれらのより一層の充実した体制づくりに向け努める。

7 関西広域連合の備蓄計画等の整備

関西広域連合は、大規模広域災害時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定するとともに、物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資・配送マニュアルを策定する。

また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

8 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

(1) 県、市町村及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 給水体制の整備
- 2 備蓄の現況

第1-4節 孤立集落対策の強化

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，生産基盤課，森林整備課）】

第1 方針

県及び市町村は，災害により孤立化が予想される集落に対して，あらかじめ，講じる対策について定める。

第2 内容

1 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは，中山間地域，沿岸地域などの集落において，人の移動，物資の流通が困難となり，住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては，以下の要員が挙げられる。

- (1) 地震，風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷，道路への土砂堆積
- (2) 地震，風水害等に伴う土砂崩れ，落石等のおそれがある個所に対する事前通行止め
- (3) 津波による浸水，道路構造物の損傷，流出物の堆積 等

2 孤立予想集落

県内で災害時に孤立化が予想される集落は，465個所ある。

3 孤立化防止対策

(1) 通信手段の確保

ア 市町村は，孤立化し通信の途絶が予想される集落において，非常時に外部との通信が確保できるよう，災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の配備に努める。

イ 市町村は，孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知するものとする。

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

市町村は，孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては，平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

(3) 生活物資の備蓄の促進

市町村は，孤立が予想される集落において，大量の水（一週間分以上），食料等の生活物資，医薬品，医療用資機材，簡易トイレ，非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫，家庭，自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとする。

(4) 緊急輸送道路等の整備

孤立集落の発生を防止するため，生命線道路の整備を進めるとともに，緊急輸送道路の施設の耐震化・無電柱化等の対策を着実に進める。

また，複数の輸送ルートの確保を図るため，緊急輸送路を補完する農林道等の整備を推進する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 孤立予想集落の特定
- 2 災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の孤立予想集落への配備
- 3 孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定または把握
- 4 その他必要な事項

第1-5節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進

【主な実施機関：県（危機管理環境部，保健福祉部），医療関係機関，防災関係機関】

第1 方針

県及び医療関係機関，防災関係機関は，大規模災害時において，病院の機能停止をはじめ，長期の避難生活における身体・精神的疲労などが被災者の健康面に影響し，災害関連死が発生していることに鑑み，「震災時の死者ゼロ」の実現に向けた事前の防災・減災対策の強化はもとより，災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため，「戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」に基づき，平時から災害時への，また災害時から平時へのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制の構築を図る。

第2 内容

1 災害医療力の強化

(1) 災害医療体制の構築

県は，災害拠点病院，市町村，医師会，保健所等と連携し，医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制の構築を進める。

また，国や市町村，保健所，災害拠点病院のほか，製薬会社や医薬品卸売業者等と連携し，発災後の急性期における医療救護活動に必要な医薬品の確保，また，その迅速な供給に係るシステムの構築を進める。

(2) 災害医療を担う人材育成

県は，災害時に的確な医療が提供できるよう，研修会や訓練を通じ，災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化と，災害派遣精神医療チーム（DPAT），災害医療コーディネーターなどの育成・強化を行う。

(3) 災害対応力・機動力の強化

県は，災害医療体制の更なる強化に向け，医療支援組織との連携強化に取り組むとともに，自衛隊，警察，消防などの防災機関や関係団体との訓練，会議等での連携強化を行う。

また，医療や防災関係機関の連携による災害医療活動が円滑に展開できるよう，災害医療のサポート機能や，活動に必要な物資の供給体制を強化するため，関係機関の調整会議を行い，資機材整備や燃料の流通備蓄等を行う。

さらに，医療活動，応急活動，復旧・復興対策などが迅速かつ的確に展開できるよう，行政コマンダー機能・後方支援機能の強化のため，行政職員の研修や災害専門ロジスティクスチーム等の養成・訓練を行う。

2 要配慮者支援の強化

(1) 災害時要配慮者への支援

高齢者，障がい者，乳幼児など災害時要配慮者について，発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が得られるよう，多彩なサポート体制を整備する。

(2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう，支援体制の構築を進める。

3 避難環境の向上

(1) 生活の質を重視した避難所の運営

避難所を中心に被災者に対し、県・市町村の災害対策本部やそのロジスティクス部門、災害医療や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等各専門チームが連携し、効果的な支援ができるよう体制整備を進める。

避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。

(2) 多様な避難環境の創出

避難生活を快適な環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出や、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに取り組む。

4 情報共有機能の強化

(1) 住民への情報提供、住民からの情報把握

いかなる災害時においても、住民が気象情報や避難情報を入手でき、ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネットなど、多様・多種化した通信・情報手段の確保に取り組む。

(2) 医療や防災関係機関との情報共有

災害時の医療提供を迅速かつ的確に行えるよう、医療や防災関係機関の間の情報共有機能の向上と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」の拡充・強化を進める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 災害医療応援・受援体制の整備
- 2 医学的管理が必要な要配慮者の支援体制の整備
- 3 避難所運営体制の整備

第1-5-6節 大規模停電・通信障害への備え

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，各部関係各課），防災関係機関等】

第1 方針

大規模災害の発生による，大規模停電や通信障害に備え，対策を事前に検討しておく必要がある。

このため，次により各種対策を実施し，大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

第2 内容

1 知識の普及・啓発

県，市町村及び防災関係機関等は，あらゆる機会を通じて，県民等に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ，非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2 事前予防のための取組

県，市町村，電気事業者及び電気通信事業者は，倒木等により電力供給網，通信網に支障が生じることへの対策として，地域性を踏まえつつ，事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた，相互の連携の拡大に努めるものとする。

3 業務の継続に向けた取組

県，市町村，防災関係機関及び企業等は，大規模停電時にも業務が継続できるよう，保有する施設・設備について，再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備，LPガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等，平常時からの点検，訓練等に努めるものとする。

また，病院，要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は，発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 非常用電源等のリスト化

- (1) 県は，大規模停電発生時に電源車の配備等，関係省庁，電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう，あらかじめ，病院，要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況，最大燃料備蓄量，燃料確保先，給油口規格等を収集・整理し，リスト化を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び防災関係機関等は，大規模な災害発生のおそれがある場合，それぞれが所有する電源車，発電機等の現時点の配備状況等を確認の上，リスト化するよう努めるものとする。

5 訓練の実施

県，市町村及び防災関係機関等は，大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 大規模停電に備えた対策の強化

第17節 災害廃棄物処理体制の整備

【主な実施機関：市町村、県（環境指導課、水・環境課、建築指導室）】

第1 方針

県及び市町村は、今後発生する事前災害（地震、津波、豪雨等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

第2 内容

- (1) 市町村は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 県は、国が定める災害廃棄物処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (3) 県は市町村と連携して、平時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。
- (4) 県及び市町村は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 災害廃棄物処理体制の整備

第1-6-8節 事前復興の取組

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，政策創造部，保健福祉部，県土整備部ほか関係各局）】

第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には，幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え，多大な労力と時間が必要であり，平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ，地域コミュニティ，事業者，行政など，復興を担う関係者は，迅速かつ円滑で，「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け，被災後の復興プロセスの事前理解はもとより，平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」，「地域コミュニティの維持・再生・育成」など，「徳島県復興指針」に基づき，「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2 内容

1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し，「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は，「徳島県復興指針」に基づき，「事前復興」に積極的に取り組む。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは，南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し，それらに対し必要となる復興プロセスについて，被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし，それらの解決に向け，事前に行う様々な取組のことである。

具体的には，復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため，様々な指標（データ）を収集しておくことや，地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは，事前実践することで，津波から被災しない状態を実現する取組であり，住宅の高台移転などのハード的な施策は，典型的な「実践する事前復興」である。

一方で，策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング，合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など，継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も，「準備」に留まらず，「実践する事前復興」である。

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には，被災地内の主体間の連携，協働に加え，被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は，フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに，その担い手も，個人ボランティアから企業・団体，専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため，被災前から受援体制を構築しておくとともに，協定を締結しておくなど，平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり，こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 事前復興の取組

第3章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

各防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めること等により、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

また、県は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応業務実施マニュアル等の整備を推進する。

第2 内容

災害時の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

1 津波及び気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し、災害発生に備え警戒〕

- 津波、気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 必要に応じて災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 被害情報の収集
- 水防警報の発令、河川等の警戒監視の強化
- 住民避難情報の発令
 - ア 高齢者等避難
 - ・避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
 - ・避難行動要支援者の所在確認、避難所等への避難
 - ・一般住民の自主避難
 - ・児童生徒等の安全確保
 - イ 避難指示
 - ・一般住民の立退き避難又は屋内安全確保、避難所への収容
 - ・避難所備蓄物資による対応
 - ・避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
 - ウ 緊急安全確保
 - ・住民の緊急安全確保

2 地震、津波、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- 防災関係機関職員の緊急参集
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

- 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。
- 被災状況により自衛隊等の出動準備要請，派遣要請
- 公的救助機関による被災者の救出，負傷者の搬送
- 被災状況により鳥取県，四国ブロック，中国四国ブロック，関西広域連合等の広域応援協定又は
 応急対策職員派遣制度に基づき広域的な応援を要請する。

3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに，被災者支援を開始〕

- 被害情報の収集報告
- 国，自衛隊，他府県等応援要員の受援体制の確立
- 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等，災害医療支援チームの派遣
- 緊急物資輸送用車両の確保
- 緊急輸送道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災市町村への職員の派遣
- 市町村等の被害状況の把握
- 被災地への救護所の設置
- ライフライン，公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- 帰宅困難者対策
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施，管理・運営担当職員の派遣）
- 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため，津波警報等の情報提供
- 遺体の一時安置場所の確保
- 避難所外避難者の状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定

4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受入れ
- 義援金の受付
- 義援金の受入
- 救援物資の受入，仕分け，配分
- 学校施設の応急復旧，応急教育の実施
- 疫学調査，健康診断，被災地への防疫処理
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣

5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕

- 公営住宅等の提供
- 被災住宅の応急修理
- 被災者の心のケア
- 遺体の検視，身元確認，火葬
- 災害廃棄物の処理

6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- 応急仮設住宅の建設
- 学校教育の再開
- 義援金の配分
- 被災者生活再建支援法の適用

第2節 活動体制

【実施機関：防災関係機関】

各防災関係機関は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、活動体制を整備するものとする。

第1款 県の活動体制

第1 方針

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県はその責務を遂行するため必要があるときは県災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

また、国の「非常（緊急）災害現地対策本部」が設置されたときは、同本部と連携を図る。

県災害対策本部が設置される以前、又は設置されない場合における応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

第2 内容

1 県災害対策本部

(1) 県災害対策本部の設置及び閉鎖~~廃止~~

ア 設置

徳島県の地域内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において、県がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、知事は災害対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

なお、県災害対策本部が設置されたときに、既に県水防本部が設置されている場合は、県災害対策本部に総括する。

また、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(ア) 自動設置

- a 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- b 徳島県に津波警報が発表されたとき

(イ) 判断設置

- a 県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき
- b 徳島県に津波警報が発表されたとき
- c 大雨特別警報が発表されたとき
- d 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
- e 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- f 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- g 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- h 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
 - (a) 暴風、大雨、洪水、津波警報が発表され、大規模な被害の発生が予想されるとき

- (b) 台風が四国に接近し、本県の全部又は一部を通過し暴風圏に入る可能性が高いとき
- (c) 河川の増水により指定河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想されるとき
- (d) 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知されるとき
- i その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき
- (a) 通常の県行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき

イ ~~閉鎖~~廃止

本部長は、災害の危険がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を~~閉鎖~~廃止する。

ウ 報告

知事は、災害対策本部を設置又は~~閉鎖~~廃止したときは、その旨を国（消防庁）その他必要な防災関係機関へ報告する。

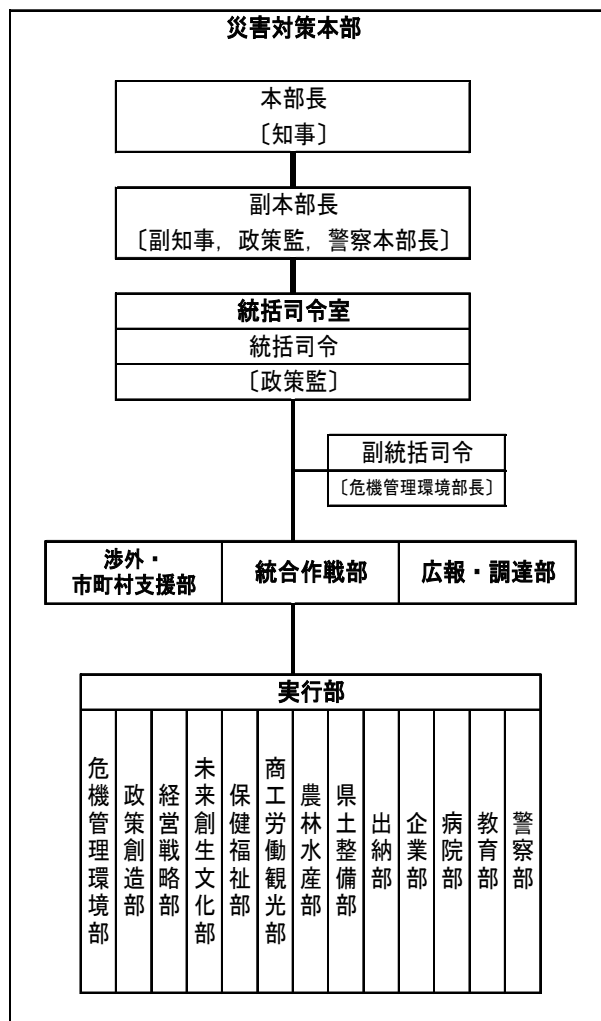
(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営及び分掌事務等については、徳島県災害対策本部条例及び徳島県災害対策本部運営規程に定めるところによる。

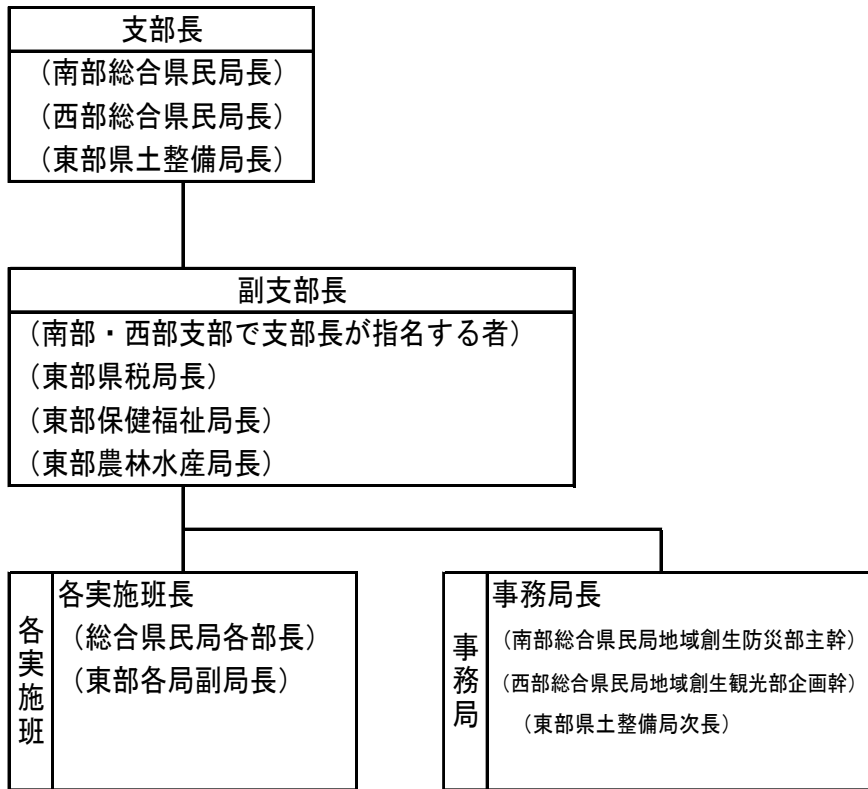
組織の編成は次のとおりとする。

ア 本部の組織

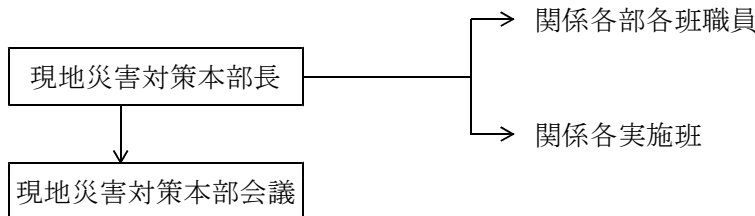
●徳島県災害対策本部の編成



イ 支部の組織



ウ 現地災害対策本部の組織



(3) 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害応急対策に必要な指示又は各部門の総合調整を行うため、県災害対策本部会議を開催する。

(4) 防災・危機管理センター

災害対策本部機能の強化を図るため、県庁内に防災・危機管理センターを整備しており、本部会議の開催は、3階の特別会議室と第二応接室を一部屋として使用する。また、統括司令室は本部長のスタッフとして、災害対策の総合調整及び関係機関との連絡調整を行うため4階の401から403会議室を一部屋として使用する。11階は講堂並びに1101、1103及び1104会議室を一部屋として、他県の支援要員やライフライン事業者など防災関係機関の支援活動室として使用する。

(5) 支部の設置及び閉鎖廃止

ア 設置

本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、支部を

設置する。

イ ~~閉鎖~~廃止

本部長は、地域の総合的応急対策がおおむね完了したときは、支部を~~閉鎖~~廃止する。

(6) 現地災害対策本部の設置及び~~閉鎖~~廃止

ア 設置

本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。また、現地災害対策本部の所管区域は災害対策本部長が決定する。

イ ~~閉鎖~~廃止

本部長は、一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を~~閉鎖~~廃止する。

(7) 地方連絡部の設置及び~~閉鎖~~廃止

ア 設置

本部長は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは、地方連絡部を設置する。

イ ~~閉鎖~~廃止

本部長は、一応の応急対策が完了したときは、地方連絡部を~~閉鎖~~廃止する。

(8) 徳島県警察本部

ア 徳島県警察本部長は、災害応急対策実施のため、必要があると認めるときは、災害の規模、様相に応じて徳島県警察災害警備連絡室又は徳島県警察災害警備本部を置くものとする。

イ 警察部隊の編成運用

警察職員をもって災害警備部隊を編成し、所要の警備活動を実施する。

ウ 警備活動

災害警備活動については、本計画に定めるほか、徳島県警察大震災等警備計画及び徳島県警察災害警備計画の定めるところによる。

2 県災害対策本部を設置するに至らない程度の災害の場合

災害対策組織は、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）に定める部等及び附属機関の組織によるものとし、事務部局にかかる連絡調整は危機管理環境部が分掌する。

3 配備動員体制

(1) 配備体制

配備区分	配備内容	配備時期	備考
第1非常体制	<p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。</p>	<p>1. 県内に震度4の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</p> <p>4. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想される時。</p>	<p>※左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。</p> <p>本部長：とくしまゼロ作戦課長 本部長：危機管理環境部職員</p>
第2非常体制	<p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第3非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を構ずるものとする。</p>	<p>1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。</p> <p>2. 台風が本県を通過する可能性が高いとき。</p> <p>3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。</p> <p>-----</p> <p>4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。</p> <p>5. 徳島県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>6. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。</p> <p>7. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>8. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>9. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>10. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想される時、または特に大きな被害が予想される時。</p>	<p>※左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。但し、津波警報のみの発表の場合は、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。</p> <p>本部長：危機管理環境部長 本部長：危機管理環境部職員並びに関係課課員 支部長：総合県民局及び東部県土整備局長 支部員：実施班員をあてる</p>
第3非常体制	<p>1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。</p> <p>2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備体制とする。</p>	<p>災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>●自動設置</p> <p>1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>●判断設置</p> <p>1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>4. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。</p> <p>5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>7. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>8. 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>9. その他、多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。</p>	<p>※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。</p> <p>本部長：知事 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長</p>

上記以外に、「徳島県災害対策本部運営規程」第19条により、初動要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 動員体制

ア 動員計画

配備各課（各班）は、各配備体制に応じて必要な人員を動員するものとし、職員の動員順位あるいは連絡方法等については、あらかじめ徳島県災害対策本部運営規程により作成しておくものとする。

〔資料編〕

徳島県災害対策本部運営規程

イ 職員の召集

(ア) 勤務時間内

庁内放送等により、周知するものとする。

(イ) 勤務時間外

職員の召集方法については、固定電話、携帯電話（すだちくんメールを含む。）、その他の方法によるものとする。

なお、職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、速やかに自主参集するものとする。

〔資料編〕

徳島県災害対策本部運営規程

ウ 職員の緊急参集

あらかじめ指定された職員は、勤務時間外において徳島県内に震度4以上の地震が発生した場合、徳島県に津波注意報若しくは津波警報が発表された場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、安全を確保しつつ直ちに勤務場所等に参集し、徳島県業務継続計画（BCP）及び初動体制マニュアル等に基づき所定の行動をとるものとする。

また、徳島県内で震度6弱以上の大規模地震が発生した場合、又は徳島県に大津波警報が発表された場合は、全職員は直ちに勤務場所等に参集するものとする。

なお、交通機関等の途絶、火災、浸水等により勤務場所に参集することが困難な場合は、勤務場所に連絡して指示を受けるか、最寄りの事務所等に参集するものとする。

参集した職員は、参集先の所属長等に対し到着の報告を行い、直ちにその指示に従い必要な業務を実施するものとし、到着の報告を受けた所属長等は参集状況を把握して速やかに災害対策本部（統括司令室 広報・調達部）に報告するものとする。所属長等は、その後の状況によって勤務場所への移動が可能となった場合は、所掌業務の緊急度等を勘案して参集職員の移動を命じることができるものとする。この場合、勤務場所の所属長等に連絡するものとし、移動を命じられた職員は、以後勤務場所の所属長等の指示に従うものとする。

4 応援職員の派遣

知事は、災害応急対策実施のため必要があるときは、関西広域連合及び四国、中・四国各ブロックの広域応援協定若しくは応急対策職員派遣制度に基づき、若しくは地方自治法第252条の17又は法第29条の規定に基づき、国又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するものとする。その際、必要に応じて「徳島県広域防災活動計画」を活用するものとする。

[資料編]

関西広域連合、四国及び中四国各ブロックの広域応援協定書等

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災害対策本部・支部設置		
動員区分	勤務時間内	勤務時間外 ・出張中	備考
本部長 副本部長 本部員 支部長 副支部長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
統括司令室員 本部連絡責任者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
応急対策班 各班要員 各実施班要員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、 配備態勢につく。	
各班・各実施班の要員以外の職員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。	
災害対策本部が自動設置された場合は、全員勤務場所へ登庁する。			

- 注 1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。
 2 動員区分欄は県災害対策本部運営規程による。

第2款 市町村の活動体制

第1 方針

市町村長は、災害において市町村の地域内の防災の推進を図るため、市町村地域防災計画の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を迅速に実施できるよう災害対策組織を整備しておくものとする。

第2 内容

- 1 市町村災害対策本部の組織及び運営については、それぞれの市町村の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、災害の特性を考慮して市町村地域防災計画等の整備を図る。
- 2 勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合が考えられることから、地震発生初期の必要な措置についてあらかじめ定めておき、初動体制の確立を図る。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村災害対策本部の設置基準
- 2 市町村災害対策本部の業務内容
- 3 市町村災害対策本部の組織、運営
- 4 市町村長に事故があった場合の対応
- 5 職員動員の内容
- 6 職員動員の基準
- 7 伝達方法
- 8 その他必要な事項

第3款 指定地方行政機関等の活動体制

県の地域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの機関等が作成する防災業務計画、防災に関する計画等に定めるところにより、災害対策本部等を設置し、職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

第4款 体制の整備

第1 方針

県及び市町村は、平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

第2 内容

1 人材育成等

(1) マニュアルの作成

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等

について徹底を図るものとする。

(2) 人材育成

県は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(3) 人材の確保

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第3節 情報通信

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

第2 内容

1 災害通信連絡系統

災害の発生が予想される時、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底をはかるものとする。

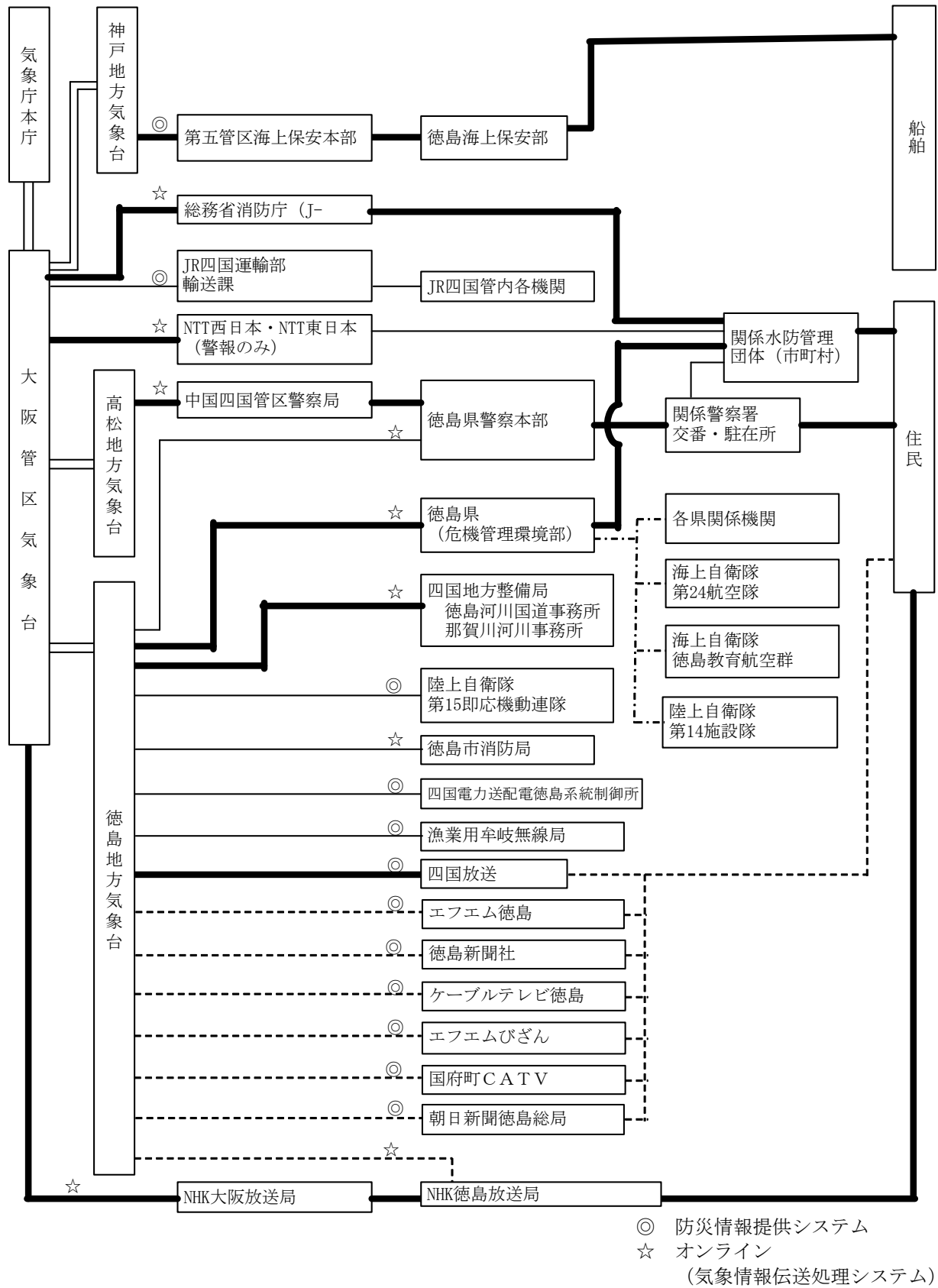
なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県は市町村への通知を義務づけられ、市町村は住民等への周知の措置を義務づけられている。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒情報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県から市町村への通知及び一般への周知を義務づけられている。

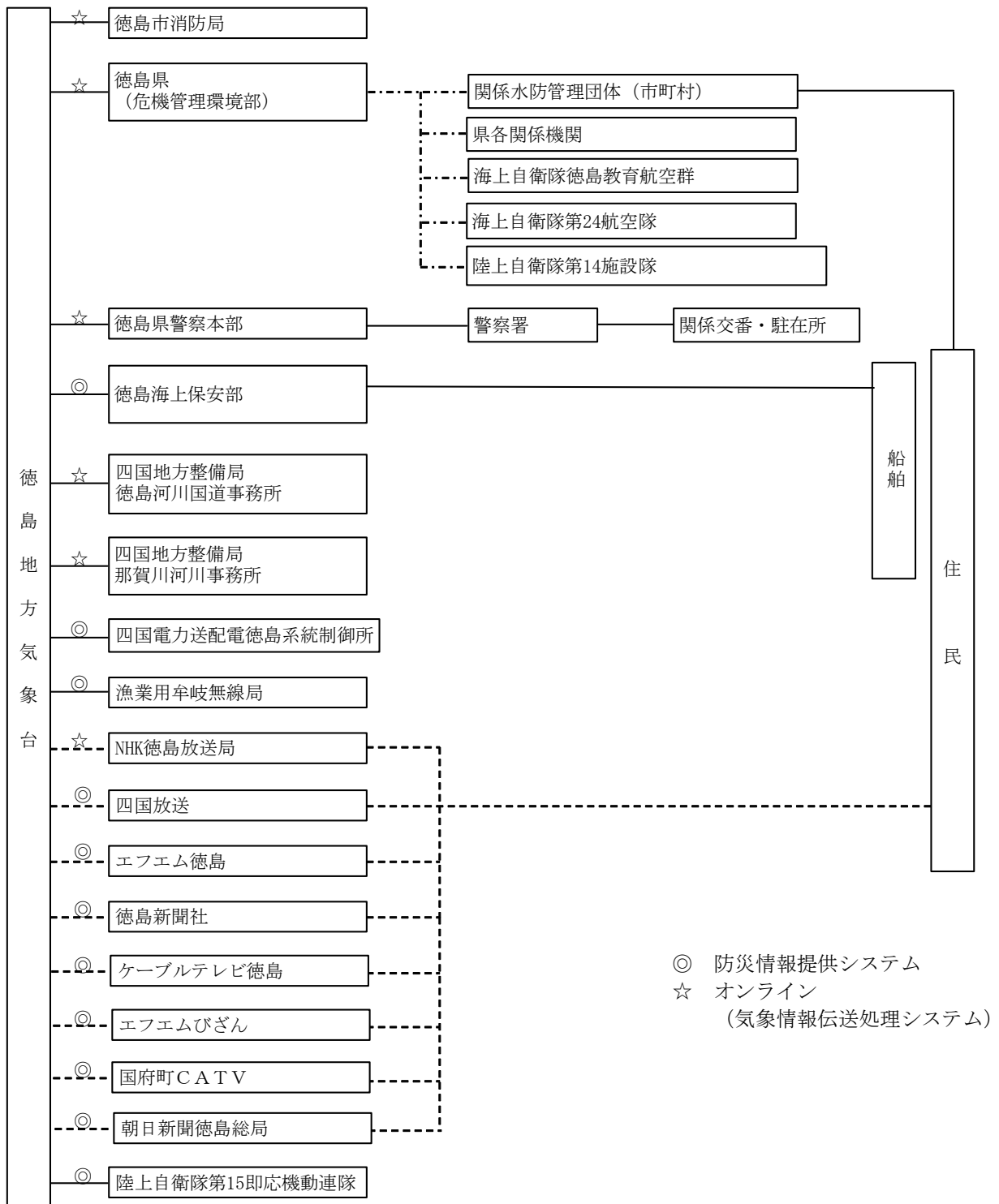
2 伝達系統

大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等、地震・津波、気象に関する情報は、次の伝達系統により伝達する。

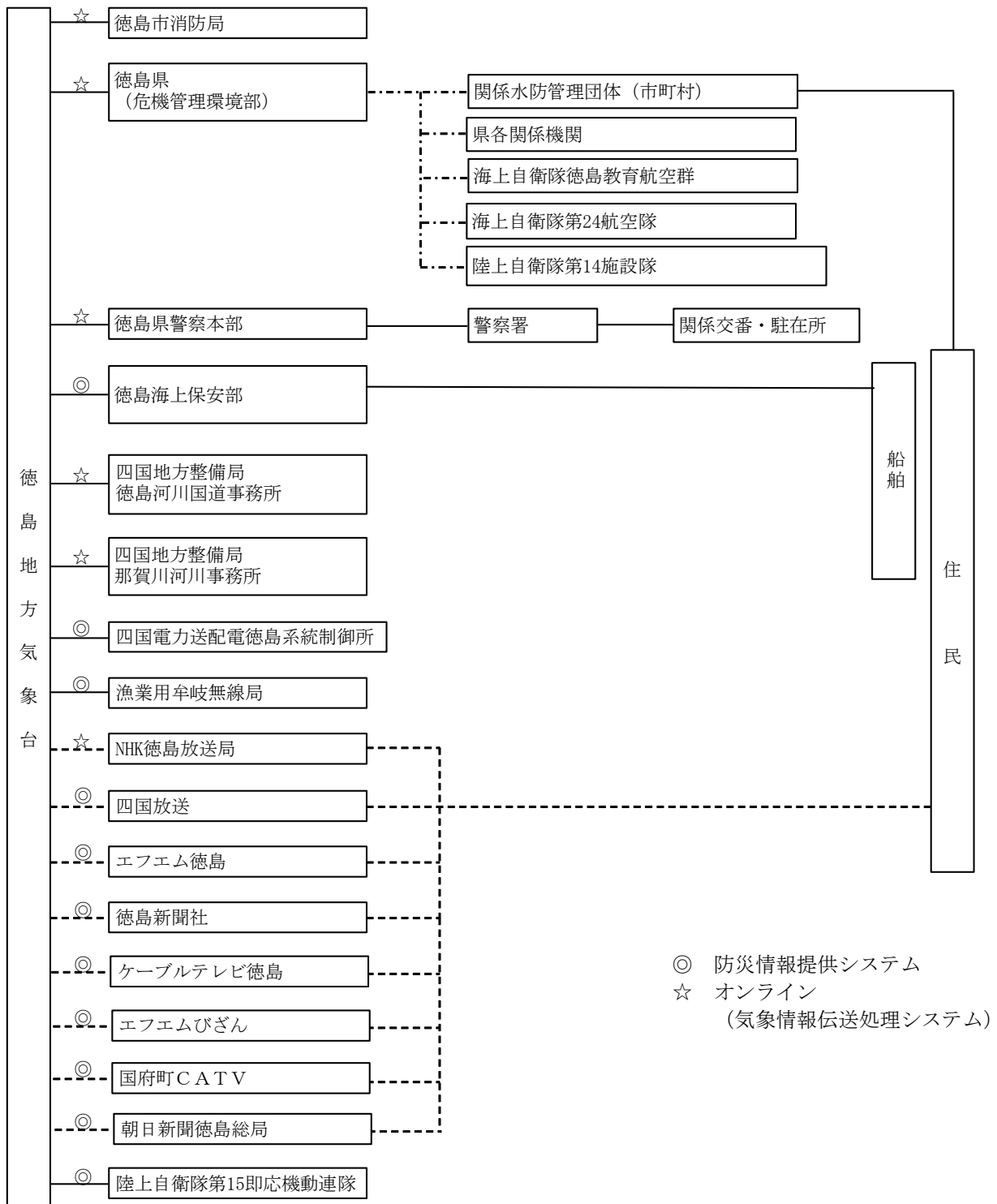
(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



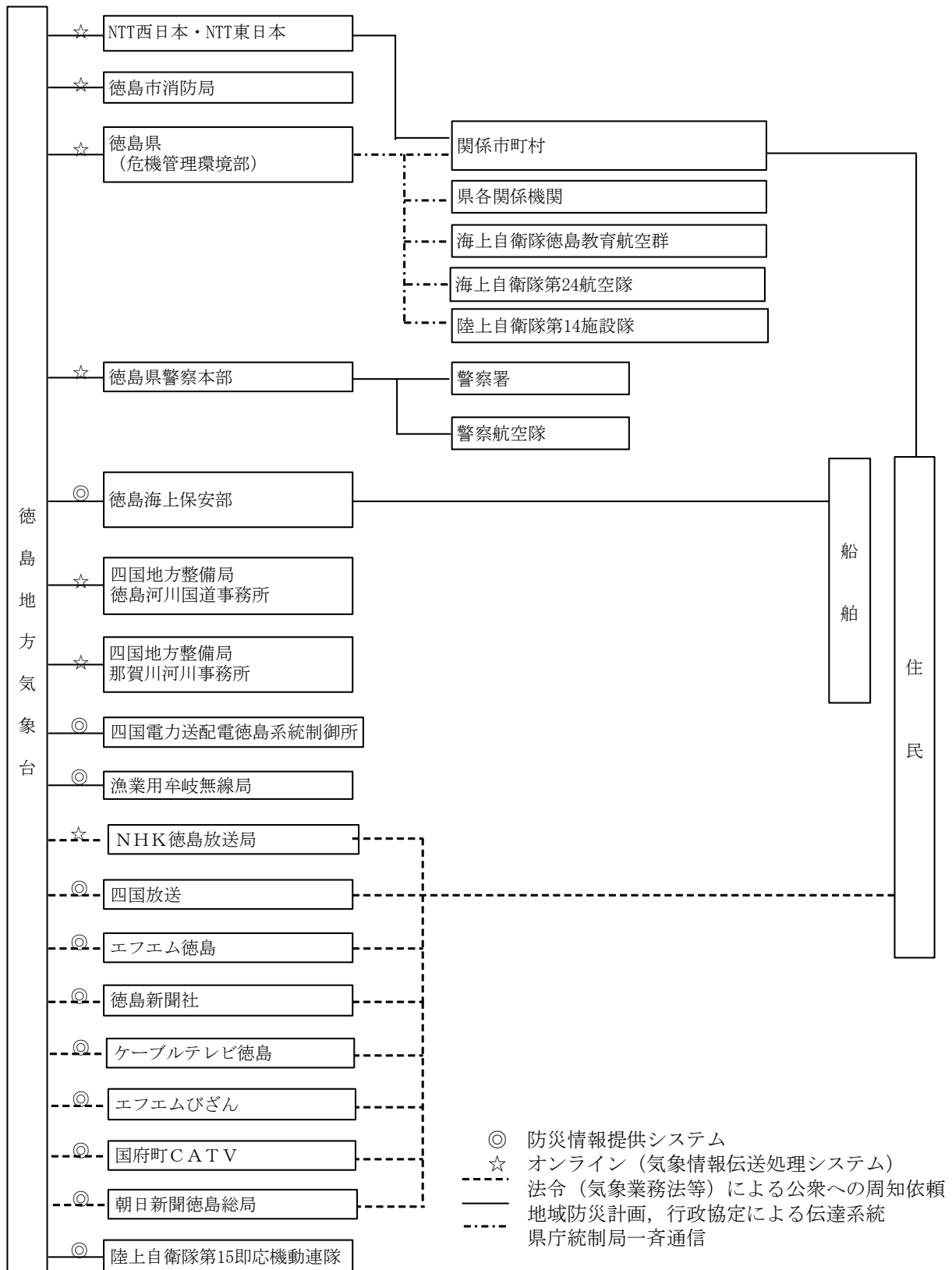
(2) 津波予報，地震・津波に関する情報の伝達系統



(3) 気象に関する特別警報・警報の伝達系統



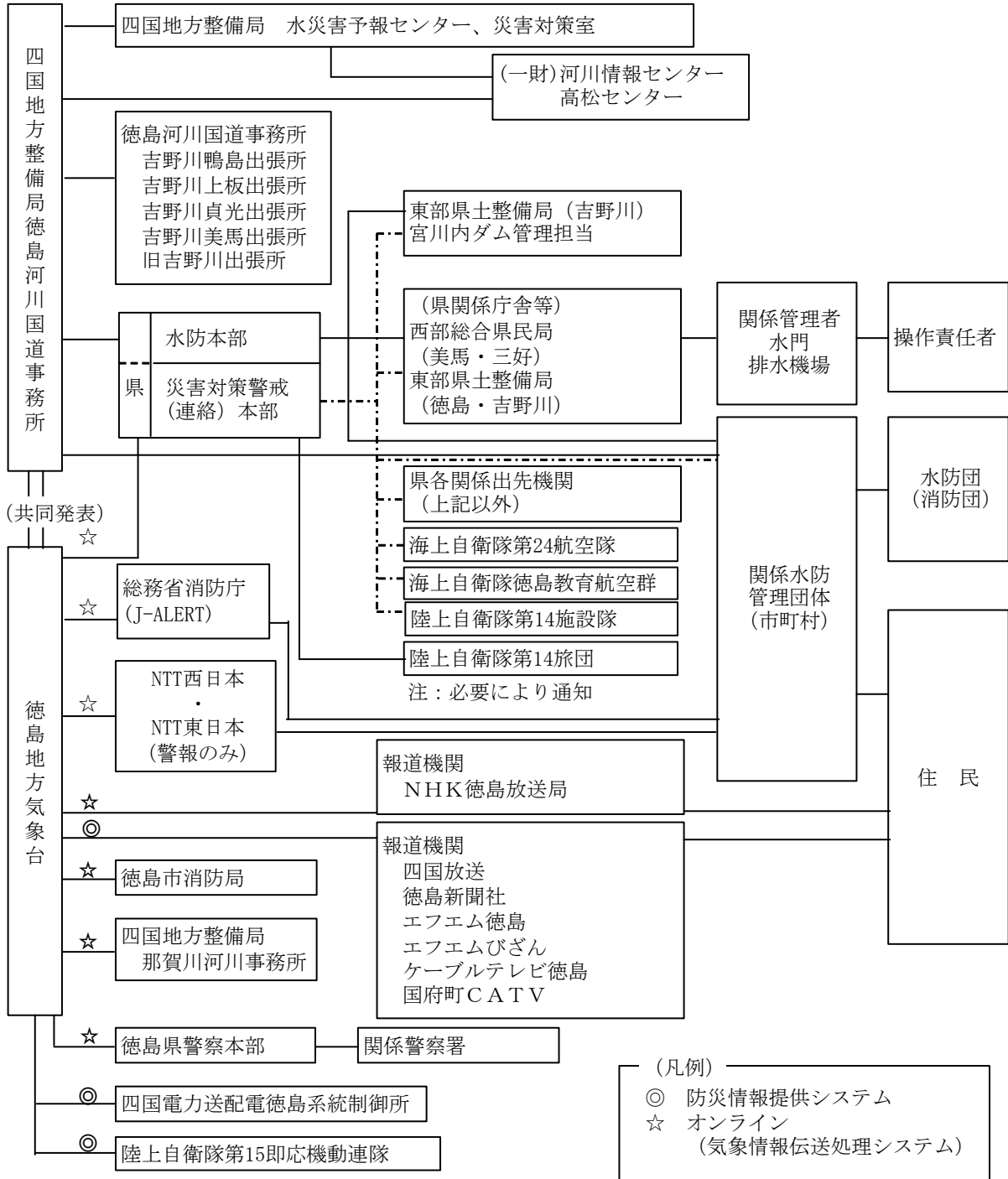
(4) 気象に関する注意報・情報の伝達系統



(5) 指定河川洪水注意報・警報、情報の伝達系統

(徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所・四国地方整備局那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部河川整備課が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報)

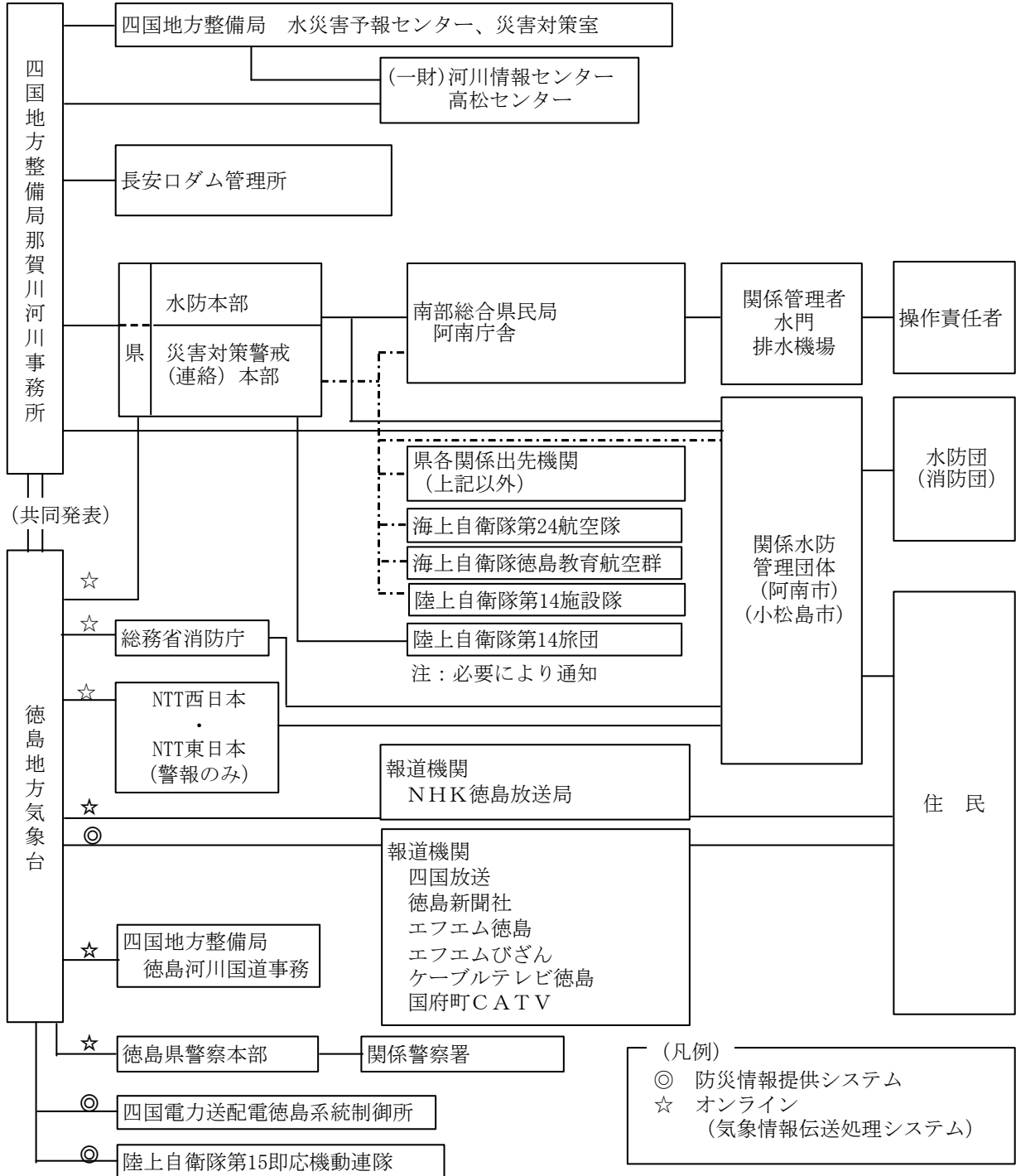
ア 吉野川



(連絡先)

徳島河川国道事務所河川調査課 (通常時) TEL 088-654-9611 FAX 088-654-9613 (災害体制時) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512 マイク 721-560 (休祭日等) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512	徳島地方気象台 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407
---	--

イ 那賀川

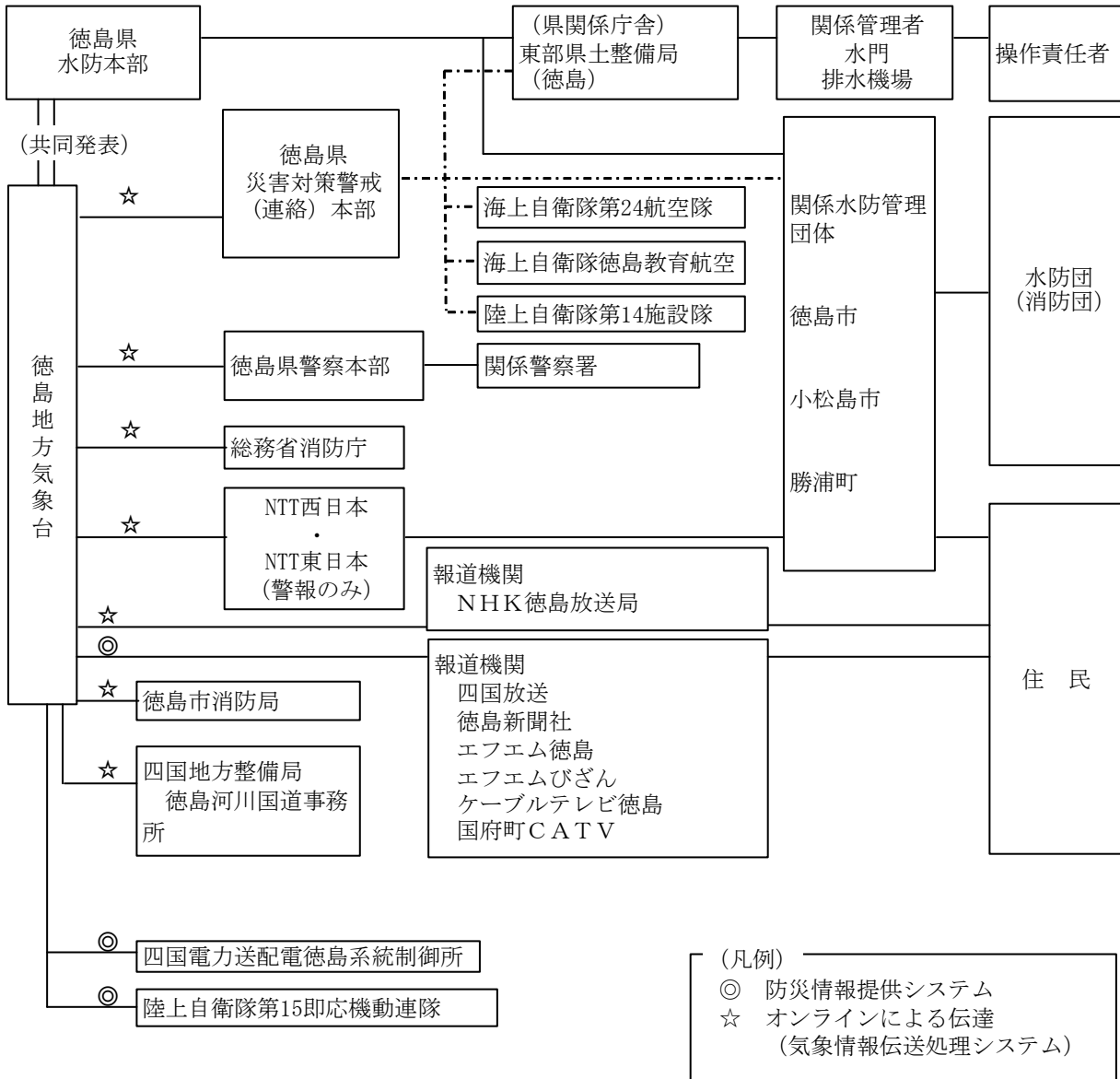


(連絡先)

那賀川河川事務所調査課
 (通常時) TEL 0884-22-6562 FAX 0884-22-7062
 (災害体制時) TEL 0884-22-6461 FAX 0884-22-6919
 マイクロ (TEL)723-560~561 (FAX)723-299
 (休祭日等) TEL 090-4509-0143

徳島地方气象台
 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407

ウ 勝浦川

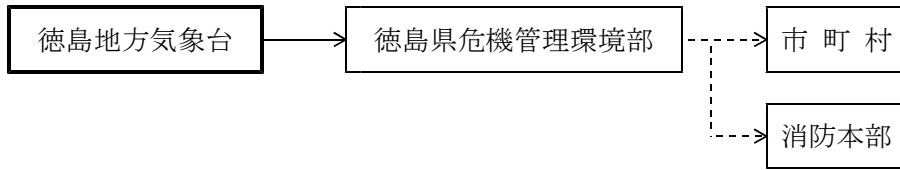


(連絡先)

徳島県水防本部 (河川整備課)
TEL 088-621-2570 FAX 088-621-2870

徳島地方气象台
TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407

(6) ア 火災気象通報の伝達系統



イ 火災警報の伝達系統



注1 火災警報は、市町村長がアの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めたとときに発令することができる。

2 ———>は通知， <==>は連絡。

3 異常な現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

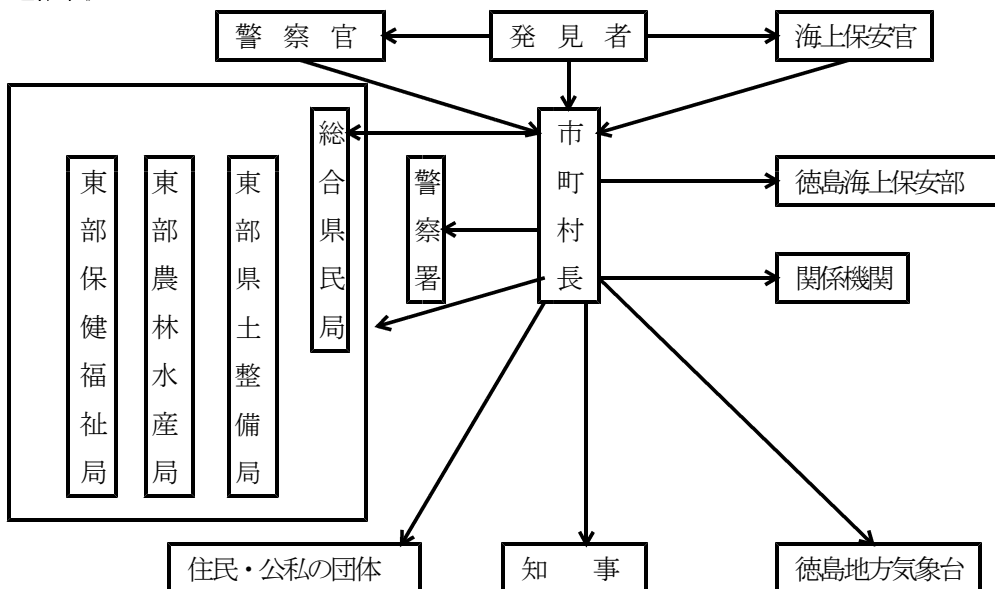
ア 徳島地方気象台

イ 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）

ウ 徳島海上保安部，所管する総合県民局，若しくは東部保健福祉局，東部農林水産局，東部県土整備局の東部局，警察署及びその他の関係機関

- (4) 市町村長は、(3)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

異常現象通報系統



4 災害用通信設備等の運用

防災関係機関は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図るものとする。

(1) 通信連絡系統の整備

各防災関係機関は、災害時における通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から有線及び無線を通じた複数の通信連絡系統を整備しておくものとする。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、N T T支店、営業所及びN T Tドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用することができる。

(3) 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、市町村及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

(4) 防災相互通信無線局の利用

防災相互通信用無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

(5) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

ア 非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4号の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、市町村におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

イ 孤立防止用衛星装置

孤立防止用超小型通信衛星は、一般加入電話が途絶した場合、西日本電信電話株式会社が災害等の情報連絡及び特設公衆電話等に利用するものであり、伊島漁協に常置されている。また、携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害がでた場合、N T Tドコモの災害用専用基地局を稼働し、安定的な通信確保を目指すとともに移動基地局車の運用により、被災個所の孤立化防止に努める。

〔資料編〕 設置場所一覧(無線局局名録)

(6) 放送の要請

知事又は市町村長は、法第55条又は第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

5 南海トラフ地震に関連する情報の通報

徳島地方気象台は、気象庁から以下の「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されたときは、知事に通報するものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

6 津波警報等の伝達

(1) 県及び沿岸市町等の措置

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、県は、総合情報通信ネットワークシステムの自動通信の他、手動通信により沿岸市町等に予報を正確かつ確実に伝達するとともに、次の指示確認事項を徹底する。

ア 大津波警報・津波警報・注意報の再伝達

イ 住民、観光客、釣り客及びドライバー等可能な限り広範に周知徹底を行うこと。

ウ 気象台からの情報、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意すること。

エ 地域防災計画に基づく、市町の連絡・配備体制をとること。

オ 潮位の異常等があれば、県に連絡すること。

沿岸市町等は、大津波警報・津波警報・注意報又は避難指示を防災行政無線や広報車等により、正確かつ確実に住民、観光客、釣り客及びドライバー等可能な限り広範に周知徹底するものとする。

〔資料編〕 津波警戒の広報文例

(2) 徳島海上保安部が行う措置

ア 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、警告等表示盤等により周知する。

イ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

ウ 被害が予想される沿岸地域の住民や海水浴客等に対しては、船艇・航空機等を巡回させ、拡

声器，警告等表示盤等により周知する。

(3) 津波の自衛措置

ア 津波警報等が発表された場合，状況に応じ，安全を確保の上で，高所などからの海面監視や情報収集を行い，被害を伴う津波の発生が予想されるときは，市町村長は住民等に対して避難指示を伝達するなど必要な措置をとるものとする。

イ 市町村長は，避難対策として，強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては，津波警報等を迅速に知るために，少なくとも1時間以上，ラジオ・テレビ（NHK・四国放送は放送終了後でも臨時に放送する）を聴取する責任者を定めておくものとする。

なお，迅速な津波対策を図るため，衛星系等からの情報による職員参集システムの整備に努めるものとする。

(注)	NHK徳島放送局のラジオ第1放送	_____	9 4 5 K H z
	〃	第2 〃 (大阪)	_____ 8 2 8 K H z
	〃	F M 〃	_____ 8 3 . 4 M H z
	〃	デジタルテレビ総合	_____ 3 4 c h
			(リモコンでは3)
	〃	デジタルテレビ教育	_____ 4 0 c h
			(リモコンでは2)
	NHK大阪放送局のラジオ第1放送	_____	6 6 6 K H z
	四国放送のラジオ	_____	1 2 6 9 K H z
	四国放送のFM補完放送	_____	9 3 . 0 M H z
	四国放送のデジタルテレビ	_____	3 1 c h
			(リモコンでは1)
	エフエム徳島	_____	8 0 . 7 M H z
	エフエムびざん	_____	7 9 . 1 M H z

[資料編]

注意報，警報，地震情報等伝達系統図(徳島県総合情報通信ネットワークシステム)

津波警報伝達系統図(N T T)，津波警戒の広報文例

徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成

県警察関係通信系統図

無線局局名録

災害時における放送要請に関する協定(日本放送協会)

- 〃 〃 (四国放送(株))
- 〃 〃 ((株)エフエム徳島)
- 〃 〃 ((株)エフエムびざん)

第4節 災害情報の収集・伝達

【実施機関：防災関係機関】

防災関係機関は災害時において、効果的に応急対策を実施するため、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

また、県は収集した情報を一元的に集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有するとともに、調整を行う。

第1款 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

第1 方針

防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

第2 内容

1 情報の収集・伝達

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集し、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 情報の内容

(1) 県及び市町村

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体保護に関連あるものを優先するものとする。

ア 緊急要請事項

イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）

ウ 被害状況

エ 災害応急対策実施状況

オ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）

カ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策

キ 避難状況

ク 医療救護活動状況

ケ 住民の動静

コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) その他の防災機関

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込み等

3 情報の収集方法

防災関係機関は、航空機、ヘリコプター、各種無線通信設備、衛星通信、衛星画像などの先進防災技術を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの被害状況の把握等への積極的な活用に努める。

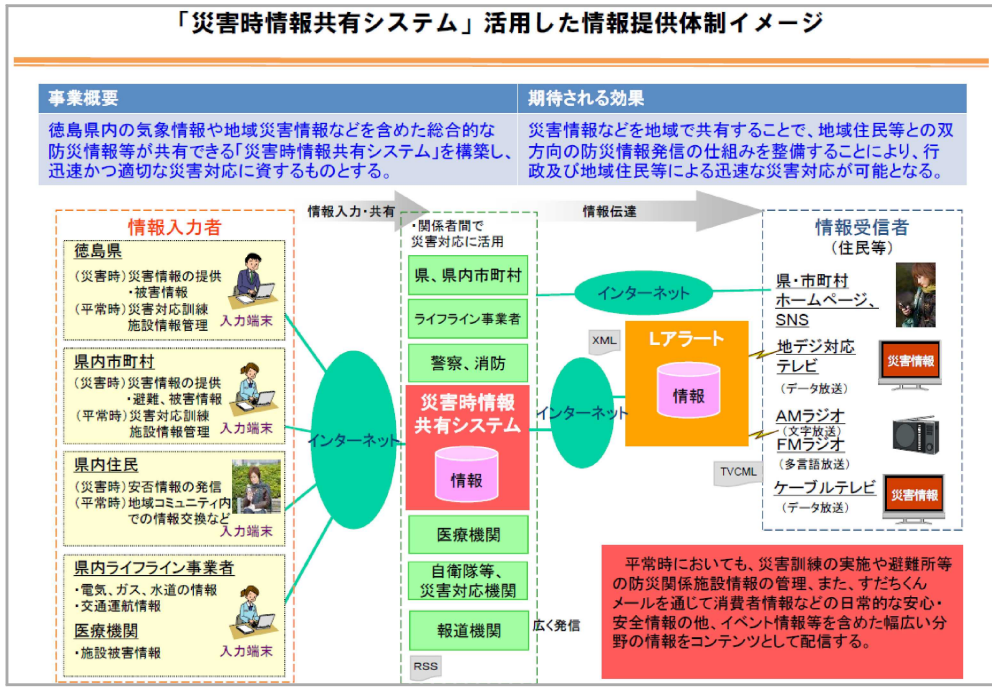
- (1) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、情報収集を行う。
- (2) 県は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）との「徳島県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定」に基づき、災害状況の把握においてJAXAと連携し、衛星画像を効果的に活用する。
- (3) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、関係機関は県に連絡するものとする。
- (4) 防災関係機関は、被害状況を早期に把握するため、同時多発の火災等による119番通報の殺到状況の確認、活用に努める。

また、広報資料の収集には、以下について努める。

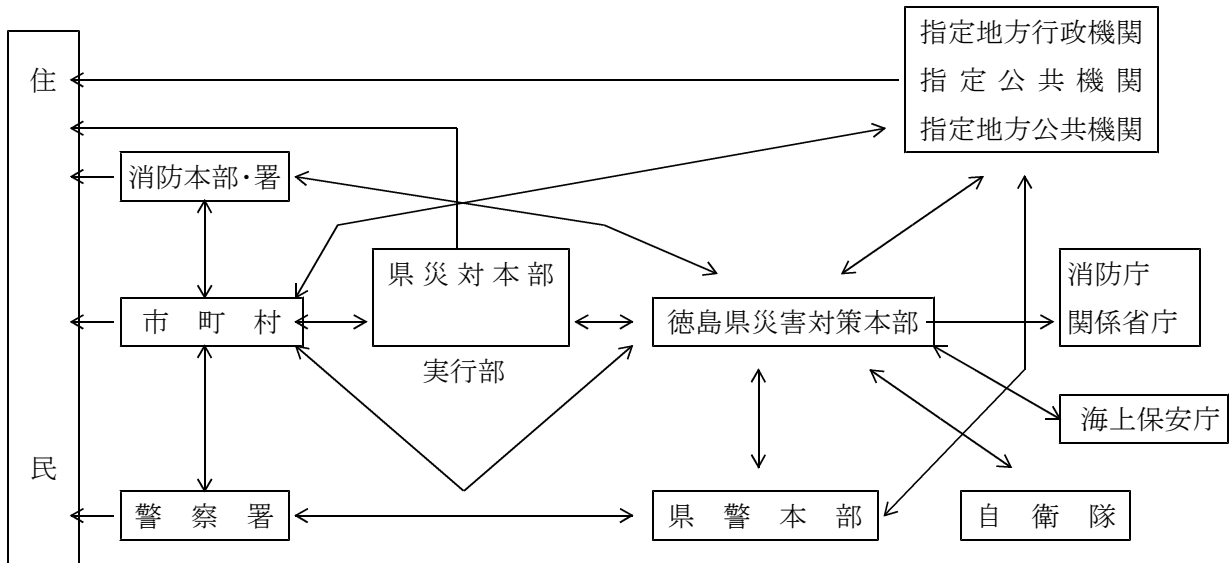
- ア 状況に応じ写真班をおき、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- イ 本部各部班、支部及び現地災害対策本部あるいは市町村本部で撮影した災害現場写真を収集する。

4 情報の収集、伝達系統

県及び市町村の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。



【情報の一般的収集、伝達系統図】



第2款 被害状況の報告要領

第1 方針

防災関係機関は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画に定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて関係機関等に報告するとともに、災害応急に関する措置事項及び今後の措置事項についても報告する。

第2 内容

1 報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）に報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、火災・災害等即報要領により行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (8) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (9) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (10) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

〔資料 編〕 火災・災害等即報要領

2 調査実施者

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに市町村の管理する施設については市町村、県の管理する施設については県が調査し、次に掲げるライフライン関係機関等も管理施設を調査の上、県及び市町村等へ連絡協力するものとする。

四国旅客鉄道株式会社徳島保線区

西日本電信電話株式会社徳島支店

株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店

KDDI株式会社四国総支社

ソフトバンク株式会社

四国電力株式会社

四国電力送配電株式会社

四国ガス株式会社徳島支店

一般社団法人徳島県エルピーガス協会

阿佐海岸鉄道株式会社

3 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害速報
災害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

4 報告の方法

- (1) 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。
- (2) 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。
- (3) 確定報告は必ず同別紙様式により文書で報告するものとする。

5 報告責任者

各機関の長、県警察本部長並びに市町村長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

6 市町村長の措置

- (1) 市町村長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- (2) 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。
- (3) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

7 知事の措置

- (1) 市町村長等からの報告に基づき、災害対策基本法第53条第2項の規定により、知事は内閣総理大臣（消防庁経由）に対し被害状況を報告するものとする。
- (2) (1)の報告については、消防組織法第40条に基づく火災報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- (3) 報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとする。

- (4) 被害の状況により必要があると認めるときは、東京本部を通じ中央各省庁にも逐次電話にて報告するものとする。
- (5) 確定報告は応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ国（消防庁）に提出するものとする

連絡窓口	
消防庁	
平日(9:30~18:15)	応急対策室
	TEL 03-5253-7527
	FAX 03-5253-7537
	消防防災無線
	TEL 7-943-90-49013
	FAX 7-943-90-49033
	衛星系 TEL 7-90-048-500-90-49013
	FAX 7-90-048-500-90-49033
平日(9:30~18:15)以外	宿直室
	TEL 03-5253-7777
	FAX 03-5253-7553
	消防防災無線 TEL 7-943-90-49102
	FAX 7-943-90-49036
	衛星系 TEL 7-90-048-500-90-49102
	FAX 7-90-048-500-90-49036
徳島県危機管理環境部	
	TEL 088-621-2716
	FAX 088-621-2987
	県ネットワーク無線 TEL 7-088-621-9500
	FAX 7-088-621-9366

第3款 行政機能の確保状況の把握

第1 方針

市町村は、大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告し、県は、市町村からの報告を直ちに総務省に報告する。

第2 把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防第51号消防庁次長通知）に基づき、市町村は、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより県（市町村課）に報告することとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 災害情報の収集・伝達系統（住民含む）
- 2 応急対策の指示伝達系統
- 3 県・国等への災害情報の報告系統（災害時情報共有システム含む）及び応援要請系統
- 4 その他必要な事項

第5節 災害広報

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，秘書課），西日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，四国電力(株)，四国電力送配電(株)，四国ガス(株)，四国放送(株)，(株)エフエム徳島，(一社)徳島県エルピーガス協会，阿佐海岸鉄道(株)，楽天モバイル株式会社】

第1 方針

災害時における県民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑，かつ効果的に実施するための災害広報は，本計画の定めるところによるものとする。

県，市町村及び防災関係機関は，被災者のニーズを十分把握し，災害の状況に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況，医療機関，スーパーマーケット，ガソリンスタンド等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，女性，障がい者等要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者，在日外国人，訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮し，ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に，停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し，配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるものとする。

第2 内容

1 県が実施する広報

市町村その他の防災機関から収集した情報及び自ら収集した情報を総合的に分析し，関係機関と連絡調整して速やかに災害広報を行う。

なお，災害時における広報については，わかりやすく十分に伝わるような広報に努めるものとする。

(1) 広報事項

報道機関に対する情報発表及び県民に対する広報の内容は，次のとおりとする。

- ア 被害状況の概要
- イ 一般住民，被災者に対する協力要請及び注意事項
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 交通規制の状況に関すること。
- オ 災害発生の地域，規模等に関すること。
- カ 被害状況及び復旧見込みに関すること。
- キ 防災機関の防災体制及び措置に関すること。
- ク 災害に関する注意報，警報及び指示等に関すること。
- ケ 人心の安定，被害の防止等に関すること。
- コ その他災害に関して県民に広報すべきこと。

(2) 広報の方法

県民に対する広報実施の方法は、次によるものとする。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対して十分配慮する。

ア 防災行政無線、ケーブルテレビ等による広報を要請する。

イ 消防防災ヘリコプターを活用し、広報を行う。

ウ 新聞、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ等報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、協力を要請する。

エ インターネットや携帯電話を活用し、広報を行う。

オ 広報車による移動広報を行う。

カ 広報紙、ポスター等の配布、掲示による広報を行う。

(3) 国会及び各省庁等に対する広報

国会及び各省庁等に対して迅速に災害情報及び資料等を提出して災害の実態を訴えるものとする。

2 市町村が実施する広報

市町村が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

(1) 災害時における市町村民の注意事項

(2) 災害に係る情報及び被害の状況の周知

(3) 市町村等の実施しつつある災害対策の概要

(4) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知

(5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得

(6) 指定避難所の開設状況や混雑状況

(7) 災害復旧の見通し

(8) 電気ガス水道供給の状況

(9) その他必要事項

3 放送

放送は、居住者等及び観光客等へ情報を正確かつ迅速に伝達するために不可欠のものである。

このため、放送事業者は津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、県その他関係防災機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等を伝達するとともに、防災関係機関や居住者及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定めるものとする。

- (1) 日本放送協会徳島放送局，四国放送株式会社，株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざん

災害時又は災害の発生が予想される場合，日本放送協会徳島放送局にあつては災害関連番組を機動的に編成し，また，四国放送株式会社，株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざんにあつては状況に応じて特別番組の編成等を行い，災害時の混乱を防止するとともに，県その他関係防災機関からの災害の通報事項に対しては，的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。

4 指定地方行政機関，指定地方公共機関その他の防災機関が実施する広報

指定地方行政機関，指定地方公共機関その他の防災機関は，各防災業務計画等に定めるところにより，災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は，それぞれの措置を講じるものとし，県，市町村から災害広報資料の提出を依頼されたときは，これに協力する。

- (1) 西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社N T T ドコモ 四国支社 徳島支店
広報車及び報道機関等を通じ，被害の復旧見通し及び通話の疎通状況等について県民への周知に努める。
- (2) 西日本高速道路株式会社徳島高速道路事務所及び本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター
被害箇所の復旧見通しや道路の通行状況については，情報板及び道路交通情報センターを通じ広報する。
また，災害時において，県及び市町村から災害広報資料の提出を依頼されたときは，これに協力する。
- (3) 四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社
被害箇所の復旧見通し及び輸送の状況について，駅内の掲示板，案内所等へ掲示するとともに報道機関を通じ県民への周知を図る。
また，県及び市町村から災害広報資料の貼付を依頼されたときは，これに協力する。
- (4) 四国電力株式会社，四国電力送配電株式会社
広報車及び報道機関等を通じ，被害箇所の復旧見通しや感電・障害事故防止について県民への周知に努める。
- (5) 四国ガス株式会社
広報車及び報道機関等を通じ，被害箇所の復旧見通し及びガス漏れによる事故防止について県民への周知に努める。
- (6) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
広報車及び報道機関等を通じ，被災箇所の復旧見通し及びL P ガス漏れによる事故防止について県民への周知に努める。

〔資料編〕

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

災害時における放送要請に関する協定

日本放送協会の災害報道体制

四国放送非常事態対策要綱

エフエム徳島非常事態対策要綱

5 広聴活動

各防災機関は、災害時には、被災住民、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、相談窓口等を設置し、適切な応急対策の推進に努める。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 広報資料の収集方法
- 2 住民に対する広報の方法
- 3 その他必要な事項

第6節 自衛隊災害派遣要請

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部），自衛隊】

第1 方針

自衛隊に対する災害派遣要請は，本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし，かつ事態がやむを得ない場合で，おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

- (1) 被害状況の把握
車両，船舶，航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導，輸送等
- (3) 行方不明者，傷病者等の搜索救助
死者，行方不明者，傷病者等の搜索救助（ただし，緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合）
- (4) 水防活動
堤防護岸の決壊に対する土のうの作成，積み込み及び運搬
- (5) 道路，水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去，道路，鉄道路線上の崩土等の排除（ただし，放置すれば人命，財産の保護に影響すると考えられる場合）
- (6) 応急医療・救護及び防疫支援
被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は，県又は市町村が準備）
- (7) 人員物資の輸送
緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合，救急患者，医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 炊飯及び給水の支援
被災者に対する炊飯，給食及び入浴支援
- (9) 危険物等の保安，除去
能力上可能なものについて火薬類，爆発物等の保安措置及び除去
- (10) 消火活動
火災に対して，消防機関に協力しての空中及び地上消火活動
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与
- (12) その他
必要により，自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援，宿泊支援等）

2 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長(香川県善通寺市)
- (2) 陸上自衛隊第14施設隊長(阿南市)
- (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令(板野郡松茂町)
- (4) 海上自衛隊第24航空隊司令(小松島市)

連絡窓口	
第3部	TEL:0877-62-2311 内線2235、2236、2237 防災無線TEL:90-037-200-466-502 (防衛班)
隊本部	TEL:0884-42-0991 内線230 防災無線TEL:425**1
司令部	TEL:088-699-5111 内線3213 防災無線TEL:355(当直室)
幕僚室	TEL:0885-37-2111 内線213 防災無線TEL:397**1(当直室)

3 災害派遣要請要領

- (1) 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定書(別冊資料編添付)に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、市町村長は知事に対し、知事は自衛隊の部隊の長に対し、状況判断に必要な情報を速やかに提供するものとする。
- (3) 知事は、災害派遣要請の必要があるとき、次の事項を記載した文書により自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫し、文書で要請するいとまのないときは、電信・電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

<記載事項>

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (4) 市町村長は、災害派遣の必要があるとき、知事に対し前記3号に掲げる項目の内容を記載した文書により災害派遣要請を要求するものとする。

ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (5) 市町村長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により知事に対し前記4号に掲げる要求を行うことができないときは、直接自衛隊にその旨及び災害の状況を通知するものとする。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、市町村長は、上記通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

4 災害派遣部隊等の業務

災害派遣部隊等は、知事及び当該市町村長、県警察、消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し、応急措置の実施に努めるものとする。

5 受入れ体制の整備

- (1) 知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。
- (2) 知事及び市町村長が自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。
 - ア 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
 - イ 派遣部隊の活動に対する協力
 - ウ 派遣部隊と県及び市町村の連絡調整

6 自衛隊との連絡調整

知事は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合は、各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとる。また、自衛隊の派遣要請を行った場合は、必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

7 派遣部隊等の撤収要請

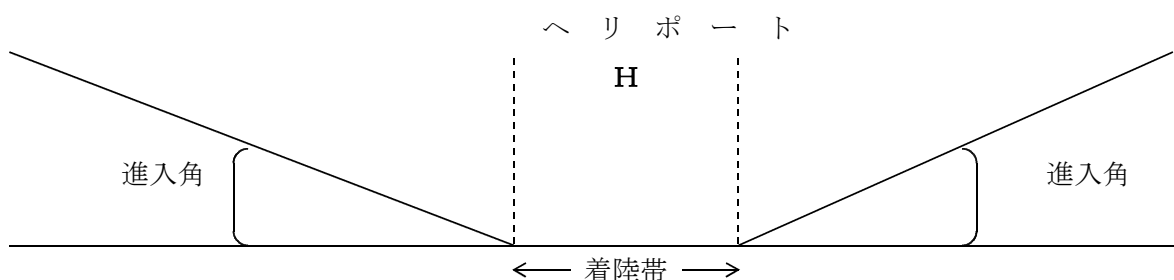
知事は、派遣部隊等が派遣目的を達したときは、派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行う。この場合、当該市町村及び派遣部隊の長と協議する。

8 災害対策用ヘリポートの設置

市町村長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。

選定要領は次のとおりとする。

- (1) 地表面は平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。
- (3) 所要の地積があること。



ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯 (直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30 m	10°	ヘリポートの外縁から50 m以内に10 m以上の障害物がないこと。
中型 "	50 m	8°	ヘリポートの外縁から70 m以内に10 m以上の障害物がないこと。
大型 "	100 m	6°	ヘリポートの外縁から100 m以内に10 m以上の障害物がないこと。

[資料編]

市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

- (4) 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。
- (5) ヘリポートの標示をすること。
 - ア 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。または、発煙筒を用意すること。
 - イ 着陸地点に石灰、白布等で H または、O の記号を標示すること。
 - ウ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。
- (6) 危険防止に留意すること。
 - ア 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
 - ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。
- (7) 生存者の使用する対空目視信号は次によること。
 - ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。
 - ※ 生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油等で汚すことによって地上に標識をつけたりするものがある。
 - イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
 - ウ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

[資料編]

災害派遣に関する徳島県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する協定書

徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定書

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 派遣要請要綱
- 2 任務分担
- 3 その他必要な事項

第7節 防災関係機関応援要請

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

災害時には各防災関係機関がおのの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期すものとする。そのため、各機関は平素から法令又は本計画の定めるところにより関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

また、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第2 内容

1 資料の相互交換

県、市町村及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

2 応援等の要請

(1) 市町村の応援要請等

ア 他の市町村への応援要請

市町村長は、当該市町村の応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第67条)

イ 県への応援要請等又は職員派遣のあつせんの要請

市町村長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあつせんを県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

a 災害救助法の適用

- (a) 災害発生の日時及び場所
- (b) 災害の原因及び被害の状況
- (c) 適用を要請する理由
- (d) 適用を必要とする期間
- (e) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (f) その他必要な事項

b 被災者の他地区への移送要請

- (a) 移送要請の理由
- (b) 移送を必要とする被災者の数
- (c) 希望する移送先
- (d) 被災者の収容期間

c 県の応援要請（徳島県職員災害応援隊等の出動要請を含む）又は災害応急対策の実施の

要請 (法第68条)

- (a) 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
- (b) 応援を希望する物資，資材，機材，器具等の品名及び数量
- (c) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
- (d) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
- (e) その他必要な事項

d 自衛隊災害派遣要請の要求(法第68条の2)

第6節自衛隊災害派遣要請によるものとする。

e 指定地方行政機関，他の市町村，都道府県等の職員派遣のあっせんを求める場合

(法第30条)

- (a) 派遣のあっせんを求める理由
- (b) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (c) 派遣を必要とする期間
- (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (e) その他参考となるべき事項

ウ 指定地方行政機関の長，他の市町村，都道府県等に対する職員の派遣要請(法第29条，地方自治法第252条の17)

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

エ 被災市町村への支援

県は，大規模な災害の発生に伴い市町村と連絡を取ることができない場合，その他必要と認める場合には，当該市町村からの要請を待たずに市町村災害対策本部や災害現場に徳島県職員災害応援隊等を派遣し，必要な支援を行う。

被災市町村に派遣された職員は，災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに，その状況に応じて，被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し，関係省庁及び都道府県との情報共有を図り，必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，被災地方公共団体等は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (ア) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (イ) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (ウ) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (エ) 前3号に掲げるもののほか，緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

(2) 県の応援要請等

知事は，災害時において，他機関の円滑な協力が得られるよう相互応援協定の締結，あるいは

事前協議や「徳島県広域防災活動計画」の配布等により協力体制を確立しておくものとし、指定行政機関、他の都道府県等の応援を求め、又は応急措置の実施を要請しようとするときは、次に掲げる所要事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理する。

ア 自衛隊災害派遣要請を行う場合

第6節自衛隊災害派遣要請による。

イ 指定行政機関の長若しくは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請(法第70条)

他府県知事等に対する応援の要請(法第74条)

- (ア) 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を求める理由
- (イ) 応援を必要とする活動の具体的内容
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- (オ) その他必要な事項

ウ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、他府県知事等に対する職員の派遣要請(法第29条、地方自治法第252条の17)

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) その他必要な事項

エ 相互応援協定に基づく他府県との応援

それぞれの災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援の要請または、応援を行う。
(応援内容及び連絡窓口については、資料編参照)

(ア) 関西広域応援・受援実施要綱

a 応援の要請

本県が被災し、応援が必要な場合、関西広域応援・受援実施要綱に基づき、関西広域連合広域防災局に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、電話又は電子メール等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

b 応援方式

原則として、被災府県に応援府県を割り当てるカウンターパート方式により支援する。

c 緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣

各府県の被災状況等からカウンターパートが想定できるときは、当該被災府県を応援することとなると考えられる応援府県が、カウンターパートが想定できないときは、被災府県までの予測移動時間が短い応援府県緊急派遣チームを派遣し、支援する。

d 受援体制の整備

県及び市町村は、広域連合及び応援府県からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

- (イ) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定
- (ウ) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
 - a カウンターパート制による相互支援

予め支援相手を定めたカウンターパート制により、災害等発生後、速やかに連絡員を派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を円滑かつ迅速に開始する。

○中国・四国のカウンターパート

グループ1	鳥取県・徳島県
グループ2	岡山県・香川県
グループ3	広島県・愛媛県
グループ4	島根県・山口県・高知県

- b 四国4県広域支援本部の設置

被災状況に応じた、よりの確な支援を行うため、「四国4県広域支援本部」が四国ブロック内各県並びに中国ブロック及び全国知事会等と調整する。

- (エ) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定
- (オ) 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
 - a 県を挙げた相互応援体制の構築

両県の市町村をはじめ、企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力による全県的な相互応援体制を構築する。

- b 相互応援活動要領の策定

平常時及び危機事象発生時の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援や物資・資機材等の提供などに係る「応援・受援計画」を定めた相互応援活動要領を策定する。

- (カ) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (キ) 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (ク) 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (ケ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

オ 日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島及び株式会社エフエムびざんに対する放送要請(法第57条)

- (ア) 放送要請の理由
 - (イ) 放送事項
 - (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
 - (エ) その他必要な事項

カ 指定行政機関の職員の派遣あっせんを内閣総理大臣に求める場合(法第30条)

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
 - (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の条件
 - (オ) その他必要な事項

(3) 消防機関の応援要請

ア 応援要請

- (ア) 市町村の応援要請

市町村は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

(4) 県の応援要請

県は、災害時において県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、災害発生市町村の消防の応援等（緊急消防援助隊の応援、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定める広域航空消防応援等）を要請する。

イ 緊急消防援助隊の迅速出動

次の場合は、前記の県からの要請を待たずに「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、緊急消防援助隊が出動する。

- (ア) 徳島県を震央とする震度6弱以上の地震が発生するかまたは徳島県に大津波警報が発表された場合
- (イ) 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による想定震源域内を震源とし、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県及び高知県の6県中2以上の県で震度6弱（政令指定都市については震度5強）以上の地震が発生した場合
- (ウ) 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、かつ、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合

ウ 応援受入体制の確保

県は消防庁長官から、緊急消防援助隊が出動した旨の通知を受けたときや、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」による緊急消防援助隊の出動が見込まれるときは、代表消防機関やその他の消防機関とともに「徳島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受入体制を確保する。

また、その際、県内に災害発生市町村が2以上あるとき、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行う。

なお、災害発生市町村が1の場合であっても、知事が必要と認める場合は、消防応援活動調整本部を設置するものとする。

(4) 警察災害派遣隊等の応援要請

県公安委員会は、県内の警察力をもってしても対処できないと認めるときは、警察庁又は他の都道府県公安委員会に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請(法第80条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする期間及び場所

エ 応援を必要とする活動の具体的内容

オ その他必要な事項

3 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関の協力業務の内容は、第1章第9節防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。

ウ 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとし、県は各機関の間において相互協力の斡旋をする。

(2) 協定の締結

ア 平常時から国、県及び市町村関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

イ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

(3) 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(4) 経費の負担

ア 国又は他都道府県から市町村又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによる。

イ 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

4 公共的団体等との協力体制の確立

県及び市町村並びに関係防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

(1) 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、徳島県水難救済会、森林組合、中小企業等協同組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、アマチュア無線クラブ等。

(2) 協力体制の確立

県の各部局並びに市町村は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- イ 災害時における広報等に協力すること
- ウ 出火の防止、初期消火に協力すること
- エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること

(3) 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 知事等に対する応援要請
- 2 他の市町村長に対する応援要請
- 3 応援協定に基づく応援要請
- 4 その他必要な事項

第8節 災害救助法の適用

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部）】

第1 方針

災害に際し，食料品その他生活必需品の欠乏，住居のそう失，傷病等によって悩む被災者に対し，その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は，本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い，市町村長がこれを補助する。

ただし知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は，市町村長が行う。

2 適用条件・基準

この法による救助は，市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし，同一原因による災害により，市町村の被害が一定の程度に達した場合で，かつ，災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし，おおむね次のとおりとする。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）

ア 当該市町村の区域内の人口に応じ，本県の災害救助法適用表（次表）の令第1号第1項第1号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

イ 徳島県の区域内の人口に応じ，1,000世帯以上の住家が滅失した場合で，当該市町村の区域内の人口に応じ，本県の災害救助法適用表（次表）の令第1条第1項第2号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ 徳島県の区域内において，5,000世帯以上の住家が滅失した場合で，当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で，かつ，多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において，災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」，「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され，当該本部の所管区域が告示されたとき，当該所管区域内の市町村の区域内において，当該災害により被害を受けるおそれがあり，現に救助を必要とする者がいるとき。

3 適用手続

(1) 市町村

市町村長は，当該市町村における災害が前記2「適用条件・基準(1)災害が発生した段階での災

害救助法の適用（法第2条第1項）」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

(2) 県

知事は、市町村長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに適用し、速やかに公示する。

また、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市町村長に救助の委任を行う。この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町村長に通知する。なお、災害救助法を適用した場合は、内閣府に情報提供する。

災害救助の主な事務のあらまし

順 序	内閣府	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・速やかに被害状況を知事に情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・日本赤十字社等関係機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県から委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
（必要に応じ）特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

4 災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表のとおりであるが，やむを得ない特別の事情があるときは，応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

[資料編]

災害救助法適用基準表「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 実施の方法
- 3 関係資機材の保有状況及び物資の調達計画
- 4 応急仮設住宅の建設予定地
- 5 救助に関して必要な業者等の把握
- 6 救助に関する報告等の情報伝達計画
- 7 その他必要な事項

第9節 避難対策の実施

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課，生産基盤課，森林整備課，住宅課，河川整備課，砂防・気候防災課），県警察，徳島海上保安部，自衛隊，放送事業者（日本放送協会徳島放送局，四国放送(株)，(株)エフエム徳島，(株)エフエムびざん）】

第1 方針

大規模な災害時においては，多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し，住民の生命，身体の安全を確保するため，市町村長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は，必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に，市町村長は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため，避難指示のほか，避難行動要支援者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに，高齢者等以外の者に対して，必要に応じて，普段の行動を見合わせ始めることや，自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また，市町村は，危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第2 内容

1 高齢者等避難の伝達，避難の指示等

市町村は，災害が発生し，又は発生するおそれがあり，そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは，危険区域の居住者，滞在者，その他の者に対し，次の方法により高齢者等避難の伝達，避難の指示を行うものとする。

~~(1) 業務体制の構築~~

~~ア 市町村は，躊躇なく避難指示等を発令できるよう，平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。~~

~~イ 県は，市町村に対し，避難指示等の発令基準の策定を支援するなど，市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。~~

(2) 災害一般の避難の指示等

ア 市町村は，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで，住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

イ 市町村は，避難指示等の発令を行うにあたり，対象地域の適切な設定等に留意するとともに，避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ウ 市町村は，災害が発生するおそれがあると認めるときは，特に避難行動に時間を要する高齢

者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。

エ 市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

オ 市町村長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。

これらについての措置を行った場合には、速やかに知事に報告するものとする。

この場合において市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

カ 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

~~キ 市町村は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。~~

~~また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。~~

~~キ~~ 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする

~~ク~~ 徳島地方気象台及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難		市町村長 (災害対策基本法56)	要配慮者等へ避難を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき。
避難の指示		市町村長 (災害対策基本法60)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
		知事 (災害対策基本法60)		市町村が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
		警察官 (災害対策基本法61) (警察官職務執行法4)	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
			警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
		海上保安官 (災害対策基本法61)	立退き及び立退き先の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
		自衛官 (災害対策基本法63) (自衛隊法94)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
緊急安全確保措置の指示		知事及びその命を受けた職員 (水防法 29) (地すべり等防止法25)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		市町村長 (災害対策基本法60)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
		知事 (災害対策基本法60)		市町村が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官又は海上保安官 (災害対策基本法61)	市町村長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。		

(3) 洪水又は高潮についての避難指示

ア 市町村長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。

イ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(4) 地すべりについての避難指示

ア 市町村長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりについては屋内退避による安全確保は行わない）。

イ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができる。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(5) 土砂災害警戒情報の活用

市町村長は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示の発令の判断基準として、市町村地域防災計画に位置づけるものとする。

(6) 避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

県と市町村及び放送事業者とは、市町村長が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。

放送事業者は、市町村長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送する。

また、県は、市町村等への周知に努めるとともに、県・放送事業者・市町村間の連絡を円滑に行うようにする。

2 警戒区域の設定

市町村長は、地震災害時、又は津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は、退去を命ずるものとする。

市町村長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は市町村長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町村長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

3 ~~避難者~~住民の避難誘導

~~(1) 住民の避難誘導~~

住民の避難誘導は、市町村及び県警察が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市町村等に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

~~なお、市町村は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、目頃から住民等への周知~~

~~徹底に努めるものとする。~~

~~(2) 住民の避難誘導體制~~

~~ア 市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。~~

~~イ 市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。~~

~~ウ 市町村は、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。~~

~~エ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕及び県は、これらの基準及び対象範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。~~

~~(3) 避難行動要支援者への配慮~~

~~市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。~~

4 避難場所の開設について

~~(1) 指定緊急避難場所の指定~~

~~市町村は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、緊急避難場所をあらかじめ指定する。~~

~~(2) 指定緊急避難場所に関する事項~~

~~ア 市町村は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。~~

~~イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市町村に届出する。~~

~~ウ 市町村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。~~

~~(3) 避難場所の開設~~

~~ア 市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。~~

~~また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開設・開設を担う。~~

~~②~~ 市町村は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。~~また、市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。~~

5 避難所について

~~(1)~~ 市町村長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から速やかに開設するものとする。

~~(1) 指定避難所の指定~~

~~市町村は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。~~

~~なお、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。~~

~~(2) 指定避難所に関する事項~~

~~ア 市町村は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。~~

~~イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止使用とするときは、市町村に届出する。~~

~~ウ 市町村は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消、県に通知するとともに、公示を行う。~~

~~エ 市町村は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。~~

~~オ 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。~~

~~(3)~~ 避難所の追加開設

市町村は、災害発生状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は、当該市町村は、知事又は隣接市町村と協議して所要の措置を講ずるものとする。

~~(4)~~ 避難所の安全性

市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

~~(5)~~ 避難所開設の通知等

市町村は、避難所開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化

に努めるものとする。

6 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、市町村が適切に行い、運営に関する事項を定めるものとする。この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の 外部支援者等の協力が得られるように努める。

~~イ 市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。~~

イ 市町村は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

ウ 市町村は、避難所における生活環境を常に良好なものとするため、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

エ 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

オ 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

カ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、市町村及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

キ 市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ケ 市町村は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。~~また、市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。~~

ケ 市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 要配慮者への配慮

避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

県及び市町村は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(3) 学校を避難所とする場合の配慮

市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(4) 避難所等における生活環境の向上

県は、以下の民間事業者との協定などを活用し、避難所等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上を図る。

- ・西日本段ボール工業組合との協定による、段ボールベッド、段ボール間仕切りなどの段ボール製品の調達
- ・アマゾンジャパン及びヤマト運輸との協定による、必要な物を必要な量だけ支援可能な「ほしい物リスト」の活用

(5) 災害時快適トイレ計画の推進

県は、避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針をまとめた「災害時快適トイレ計画」を着実に推進するため、具体的なトイレ対策をまとめた「アクションプラン」に基づき、取組を推進するものとする。

市町村は、「災害時快適トイレ計画」及びアクションプランについて、市町村地域防災計画、避難所整備、避難所運営マニュアルの改善等に活用するものとする。また、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努めるものとする。

(6) 避難所における感染症対策

ア 県及び市町村は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

イ 市町村は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用

について検討する。

~~ウ 市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。~~

エ 市町村は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。

オ 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) 避難所におけるペットの同行避難対策

ア 県は、「動物救援本部」を設置し、災害時のペット救援活動が円滑に行われるよう、関係機関との調整を実施する。

イ 市町村は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。

＝

7 広域避難

(1) 広域避難の要請

県及び市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

ア 市町村は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。

イ 市町村は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援要請できる。

なお、県は市町村からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。

ウ 市町村は、県外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請できる。

また、災害の発生により県及び市町村がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

エ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(2) 被災者輸送の要請

県は避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難

者の運送を要請するものとする。

(3) 被災者輸送の指示

都道府県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

8 避難の周知徹底

~~(1) 避難場所等の周知~~

~~ア 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを目ざらから住民等に周知徹底するよう努める。~~

~~イ 市町村長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。~~

~~ウ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。~~

~~エ 県及び市町村は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。~~

(2) 避難指示等の周知徹底等

避難の指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

9 知事に対する報告

市町村長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保措置の指示及び警察官、海上保安官から避難のための立退きの指示又は、緊急安全確保措置の指示について通知を受けたときは、すみやかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難指示、緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- (2) 避難指示等をした日時及び区域
- (3) 対象世帯及び人員

10 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

- (1) 対象者

災害により現に被害を受けた者，又は被害を受けるおそれのある者

(2) 期間

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

ア 避難所の設置，維持及び管理のための賃金職員等雇上費，消耗器材費，建物の使用謝金，器物の使用謝金，借上費又は購入費，光熱水費及び仮設便所等の設置費

イ 避難所が冬期（10月1日～3月31日）に設置された場合は，燃料費として別に定める額を加算

ウ 高齢者，障がい者等であって，避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は，当該地域の通常の実費を加算

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 危険区域の現状と監視
- 2 警戒区域設定の実施責任者
- 3 避難指示の基準，伝達方法，伝達内容及び実施責任者
- 4 避難予定場所及び避難方法
- 5 避難所の設備及び開設，運営体制
- 6 避難状況等の報告
- 7 防災関係機関への連絡
- 8 その他必要な事項

第10節 避難所外避難者の支援対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課，健康づくり課，各保健所）】

第1 方針

避難者の様々な事情や目的，その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから，車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても，食料・物資等の提供，情報の供給，避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

第2 内容

1 避難所外避難者の把握のための周知

県，市町村は，避難所外避難者に対し，市町村又は最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

2 避難所外避難者の状況調査

市町村は，避難所外避難者の状況を調査し，避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配付，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は，市町村が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また，市町村からの要請に基づき，関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員，介護保険事業者，障がい福祉サービス事業者等は，避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め，把握した情報について市町村に提供する。

避難所外避難者の状況は，発災後3日以内に把握し，必要な支援を開始する。

3 要配慮者に対する配慮

市町村は，指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く，指定避難所，福祉避難所，福祉施設又は医療機関に移送する。

4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

県は，新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて，平常時から，県及び市町村の防災担当部局と連携の下，ハザードマップ等に基づき，自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また，市町村の防災担当部局との連携の下，自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに，必要に応じて，自宅療養者等に対し，避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

5 支援の実施

(1) 市町村は，新たな避難先の提供（避難施設，テントなど）や食料・物資の供給，避難者の健康管理，健康指導を実施する。特に，車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して，エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

- (2) 県は、市町村に対する支援（物資提供等）を実施する。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 各地域との連絡体制
- 2 避難所外避難者への食料・物資の供給方法と協力依頼先
- 3 その他必要な事項

第11節 交通確保対策

【主な実施機関：市町村，県（道路整備課），県警察，四国地方整備局，西日本高速道路㈱，本州四国連絡高速道路㈱，自衛隊】

第1 方針

災害時において，災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡，交通規制に関する措置等の対策は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は，次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通	道路管理者 国 県 市町村 西日本高速道路㈱ 本州四国連絡高速道路㈱	1 道路の破損，決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため，やむを得ないと認める場合。
	県警察 公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 (災害対策基本法第76条) 2 道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 (道路交通法第4条第1項，同法第5条第1項) 3 道路の損壊，火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。 (道路交通法第6条第4項)
措置命令	道路管理者等 国 県 市町村 西日本高速道路㈱ 本州四国連絡高速道路㈱	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで，それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には，所轄の警察署長に報告しなければならない。）

(注) 道路管理者と県警察は，密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

2 実施要領

(1) 道路管理者

災害により道路、橋梁等の道路施設に危険が予想される時は、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。また、降雨予測等から交通規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表するものとする。その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 県警察

ア 公安委員会

- (ア) 災害の発生が広域にわたる場合又は幹線道路の破損、決壊等のため道路における危険若しくは交通上の障害が広域に及ぶ場合は、災害の規模、迂回路の関係等を総合的に判断して交通規制を実施するものとする。
- (イ) 被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送の円滑を確保するため必要があるときは、緊急の度合いに応じて車両別又は車種別等の交通規制を実施するものとする。
- (ウ) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、区域又は区間を設定して、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行うものとする。
- (エ) 他県からの一般車両の流入については、「四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、各県と緊密な連携を図り、流入禁止等の交通規制を実施するものとする。

〔資料編〕

四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定

イ 警察署長

被災地を直轄する警察署長又は被災地周辺地域を直轄する警察署長は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があるときは、当該道路について必要な交通規制を実施するものとする。

ウ 警察官

- (ア) 出水、道路の損壊、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行うものとする。
- (イ) 通行の禁止、制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両等の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは、その管理者等に必要措置を命ずるものとする。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自らがその措置を行うものとする。

この場合、やむを得ない限度において、車両・その他の物件を破損することができるものとする。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両等または消防用緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置をとることができる。

エ その他

- (ア) 社団法人徳島県警備業協会と締結した「災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等

の業務に関する協定」に基づき、必要に応じて交通誘導等の実施を要請する。

〔資料 編〕 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定

- (イ) 社団法人日本自動車連盟四国本部徳島県支部と締結した「災害時における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書」に基づき、必要に応じて通行妨害車両等の排除業務を要請する。

〔資料 編〕 災害時における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書

- (ウ) 交通機能の確保

交通規制点、主要交差点等において混乱が予想される場合は、重点的に警察官を配置するとともに、信号機に異常のある交差点では必要により手信号等による交通整理を実施し、交通機能の確保に努める。

3 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう、報道機関（道路交通情報センターを含む）等多様な広報媒体を通じて交通規制の日時、迂回経路等の周知徹底を図るものとする。

4 緊急通行車両等の確認

県公安委員会が、法第76条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、法施行令第33条の規定により緊急通行車両等の確認を行う。

この場合、緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用人は、県(危機管理環境部)又は県公安委員会(警察本部、警察署又は交通検問所)に必要書類を提出し、確認(標章及び証明書の交付)を受けるものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の事前届出制度を運用するものとする。

また、同法の規定に基づく標示、標章や証明書の様式は、次のとおりである。

様式第1 (第5条関係)



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第2 (第6条関係)



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両番号)並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3 (第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 道路啓開

- (1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
- (2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (3) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

6 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。
- (2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。
- (3) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の公示の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

7 運転者のとるべき措置の徹底

県及び市町村は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 走行中の場合は、次によること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

8 交通マネジメント

- (1) 「徳島地区渋滞対策協議会（以下、「協議会」という。）」は、災害時における渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包

括的な検討・調整等を行う。

- (2) 県は、市町村からの要請，又は自らが必要と認めた場合には，四国地方整備局徳島河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。
- (3) 協議会において，協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり，協議会の構成員は，自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 協議会の構成員は，平時から，あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに，連携強化のための協議等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など，交通行動の変更を促して，発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより，道路交通の混雑を緩和していく取組。

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより，円滑な交通を維持する取組。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村管理の道路等の被災状況の把握
- 2 市町村管理の道路等の復旧
- 3 その他必要な事項

第12節 緊急輸送対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，医療政策課，薬務課，水産振興課，漁業調整課，運輸政策課，次世代交通課），県警察，四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所，四国運輸局徳島運輸支局，徳島空港事務所，徳島海上保安部，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，(一社)徳島県トラック協会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊，徳島県水難救済会】

第1 方針

災害時における被災者の避難，物資の輸送等を迅速確実に行うための輸送の方法等は，本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

被災者，災害応急対策要員の輸送及び救援用物資，応急対策用資機（器）材等の輸送は，それぞれの機関において行うものとする。

2 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは，次のとおりである。

- (1) 医療，助産その他救護のため輸送を必要とする者
- (2) 医薬品，医療用資機材
- (3) 食料，飲料水等の救護物資
- (4) 応急復旧資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- (7) その他必要と認められるもの

3 輸送力の確保

災害応急対策を実施する機関は，自ら保有し，又は直接調達し得る車両，船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。

ただし，市町村又はその他の実施機関は，その車両等で不足する場合は，県に応援を要請するものとする。この場合において県は，その必要があると認めたときは，適宜次の方法により所要の措置を講ずる。

- (1) 乗用車，バス及び貨物自動車

県及び市町村は，バス事業者，タクシー事業者及び貨物運送事業者等に協力を求めるものとする。また，必要に応じ自衛隊に輸送支援を要請するものとする。

- (2) 特殊自動車

運送事業者所有のものについては，四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）を通じ，建設事業者所有のものについては，県土整備部を通じて事業者の協力を求める。

- (3) 船舶

四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎），漁業協同組合及び関係機関等を通じ，船舶運航事業者の協力を求める。また，必要に応じ自衛隊又は徳島海上保安部，四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所に対し，船舶による輸送支援を要請するものとする。

(4) 鉄道

人員，物資及び機材等の輸送について必要あるときは，四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に協力を要請する。

(5) 航空機

災害応急対策の実施について緊急を要するときは，県消防防災ヘリコプターを活用しながら，必要に応じ，自衛隊，他府県又は徳島海上保安部に対して航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣を要請するものとする。

県は，航空機を有効に活用するため，情報収集，救助・救急，医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し，災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（以下、「部隊運用班」という）を設置し，現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

部隊運用班は，災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため，必要に応じて国土交通省に対して，緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また，同空域が指定された際には，指定公共機関，報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(6) 応援要請の手続

災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し応援協力を要請する場合は，輸送区間，輸送期間，輸送対象及び輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

(7) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

県及び市町村は，状況に応じて人員等の派遣等を行いながら，あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から，県は広域物資輸送拠点を，市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに，その周知徹底を図るものとする。

4 陸上輸送

四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）は，関係各機関と連絡を密にして陸上輸送の万全を図るものとする。

5 鉄道輸送

四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社は，鉄道輸送についての計画を樹立し，要請があった場合，迅速かつ的確な輸送に努めるものとする。

6 海上輸送

四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）は，関係機関と連絡を密にして海上輸送の確保に努めるものとする。必要に応じ，日本内航海運組合総連合会及び徳島県水難救済会に対して，船舶による輸送等の業務に関し協力を要請する。

7 航空輸送

陸上交通が途絶し，輸送の必要に迫られたときは，その輸送の実施機関は，県にその旨を連絡するものとする。

県は自衛隊並びに徳島空港事務所を通じ航空機による輸送の要請を行う。

[資料編]

輸送確保に関する責任者及び連絡方法

県有自動車数

舟艇数

[徳島県の広域物資輸送拠点一覧表](#)

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村が地域内外で緊急輸送を行う場合の措置
- 2 市町村が県を通じ他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置
- 3 その他必要な事項

第13節 消防防災ヘリコプター等の運航

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部）】

第1 方針

災害等の発生により，広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には，県の消防防災ヘリコプター等を有効に活用し，災害応急対策の充実強化を図るものとするが，この場合における消防防災ヘリコプター等の活動の実施は，本計画の定めによるものとする。

第2 内容

1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

県は，災害等が発生し，又は発生のおそれがある場合において，災害応急対策活動の必要がある場合は，消防防災ヘリコプターを出動させる。

市町村は，住民の生命，身体，財産を保護するため，緊急を要し，必要があると認めるときは，県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能，機能，機動性等を活かし，災害時等において，主に次のような活動を行う。

- (1) 救急活動（傷病者の搬送，医師及び医療機材等の搬送）
- (2) 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- (3) 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集，災害情報・警報等の伝達広報，救援物資・人員等の輸送）
- (4) 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集，避難誘導等の広報，消防隊員及び消火資機材等の搬送，大規模火災等の消火）
- (5) その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

3 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は，「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。

なお，消防防災ヘリコプターの運航基地として，徳島空港内に徳島県消防防災航空隊事務所を置く。

4 飛行場外離着陸場の確保

市町村及び県は，災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう，活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

5 資機材の整備

県は，消防防災ヘリコプターが有効に活動できるよう，関連資機材の整備に努める。

6 応援協力体制

(1) 応援体制

県は、災害の規模が大きく、災害応急対策のため消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、他県へ応援要請を行う。

また、関西広域連合と構成府県は、民間事業者と民間事業者が所有するヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等に関する協定を締結している。

(2) 協力体制

本県の消防防災ヘリコプターが、点検整備等で運航できない場合において、災害の発生等により緊急運航が必要な場合は、近隣県のヘリコプターの応援を求める。

なお、この場合において近隣県と連絡を密にし、災害応急対策活動等に支障をきたすことがないよう協力体制を整える。

7 緊急消防援助隊航空部隊の出動要請

県は、必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県からの緊急消防援助隊航空部隊の出動を要請することができる。

[資料編]

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

消防・防災ヘリコプターの運行~~航~~不能期間等における相互応援協定

中国・四国地方の災害発生時の広域応援に関する協定

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

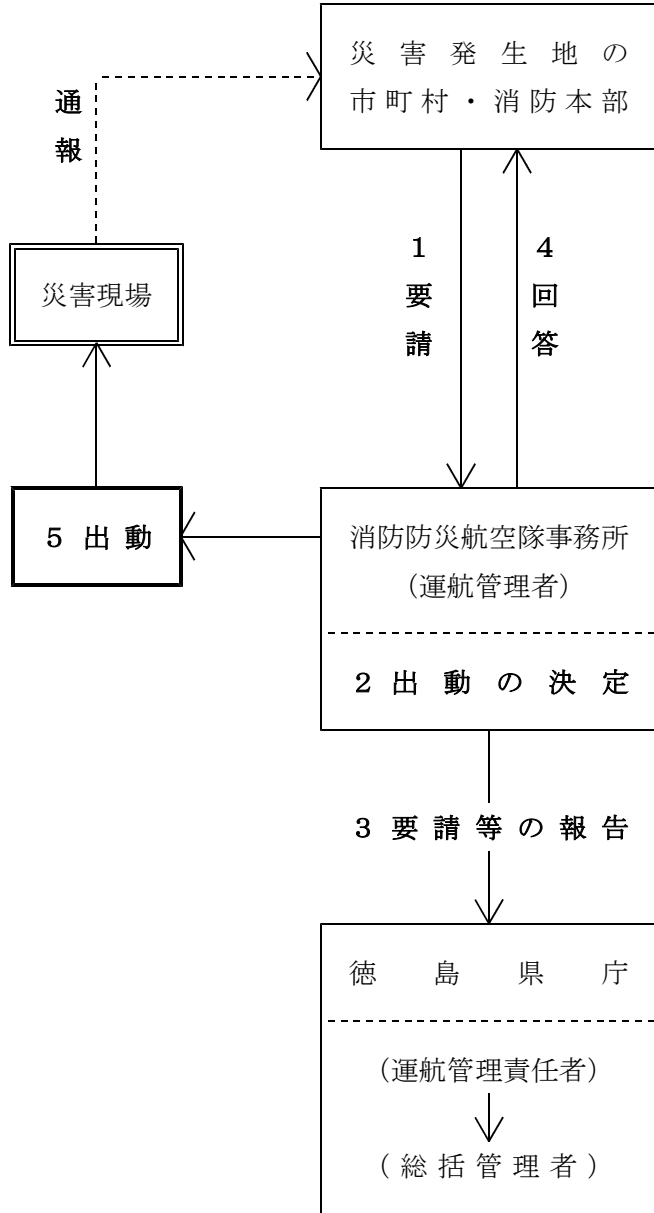
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

8 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1 勤務時間内の連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所

電話 088-683-4119

ファクシミリ 088-683-4121

2 勤務時間外における連絡先

(17:15~8:30)

徳島県庁監視室

電話 088-621-2057

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 県の消防防災ヘリコプター等の応援要請手続
- 2 その他必要な事項

第14節 消火活動等の実施

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，薬務課）】

第1款 消火活動

第1 方針

消火活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 県民，自主防災組織及び事業所等は，自らの生命及び財産を守るため，出火防止及び初期消火活動を実施する。
- 2 地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い，火災の拡大防止に努める。特に危険物を取扱う事業所においては，二次災害の防止に努める。
- 3 消防機関は，関係防災機関と連携を保ちつつ，その全機能をあげて消火活動を実施する。
- 4 県は，市町村の消火活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

また，市町村から県に消火活動のための消防防災ヘリコプター等の応援要請があったときは速やかに対応する。

なお，市町村は，この方針に基づき大震火災防御計画を市町村計画に定めておくものとする。

第2 内容

1 消防機関の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は，災害発生後，火災の通報を待つのみならず職員を望楼，ビル等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに，防災関係機関との密接な連携のもとに管内の消火活動に関する次の情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織等の活動状況
- ウ 道路の通行状況
- エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 火災防御方針

災害時の消防活動は，収集した情報を分析し，火災の態様に対応した防御活動を展開するものとし，人命の安全確保を最重点に行う。

- ア 火災発生が少ないと判断したときは，積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災が発生し，同時に対処できないと認める場合は，延焼拡大の危険性の高い地域，住民の生命の保護，生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は，広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い，住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 大工場，危険物貯蔵施設等から出火し，多数の消防隊を必要とする場合は，市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。
- オ 高層建築物，特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は，延焼火災を鎮

圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。

キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2 応援要請

(1) 市町村

ア 被災市町村は、自らの消防力では災害への対応が困難な場合には、広域的な市町村間の消防相互応援協定に基づき他の市町村に応援を要請するものとする。

イ 市町村長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し応援を求めることとする。

(2) 県

ア 知事は、災害が広域におよび、市町村において被害状況の把握が困難であると認めるときは、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じ、自衛隊に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請して被害状況を把握し、その結果を関係市町村に連絡する。

イ 知事は、災害が広域におよび緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御の措置に関し必要な指示をする。

ウ 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

3 事業所等の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出又は漏洩等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 県民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は、直ちに火気の遮断をするとともに、都市ガスはメーターコック、LPガスはボンベのバルブをそれぞれ閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

5 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2款 水防活動

【主な実施機関：市町村、県（河川整備課）】

第1 方針

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、徳島県水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施するものとする。

第2 内容

1 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体にあり、県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

2 水防体制

(1) 県の水防体制

県の水防体制は、次のとおりとする。

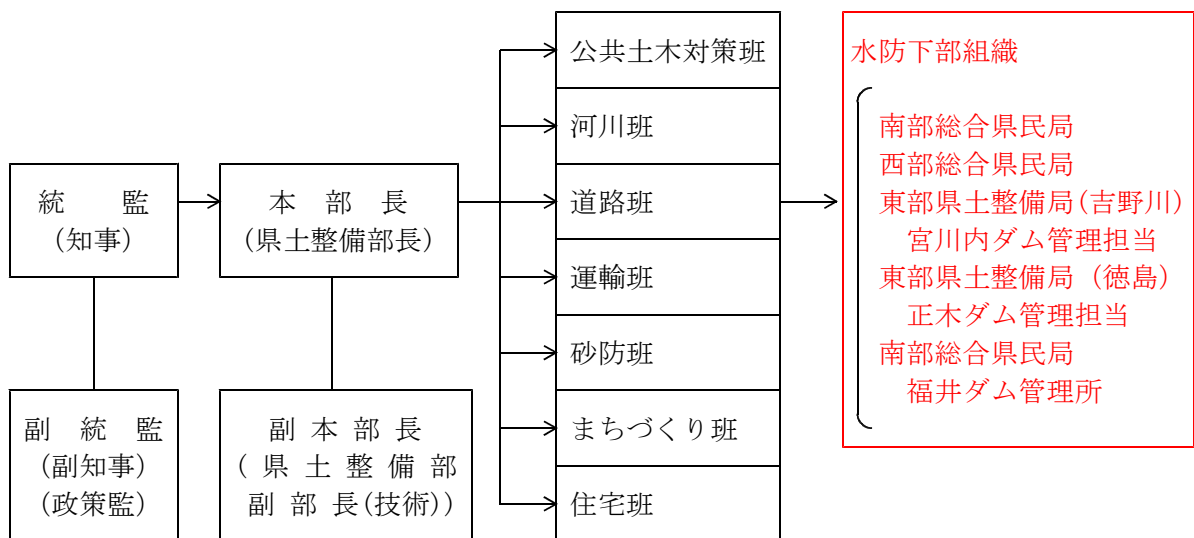
ア 徳島県水防本部

(ア) 設置

知事は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による危険があると認めたときは、徳島県水防計画の定めるところにより徳島県水防本部を設置する。

(イ) 組織

(班長＝関係各課長)



統監不在のときは、副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

イ 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を確実に迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代休養させ長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

水防非常配備の種類

(ア) 第一非常体制

- a 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想される時又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。
- b 徳島県に津波注意報が発表されたとき。
- c 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

（必要最小限の人員）

(イ) 第二非常体制

- a 暴風、大雨、洪水警報、高潮警報等が発表されたとき。
- b 台風が本県を通過することが確実とされたとき。
- c 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。
- d 徳島県に津波警報が発表されたとき。
- e 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
- f 大雨特別警報が発表されたとき。
- g 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ~~f~~ h 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

（必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員）

(ウ) 第三非常体制

事態が切迫し、危険性が大で第二非常体制では処理しかねると認められたとき。

（地域防災計画及び災害対策本部条例及び災害対策本部運営規定等に基づく人員）

各総合県民局及び東部県土整備局は本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて本部との協議の上、非常配備を行うものとする。

もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。

3 県及び水防管理団体の活動

県及び水防管理団体は、県の地域に大規模な地震が発生し、津波又は浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

(1) 県

- ア 水防計画に基づく配備動員体制
- イ 水防管理団体が行う水防活動に資する情報の連絡調整及び技術的な援助

(2) 水防管理団体

- ア 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- イ 水防に必要な水防団員の招集と資器材の点検整備
- ウ 水防管理団体相互の協力及び応援

4 緊急時の措置

(1) 津波対策

遠地地震において、津波警報等が発表されたときは、河川、海岸の管理者又は水防管理者は、自らの避難時間を確保できる範囲及び水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、管理施設の門扉（防潮扉、水門、樋門等）の操作を行うものとする。

(2) 浸水対策

河川、海岸等の管理者及び水防管理者は、震度4以上の地震を感じたときは、その管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに、関係機関（水防本部、県警察、報道機関等）に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

5 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3款 海上災害防止活動

【実施機関：徳島海上保安部】

第1 方針

徳島海上保安部は、他の防災機関との緊密な連携により、迅速かつ的確な防災活動を行い、次の措置を講ずるものとする。

- 1 海上漂流者、事故船舶（漂流・流出、転覆、座礁等）に係る遭難者の捜索、救助活動
- 2 海上流出油、有害・危険物による火災の消火及び流出拡散の防除活動
- 3 漂流・流出船舶の曳航等の救助活動
- 4 沿岸、港湾地域等の航路上の障害物に係る情報の周知及び注意の喚起
- 5 沿岸、港湾地域を中心とした測量、水深調査等の航路の確保
- 6 灯台等の航路標識の復旧
- 7 海上における治安維持のための警戒等警備活動

第2 内容

1 対策

(1) 船舶交通の安全確保対策等

ア 津波情報を迅速に収集し、かつその周知を図る。さらに津波により在港船舶が遭難するおそれがある場合、又は船舶交通の安全を確保するため必要がある場合には、在港船舶に対する避難指示等必要な措置を講ずる。

イ 航路標識の損壊、流失、移動等が生じた場合は、航行警報等により船舶及び関係機関に周知徹底をするとともに、応急の措置を講ずる。

ウ 海上に流出した船舶・瓦礫・コンテナ等の航路障害物について、当該所有者等に対し除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は安全な場所に除去し、

直ちに除去できない場合は航行警報等により船舶及び関係機関に周知徹底する。

エ さらに、港内にあっては、入出港自粛勧告・航行制限等の措置を講じることがある。

(2) 救難対策

ア 船舶の海難、人身事故等が発生した場合は、市町村及び県警察と連携して直ちに海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村及び県警察が緊密な連携のもとに救護機関に収容する。

イ 避難の指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行うなど避難活動を援助する。

ウ 船舶火災又は海上火災が発生した場合は、速やかに巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を行う。

(3) 排出油等対策

ア 的確な状況把握を行い、災害発生船舶又は施設に対する応急措置の指導、指示を行う。

イ 排出油等防除協議会等関係機関（団体）との密接な連携のもと、排出油等の拡散防止等必要な応急措置を講ずる。

ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇等による現場付近海域の警戒を行うとともに、船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講ずる。

(4) 治安対策

海上における人命、財産の保護並びに公共の安全及び秩序を図るため、災害海域を巡視警戒し治安の維持に努める。

2 その他

海上における災害警備救難については、本計画に定めるほか海上保安庁非常配備規則及び警戒配備規則の定めるところによるものとする。

第4款 犯罪の予防・取締り

【実施機関：県警察】

第1 方針

県警察は、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と社会の秩序を維持するため、関係機関との密接な連携のもとにおおむね次の事項を重点として対策を講ずるものとする。

第2 内容

1 社会秩序の維持

犯罪の抑制等、住民の安全安心を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化
- (2) 避難所等の定期的な巡回
- (3) 被災地等において発生することが予想される犯罪の予防・取締り
- (4) 災害に便乗した犯罪の取締り

2 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
- (2) 相談活動の実施
- (3) 多様な手段による情報伝達

3 保安対策

社会の安全維持，危害防止等のため，次の措置を講じる。

- (1) 銃砲刀剣類の保安措置
- (2) 危険物貯蔵施設等に対する警戒

4 関係機関との相互連携

県警察は，指定地方行政機関，指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第5款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

【主な実施機関：市町村，県（環境管理課，都市計画課，住宅課）】

第1 方針

地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合，余震等による二次災害を防止し，住民の安全の確保を図るため，被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うため，必要な措置を講ずるものとする。

第2 内容

1 二次災害の防止活動

- (1) 県は，被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等を行い，緊急時に対応できる体制を整備する。
- (2) 市町村は，地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは，その後の余震等による二次災害の発生を防止するため，被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに，緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として，必要に応じて，外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等、必要な措置を講ずる。また，県は，建築技術者等の派遣等により，積極的に市町村の活動を支援するものとする。
- (3) 県民は自らの生命及び財産を守るため，被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。
- (4) 県，市町村又は事業者は，有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため，施設の点検，応急措置，関係機関への連絡，環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 危険度判定実施本部の設置
- 2 危険度判定活動の実施
- 3 県への判定支援要請（必要に応じて）
- 4 判定資機材の準備
- 5 その他必要な事項

第15節 救出・救助対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課），県警察，徳島海上保安部】

第1 方針

災害のため，生命身体が危険な状態にある者，又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 被災者の救助及び捜索等は，市町村の消防機関が県警察とともに実施するものとする。
- (2) 海上における遭難者の救助等（行方不明者の捜索を含む）は，市町村長からの要請によるものも含め徳島海上保安部が行うものとする。

2 救助の方法

- (1) 市町村等は，救出・救助活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，他の市町村等に応援を要請するものとする。
- (2) 救出・救助活動に必要な資機材は，原則として，実施機関が携行するものとする。
- (3) 救助した負傷者は，応急措置をした後，医療機関に収容する。
- (4) 特に被害が甚大なとき及び市町村から県に救助応援要請又は自衛隊派遣要請のあったときは速やかに措置する。
- (5) 県は，日本レスキュー協会と締結した「災害救助犬の出動に関する協定」に基づき，必要があると認める場合は，災害救助犬の出動要請を行う。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが，費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

- ア 災害のため，現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため，生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

舟艇その他救出のための機械，器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費とし，当該地域における通常の実費とする。

4 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 安否不明者等の氏名等の公表

- (1) 安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定し、迅速な搜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表するものとする。
- (2) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (3) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携のうえ、一連の手続きを整理したマニュアルを活用して安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、関係市町村に公表する内容を事前に連絡するものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 実施責任
- 2 必要な資機材の保有・調達
- 3 自主防災組織等の活動
- 4 その他必要な事項

第16節 医療救護活動

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，薬務課，病院局），独立行政法人国立病院機構中国四国グループ，日本赤十字社徳島県支部，（一社）徳島県医師会，（公社）徳島県看護協会，（一社）徳島県助産師会】

第1 方針

災害のため，その地域の医療機関の機能がなくなり，又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護活動の対策は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は，市町村長が行う。

なお，市町村限りで実施困難なときは隣接市町村，県その他の医療機関の応援により行うものとする。

ただし，災害救助法が適用されたときは，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 医療救護体制

(1) 初期医療救護体制

ア 市町村医療救護所

市町村が，地域性，建物の耐震性，収容能力及び機能性を考慮の上，設置するとともに，住民に周知を図る。

イ 医療従事者の確保

市町村は，あらかじめ地元医師会と災害・事故等時の医療救護に関する協定等を締結するよう努めるものとする。

原則として，市町村は，その協定等に基づく医療機関により医療救護班を編成・実施する。

被災地の市町村は，医療救護活動に従事する医療従事者が不足し，対応できない場合は，次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

(ア) 必要人員

(イ) 期間

(ウ) 派遣場所

(エ) その他必要事項

なお，初期災害医療救護においては，自律的な活動を行うことが必要であり，県及び日本赤十字社徳島県支部は，状況により自らの判断で医療従事者を市町村医療救護所に派遣できるものとする。

派遣する医療従事者については，医師1名，看護師2名及び連絡員（運転用務を含む）1名を基本とし，状況に応じて班員構成の調整を行う。

派遣された医療従事者は，予め定められた召集連絡方法，出動体制により，医療救護に必要な医薬品，衛生材料及び通信機器等を携行する。

ウ 業務

市町村医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (イ) 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産
- (カ) 記録及び災害対策本部への状況報告

エ 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

- (ア) 医療及び助産の対象
 - a 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
 - b 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。
 - (イ) 医療及び助産の範囲
 - a 診察
 - b 薬剤又は治療材料の支給
 - c 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
 - d 病院又は診療所等への収容
 - e 分べんの介助
 - f 分べん前及び分べん後の処置
 - g 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - (ウ) 医療及び助産の期間
 - a 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
 - b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (2) 後方医療救護体制
- 被災地内の災害医療活動を調整するため、県は災害拠点病院に現地災害医療コーディネーター、徳島大学病院に設置する徳島県周産期災害対策ネットワーク本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。
- 市町村医療救護所で対応できない中等症・重症患者は、各救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。
- 2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。
- なお、各救急医療圏の災害拠点病院については、他の圏域からの患者の収容に、可能な限り努めるものとし、災害医療支援病院は災害拠点病院の支援を行うとともに、軽傷、中等症患者の収容に可能な限り努めるものとする。
- (3) 広域的医療救護活動の調整
- 県全体の災害時医療活動を調整するため、県は災害対策本部に総括災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地内における医師や医薬品等の不足に対応し、医療救護活動を円滑に実施するための調整を行う。
- また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）及び医療救護班等の派遣並びに傷病者の受入について災害拠

点病院，徳島DMA T指定医療機関，徳島県医師会，他府県，国等に対し要請を行うなど，広域的な調整を図るとともに，円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段等の確保について，支援・調整に努める。

(4) 災害時情報共有システムの整備

災害時に迅速かつ確かな医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから，県は発災直後に被災地域内の医療機関等から，必要な情報収集を行うため，災害時情報共有システム等の整備，運用を行う。

(5) 関西広域連合による広域医療体制の整備

関西広域連合広域医療局は，災害時の管内ドクターヘリの運航調整や災害時における医療支援活動の調整等を行う。

また，災害時において，関西広域応援・受援実施要綱に基づき，初動期の医療支援活動を迅速かつ円滑に実施する。

(6) 非常用通信手段の確保

県，市町村及び医療機関は，災害時の医療機関の機能を維持し，広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため，非常用通信手段の確保に努めるものとする。

3 傷病者の搬送

(1) 傷病者の医療機関への搬送は，原則として市町村が実施するものとする。

(2) 市町村医療救護所から医療機関，医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で，市町村で対応できない場合は，県及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

(3) 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は，必要に応じヘリコプターによる空中輸送を県の消防防災ヘリコプター，関西広域連合が事業主のドクターヘリ等を活用し行う。

(4) 県は，必要に応じて，広域搬送拠点内もしくはその近傍に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置するとともに，SCU内にSCU調整本部を設置する。

4 医薬品，医療資機材の調達

(1) 市町村長は，医薬品等の調達を行うものとする。

(2) 知事は，備蓄している医薬品等を優先的に使用するものとし，当該医薬品等が不足したときは，すみやかに業者から調達又は斡旋を行うものとする。なお，医薬品等については，徳島県医薬品卸業協会との間で締結した「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書」に基づき供給を要請する。

輸血用血液については，徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受ける。

(3) 災害時の医療品等調達及び集積については，徳島県戦略的災害医療プロジェクト基本戦略 参考資料「医療圏域における各フェーズの災害医療体制」に基づき対応する。

5 難病等に係る対策

県は，市町村，医療機関等と密接な連携を図り，難病患者等に必要な医療の確保を行うために，医療機関の状況把握と治療継続の中断ができない医療機器や常用医薬品の取扱業者等との情報共有に努

める。

また、難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求めるなどして、必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努める。

[資料編]

病院及び病床数一覧表

救急病院等一覧表

市町村別救急車，患者輸送車，保有状況

災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託することについての協定書

災害・事故等時の医療救護に関する協定書

難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院

特定疾患に係る医療機関一覧表

県備蓄医薬品等供給体制図

県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

保管場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量

災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書

災害事故等における医療救護活動に関する協定書

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 救護班の編成
- 3 救護所の位置
- 4 その他必要な事項

第17節 保健衛生・医療・福祉活動の総合調整の実施

【主な実施機関：市町村，県（次世代育成・青少年課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，長寿いきがい課，障がい福祉課）】

第1 方針

被災地域において，保健衛生・医療福祉活動を円滑に行うための対策について定める。

第2 内容

1 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）の配置

県は，被災地域において，医療，保健衛生，介護福祉及び薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう，当該4分野で構成される災害時コーディネーターを配置する。

2 保健衛生・医療・福祉活動に係る総合調整を行うための部署の設置

- (1) 県は，災害対策本部（保健福祉部）に，災害対策に係る保健衛生・医療・福祉活動の総合調整を行うための部署（以下「保健医療福祉調整班」という。）を設置し，当該保健医療福祉調整班に，4分野の総括コーディネーター及び総括サブコーディネーターを配置する。
- (2) 保健医療福祉調整班は，災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として，救護班，災害派遣医療チーム（DMAT），災害派遣精神医療チーム（DPAT），災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT），日本医師会災害医療チーム（JMAT），災害派遣福祉チーム（DWAAT）、公衆衛生医師，保健師及び管理栄養士等の派遣調整，保健医療福祉活動に関する情報連携並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等を行う。

3 保健医療福祉活動の総合調整

各災害時コーディネーターは，保健医療福祉調整班及び市町村等関係機関と連携を図り，刻々と変化する被災者，避難所，医療救護所等の状況を把握するとともに，次に掲げる事項を実施する。

- (1) 被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置・運営の総合調整
- (3) 公衆衛生医師，保健師，管理栄養士等の活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 被災状況の把握
- 2 情報提供方法
- 3 その他必要な事項

第18節 飲料水・食料及び物資等の供給

第1款 応急給水

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部）】

第1 方針

災害のため飲料水が枯渇し，又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水の直接の供給は，市町村長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 応急給水

(1) 確保水量

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には，県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

市町村による被災者に対する応急給水は，概ね当初，備蓄分と合わせ最低1人1日3リットルの飲料水を確保，供給し，発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ，発災後4週を目途に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- ア 第1段階（災害発生～3日目） 生命維持のため最小限必要量3リットル／人・日
- イ 第2段階（4日目～ ） 飲料水・炊事用水・トイレ用水
- ウ 第3段階（ ～4週間） 飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

(2) 給水方法

応急給水は，次の方法により実施する。

ア 運搬給水

主に給水車，給水タンクを用いて，避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

イ 拠点給水

避難所や，浄水場，配水池，消火栓，耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(3) 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については，使用前に洗浄するよう努め，また，供給水の残留塩素濃度を適宜計測し，安全を確認することとする。

特に，井戸水，渓流水を供給する場合には，煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

3 県の支援等

県は、応急給水の実施状況について、市町村と連絡をとり、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設への応急給水が実施できるよう支援、調整を行う。

また、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災市町村で対応できない場合は、他の市町村及び関係機関等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

〔資料編〕

県下上水道防災関係物資等の備蓄状況

給水容器の備蓄状況

第2款 食料供給

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部、新未来産業課、農林水産政策課、もうかるブランド推進課、水産振興課）、農林水産省農産局（農産政策部貿易業務課）】

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等は、市町村長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 応急食料

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

市町村長は、当該市町村において応急食料の調達が困難なときは、知事にその斡旋を要請するものとする。知事は、市町村長から応急食料の要請があったときは、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あっせんを行う。また、必要に応じ、農林水産省農産局（農産政策部貿易業務課）に対して政府所有米穀の引き渡しの要請を行う。

3 副食調味料

市町村長は、当該市町村において副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼するものとする。知事は、市町村長から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

4 炊出し

市町村長は、当該市町村において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼するものとする。

5 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

[資料編]

応急食料及び副食調味料調達先一覧表

第3款 物資の調達・供給

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部、農林水産部、商工政策課、企業支援課）】

第1 方針

災害時における物資の調達については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 物資調達

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。
- (2) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様に把握し、必要に応じ市町村間の斡旋調整を実施する。
- (4) 県は、(1)、(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ国に対して調達供給の要請を行う。
- (5) 県は、大規模災害時等に燃料が不足した場合に、緊急通行車両、県の庁舎等重要施設や避難所で必要な燃料について、徳島県石油商業組合と締結したガソリン等燃料の供給に関する協定に基づき、迅速な調達を行うとともに、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

また、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、石油連盟と締結した覚書に基づき、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報について共有し、有効に運用する。

2 物資等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間の斡旋等の措置をとる。

[資料編]

災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

3 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

- (1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第4款 生活必需品等の供給

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課）】

第1 方針

り災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

り災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、市町村長が実施するものとする。知事は、市町村長から調達の要請があったときは、その調達又はあっせんを行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 調達計画

市町村長は、災害時に被災者に給(貸)与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ樹立しておくものとする。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 救助物資の輸送及び引渡し

救助物資は、知事から市町村長に引渡しをするものとしてこの間の輸送は知事が行う。

(2) 救助物資の確保，給与又は貸与の方法

ア 救助物資の備蓄及び調達

救助物資は知事が調達することとし、必要に応じて、あらかじめ備蓄を行う。

イ 救助物資の購入

知事は、生活必需品等を購入しようとするときは、各市町村ごとの世帯構成員別被害状況等に基づき備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、購入する。

ウ 救助物資配分計画

(ア) 知事は、市町村長からの被害中間報告等に基づき救助物資の概算交付を行う。

(イ) 市町村長は、知事から引渡しを受けた救助物資をり災者名簿によってすみやかに配分するものとする。

〔資料編〕

災害救助物資備蓄数

(3) 支給対象者及び支給物資

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最少限の家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

イ 支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料。

4 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第5款 LPガスの供給等

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部），（一社）徳島県エルピーガス協会】

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又は斡旋は、市町村長が実施するものとする。

2 LPガス等の供給等

市町村長は、炊き出し等に必要なLPガス等の供給又は斡旋を行い、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して一般社団法人徳島県エルピーガス協会に調達の斡旋を要請するものとする。

- (1) 対象避難者数
- (2) 必要なLPガスの量
- (3) 必要な器具の種類及び個数
- (4) 供給期間
- (5) 供給地（住所等）

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 食糧の備蓄，調達

- 3 炊き出し場
- 4 供給・輸送・配分方法
- 5 その他必要な事項

第19節 保健衛生，防疫，遺体の火葬等の実施

第1款 保健衛生活動

【主な実施機関：市町村，県（健康づくり課，感染症対策課）】

第1 方針

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し，二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

災害時の保健衛生活動は，「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」及び「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」に基づき実施し，被災者の心身の状態と生活実態を把握し，健康と環境の改善を図るとともに，中長期的な被災市町村の復興に向けての支援も考慮する。

第2 内容

1 保健衛生活動の調整

(1) 災害時（保健衛生）コーディネーターによる調整

災害時（保健衛生）コーディネーターは，必要な情報を収集し，迅速に地域のニーズをアセスメントし，必要な人材，資器材等を投入を行うためのコーディネートを行い，地域の保健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

また，医療・福祉等他分野との調整を図るため，保健福祉部・圏域での会議に参画し，迅速な情報共有や協力体制を構築する。

具体的には，圏域コーディネーター（保健所）は，被災市町村に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し，被災状況の情報把握に努め，必要な人材，資器材の配置調整を行うとともに，市町村に協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

総括コーディネーターは，圏域コーディネーターからの情報を集約し，県内外に対し人材・資器材等の要請及び調整をする。

(2) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

保健衛生活動の指揮調整等を行うために必要があるときは，災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請するものとする。

総括コーディネーター，圏域コーディネーターは災害時健康危機管理支援チームと連携し，保健医療活動チームの派遣調整，保健医療活動に関する情報の連携，整理及び分析等を行うものとする。

2 健康管理等

県及び市町村は，避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために，地域の関係者との連携を図りながら，巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し，保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに，専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施するものとする。

また，県は，関係機関（厚生労働省，関西広域連合，市町村等）と連携し，被災者の健康管理等を行う公衆衛生医師，保健師，管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行うものとする。

3 食事・栄養管理等

県は、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、市町村、栄養士会等）と連携し、避難所において被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、栄養面に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の派遣等の応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、集団給食施設協議会等）と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

県は、これらの活動を適切な時期に効果的に展開するため、「とくしま災害栄養チーム」に、支援に必要な情報分析や情報提供、人的支援の受入れ調整等の総合的な活動調整を要請し、医学的栄養管理が必要な要配慮者を含む被災者の栄養状態の悪化防止や健康状態の維持に努めることにより、被災者の命を支える支援活動の強化を図る。

注）とくしま災害栄養チーム：災害時の避難所や給食施設等において、初期段階から被災状況や食事環境を把握し、専門性を活かした立場からの情報分析や適切な活動調整を行うことにより、食事に配慮が必要な要配慮者を含む被災者の栄養状態悪化を防止し、健康状態を維持するために必要な支援体制の充実・強化を図ることを目的とし、設置。

4 こころのケア等

県は、精神科医師、看護師等による「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を編成し、関係機関（厚生労働省、関西広域連合、市町村等）と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

注）DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」。

5 感染症対策

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第2款 食品衛生対策

【主な実施機関：県（安全衛生課）】

第1 方針

被災地における食品関係業者及び給食施設（炊出し施設を含む。）の実態を把握するとともに、応急食料（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給指導を行う。

第2 内容

1 食品関係業者

~~乳処理工業、乳類販売業、魚介類販売業、食肉販売業、飲食店営業及び菓子製造業（特にパン製造業）~~を重点に監視指導し、不良食品の販売等営業施設の監視を強化するとともに、不衛生な食品の製造、流通を防止する。特に、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

2 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

3 応急食料

応急食料については、関係機関に対し、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保するよう指導する。

なお、弁当等の消費期限の短い食品を供給する場合にあっては、関係機関に対して食品の適正な保管及び配布を行うよう指導する。

4 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

5 その他

大災害発生直後の通信、又は交通手段の途絶等混乱期における食品衛生確保のための食品衛生監視員の対応は、「大災害発生時の食品衛生対策実施要領」によるものとする。

[資料編]

大災害発生時の食品衛生対策実施要領

第3款 防疫

【主な実施機関：市町村、県（安全衛生課、健康づくり課、感染症対策課）】

第1 方針

県及び市町村は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災地における防疫は、知事が市町村長と連携を図りながら実施する。

2 防疫業務の実施方法

災害時に感染症の流行を未然に防止するための防疫活動は、次の方法により行うものとする。

(1) 県の措置

ア 検病調査及び健康診断

県は、とくしま災害感染症専門チーム、保健衛生コーディネーター及び被災地域所管の保健所と緊密に連携し、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力の下疫学調査班を編成し、避難所や浸水地帯における疫学調査を実施し、感染症の発生のリスクや発生状況の把握、及び予防のための指導、対策等を実施する。調査の結果必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「~~感染症予防法~~」という。)第17条の規定による健康診断を実施する。

イ 感染症発生時の対策実施

知事は、~~感染症予防法~~第21条及び同法第47条の規定により、1、2類感染症の患者及び新型インフルエンザ等感染症の所見がある者を感染症指定医療機関に移送する。

県は、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院させる措置を講じるなど、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図る。

ウ 市町村等に対する指示及び命令

県は、感染症予防上必要があると認めたときは、被災市町村における規模態様等に応じてその範囲及び期間を定めて、すみやかに次の事項の指示及び命令を行う。

- (ア) ~~感染症予防法~~第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の実施に関する指示
- (イ) ~~感染症予防法~~第28条第2項の規定による、ねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- (ウ) ~~感染症予防法~~第31条第1項の規定による生活の用に供する水の使用又は給水についての制限
- (エ) 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種に関する命令
- (オ) 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

エ 支援体制

県は、市町村の防疫活動を支援し、必要に応じ、県内外に人材、資器材、薬剤の応援要請及び調達の調整を行う。

オ 予防教育及び広報活動

県は、市町村、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(2) 市町村の措置

ア 消毒方法

市町村は~~感染症予防法~~第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・こん虫等の駆除

市町村は~~感染症予防法~~第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活の用に供する水の供給

市町村は感染症~~予防~~法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

エ 予防教育及び広報活動の推進

市町村は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとする。

オ 避難所の感染症対策指導

市町村は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施するものとする。

3 防疫活動に必要な携行資材

- (1) 噴霧器
- (2) 消毒薬品
- (3) 昆虫駆除薬剤
- (4) 検便用資材等
- (5) 防疫用薬品資材

必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

[資料編]

災害用薬品、資材の確保先

防疫~~容器~~用機材保有数

4 報告

市町村長は県警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により管轄保健所~~長~~を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込経費
- (4) その他

第4款 家畜防疫

【主な実施機関：市町村、県（畜産振興課）】

第1 方針

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、市町村等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築し、次により対処する。

第2 内容

1 実施責任者

被災地における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

2 家畜の防疫

被災地における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- (3) 県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の防疫措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

3 家畜の診察

被災地域のみでの家畜診療体制が不十分である場合、被災地域においても、十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

第5款 遺体の捜索及び火葬等

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部）、県警察、徳島海上保安部】

第1 方針

災害により死亡した者の遺体の捜索、調査、処理及び火葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

遺体の捜索、収容及び火葬等は、市町村長が県警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 遺体の捜索

遺体の捜索は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施方法

- ア 遺体の捜索は、市町村長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。
- イ 遺体の捜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 応援の要請等

市町村において被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては応援の要請を行うものとする。

(3) 災害救助法適用時の基準

ア 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 遺体の調査処理

(1) 市町村長の措置

市町村長は、遺体を発見したときは、すみやかに所轄警察署に連絡し、その調査を待つて次の方法により処理するものとする。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）

(2) 警察官の措置

警察官は遺体を発見し又は遺体発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

ア 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡すこと。ただし、遺族への引き渡しができないときは、死亡地を管轄する市町村長に引き渡すこと。

イ 身元の明らかでない遺体については検視をして、所持金品等とともに遺体を死亡地を管轄する市町村長に引き渡すこと。

(3) 災害救助法適用時の基準

ア 遺体の処理期間

災害発生の日から原則10日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。

イ 費用の範囲

遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

4 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、市町村長が必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。

なお、火葬又は埋葬の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとする。

(3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

(4) 県は、火葬場の斡旋等について市町村から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町村、他の府県に対して必要な応援を要請する。

(5) 災害救助法適用時の基準

ア 火葬又は埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

5 海上漂流遺体の搜索等

(1) 災害時において徳島県周辺海域に遺体が漂流する事態が発生した場合には、市町村は徳島海上保安部に応援要請を行うものとする。

- (2) 徳島海上保安部は、市町村より漂流遺体の搜索要請を受けた場合も含め、遺体が漂流する事態が発生したときは、巡視船艇及び航空機による搜索にあたるものとする。
- (3) 徳島海上保安部は、収容した遺体について市町村及び県警察と連絡を密にし、市町村及び県警察の行う措置に協力するものとする。

[資料編]

火葬場一覧表

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 巡回相談の実施
- 3 食品衛生に関する広報の実施
- 4 感染症対策の実施
- 5 消毒用薬剤等の備蓄、調達
- 6 遺体の収容所及び処置
- 7 遺体処置班の編制
- 8 その他必要な事項

第20節 要配慮者への支援対策の実施

【主な実施機関：市町村，県（次世代育成・青少年課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，長寿いきがい課，障がい福祉課，発達障がい者総合支援センター，ダイバーシティ推進課），社会福祉施設等の管理者】

※社会福祉施設等とは，社会福祉施設，介護老人保健施設及び病院をいう。

第1 方針

災害時において，高齢者，傷病者，障がい者，妊産婦，乳幼児，児童，外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策を実施するものとする。

第2 内容

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は，あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い，速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は，支援の必要性の高い被災者を優先し，可能な限り，緊急一時入所等，施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は，水，食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め，近隣施設，県及び市町村等に支援を要請するものとする。
- (4) 社会福祉施設等はその機能に応じ，被災した要配慮者に対する支援のため，生活物資等の提供，職員の派遣や利用者の受入について，相互の連携を図るとともに，福祉避難所への支援等に努めるものとする。
- (5) 県及び市町村は，ライフラインの優先的な復旧や，水，食料品，生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて，被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 県及び市町村は，被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 県及び市町村は，携帯端末，パソコン，ファクシミリ等を活用し，また，報道機関との協力のもとに，新聞，ラジオ，文字放送等を利用することにより，被災した障がい者及び高齢者に対して，生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 県及び市町村は，被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子，ストマ用装具，ポータブルトイレ，おむつ等の物資やガイドヘルパー，手話通訳者等のニーズを把握し，調達に努める。
- (4) 県及び市町村は，避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し，災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

3 児童に係る対策

- (1) 県及び市町村は，保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め，発見した場合には，親族による受入れの可能性を探るとともに，児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うものとする。
- (2) 県は，被災児童の精神不安定に対応するため，こども女性相談センターにおいて，メンタルへ

ルスクエアを実施する。

- (3) 県及び市町村等は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び子ども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

4 外国人等に対する対策

- (1) 県及び市町村は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 県及び市町村は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 県及び市町村は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

5 災害時(介護福祉)コーディネーターによる調整

県は、被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、災害時コーディネーターを配置し、市町村等関係機関と連携を図り、刻々と変化する要配慮者、福祉避難所等の状況を的確に把握し、本県及び他の機関から人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 情報提供方法
- 3 避難方法
- 4 被災状況の把握
- 5 生活支援方法
- 6 その他必要な事項

第21節 動物救済対策

【主な実施機関：県（安全衛生課）】

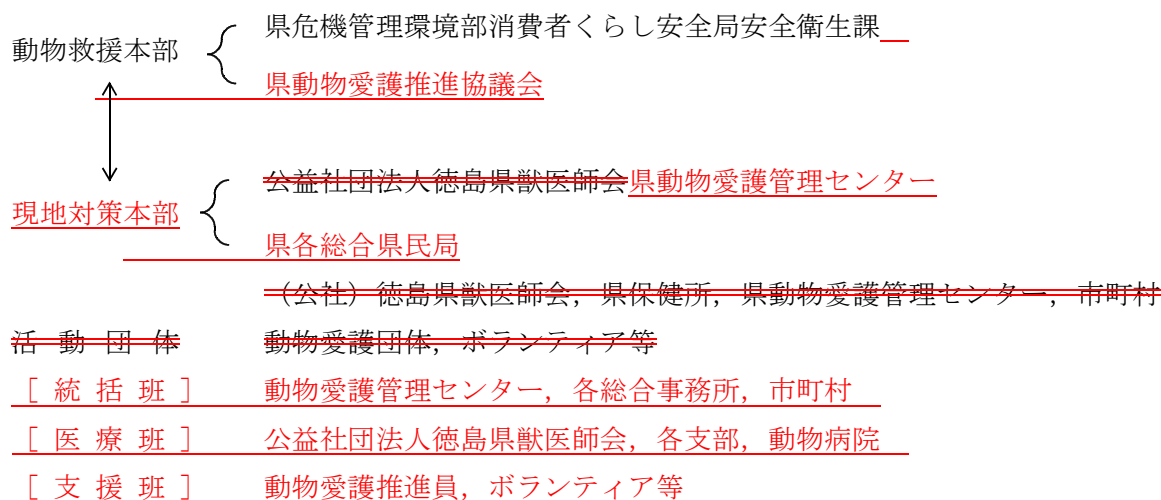
第1 方針

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

~~被災動物~~に対する保護、収容、~~捕獲~~支援等の救援対策については、動物救援本部を設置し、実施する。



2 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。
- (3) ~~仮設救援センター~~緊急保護施設を設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については，飼養者，動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- (5) ~~市町村と連携し，飼い主責任による避難所のペット同行避難を推進するため，受入体制の整備と併せて，飼い主に対して，災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。~~

第2.2節 災害廃棄物の処理

【主な実施機関：市町村，県（環境指導課，水・環境課，建築指導室）】

第1 方針

災害時における被災地域のごみ処理，し尿処理，災害廃棄物処理等の実施は，本計画及び災害廃棄物処理計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災地域におけるごみ処理，し尿処理，災害廃棄物処理等は，市町村が実施する。
ただし，災害の規模が大きいため，当該市町村において処理できないときは，隣接市町村及び県の応援を求めて実施する。
- (2) 県域で災害廃棄物の処理が行うことが困難であると認められる場合には，広域的な処理を災害廃棄物対策四国ブロック協議会，国及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

2 ごみ処理

- (1) 市町村は，ごみ処理施設の被害状況を把握し，応急復旧に努めるとともに，被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため，収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。また，住民に対しその内容を周知し，収集，処理及び処分を実施する。
- (2) 県は，市町村等の要請に基づき，市町村の実施するごみ処理について，必要な技術的な援助，情報提供及び市町村間の調整を行う。

3 し尿処理

- (1) 市町村は，下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して，その応急復旧に努めるとともに，水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- (2) 市町村は，下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し，し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間，住民に対し仮設トイレの提供等必要な処置を講ずる。
- (3) 県は市町村等の要請に基づき，市町村の実施するし尿処理について，必要な技術的な援助，情報提供及び市町村間の調整を行う。

4 災害廃棄物処理

- (1) 市町村は，~~災害廃棄物の処理に係る指針に基づき，円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう，災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針，一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制，周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方，住民等への啓発・広報等について，災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。~~発生した災害廃棄物の種類，性状（土砂，ヘドロ，汚染物等）等を勘案し，その発生量を推計したうえで，事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき，仮置場，最終処分地を確保し，災害廃棄物の計画的な収集，運搬及び処分を行ない，災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- (2) 県は、~~災害廃棄物の処理に係る指針~~市町村の要請に基づき、市町村の実施する災害廃棄物処理について、必要な技術的な援助、情報提供及び市町村間の招請を行なう。~~円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。~~
- (3) 県及び市町村は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- (4) ~~県は市町村と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。~~
~~また、市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。~~
- (5) ~~県及び市町村は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste Net)や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。~~
- ~~(6) 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。~~

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 ~~ガレキ処理班、清掃班の編成~~
- ~~3 ガレキ・廃棄物・し尿等各廃棄物の処理方法~~
- ~~4~~ 3 必要な資機材等の保有、調達
- ~~5~~ 4 処理施設の応急復旧
- ~~6~~ 5 仮置き場の確保
- ~~7~~ 6 その他必要な事項

第23節 住宅の確保

第1款 応急仮設住宅の供与

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，管財課，住宅課，営繕課）】

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で，自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については，本計画及び「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) り災者に対する応急仮設住宅の供与は，市町村長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 対象者

災害のため住宅が全壊，全焼又は流失し，居住する住宅がない者であって，自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

4 住宅の種類

一般向けの住宅，高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

6 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては，原則として，①公有地，②国有地，③企業等の民有地の順に選定することとし，上下水道，ガス，電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また，激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため，あらかじめ建設予定地のリストを作成し，建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

7 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は，市町村長が行うものとする。

なお，災害救助法が適用された場合は，知事からの委任を受けて行う。

8 建設に係る協力体制

県は、協定に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会に協力を要請する。

〔資料編〕

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

9 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、資機材関係省庁に資機材の調達に関して要請する。

10 民間賃貸住宅等の借り上げ

県は、応急仮設住宅の建設以外に、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の供与も行う。

11 運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任者
- 2 応急仮設住宅建設用地の選定
- 3 建設資材、必要機械器具等の調達
- 4 入居基準
- 5 その他必要な事項

第2款 住宅の応急修理

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部、住宅課）】

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) り災者に対する住宅の応急修理は、市町村長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

2 対象者

災害のため住宅が半壊(、半焼)も若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では住宅を応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(半焼)した者及び災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)とする。

4 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

5 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は市町村が確保について斡旋を行うものとする。

[資料編] 木材保有数

6 労務及び資材の提供に関する協力体制

市町村は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任者
- 2 建設資材、必要機械器具等の調達
- 3 その他必要な事項

第3款 被災者向け住宅の確保

【主な実施機関：市町村、県（住宅課）】

第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

り災者向けの住宅の確保は、県及び市町村が努めるものとする。

2 対象者

災害のため住宅を失った者を対象とする。

3 公営住宅への優先入居

県及び市町村は、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるものとする。

4 民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家情報提供を実施するとともに(公社)徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任者
- 2 その他必要な事項

第24節 障害物の除去

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，道路整備課，河川整備課），四国地方整備局】

第1 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物，山くずれ，がけくずれ及び水等によって，道路，河川，住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で住民の生命，身体及び財産等に危険を及ぼし，又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施については，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は，市町村が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は，水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路，河川等にある障害物の除去は，その道路，河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）くずれ，浸水等によって，住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は，市町村長が行うものとし，市町村限りで実施困難のときは知事に対し応援，協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設，敷地内の障害物の除去は，その施設，敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

2 機械器具の調達

市町村長は，障害物の種類，規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は，建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき，機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

3 所要人員の確保

市町村長は，災害時の障害物の除去に要する人員については，道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが，不足する場合は建設業者と必要な協定を締結しておき，人員の供給を受けるものとする。このほか，必要に応じ地区民への協力，自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の場合の障害物の除去については，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うが，費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象

居室，炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり，かつ，自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第25節 貯木及び在港船舶対策

【主な実施機関：県（スマート林業課，水産振興課，運輸政策課），徳島海上保安部】

第1 方針

災害時における洪水等による流木被害を防御するための貯木及び在港船舶対策は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 流木の被害を防御するための貯木対策指導は，県が実施する。
- (2) 在港船舶の対策指導は，県及び徳島海上保安部があたる。

2 貯木対策

(1) 災害防止の方法

各貯木場においては，災害時の河川の氾濫や高潮時による貯木の流出を防止する方法として，ワイヤロープ，鉄柵，非常用ロープ，器具及び流出防護柵を設備し，貯木の流出に対処する。

(2) 港内における貯木対策

ア 事前措置

- (ア) 木材入荷状況の把握
- (イ) 貯木状況及び現在量の把握
- (ウ) 流出防止対策の指導
- (エ) 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- (オ) 災害時における流木回収能力の把握
- (カ) 流出防止措置の確認

イ 事後措置（流木措置）

- (ア) 流木状況の調査
- (イ) 船舶及び関係者に対する流木状況の周知
- (ウ) 流木の早期回収の勧告あるいは除去命令の発動
- (エ) 流木回収状況の把握及び関係者への周知
- (オ) 流木の早期回収の実施とその推進

3 在港船舶対策

(1) 災害防止の方法

徳島小松島港に在泊する船舶は，同港台風・津波等対策委員会が定めた同港台風・津波等災害防止措置実施要領に基づく措置を講じる。その他の港に在泊する船舶にあっても，同様の措置を講じる。

ア 災害発生予想日の数日前及び前日の措置

- (ア) 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握
- (イ) 木材荷役船舶に対する措置

- (ウ) 危険物荷役船舶に対する措置
 - (エ) 運転不自由船舶に対する措置
 - (オ) 木材の流出防止措置
 - (カ) 台風等災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 災害発生予想日前日及び当日の措置
- (ア) 災害発生に関する情報の収集及び伝達
 - (イ) 在港船舶に対する避難指示
 - (ウ) 船舶に対する出入港の制限
 - (エ) 小型船舶用船だまりの整理
 - (オ) 在港船舶に対する停泊方法の指導
 - (カ) 木材に対する流出防止措置の確認
- ウ 災害発生後の措置
- (ア) 被害の調査
 - (イ) 災害復旧応急対策
 - (ウ) 事故船に対する救難措置
 - (エ) 流出木材に対する措置

[資料編]

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

第26節 ボランティア活動の支援

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，未来創生政策課，保健福祉政策課），日本赤十字社徳島県支部，社会福祉協議会，徳島県共同募金会，徳島県災害ボランティア連絡会】

第1 方針

大規模災害により県下に大きな災害が発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，県，市町村及び防災関係機関等だけでは，十分に対応できないことが予想される。

そこで，災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種NPO・ボランティア等の協力体制について，県，市町村及び防災関係機関等が実施すべき事項は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 ボランティア団体等の協力

県，市町村及び防災関係機関等は，各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により，災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

2 ボランティアの受入れ

県及び市町村は，ボランティア活動が円滑に行われるよう，社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て，最優先で求められるボランティア活動の内容，必要人員，活動拠点等について情報提供を行う。また，災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ，片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

3 ボランティア団体等の活動

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し，その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護，看護補助，障がい者支援，被災児童保護
- (4) 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資，資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

4 県災害ボランティアセンターの設置

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会は，災害時に，必要があるときは速やかに，県立総合福祉センターにおいて，災害ボランティア活動の拠点となる徳島県災害ボランティアセンターを設置し，被災市町村に設置される現地災害ボランティアセンターと連携を取りながら，ボランティア活動を効率的に推進する。

また，新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては，「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方」等を参考に，感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

5 被災地におけるボランティア支援体制の確立

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに災害ボランティアセンターを設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

また、徳島県共同募金会は中央共同募金会等と連携し、「災害等準備金」等を活用して「災害ボランティアセンター」の設置運営経費等を支援する。

6 ボランティアに係る事務委託

都道府県または都道府県から事務の委託を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 災害ボランティアの受入体制
- 2 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設

第27節 義援金・義援物資の受入・配分

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，保健福祉政策課），日本赤十字社徳島県支部，（福）徳島県共同募金会】

第1 方針

一般県民及び他府県等から被災者にあてに送られた義援金・義援物資の受入・配分は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 義援金の受入れ及び配分

(1) 被災者に対する義援金の受入を必要とする場合は，次の関係機関は協力して募集方法，期間等を定めて募集するものとする。

(2) 義援金の配分

関係機関で構成する義援金配分委員会を設置し，義援金の配分について協議・決定するものとする。

ア 関係機関

日本赤十字社徳島県支部，（福）徳島県共同募金会，県等

イ 協議・決定事項

- (ア) 義援金の保管
- (イ) 義援金の配分方法，配分基準，配分時期
- (ウ) 義援金の使途
- (エ) その他必要な事項

(3) 義援金受入の広報

関係機関は，円滑な義援金の受入れを行うため，相互に連携してホームページや報道機関を通じ住民広報に努める。

2 義援物資の受入れ及び配分

県及び市町村等は，義援物資の受入れ及び配分を行う。なお，その際，次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として，企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は，善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては，物資配分の観点から，同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。

しかし，多品種少量の義援物資については集約が困難であり，各避難所への配分の支障となるおそれがある。また，ニーズがない物資は，各避難所へ配分されないおそれがある。そのた

め、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

県及び市町村等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受付

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市町村等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 義援物資の受入れ及び配分の実施
- 2 受入体制の広報

第28節 公共土木施設等の応急対策

第1款 公共土木施設

【主な実施機関：市町村，県（農林水産部関係課，県土整備部関係課，企業局），四国地方整備局，西日本高速道路(株)，独立行政法人水資源機構，本州四国連絡高速道路(株)】

第1 方針

災害時における公共土木施設管理者の応急対策は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 河川・海岸施設

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると，河川堤防が地震により被災(沈下)し，これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次被害の想定される割合は，多くの河川で50パーセントを超えるものと予測されている。

地震により堤防，護岸等河川・海岸管理施設が破壊，崩壊等の被害を受けた場合には，施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力を尽くすものとする。

(2) 応急対策

堤防，護岸の破壊等については，クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため，ビニールシート等で覆うとともに，速やかに復旧計画をたてて復旧する。また水門，排水機等の破壊については，故障，停電等により運転が不能になることが予測されるが，土のう，矢板等により応急に締切を行うとともに，内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り，公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し，国庫負担申請を行い，災害査定を受ける前に着工する必要があるときは，事前に工法協議を行い，応急復旧を行う。

2 道路施設

(1) 基本方針

道路が被災した場合，各道路管理者の連携のもとに，災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また，道路上の破壊，倒壊等による障害物の除去を警察，消防機関，自衛隊，占用工作物管理者等の協力を得て行い，交通確保に努める。

特に，避難，救出，緊急物資の輸送，警察，消防などの活動に必要な路線は最優先して啓開，復旧にあたる。

(2) 応急復旧活動

ア 応急対策

復旧工法は，被災した施設の位置，大きさ，程度，重要度，地下埋設物などの状態によって種々様々の対応策を検討し，措置しなければならないが，通行の確保を第一とし，復旧作業の安全

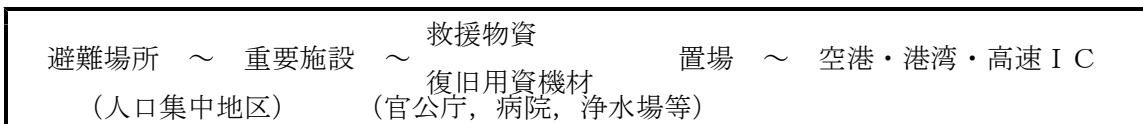
を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧し、開放する。また、道路占有施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知し適切に対処するが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のため必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

イ 復旧対策

応急復旧に引続き又は平行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度など種々勘案の上、通行止を避けながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

(3) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期啓開を要する重点路線として、



などを結ぶ、被災地から又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

3 港湾施設

(1) 基本方針

台風時の高潮や南海トラフ地震に伴い発生する津波から背後地域を守るため、防潮堤や護岸は海岸第一線の重要な防護施設であり、県内12港湾の岸壁や物揚場、臨港道路は、災害時の緊急救援物資の輸送拠点として重要な役割を持つ施設である。

港湾施設の応急対策に当たっては、背後地住民の生命、財産の安全確保を第一義とし、さらに被害状況の把握を行うとともに海上からの緊急輸送路確保のために必要な措置を行う。

(2) 予想される被害等

港湾施設は水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤の上に建設されている場合が多く、予想される被害も地震による直接被害及び津波による2次災害が想定される。

ア 地震による被害

- (ア) 防波堤、護岸、防潮壁、水門等の沈下、すべり出し、亀裂等
- (イ) 岸壁、物揚場等のすべり出し、沈下、栈橋の挫折等
- (ウ) ふ頭用地、臨港道路（橋梁を含む）等の陥没、亀裂等

イ 津波による被害

- (ア) 岸壁、物揚場等の係留施設の破壊又は荷役に重大な支障となる損壊
- (イ) 船舶の陸上への乗上げによる施設の損壊
- (ウ) 航路標識、けい船浮標、浮栈橋の流出等
- (エ) 木材・コンテナ及び倒壊した家屋やがれき等の津波漂流物による航路、泊地等の埋塞

(3) 対策

ア 背後地住民の生命、財産の安全を確保するため、防潮壁、水門等に亀裂が生じた場合、土のう積等施設の機能保持に万全を期する。

イ 緊急物資の海上輸送を確保するため岸壁、物揚場、栈橋等の機能を保持又は回復するとともに、これらに至る航路泊地等を点検し、船舶航行の安全を確保し、また、ふ頭用地の機能の確

保等陸上輸送との有機的な連携に十分配慮する。

ウ その他の港湾施設についても経済流通に重要な役割を有しており、被害を受けた場合に重要な機能障害をひきおこすことがないように、被害の局限化又は応急復旧を速やかに図る。

第2款 空港施設

【実施機関：徳島空港事務所，海上自衛隊徳島教育航空群】

第1 方針

災害時における徳島飛行場の応急対策は，本計画の定めるところによる

第2 内容

海上自衛隊徳島教育航空群及び徳島空港事務所は，徳島飛行場が災害により滑走路，誘導路，駐機場その他附帯する航空保安施設が損壊し，使用不能となった場合，それぞれの関係機関において当該施設の復旧を行い，緊急輸送の確保のため航空交通の早期再開を図る。

第3款 鉄道施設

【実施機関：四国旅客鉄道(株)，阿佐海岸鉄道(株)】

第1 方針

災害時における鉄道事業者の応急対策は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は，旅客の生命，財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか，関係機関の緊密な連携のもとに，輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行にあたっては，運転事故報告手続，災害時運転規則手続の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し，被災列車の救援，鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため，運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし，県，市町村，指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 地震発生時の警戒態勢の種別

地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別は，次のとおりとする。

イ 地震発生時の特殊運転

計測震度の区分	警 報 区 間	運 転 規 制 の 方 法
3.5以上 4.5未満	要注区間以外の区間	25km/h以下の徐行
	要 注 区 間	列車の運転を中止する
4.5以上	全 区 間	

ウ 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のCTC指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取扱いをするものとする。

エ 保線区長の取扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めるときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

(4) 第2次、第3次態勢の解除

ア 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

イ 電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

ウ 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

2 阿佐海岸鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産の保護のため救出・救護に努めるとともに、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、早急復旧のため、必要に応じ対策本部及び復旧本部を設置する。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 運転規制の取扱い

徐行運転 震度 4
 運転中止 震度 5 弱

イ 運転指令員の取扱い

運転指令員は、地震を感知し、列車の運転が危険と認められるときは、列車の運転を一時見合わせるとともに、その旨を施設課長及び関係乗務員に連絡するものとする。

運転指令員は、施設課長から運転規制の要請があったときは、関係乗務員に連絡するものとする。また、解除の場合も同様とする。

ウ 施設課長の取扱い

施設課長は、地震を感知したとき、又は通報を受け、列車の運転が危険と認めたときは、関係箇所に通報するとともに、線路点検を実施するものとする。

(4) 運転規制の解除

ア 施設課長は、線路点検その他の状況により、列車の徐行運転又は運転停止の必要がなくなったと認めたときは、その旨を運転指令員に通報する。

イ 運転指令員は、施設課長の運転規制解除通告を受領した後でなければ、運転規制を解除してはならない。

第4款 電力施設

【実施機関：四国電力(株)、四国電力送配電(株)、県(危機管理環境部)、市町村】

第1 方針

災害時における電力施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害時における電力の供給

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- (1) 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- (2) 需給バランスについて、系統上供給力が不足する場合においては、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保するものとする。

2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、需要家によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

3 災害時における応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

(1) 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

(2) 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を設置するとともに被害線路の復旧

を図る。

(3) 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

(4) 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、迂回ルートへの切り替えや非常用通信設備の活用により、必要回線の確保を図るものとする。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

(5) 電源車等

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 ダム、せき等の管理

ダム、せき等の管理は、河川法に定めるところにより行うものとし、ダムごとに管理主任技術者を置き、管理主任技術者は、土木保守員を指揮監督してダムを管理するものとする。

洪水時の対策措置は、ダム操作規程又はダム管理規定に基づき、次のとおり実施するものとする。

- (1) 洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握とダムの流入量の的確予測に努めるとともに、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。
- (2) ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、サイレン、スピーカー等により警告する。また、規程に定められたダムについては、河川パトロールも実施する。
- (3) 下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。

5 燃料電池自動車等の活用

県及び市町村は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリット車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第5款 都市ガス施設

【実施機関：四国ガス(株)】

第1 方針

災害時におけるの四国ガス株式会社の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害時における体制の確立

ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応をなす体制を確立する。

2 火災発生の場合

火災発生の発見者は、発火燃焼源を確かめ、適応消火を手配するとともに連絡を密にして付近危険物及び可燃物の撤去並びにガス内蔵設備及び油設備等は、バルブ等により閉塞及び過熱防止処置をするものとする。

3 その他

(1) 災害復旧

ガス供給本管、支管の災害復旧は、会社並びに下請工事会社により全力復旧するものとする。

(2) 広報活動

災害によりやむを得ずガス供給を一時的に停止する場合は、利用者にラジオ、テレビ及び広報車により周知徹底を図るものとする。

(3) 災害時の処置

ガス発生設備の被災、市街のガス本支管の被災等によってガス漏えい及び火災等の災害が拡大し、人命に危険を生ずるおそれがあるときは、県警察及び消防等関係機関の協力のもとに、立入禁止、交通遮断及び一時避難等の処置を行うとともに、被害規模に応じてガスの供給を停止する。

(4) 応援の要請

災害の事態に応じて防災関係諸機関に応援を要請するとともに、(一社)日本ガス協会に応援を要請する。

第6款 LPガス供給施設

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部）、(一社)徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所】

第1 方針

災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる

災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第7款 水道施設

【主な実施機関：市町村（水道事業者）、県（安全衛生課）】

第1 方針

災害時における水道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 復旧方針

市町村は、あらかじめ応急対策について計画を定め、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

2 復旧手順

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちに市町村の定める応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

(2) 被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急にかつ的確に把握することとする。

(3) 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を住民に広報する。

なお、復旧に当たっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

3 支援要請

市町村は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

また、県は、市町村より要請を受けた場合は、他の市町村及び関係機関等に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

第8款 下水道施設

【主な実施機関：市町（下水道事業者）、県（水・環境課）】

第1 方針

災害時における県及び下水道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

2 被害状況調査

県及び市町は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3 応急復旧

県及び市町は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) 処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

4 支援要請

市町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町や県に対して広域

的な支援の要請を行うこととする。

県は、市町の被害状況の把握に努め、市町から要請を受けた場合は、市町間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、他府県からの支援について要請を行う。

5 災害広報

県及び市町は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第9款 通信設備

【実施機関：西日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ】

第1 方針

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備，移動電源車の発動
- ウ 移動無線機，移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両，工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

(2) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

ア 重要通信の確保

(ア) 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等

を使用して重要回線の確保に努める。

- (イ) 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。

イ 特設公衆電話の設置

- (ア) 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
 (イ) 特設公衆電話の設置場所について、県、及び行政機関と連携し選定する。

ウ 災害用専用基地局の運用

- (ア) ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
 (イ) 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努める。
 (4) 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

ア 被災区間又は場所

イ 回復見込み日時

ウ 通信途絶、利用制限の理由

エ 通信途絶、利用制限の内容

オ 通信利用者に協力を要請する事項

カ その他の事項

- (5) 大規模災害時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの

(2) 第2順位の復旧

ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの

(3) 第3順位の復旧

第1順位、第2順位に該当しないもの

第10款 危険物施設

第1 火薬類

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部）、県警察】

1 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 市町村長

(2) 応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。
- (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- (エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

イ 知事の措置

- (ア) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずるものとする。
- (イ) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限するものとする。
- (ウ) 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずるものとする。
- (エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずるものとする。

ウ 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

エ 市町村長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生の恐れがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

第2 高圧ガス（LPガス供給施設を除く）

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部）、県警察】

1 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 高圧ガス製造者等
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 市町村長

(2) 応急措置

ア 製造者等の措置

- (ア) 直ちに事業所内における火気の取扱を停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。
- (イ) 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに以下の災害発生防止のための措置を講じる。
 - a 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、緊急遮断弁の閉止等の応急の措置を行うとともに、製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - b 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちにバルブの閉止等の応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - c 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (ウ) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
- (エ) 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

イ 知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。
- (イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

ウ 警察本部長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

エ 市町村長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第3 石油類及び薬品

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部、薬務課）】

1 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者又は占有者
- イ 市町村長
- ウ 知事

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。
- (イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

イ 知事又は市町村長の措置

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
- (イ) 火災の防御は、市町村の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。
- (ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

[資料編]

- 化学消火薬剤保有数
- 油防除資機材等保有量

第4 放射性物質

【主な実施機関：市町村、県（関係各課）、警察本部】

1 方針

施設放射性物質の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者
- イ 知事
- ウ 市町村長

エ 警察本部長

(2) 応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。

イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたりとともに立入禁止区域を設定するものとする。

第11款 農業用施設

【主な実施機関：県（生産基盤課，農山漁村振興課），市町村，土地改良区，中国四国農政局】

第1 方針

災害時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 頭首工，取水施設，用排水路

土地改良区及び水利組合等，施設の管理者は，地震発生後，施設の破損の有無を調査し，破損があった場合，付近の住民に被害を与える恐れがないか確認し，市町村に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合，市町村を通じて県に被害報告を行い，災害復旧を検討する。

2 各種樋門，排水機場

土地改良区及び水利組合等，施設の管理者は，地震発生後，施設の破損の有無を調査し，施設の機能が損なわれている場合は，市町村に報告するとともに，応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合，市町村を通じ県に被害報告を行い，災害復旧を検討する。

3 農業用ダム・農業用ため池

農業用ダム（堤高15m以上の防災重点ため池を含む）については震度4以上の地震が発生した場合，堤高15m未満の防災重点ため池（重要性を考慮し予め選定したもの）については震度5弱以上の地震が発生した場合，土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者は施設を緊急点検して，その結果を市町村に報告する。二次災害の危険がある場合は，市町村と協議しながら，応急対策を行う。

市町村は，緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが，これにより難しい場合は，県を通じて地方農政局等にメール，ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。また，危険がある場合は，関係機関とともに応急対策を行うほか，避難指示等を行うものとする。

県は，緊急点検状況や被災状況を適時適切に把握し，管理者・市町村からの要請により，緊急点検・応急対策の支援を行う。

また，応急対策が必要な場合は必要に応じて，農村工学研究所等の学識経験者からの技術的指導を活用し，被害の拡大の防止に努める。

農業用ダム・農業用ため池管理者は、緊急点検を行うため池以外についても、可能な限り早急に点検を行うこととし、被害があった場合、市町村を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 パトロールの実施体制
- 3 住民への広報
- 4 避難体制
- 5 その他必要な事項

第29節 教育対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，総務課，教育委員会）】

第1 方針

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 市町村立学校における応急教育は，市町村教育委員会が実施するものとする。
- (2) 県立学校における応急教育は，県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校における応急教育は，設置者が実施するものとする。

2 応急教育の実施

学校長は，あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて，応急教育の実施責任者に報告するとともに，教職員，児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には，応急教育の実施責任者は当該学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて，これに基づき応急教育を行うとともに，学校教育活動の再開に向け，努力するものとする。

特に児童生徒等の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別教室・講堂・体育館等）利用計画，公民館，神社，寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに，学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

(1) 児童生徒等の安全確保

- ア 児童生徒等の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- イ 応急教育を行う場所の選定に当たっては，児童生徒等の安全確保に努めなければならない。
- ウ 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒等に対してカウンセリング等心のケアを行う。

(2) 文教施設の災害応急対策

ア 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において，その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間，臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお，前記建物がない場合は，仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

イ 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害，硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は，国庫負担事業の認定をまたず復旧を行うものとする。

(3) 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には，受入れ可能な学校において，受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い，転入学を円滑に行うものとする。

(4) 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で，学校内において対応ができないときは，隣接学校か

ら応援させ、なお不足する場合は、地域人材から教職員退職者又は臨時任用経験者などの応急教育に従事できる人材を確保するものとする。

(5) 給食の実施

ア 現に学校給食を実施している学校

(ア) 物資の確保

県学校給食会の保管する物資、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。

(イ) 施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努めるものとする。

イ 学校給食を実施していない学校

地域の特性を配慮し、児童生徒の給食を必要とする場合には、応急施設をつくり、県学校給食会が保有する物資等により、給食の早期開始に努めるものとする。

(6) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

ア 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

(ア) 教科書（教材を含む）

(イ) 文房具及び通学用品

イ 期間

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

(7) 教科書（教材を含む）・学用品の調達

ア 各学校における貸し出し得る教材・学用品のリスト作成

イ 教材・学用品の輸送手段の確保

ウ 教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

(8) 授業料の減免

高等学校生徒の被災状況を調査し、授業料を納付すべき者について、別に定める授業料減免基準に該当した者は、申請に基づき減免を行うこととし、生徒の就学に支障のないように努める。

(9) 就学援助費等の支給

ア 市町村長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。

イ 災害により、特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

3 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- (1) 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 学校の休校措置及び学校施設・教員の確保
- 3 応急教育の実施
- 4 教科書等調達・支給
- 5 学校給食対策
- 6 その他必要な事項

第30節 災害警備対策

【主な実施機関：県警察】

第1 方針

災害時における警備対策については、本計画に定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたる

2 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりとする。

(1) 災害警備体制の種別

ア 準備体制

災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕がある場合。

イ 警戒体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等の警報が発表された場合等、災害の発生が予想される場合。

ウ 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等により災害が発生し、又は発生しつつある場合。

(2) 災害警備本部

警備体制が発令されたときは、警察本部及び警察署に災害警備連絡室、又は災害警備本部を設置する。

(3) 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行う。

3 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被災実態の把握
- (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (4) 行方不明者の捜索
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導
- (6) 災害警備活動のための通信確保
- (7) 不法事案等の予防及び取締り
- (8) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- (9) 避難路及び緊急交通路の確保
- (10) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保

- (11) 被災者等への情報伝達活動
- (12) 遺体の調査, 検視
- (13) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 その他

災害警備活動については、本計画に定めるほか、徳島県警察大震災等警備計画及び徳島県警察災害警備計画の定めるところによる。

第31節 応急金融対策

【主な実施機関：四国財務局徳島財務事務所，日本銀行（高松支店，徳島事務所）】

第1 方針

災害時における応急金融対策計画は，本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は，現金の供給安定と決済機能維持のため，必要な措置を講じる。また，被災地に対する現金供給のため，緊急に現金を輸送し，又は通信を行う必要があるときは，関係行政機関等と密接に連絡をとり，輸送及び通信の確保を図る。

2 金融機関の業務運営の確保

四国財務局及び日本銀行高松支店は，被災金融機関に対し，営業の早期再開のための必要な措置を講じるよう要請を行う。

3 金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は，協議のうえ，災害の実情，資金の需要状況等に応じ，金融機関が対応できるよう次の措置を適切に運用するものとする。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況，応急資金の需要等を勘案して，融資相談所の開設，審査手続きの簡便化，貸出の迅速化，貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時適格な措置を講じることを要請する。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預金通帳，届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については，罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって，被災者の預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者に対して，定期預金，定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講じることを要請する。

(3) 手形交換，休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分，金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。また，窓口営業ができない場合であっても，顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで，現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については，できるかぎり迅速に行うよう配慮し，生命保険料又は損害保険料の払込については，契約者のり災状況に応じて，猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講じることを要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは，当該営業店舗名等を，ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに，その旨を新聞やインターネットホームページに掲載し，取引者に周知

徹底するよう要請する。

(6) 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

第3.2節 生活関連商品供給確保及び価格安定対策

【主な実施機関：県（消費者くらし安全局）】

第1 方針

災害時における生活関連商品の供給の確保及び価格の安定については、「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例」及び本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

災害時における生活関連商品の供給の確保及び価格の安定に係る措置については、知事が実施する。

2 調査

知事は、県民の消費生活に関連性の高い商品(以下「生活関連商品」という。)について、必要に応じてその価格及び需給の動向並びに流通の実態について調査する。

3 事業者に対する協力要請

知事は、調査の結果、生活関連商品の価格及び需給の実態が適正を欠くおそれがあると認めるときは、その原因等を究明するとともに、必要があると認めるときは、当該生活関連商品の価格の安定及び供給の確保について、県の関係部局と連携をとり、事業者に協力を求める。

4 重要生活関連商品の指定及び監視

- (1) 知事は、生活関連商品が不足し、若しくはその価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあり、県民の消費生活に重大な影響を及ぼすと認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、その価格の安定及び供給の確保を図る必要がある商品を重要生活関連商品として指定する。
- (2) 知事は、重要生活関連商品の価格及び需給の動向を監視するものとする。

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

県及び市町村は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。あわせて、災害復旧・復興の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

また、県及び市町村は、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

【主な実施機関：市町村，県（安全衛生課，農林水産部関係課，県土整備部関係課，教育委員会），
県警察】

第1 方針

災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

県警察は、県及び市町村と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2 内容

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川 (2) 海岸 (3) 砂防設備 (4) 林地荒廃防止施設 (5) 地すべり防止施設
(6) 急傾斜地崩壊防止施設 (7) 道路 (8) 港湾 (9) 漁港 (10) 下水道 (11) 公園の各施設

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 漁業用施設 (4) 共同利用施設 の各施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

6 都市施設災害復旧事業計画

7 住宅災害復旧事業計画

8 社会福祉施設災害復旧事業計画

9 官庁建物等災害復旧事業計画

10 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 災害復旧事業の種類

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (12) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (13) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
 - ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設，公立学校施設，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 方針

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより、被災者の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

県及び市町村は、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、士業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。
~~被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。~~

~~また、県は、被災者大ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画建てし、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（災害ケースマネジメント）を先進事例を基に研究を進める。~~

第2 内容

1 調査等に関する説明

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

2 被災者生活再建支援金の支給

【主な実施機関：市町村、県（危機管理環境部）】

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

3 災害弔慰金等の支給、貸付け

【主な実施機関：市町村、県（保健福祉政策課）】

市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び市町村条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

イ 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

イ 貸付限度額

(ア) 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円～350万円

(イ) 住居又は家財の損害 150万円～350万円

ウ 利率

年3%以内で条例で定める率

エ 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

オ 償還期間

10年（据置期間を含む）

カ 償還方法

年賦，半年賦又は月賦

キ 申込先

市町村

4 雇用機会及び労働条件の確保

【主な実施機関：市町村，徳島労働局】

(1) 計画目標

公共職業安定所（以下「安定所」という。）その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置又は災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

また、労働基準監督署（以下「監督署」という。）は、災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか、被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

(2) 対策

ア 市町村は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

イ 徳島労働局は以下の措置を講ずる。

(ア) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について徳島労働局及び公共職業安定所は適切な斡旋計画を樹立し、速やかに職業の確保を図る。また、必要に応じて広域職業紹介を実施する。さらに、対象とされた地域における労働保険料の納付に関する特例措置を講ずる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長は次の措置を講ずる。

a 被災者のための臨時相談窓口の設置

b 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

c 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

d 災害のため所定の失業の認定日に来所できない雇用保険受給資格者に対し、事後に証明書による失業の認定を行う。

(ウ) 労働条件の確保を図るため、被災地域を管轄する監督署の長は次の措置を講ずる。

a 災害復旧工事等における労働災害防止対策

b 被災労働者に対する労災保険給付

c 事業場の閉鎖等による未払賃金立替払

5 租税の徴収猶予及び減免等

【主な実施機関：市町村，県（税務課）】

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次のとおりである。

(1) 市町村税

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

(2) 県税

県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、徳島県税条例（昭和25年徳島県条例第31号）又は災害による県税の減免に関する条例（昭和29年徳島県条例第55号）により、県税の納税緩和措置として期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて、適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

(ア) 災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたときは、知事は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

(イ) (ア)の場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、知事は、納税義務者等の

申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定してその期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

なお、猶予した期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税義務者等の申請により、先の猶予期間と併せて2年以内の期間を限り、猶予を延長する。

ウ 滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合には、該当する各税目について次により税の減免、納入義務の免除等を行う。

(ア) 個人の県民税

個人の市町村民税と同じ取扱いで減免する。

(イ) 個人の事業税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(ウ) 不動産取得税

不動産の取得の日から6月以内に災害により当該不動産が滅失若しくは損壊した場合、又はそれ以外の場合で災害により、滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産（知事が認めたもの）を、当該滅失若しくは損壊した日から3年以内に取得したときは、納税義務者からの申請により、軽減し、又は免除する。

(エ) 自動車税の種別割

納税義務者が所有する自動車が災害により損害が生じ、相当の修繕費（保険金等で補てんされる金額を除く。）を要すると認められる場合には、納税義務者からの申請により、被害の程度に応じて、災害により被害を受けた日以後最初に納期の到来する年度分の2分の1又は4分の1の税額を軽減する。

(オ) 自動車税の環境性能割

取得した自動車又は三輪以上の軽自動車取得の日から1月以内に天災により滅失し、当該滅失した自動車又は三輪以上の軽自動車に代わるものとして自動車を取得した場合は、納税義務者からの申請により免除する。

(カ) 軽油引取税

災害により軽油引取税額を失った場合、特別徴収義務者の申請により、当該軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

6 被災者等への融資

- (1) 生活福祉資金（災害をうけたことにより臨時に必要となる経費）

【主な実施機関：県（保健福祉政策課）、社会福祉協議会】

災害により被害を受けた者（低所得世帯等）に対して資金の貸付けを行い、被災者の生活再建を促進するとともに、相談支援を通じて経済的自立を図る。

(2) 災害復興住宅融資

【主な実施機関：県（住宅課）】

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸し付けを行う。

(3) 災害対策資金

【主な実施機関：県（企業支援課）】

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

(4) 農林漁業関係融資

【主な実施機関：県（農林水産政策課）】

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、各種融資を行う。

ア 日本政策金融公庫資金

(ア) 農業基盤整備資金

(イ) 林業基盤整備資金

(ウ) 漁業基盤整備資金

(エ) 農林漁業施設資金

(オ) 農林漁業セーフティネット資金

イ 農業近代化資金

ウ 漁業近代化資金

エ 天災資金

オ 県単林漁業災害対策特別資金

(5) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

【主な実施機関：県（労働雇用戦略課）】

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸し付けを行い、被災者の生活の安定化を図る。

7 生活相談

県及び市町村は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。

また、徳島官公庁等行政苦情相談連絡協議会（事務局：総務省徳島行政評価事務所）においても、必要に応じ、関係機関等と協議の上、被災者のための特別総合行政相談所を開設する。

8 安否情報の提供

県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方

公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

9 罹災証明書の交付等

(1) 体制の整備

ア 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

ウ 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 県は、市町村に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとする。また、他の都道府県や民間団体との協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(2) 災害時の対応

ア 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

イ 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ウ 県は、災害による住家等の被害の程度や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。

エ 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

10 被災者台帳の作成等

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

11 資金の安定供給体制の構築

【主な実施機関：市町村，県(出納局)，金融機関，関係団体】

県及び市町村は，財務会計システム等が機能しなくなった場合においても，公金の支払事務に支障が生じないように，あらかじめシステムのクラウド化，金融機関への支払データ送信手段の多重化，手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとする。

また，前述の被災者生活再建支援金，災害弔慰金等の支給，被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう，指定金融機関，関係団体，関係課が連携し，公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 被災者生活再建支援資金
- 2 災害弔慰金
- 3 市町村税の猶予及び減免等
- 4 災害復旧事業に必要な金融に関する事項
- 5 被災者の生活相談
- 6 安否情報の提供
- 7 罹災証明書の交付
- 8 被災者台帳の作成
- 9 資金の安定供給体制の構築
- 10 上記のほか，被災者支援の体制，取組等

第5節 計画的復興

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，政策創造部，保健福祉部，県土整備部ほか関係各局）】

第1 方針

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため，震災復興体制を構築するとともに，「大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）」に基づき，県は，「復興のための施策に関する方針（以下「復興方針」という。）」を，市町村は，同法に基づく復興計画（以下「市町村復興計画」という。）を迅速に定める。

また，県は，「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（以下「条例」という。）」に基づき，「復旧及び復興に関する計画（以下「県復興計画」という。）」を迅速に定める。それらの内容を自治体及び住民等に周知することにより，関係者の共通の合意の形成を図る。

第2 内容

1 復興方針，県復興計画及び市町村復興計画の策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は，復興に関わる総合的措置を講じ，速やかな復興を図るために，復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置する。

また，当該本部内における復興方針，県復興計画及び市町村復興計画（以下「復興計画」という。）の策定を進める担当部局において，それらに係る庁内（案）の作成，既存計画（施策）との整合性の確保，庁内各部局の調整を行う。

2 被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧，住宅の復興，生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために，被災状況に関する正確な情報の収集を行い，それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

(1) 復興に関する調査

本計画第3章「災害応急対応」において，災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制，被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが，さらに詳細に被災状況を把握し，市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定，住宅の復興対策，生活支援対策など，復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため，復興に関する調査を行う。

ア 建築物の被災状況に関する調査

市町村は，応急復旧対策，復興対策を効果的に行うために，全壊，半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い，その結果を整理して県に報告する。

県は，市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに，必要に応じて，国や他の自治体等の協力を得ながら，派遣要請等を行う。

イ 都市基盤復興に係る調査

(7) 公園・緑地等の被災状況調査

国，県，市町村は，広域避難地，広域応援活動拠点，応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

(イ) その他の都市基盤復興に係る調査

国、県、市町村は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

ウ 住宅の復興対策に関する調査

市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握する。

エ 生活再建支援に係る調査

(ア) 住家被害状況調査

市町村は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(イ) 被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(ウ) その他生活再建に係る調査

県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査する。

オ 地域経済復興支援に係る調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(ア) 事業所等の被害調査

市町村は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

(イ) 地域経済影響調査

市町村は、災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

カ 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

3 復興方針及び復興計画の策定

県及び市町村は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興方針及び復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、(1)復興方針の策定、(2)復興計画の策定というステップを経て行う。

(1) 復興方針の策定

県民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、復興法に基づき、国が定める復興基本方針に即して、県は、復興方針を策定し、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

(2) 復興計画の策定

市町村は、復興法に基づき、復興基本方針及び復興方針に即して、市町村復興計画を策定する。また、県は、条例に基づき、復興の具体的な取組と事業をまとめた県復興計画を策定する。県復興計画の策定に当たっては、県は、議会、県民、市町村及び各専門分野における学識経験者など、様々な意見を反映させる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野ごとの計画の整合も図る。

具体的には、県復興計画において規定する事項は次のとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の計画期間

オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

(ア) 環境・生活・衛生・廃棄物

(イ) 保健・医療・福祉

(ウ) 経済・商工・観光・労働

(エ) 農業・林業・水産業

(オ) 公共土木施設

(カ) 教育

(キ) 防災・安全安心

キ 復興に関する行財政運営

ク その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(3) 復興方針及び県復興計画策定のプロセス

ア 復興方針及び県復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、議会、県民、市町村、関係機関の意見の反映に努めるとともに、専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる震災復興会議（仮称）を招集し、復興方針（案）を諮問する。その後、震災復興会議（仮称）の答申を踏まえ、復興方針を決定し、関係部局において県復興計画（案）を作成する。

イ 県復興計画に県民の意見を反映するとともに、議会、市町村や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、市町村復興計画等との整合を図り、県復興計画（案）を策定する。

ウ 震災復興会議（仮称）、震災復興本部会議の審議を経て、県復興計画を決定し、公表する。

(4) 復興方針及び県復興計画の公表

県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報

媒体により復興施策を具体的に公表する。

4 防災のまちづくり

- (1) 県及び市町村は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
また、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- (2) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (3) 県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (4) 県及び市町村は防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

~~5 「事前復興」の取組~~

~~県及び市町村は、被災後、復興対策を計画的かつ円滑に実施していくため、あらかじめ復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組む。~~

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村復興計画の策定
- 2 市町村復興計画の内容

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

第1章 総則

第1節 計画の性格

本編には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も含めており、本編に定めのない事項については、「共通対策編」に定めるところによるものとする。

第2節 被害想定

第1 徳島県域における地震・津波

徳島県域に被害をもたらした主な地震・津波を取りまとめる。

<徳島県域における主な地震・津波>

年月日	和暦	規模M	地域	被害・摘要
684. 11. 29	天賦13	8 1/4	土佐その他南海・東海・西海	山崩れ，家屋社寺倒潰，人畜の死傷多く，津波来襲，南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和3	8～8.5	五畿・七道	京都で民家・官舎の倒潰，圧死多数，津波被害大，南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長1	8～8.5	畿内・東海道	大極殿小破，東大寺巨鐘落ちる，津波で社寺・民家400余流失，東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺，摂津天王寺で被害，土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	元弘1	7以上	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで来襲，人馬牛の死多い
1361. 8. 3	正平16	8 1/4～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒，津波で摂津・阿波・土佐に被害
1498. 9. 20	明応7	8.2～8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大，溺流死4万1千，南海トラフ沿いの巨大地震とみられる
1586. 1. 18	天正13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害

年月日	和暦	規模M	地域	被害・摘要
1605. 2. 3	慶長9	7. 9	東海・南海・西海諸道	慶長地震，津波が犬吠崎から九州までの太平洋岸に來襲，阿波穴喰で死者1500余等
1707. 10. 28	宝永4	8. 6	五畿・七道	宝永地震，死者2万，潰家6万，流出家2万，遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政1	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震，被害は関東から近畿，津波が房総から土佐の沿岸，死者2～3千人，潰・焼失約3万軒
1854. 12. 24	安政1	8. 4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震，被害は中部から九州，室戸，串本で約1m隆起，甲浦・加太で約1m沈下
1946. 12. 21	昭和21	8. 0	紀伊半島沖	南海地震，死者1330，家屋全壊11591，半壊23487，流失1451，焼失2598，室戸，紀伊半島隆起，須崎，甲浦沈下，津波
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者1，負傷者8，山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波，死者不明者142，家屋全壊1500余，半壊2000余
1995. 1. 17	平成7	7. 3	淡路島付近	兵庫県南部地震，阪神・淡路大震災，死者6434不明者3，負傷者43792，全壊104906，半壊144274，全半焼7132，一部地域で震度7
2011. 3. 11	平成23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震，東日本大震災，死者19225，不明者2614，負傷者6219，全壊127830，半壊275807(余震・誘発地震を一部含む，2015年3月現在)，死者の90%以上が水死で，原発事故を含む被害の多くは巨大津波によるもの
2013. 4. 13	平成25	6. 3	淡路島付近	負傷者35，全壊8，半壊101，最大震度6弱

(注) 理科年表（平成28年版）による

第2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

1 徳島県が実施したこれまでの被害想定等

これまで大規模な震災発生を契機に、その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し、その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

(1) 徳島県地震対策基礎調査（昭和56年度）

「南海沖に発生する地震（M8.1）」を想定し、「震度（加速度）」と「建物被害」を算出している。

【参考】

- ・直近の震災：伊豆大島近海地震（昭和53年），宮城県沖地震（昭和53年）
- ・国の動き：大規模地震対策特別措置法の制定（昭和53年），地震財特法の制定（昭和55年）

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査（平成8年度）

安政南海地震と同規模の南海トラフを震源とする海溝型地震（M8.4）」，「中央構造線系活断層の東側半分程度（M7.7）と鮎喰川断層系（M7.5）の2つが連動して発震し，西から東側に向かって破壊 が進行する内陸型地震」，「中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊 が進行する内陸型地震（M7.7）」の3ケースを想定し，「震度分布」，「液状化危険度」，「急傾斜地崩壊危険箇所」，「津波予測」，「建物被害」，「人的被害」，「土木構造物被害」，「道路網被害」，「ライフライン被害」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：北海道南西沖地震（平成5年），兵庫県南部地震（平成7年）
- ・国の動き：地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）

(3) 徳島県津波浸水予測調査（平成15年度），徳島県地震動被害想定調査（平成16年度）

平成15年度の津波浸水予測調査では，中央防災会議が示した「東南海・南海地震同時発生モデル」及び安政南海地震を再現した「Aidaモデル」を対象に津波予測を行っている。

また，平成16年度の被害想定調査では，「東南海・南海地震同時発生モデル（M8.6）」及び「県西部直下を震源とする地震（M7.0）」の2ケースを想定し，「震度分布」，「液状化危険度」，「急傾斜地崩壊危険箇所」，「建物被害」，「人的被害」，「ライフライン被害」，「交通施設被害」，「生活機能支障」などを算出している。

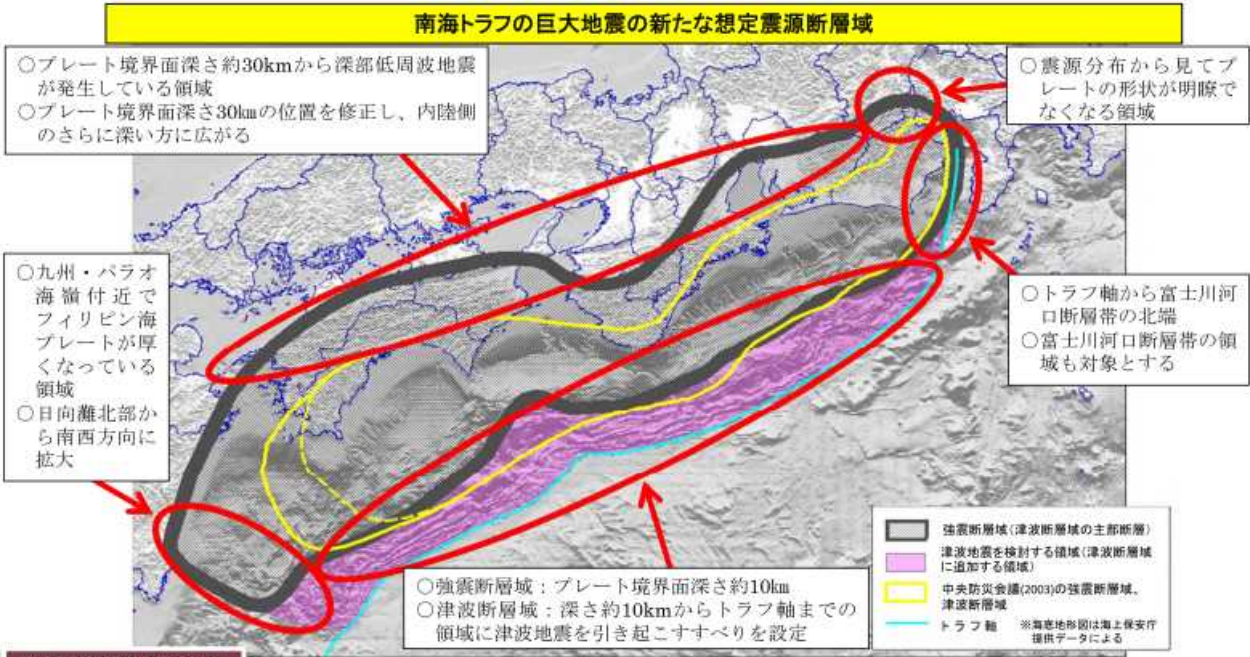
【参考】

- ・直近の震災：芸予地震（平成13年），十勝沖地震（平成15年），新潟県中越地震（平成16年）
- ・国の動き：東南海・南海地震対策特別措置法の制定（平成14年度）

※平成25年に南海トラフ特措法に改正

2 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

県は、東日本大震災（平成23年3月11日）から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、これまでの被害想定等の見直しを行っている。

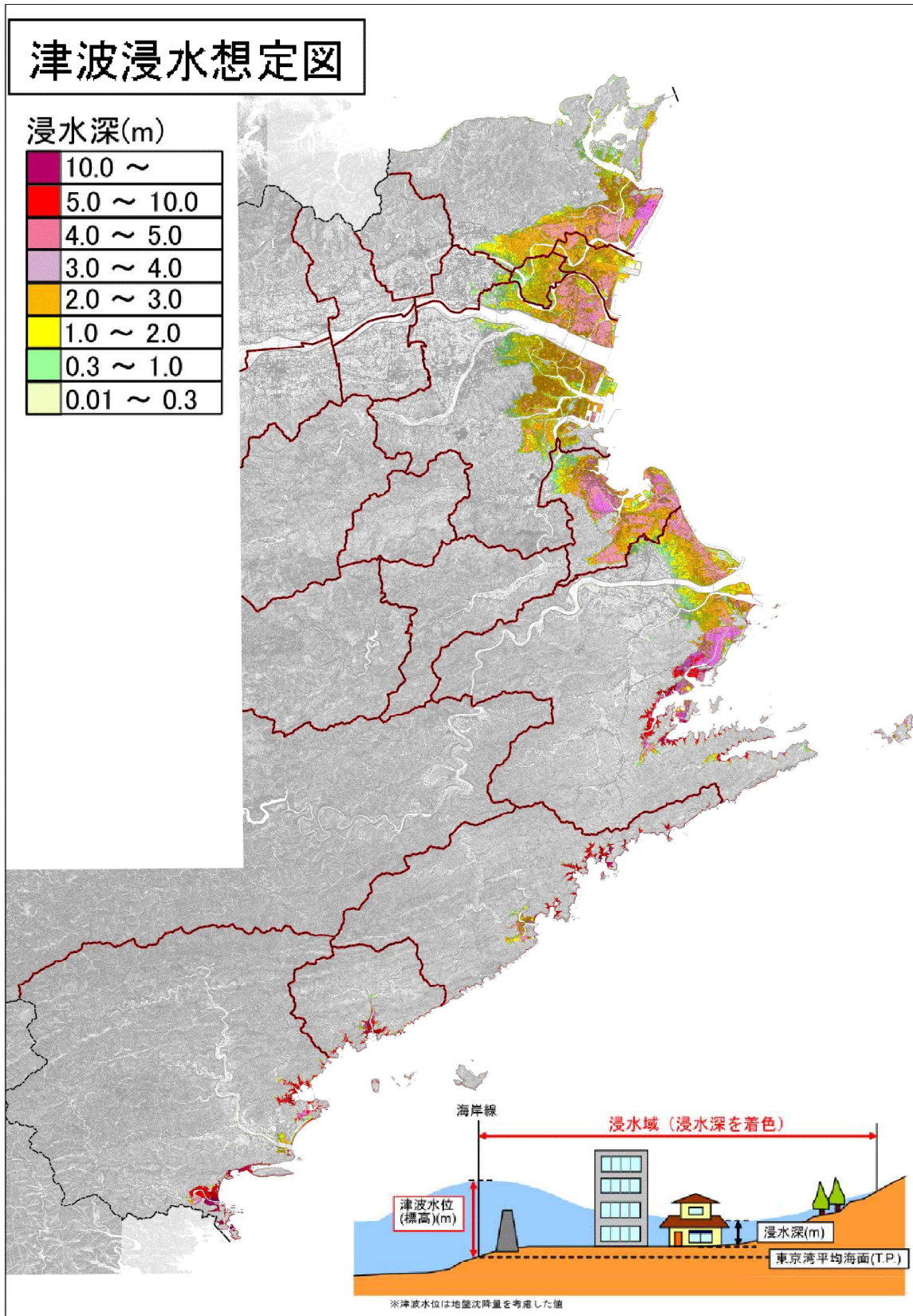


地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

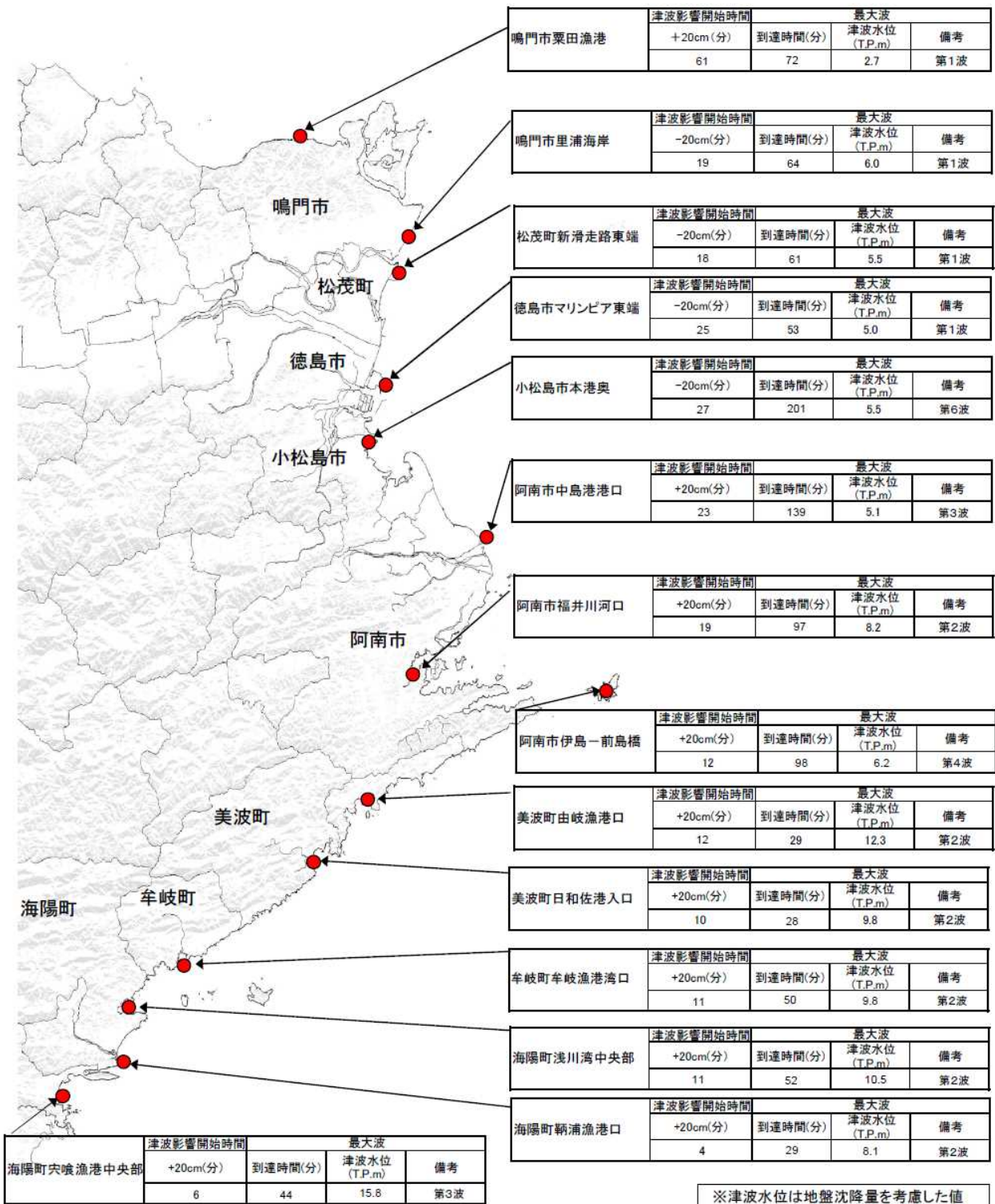
(1) 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに，県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。



参考事項

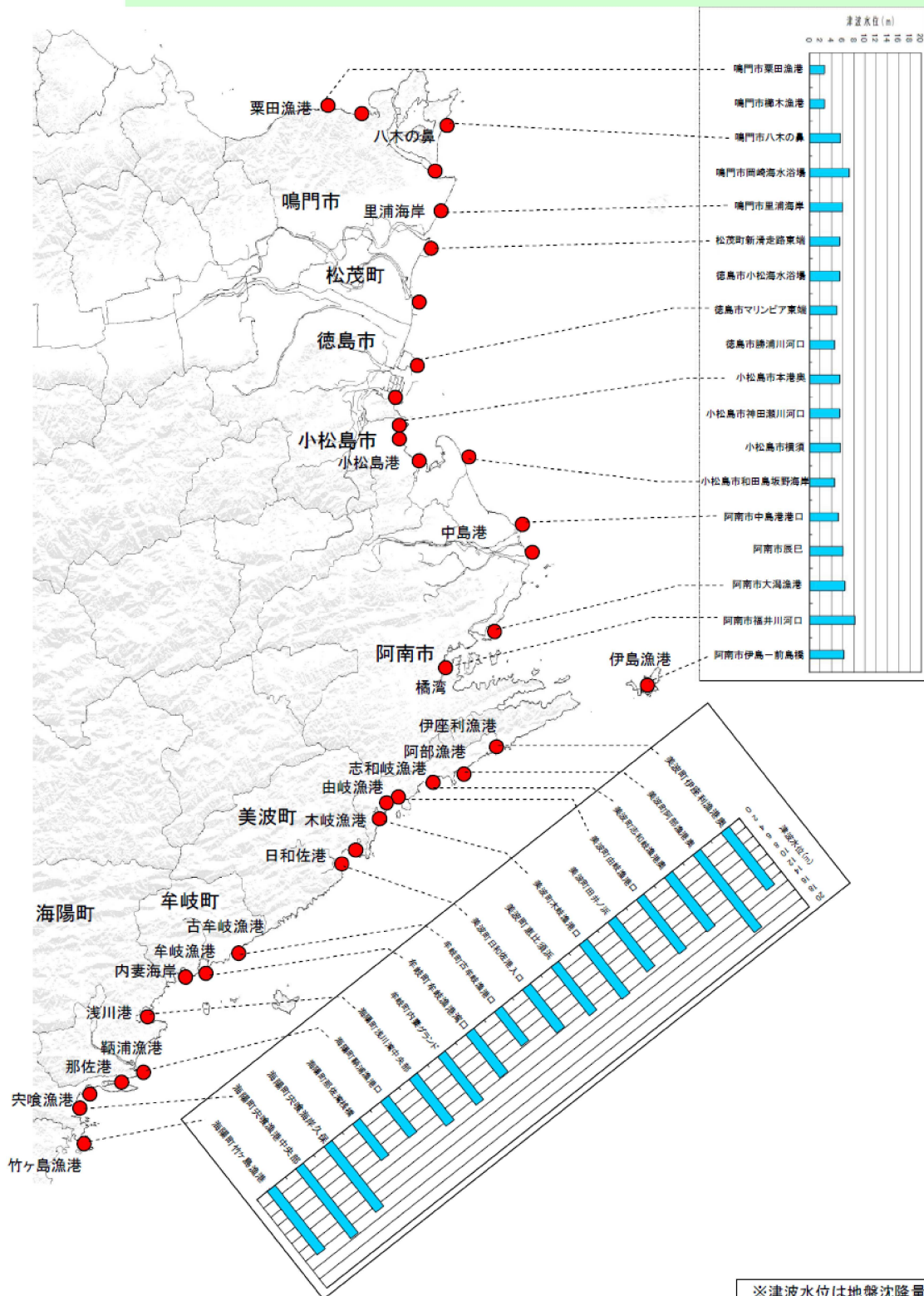
津波影響開始時間及び最大波到達時間



※内閣府によるシミュレーションの一例

参考事項

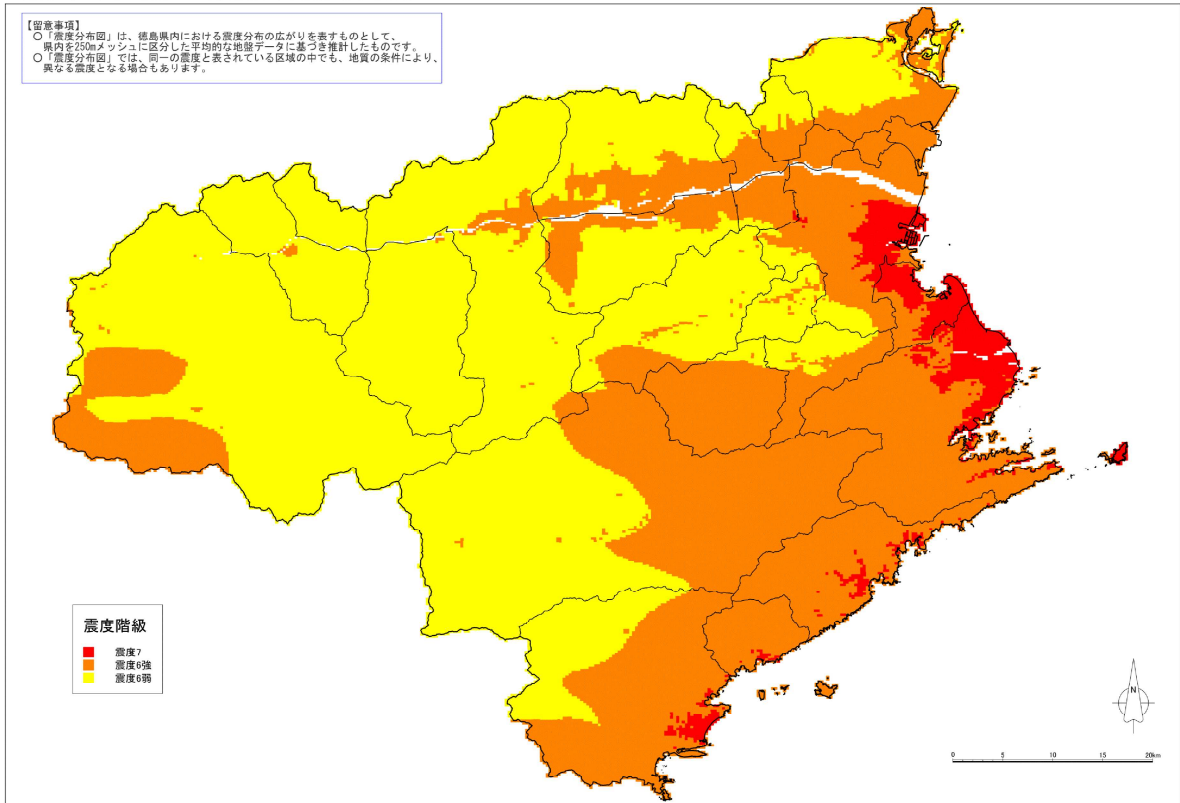
最高津波水位分布



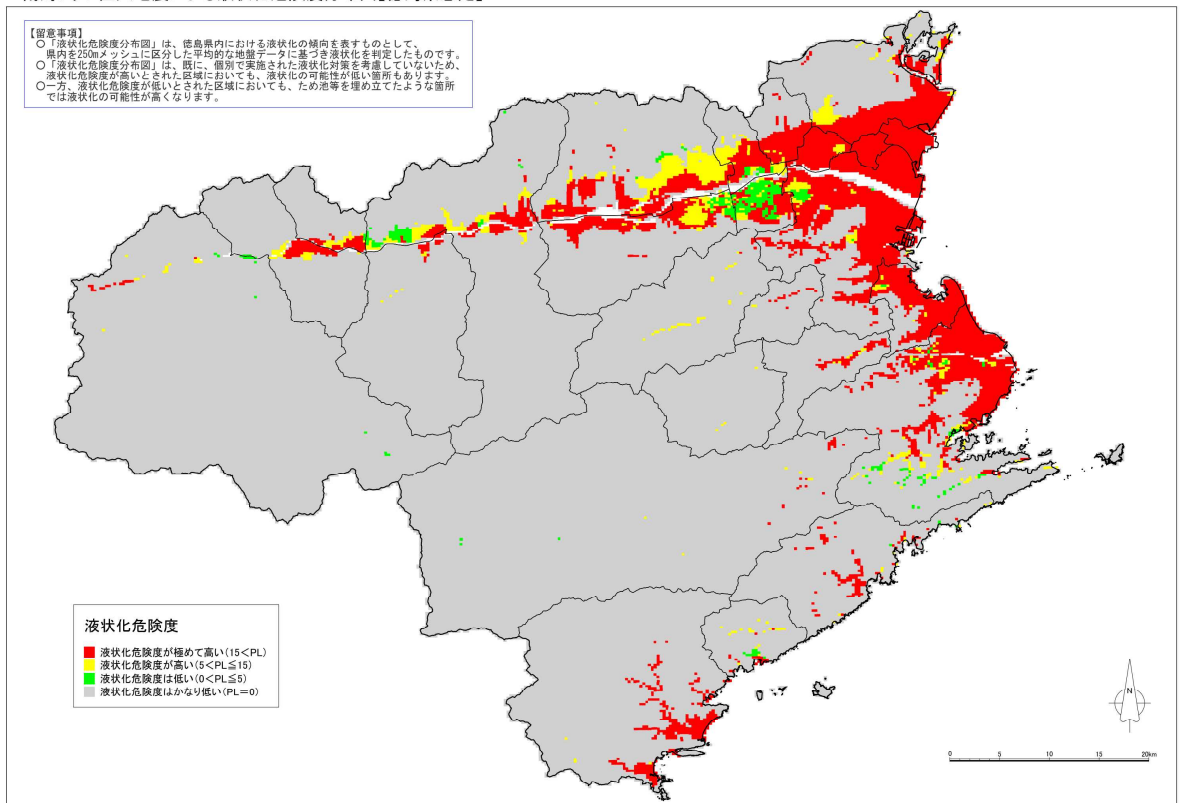
(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0, M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出した。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



建物全壊・焼失棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島市	22,300	190	70	16,200	4,700	7,500	9,600	43,500	46,200	48,300
鳴門市	2,900	60	30	8,600	80	230	350	11,600	11,800	11,900
小松島市	6,400	30	※	5,600	170	270	370	12,200	12,300	12,400
阿南市	11,100	50	40	4,100	210	530	720	15,500	15,800	16,000
吉野川市	2,100	30	20	0	※	※	70	2,100	2,100	2,200
阿波市	1,500	20	※	0	※	※	※	1,600	1,600	1,600
美馬市	1,200	20	30	0	※	※	10	1,200	1,200	1,200
三好市	450	※	50	0	※	※	※	510	510	510
勝浦町	410	※	※	0	※	※	※	420	420	420
上勝町	200	※	※	0	※	※	※	200	200	200
佐那河内村	40	※	※	0	※	※	※	40	40	40
石井町	2,000	10	※	0	10	※	70	2,000	2,000	2,100
神山町	200	※	10	0	※	※	※	210	210	210
那賀町	870	※	20	0	※	※	※	890	890	890
牟岐町	1,100	※	※	1,200	※	※	※	2,300	2,300	2,300
美波町	2,000	※	※	1,200	※	10	10	3,300	3,300	3,300
海陽町	2,200	※	※	1,500	10	20	10	3,700	3,700	3,700
松茂町	410	20	0	2,200	10	30	40	2,600	2,600	2,600
北島町	840	20	0	1,700	80	160	250	2,700	2,800	2,900
藍住町	1,300	30	0	100	180	460	660	1,600	1,900	2,100
板野町	740	10	※	0	※	50	100	760	810	860
上板町	440	10	※	0	※	※	10	450	460	460
つるぎ町	130	※	20	0	※	※	※	160	160	160
東みよし町	180	※	10	0	※	※	※	200	200	200
合計	60,900	540	360	42,300	5,500	9,300	12,300	109,600	113,400	116,400

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

建物半壊棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
徳島市	12,500	3,100	110	9,700	-	25,500
鳴門市	3,900	1,000	50	3,800	-	8,700
小松島市	1,400	310	10	1,000	-	2,700
阿南市	4,700	850	60	2,100	-	7,700
吉野川市	4,300	760	30	0	-	5,100
阿波市	3,700	630	※	0	-	4,300
美馬市	2,800	390	50	0	-	3,300
三好市	2,600	140	100	0	-	2,800
勝浦町	710	50	※	0	-	760
上勝町	350	※	※	0	-	360
佐那河内村	140	20	10	0	-	180
石井町	2,100	280	10	0	-	2,400
神山町	860	10	20	0	-	900
那賀町	1,400	20	30	0	-	1,400
牟岐町	220	※	※	80	-	320
美波町	380	30	※	110	-	530
海陽町	770	120	10	250	-	1,100
松茂町	600	320	0	1,000	-	1,900
北島町	1,200	560	0	2,400	-	4,200
藍住町	2,100	910	0	720	-	3,800
板野町	1,200	360	※	0	-	1,600
上板町	1,000	300	※	0	-	1,300
つるぎ町	960	90	50	0	-	1,100
東みよし町	1,000	240	20	0	-	1,300
合計	51,000	10,500	590	21,200	-	83,300

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

死者数 一覧表

単位:人

市町村名	揺れ			急傾斜			津波			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計								
	冬深夜	夏12時		冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時		冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時							
		うち家具転倒	うち家具転倒						うち自力脱出困難者	うち自力脱出困難者								うち自力脱出困難者						
徳島市	1,400	190	910	80	1,000	90	※	※	※	8,600	4,400	7,500	3,700	7,100	3,700	410	490	780	0	※	※	10,400	8,900	9,000
鳴門市	190	20	110	※	140	※	※	※	※	2,500	550	2,100	380	2,100	420	※	※	10	0	※	※	2,700	2,200	2,200
小松島市	410	40	240	20	290	20	※	※	※	4,500	1,400	3,100	950	3,200	1,000	20	20	40	0	※	※	5,000	3,400	3,600
阿南市	710	70	440	40	520	40	※	※	※	3,900	1,800	3,900	1,300	3,500	1,400	20	40	60	0	※	※	4,600	4,400	4,100
吉野川市	140	10	80	※	100	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	140	80	100
阿波市	100	※	60	※	70	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	100	60	70
美馬市	80	※	50	※	60	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	80	50	60
三好市	30	※	20	※	20	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	30	20	30
勝浦町	30	※	20	※	20	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	30	20	20
上勝町	10	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	※	※	※
石井町	130	10	80	※	90	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	130	80	100
神山町	10	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	※	10
那賀町	60	※	30	※	40	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	60	40	40
牟岐町	70	※	50	※	50	※	※	※	※	970	130	760	90	760	100	※	※	※	0	※	※	1,000	810	810
美波町	130	※	80	※	100	※	※	※	※	2,300	250	1,100	190	1,100	200	※	※	※	0	※	※	2,400	1,200	1,200
海陽町	140	※	90	※	110	※	※	※	※	2,500	100	1,200	130	1,200	140	※	※	※	0	※	※	2,600	1,200	1,300
松茂町	30	※	20	※	20	0	0	0	1,400	110	1,800	80	1,600	90	※	※	※	0	※	※	1,400	1,900	1,600	
北島町	50	※	30	※	40	0	0	0	320	230	230	150	250	170	※	※	※	0	※	※	370	260	300	
藍住町	80	※	40	※	60	0	0	0	50	50	40	40	40	40	※	10	20	0	※	※	140	90	120	
板野町	50	※	30	※	40	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	50	30	40
上板町	30	※	20	※	20	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	30	20	20
つるぎ町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	※	※
東みよし町	10	※	※	※	※	※	※	※	※	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	※	10	※	※
合計	3,900	390	2,400	200	2,800	220	30	20	20	26,900	9,000	21,800	7,100	20,900	7,200	470	570	920	0	10	30	31,300	24,800	24,700

1) ※は、若干数を表す。
 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

負傷者数 一覧表

単位:人

市町村名	揺れ			急傾斜			津波			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計					
	冬深夜	夏12時		冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時		冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時				
		うち家具転倒	うち家具転倒						うち家具転倒	うち家具転倒								うち自力脱出困難者			
徳島市	5,500	2,200	4,500	1,600	4,300	1,600	※	※	※	※	※	640	850	1,100	0	180	380	6,200	5,500	5,800	
鳴門市	1,100	250	670	160	750	170	※	※	※	30	30	30	10	30	40	0	30	70	1,100	760	900
小松島市	1,300	570	910	340	950	370	※	※	※	※	※	90	90	140	0	40	90	1,400	1,000	1,200	
阿南市	2,700	1,000	2,100	640	2,000	670	※	※	※	※	※	30	60	80	0	80	160	2,700	2,200	2,300	
吉野川市	1,000	180	630	110	720	110	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	20	50	1,000	660	780
阿波市	870	140	550	90	610	90	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	20	50	870	570	660
美馬市	650	90	400	60	450	60	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	20	30	650	420	490
三好市	490	40	310	30	340	30	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	30	500	320	380
勝浦町	190	30	120	20	130	20	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	※	190	120	140
上勝町	90	10	50	※	60	※	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	※	90	60	70
佐那河内村	30	※	20	※	20	※	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	※	30	20	20
石井町	670	170	420	100	470	110	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	10	30	670	430	510
神山町	170	10	100	※	120	※	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	※	180	100	130
那賀町	390	50	250	30	280	30	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	20	390	260	290
牟岐町	230	60	150	40	160	40	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	230	150	180
美波町	410	130	300	80	310	80	※	※	※	160	※	※	※	※	※	0	10	20	580	310	340
海陽町	510	130	380	80	390	90	※	※	※	100	10	10	※	※	※	0	10	30	610	400	430
松茂町	160	50	120	40	120	40	0	0	0	0	0	0	※	※	※	0	※	10	160	130	130
北島町	350	90	250	50	250	60	0	0	0	0	0	0	※	10	20	0	10	30	360	270	290
藍住町	570	140	400	80	400	90	0	0	0	0	0	0	10	20	40	0	20	40	580	440	470
板野町	330	70	230	40	240	50	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	20	330	240	260
上板町	230	40	140	30	160	30	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	230	140	170
つるぎ町	180	10	110	※	120	※	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	180	120	130
東みよし町	200	20	110	10	130	10	※	※	※	0	0	0	※	※	※	0	※	10	200	120	150
合計	18,300	5,500	13,100	3,600	13,600	5,100	40	30	30	310	40	50	800	1,100	1,400	0	520	1,100	19,400	14,800	16,200

1) ※は、若干数を表す。
 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

(3) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次：平成25年11月25日）

平成25年7月31日に公表した第一次（人的・建物被害）を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生したときの「ライフライン被害・交通施設被害・生活支障等」を公表した。

1. ライフライン被害の結果

(1) 上水道

市町村名	給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口(人)
			断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	
徳島市	253,400	204,700	91	229,600	68	173,100	51	128,500	23	58,900	48,600
鳴門市	61,000	38,700	85	52,000	66	40,000	54	32,800	39	23,900	22,300
小松島市	39,900	25,500	98	39,000	87	34,800	74	29,700	43	17,200	14,400
阿南市	75,400	64,600	98	73,700	86	64,500	69	52,300	25	18,600	10,800
吉野川市	43,200	43,200	97	41,900	82	35,400	62	26,800	12	5,100	0
阿波市	38,500	38,500	94	36,300	73	28,200	52	19,900	9	3,500	0
美馬市	30,600	30,600	92	28,300	69	21,000	47	14,200	7	2,100	0
三好市	24,200	24,200	68	16,400	38	9,100	22	5,200	3	680	0
勝浦町	4,600	4,600	97	4,500	82	3,800	63	2,900	12	550	0
上勝町	920	920	75	690	44	410	26	240	4	30	0
佐那河内村	2,300	2,300	82	1,900	52	1,200	32	740	4	100	0
石井町	24,500	24,500	98	23,900	84	20,700	65	16,000	13	3,300	0
神山町	4,100	4,100	54	2,200	29	1,200	15	630	0	0	0
那賀町	6,700	6,700	77	5,200	46	3,100	27	1,800	4	250	0
牟岐町	4,500	2,600	96	4,300	82	3,700	69	3,100	46	2,100	1,900
美波町	7,100	5,000	99	7,000	94	6,600	76	5,400	40	2,800	2,100
海陽町	9,700	7,200	99	9,600	93	9,000	78	7,500	37	3,600	2,500
松茂町	15,200	8,000	95	14,400	81	12,300	70	10,600	51	7,700	7,200
北島町	21,700	16,400	96	20,900	81	17,600	65	14,200	31	6,800	5,300
藍住町	33,400	33,100	96	32,100	79	26,300	59	19,700	11	3,800	310
板野町	14,100	14,100	98	13,700	85	11,900	65	9,200	14	1,900	0
上板町	12,100	12,100	97	11,800	81	9,900	61	7,400	11	1,400	0
つるぎ町	8,400	8,400	80	6,700	49	4,100	30	2,500	4	340	0
東みよし町	13,800	13,800	93	12,800	70	9,700	48	6,600	8	1,000	0
合計	749,300	633,900	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400

1) 断水率= (管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口) / 全給水人口

2) 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(2) 下水道

市町村名	処理人口	復旧対象 処理人口	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口(人)
			支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	
徳島市	78,000	63,100	100	78,000	100	78,000	29	22,900	0	0	15,000
鳴門市	4,200	2,700	100	4,200	100	4,200	43	1,800	0	0	1,500
小松島市											0
阿南市	1,900	1,600	100	1,900	100	1,900	26	490	0	0	270
吉野川市	20,700	20,700	10	2,100	10	2,100	10	2,100	0	0	0
阿波市											0
美馬市	2,700	2,700	11	280	11	280	11	280	0	0	0
三好市											0
勝浦町											0
上勝町											0
佐那河内村											0
石井町											0
神山町											0
那賀町											0
牟岐町											0
美波町	1,200	840	40	480	40	480	40	480	0	0	350
海陽町	2,700	2,000	100	2,700	100	2,700	76	2,100	47	1,300	700
松茂町	4,400	2,300	100	4,400	100	4,400	52	2,300	0	0	2,100
北島町	1,500	1,100	100	1,500	100	1,500	32	480	0	0	360
藍住町	2,700	2,700	100	2,700	100	2,700	11	300	0	0	30
板野町	3,100	3,100	100	3,100	100	3,100	10	320	0	0	0
上板町											0
つるぎ町	2,300	2,300	2	60	2	60	0	0	0	0	0
東みよし町	2,500	2,500	3	80	3	80	0	0	0	0	0
合計	128,000	107,700	79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300	20,300

1) 支障率（直後～1週間後）= (管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口) / 全処理人口

2) 支障率（1ヶ月後）= 管路・処理場被害による支障人口 / 全処理人口

3) 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する人口を除く

4) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(3) 電力

市町村名	代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波全壊相当 電灯軒数
				停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	
徳島市	6.50	145,000	117,200	100	145,000	84	121,500	27,800
鳴門市	6.14	31,900	20,200	100	31,900	74	23,500	11,700
小松島市	6.64	20,600	13,200	100	20,600	91	18,600	7,400
阿南市	6.52	37,700	32,300	100	37,700	84	31,500	5,400
吉野川市	6.10	21,200	21,200	100	21,200	55	11,700	0
阿波市	6.07	18,200	18,200	100	18,200	53	9,700	0
美馬市	5.95	17,100	17,100	90	15,400	44	7,500	0
三好市	5.98	19,100	19,100	91	17,400	46	8,900	0
勝浦町	6.12	3,200	3,200	100	3,200	57	1,800	0
上勝町	6.20	1,500	1,500	100	1,500	63	960	0
佐那河内村	5.97	1,400	1,400	91	1,300	46	640	0
石井町	6.39	11,800	11,800	100	11,800	74	8,800	0
神山町	5.98	3,800	3,800	91	3,500	46	1,800	0
那賀町	6.16	6,900	6,900	100	6,900	60	4,100	0
牟岐町	6.31	3,200	1,800	100	3,200	82	2,600	1,300
美波町	6.38	5,300	3,800	100	5,300	82	4,300	1,600
海陽町	6.22	7,400	5,500	100	7,400	73	5,400	1,900
松茂町	6.26	7,600	4,000	100	7,600	82	6,300	3,600
北島町	6.28	10,400	7,800	100	10,400	76	7,900	2,500
藍住町	6.31	15,000	14,800	100	15,000	70	10,500	140
板野町	6.18	6,600	6,600	100	6,600	61	4,100	0
上板町	6.13	5,800	5,800	100	5,800	58	3,400	0
つるぎ町	5.83	6,700	6,700	85	5,700	36	2,400	0
東みよし町	5.78	7,900	7,900	82	6,500	33	2,600	0
合計		415,300	351,900	98	408,900	72	300,400	63,400

1) 停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

2) 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

電灯軒数	直後		1日後		4日後		1週間後		津波全壊相当 電灯軒数
	停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	
415,300	98	408,900	72	300,400	47	197,000	38	159,300	63,400

1) 停電率(直後・1日後)=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

2) 停電率(4日後・1週間後)=(電線等被害に基づく停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、率が合わない場合がある

(4) 通信

① 固定電話

市町村名	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波全壊相当 回線数
			不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
徳島市	61,800	49,900	100	61,800	87	53,700	11,900
鳴門市	18,300	11,600	100	18,300	83	15,200	6,700
小松島市	11,900	7,600	100	11,900	94	11,200	4,300
阿南市	21,000	18,000	100	21,000	89	18,800	3,000
吉野川市	13,600	13,600	100	13,600	55	7,500	0
阿波市	12,600	12,600	100	12,600	53	6,700	0
美馬市	13,300	13,300	90	11,900	44	5,900	0
三好市	13,700	13,700	91	12,500	46	6,400	0
勝浦町	2,200	2,200	100	2,200	62	1,300	0
上勝町	790	790	100	790	100	790	0
佐那河内村	920	920	91	830	46	420	0
石井町	6,100	6,100	100	6,100	74	4,500	0
神山町	2,500	2,500	91	2,300	46	1,200	0
那賀町	4,700	4,700	100	4,700	72	3,400	0
牟岐町	2,000	1,200	100	2,000	100	2,000	840
美波町	2,800	2,000	100	2,800	100	2,800	840
海陽町	4,100	3,100	100	4,100	100	4,100	1,100
松茂町	3,100	1,600	100	3,100	91	2,800	1,500
北島町	4,600	3,500	100	4,600	82	3,800	1,100
藍住町	5,500	5,500	100	5,500	70	3,900	50
板野町	3,700	3,700	100	3,700	61	2,300	0
上板町	4,200	4,200	100	4,200	58	2,400	0
つるぎ町	870	870	85	740	43	380	0
東みよし町	1,400	1,400	82	1,200	33	470	0
合計	215,800	184,600	98	212,500	75	162,000	31,200

1) 不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数

2) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する回線数を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

回線数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊相当 回線数
	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
215,800	98	212,500	75	162,000	34	73,300	14	31,200	31,200

1) 不通率(直後・1日後)=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数

2) 不通率(1週間後・1ヶ月後)=(電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、率が合わない場合がある

② 携帯電話

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。
 本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

(5) ガス

① 都市ガス(冬18時)

復旧対象 需要家数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	供給 停止率(%)	供給 停止戸数	供給 停止率(%)	供給 停止戸数	供給 停止率(%)	供給 停止戸数	供給 停止率(%)	供給 停止戸数
5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

- 1)供給停止率=管路被害・安全措置等による供給停止戸数/復旧対象需要家数
- 2)復旧対象需要家数は、地震動や津波浸水等により建物全壊・半壊した需要家数を除く
- 3)数値は、十の位または百の位で処理しており、率が合わない場合がある

② LPガス

「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査 報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。
 被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならぬ状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日(当面復旧可能な世帯に対して)である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。
 本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

2. 交通施設被害の結果

(1) 道路施設

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄国道	80	60	300	50	390	110
うち補助国道・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

- 1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(2) 鉄道施設

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線延長 (km)	被害 箇所数
		延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
四国旅客鉄道 (JR四国)	高德線	6	10	19	50	25	60
	鳴門線	8	20	0	0	8	20
	牟岐線	38	70	42	120	79	190
	徳島線	2	※	66	160	67	170
	土讃線	-	-	41	90	41	90
	計	54	110	168	420	222	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	3	※	4	10	8	20
全体		57	110	172	430	229	550

- 1)「-」の路線は、浸水の影響はない
- 2)※は、若干数を表す
- 3)数値は、一の位または十の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(3) 港湾

① 岸壁・その他係留施設

港湾種別	岸壁			その他係留施設		
	総 ハース数	耐震 ハース数	被害 ハース数	総 ハース数	耐震 ハース数	被害 ハース数
重要港湾	54	3	40	99	0	80
地方港湾	22	0	20	108	1	80
全体	76	3	60	207	1	160

1)被害ハース数は、十の位で処理しており、合計が合わない場合がある

② 防波堤

港湾種別	防波堤延長(m)	被災延長(m)
重要港湾	5,510	1,700
地方港湾	7,760	4,300
全体	13,280	6,000

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

3. 生活支障等の結果

(1) 避難者(冬18時)

市町村名	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
徳島市	264,548	93,300	48,600	141,900	99,300	53,600	152,900	44,100	102,900	146,900
鳴門市	61,513	20,000	10,100	30,200	21,500	10,600	32,100	9,400	21,800	31,200
小松島市	40,614	18,800	9,400	28,200	19,800	9,700	29,500	8,700	20,300	29,100
阿南市	76,063	25,900	14,000	39,900	28,100	16,800	44,900	13,000	30,300	43,300
吉野川市	44,020	3,900	2,600	6,500	6,100	6,100	12,300	3,100	7,300	10,400
阿波市	39,247	3,000	2,000	5,100	4,700	4,700	9,500	2,300	5,500	7,800
美馬市	32,484	2,100	1,400	3,500	3,400	3,400	6,900	1,600	3,700	5,300
三好市	29,951	910	610	1,500	1,500	1,500	3,000	670	1,600	2,200
勝浦町	5,765	720	480	1,200	950	950	1,900	500	1,200	1,700
上勝町	1,783	230	150	380	240	240	470	130	300	430
佐那河内村	2,588	100	70	170	180	180	360	80	180	260
石井町	25,954	3,700	2,400	6,100	4,700	4,700	9,300	2,500	5,900	8,500
神山町	6,038	320	220	540	370	370	750	160	380	540
那賀町	9,318	1,200	800	2,000	1,200	1,200	2,500	670	1,600	2,200
牟岐町	4,826	2,000	1,000	3,000	2,100	1,100	3,100	930	2,200	3,100
美波町	7,765	3,000	1,600	4,600	3,100	1,700	4,900	1,400	3,400	4,800
海陽町	10,446	3,600	2,000	5,600	3,800	2,400	6,200	1,800	4,200	6,000
松茂町	15,070	4,900	2,400	7,300	5,500	2,500	8,000	2,300	5,400	7,700
北島町	21,658	6,500	3,200	9,700	7,900	3,400	11,300	3,200	7,500	10,700
藍住町	33,338	4,700	2,900	7,600	6,200	5,100	11,400	3,000	7,000	10,000
板野町	14,241	1,700	1,100	2,800	2,300	2,300	4,600	1,200	2,900	4,100
上板町	12,727	920	610	1,500	1,600	1,600	3,200	800	1,900	2,700
つるぎ町	10,490	320	210	530	640	640	1,300	270	620	890
東みよし町	15,044	500	330	830	1,300	1,300	2,500	540	1,200	1,800
合計	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

【参考】津波一時避難者数(冬深夜)

市町村名	人口	一時避難者
徳島市	264,548	185,100
鳴門市	61,513	50,000
小松島市	40,614	33,400
阿南市	76,063	40,600
吉野川市	44,020	0
阿波市	39,247	0
美馬市	32,484	0
三好市	29,951	0
勝浦町	5,765	0
上勝町	1,783	0
佐那河内村	2,588	0
石井町	25,954	0
神山町	6,038	0
那賀町	9,318	0
牟岐町	4,826	2,900
美波町	7,765	3,300
海陽町	10,446	3,400
松茂町	15,070	13,600
北島町	21,658	21,200
藍住町	33,338	6,100
板野町	14,241	0
上板町	12,727	0
つるぎ町	10,490	0
東みよし町	15,044	0
合計	785,491	359,800

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

(2) 帰宅困難者

市町村名	帰宅困難者数	
徳島市	15,500	22,300
鳴門市	2,800	3,800
小松島市	1,000	2,300
阿南市	6,000	6,100
吉野川市	2,200	2,400
阿波市	1,400	1,900
美馬市	1,400	1,800
三好市	1,500	1,500
勝浦町	280	400
上勝町	80	130
佐那河内村	30	50
石井町	780	1,300
神山町	190	370
那賀町	330	580
牟岐町	140	190
美波町	370	610
海陽町	180	200
松茂町	670	1,200
北島町	500	1,100
藍住町	860	1,400
板野町	860	1,000
上板町	570	620
つるぎ町	600	620
東みよし町	440	450
合計	40,600	50,400

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(3) 医療機能(冬18時)

市町村名	入院需要			
	重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
徳島市	1,900	900	920	3,700
鳴門市	220	220	140	590
小松島市	480	360	270	1,100
阿南市	820	410	190	1,400
吉野川市	150	10	200	360
阿波市	120	※	40	160
美馬市	90	※	30	120
三好市	40	※	60	100
勝浦町	30	※	20	50
上勝町	10	※	0	20
佐那河内村	※	※	0	※
石井町	140	10	20	160
神山町	20	※	0	20
那賀町	60	※	10	80
牟岐町	80	80	30	190
美波町	150	120	20	300
海陽町	170	130	10	310
松茂町	30	160	※	200
北島町	70	30	40	140
藍住町	100	10	※	120
板野町	60	※	90	150
上板町	30	※	0	30
つるぎ町	10	※	20	30
東みよし町	20	※	※	30
合計	4,700	2,500	2,100	9,300

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

2)※は、若干数を表す

(4) 災害廃棄物等(冬18時)

市町村名	重量換算(万トン)			体積換算(万m3)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
徳島市	442	158	600	679	144	823
鳴門市	123	97	220	215	88	303
小松島市	114	79	193	188	72	260
阿南市	137	124	261	233	113	346
吉野川市	16	0	16	28	0	28
阿波市	12	0	12	22	0	22
美馬市	8	0	8	15	0	15
三好市	3	0	3	5	0	5
勝浦町	3	0	3	6	0	6
上勝町	1	0	1	2	0	2
佐那河内村	※	0	※	1	0	1
石井町	18	0	18	32	0	32
神山町	1	0	1	2	0	2
那賀町	5	0	5	9	0	9
牟岐町	19	7	26	33	7	40
美波町	26	15	41	44	14	58
海陽町	30	14	44	52	13	65
松茂町	29	31	60	49	29	78
北島町	29	22	51	50	20	70
藍住町	15	6	21	25	5	30
板野町	7	0	7	12	0	12
上板町	4	0	4	7	0	7
つるぎ町	1	0	1	1	0	1
東みよし町	1	0	1	2	0	2
合計	1,000	550	1,600	1,700	500	2,200

1)数値は、一の位、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

2)※は、若干数を表す

(5) 住機能(冬18時)

市町村名	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
徳島市	111,600	34,400
鳴門市	23,000	6,400
小松島市	15,200	6,200
阿南市	26,900	8,100
吉野川市	15,800	1,300
阿波市	13,200	930
美馬市	11,700	700
三好市	12,000	330
勝浦町	1,900	210
上勝町	760	90
佐那河内村	830	30
石井町	8,900	1,200
神山町	2,300	110
那賀町	3,700	420
牟岐町	2,100	840
美波町	3,100	1,200
海陽町	4,500	1,500
松茂町	5,600	1,800
北島町	8,300	2,000
藍住町	12,100	1,500
板野町	4,900	510
上板町	4,200	290
つるぎ町	4,300	120
東みよし町	5,300	150
合計	302,100	70,200

(6) エレベータ閉じこめ

市町村名	エレベータ数	閉じこめ可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
徳島市	1,600	※	140	300	440
鳴門市	220	※	20	40	60
小松島市	80	※	※	20	20
阿南市	210	※	20	40	60
吉野川市	80	※	※	20	20
阿波市	40	※	※	※	10
美馬市	70	※	※	10	20
三好市	100	※	※	20	20
勝浦町	※	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※
石井町	50	※	※	10	10
神山町	※	※	※	※	※
那賀町	20	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※
美波町	20	※	※	※	※
海陽町	10	※	※	※	※
松茂町	70	※	※	10	20
北島町	60	※	※	10	20
藍住町	100	※	※	20	30
板野町	20	※	※	※	※
上板町	20	※	※	※	※
つるぎ町	20	※	※	※	※
東みよし町	20	※	※	※	※
合計	2,900	※	240	540	780

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある
2)※は、若干数を表す

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(7) 災害時要援護者(冬18時)

市町村名	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者数							
		65歳以上 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体障がい 者	知的障がい 者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
徳島市	99,300	4,100	3,800	4,000	790	3,600	700	880	430
鳴門市	21,500	840	750	970	170	840	190	160	120
小松島市	19,800	800	790	960	190	710	140	140	80
阿南市	28,100	940	1,100	1,400	260	1,200	180	180	110
吉野川市	6,100	250	200	350	60	280	50	30	40
阿波市	4,700	160	150	270	50	220	40	30	40
美馬市	3,400	160	110	260	40	140	30	20	30
三好市	1,500	110	40	120	20	100	10	※	※
勝浦町	950	40	20	70	※	50	※	※	※
上勝町	240	20	※	30	※	20	※	※	※
佐那河内村	180	※	※	10	※	※	※	※	※
石井町	4,700	140	190	230	40	180	40	40	20
神山町	370	30	※	30	※	20	※	※	※
那賀町	1,200	90	30	100	10	80	※	※	※
牟岐町	2,100	160	50	130	20	130	20	※	20
美波町	3,100	210	70	230	40	210	20	10	20
海陽町	3,800	270	90	250	40	220	30	20	60
松茂町	5,500	120	260	210	50	130	40	60	20
北島町	7,900	200	390	310	60	220	60	90	40
藍住町	6,200	130	330	230	50	170	50	60	30
板野町	2,300	80	80	110	20	70	20	10	20
上板町	1,600	50	60	80	20	60	10	10	10
つるぎ町	640	60	10	60	10	40	※	※	※
東みよし町	1,300	50	50	80	10	50	10	10	※
合計	226,500	9,000	8,700	10,400	2,000	8,700	1,700	1,800	1,100

1)属性間の重複あり
2)避難所生活者数は冬18時、1週間後の値
3)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある
4)※は、若干数を表す

(8) 文化財

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

1) 要因間での重複あり

(9) 孤立集落

市町村名	孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
徳島市	2	1	0	1
鳴門市	17	4	10	14
小松島市	0	0	0	0
阿南市	7	4	3	7
吉野川市	46	5	0	5
阿波市	16	1	0	1
美馬市	116	5	0	5
三好市	56	7	0	7
勝浦町	2	2	0	2
上勝町	27	26	0	26
佐那河内村	20	7	0	7
石井町	0	0	0	0
神山町	4	0	0	0
那賀町	35	25	0	25
牟岐町	1	0	1	1
美波町	21	14	7	21
海陽町	21	16	2	18
松茂町	0	0	0	0
北島町	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0
板野町	0	0	0	0
上板町	1	0	0	0
つるぎ町	58	0	0	0
東みよし町	15	0	0	0
合計	465	117	23	140

4. 直接経済被害の結果

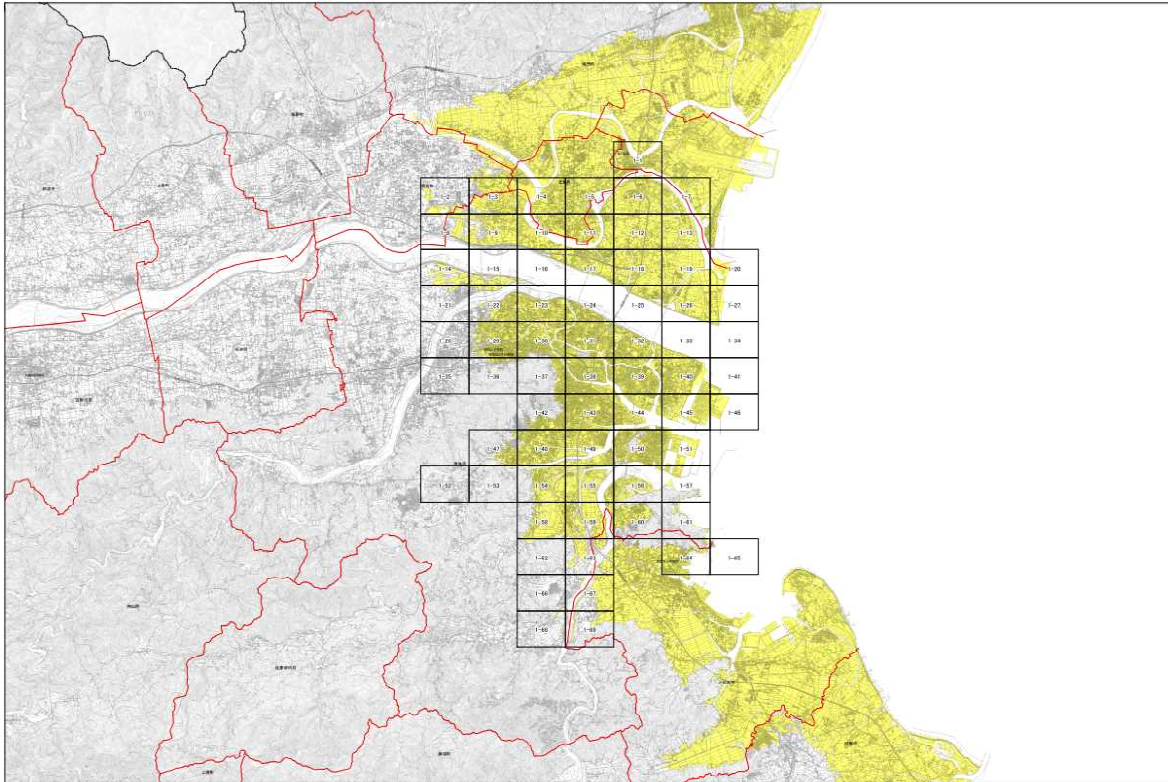
種別	被害額(億円)
建物	42,100
家庭用品	6,900
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	110
下水道	290
電力	90
通信	390
道路	430
鉄道	130
港湾	1,300
その他土木施設	870
災害廃棄物	2,300
合計	64,000

※数値は、十の位、百の位または千の位で処理しており、合計が合わない場合がある

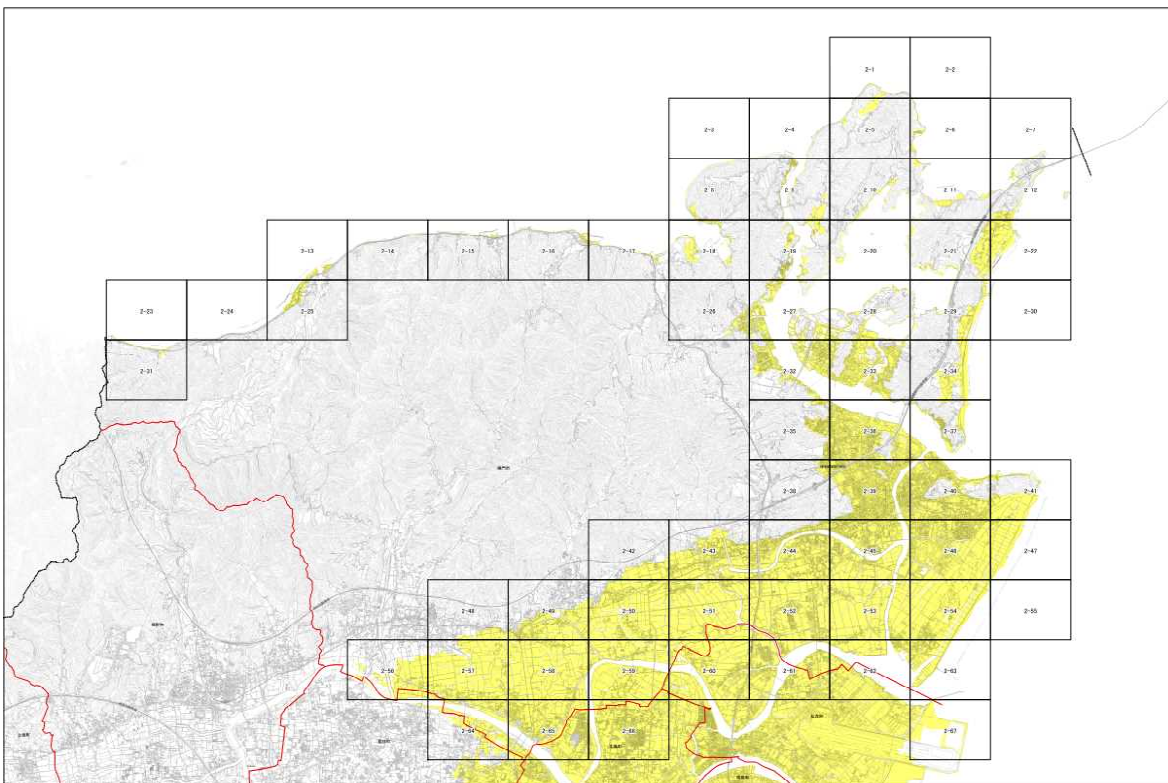
(4) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定(平成26年3月11日)

津波避難対策をより確実・効果的に実施するため、津波防災地域づくり法第53条及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づく「津波災害警戒区域」（いわゆるイエローゾーン）の指定を次のとおり行った。

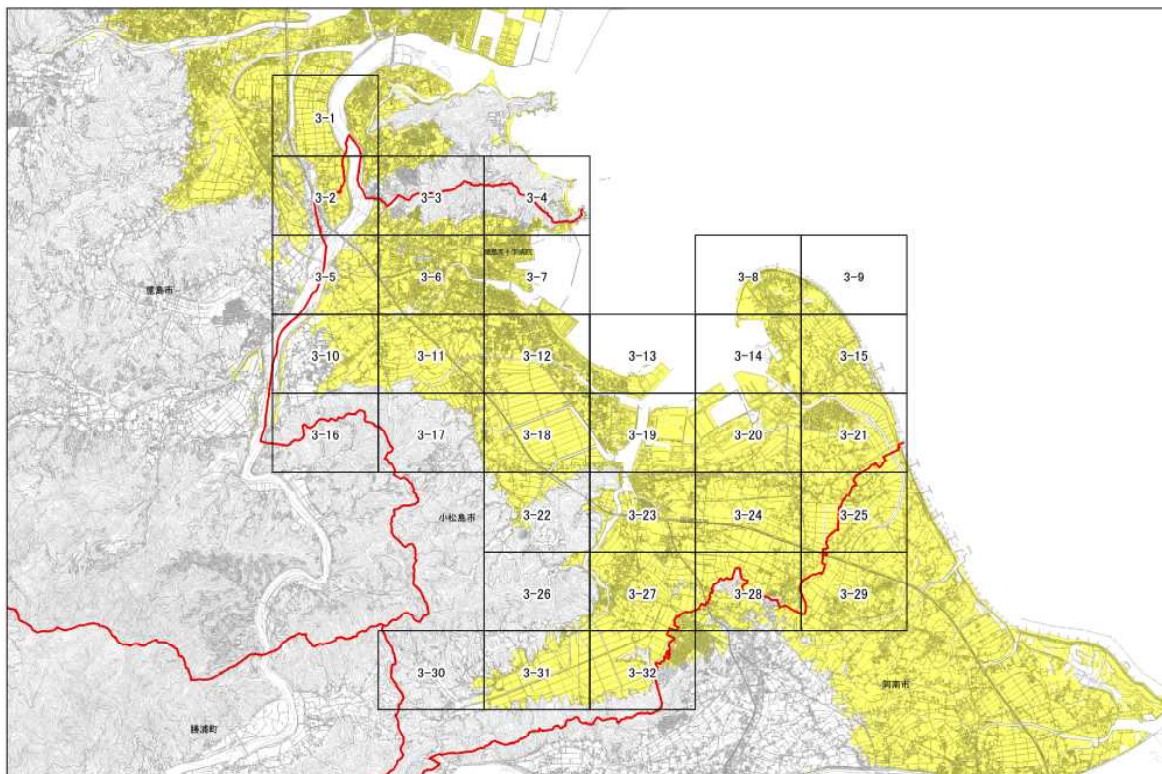
① 徳島市



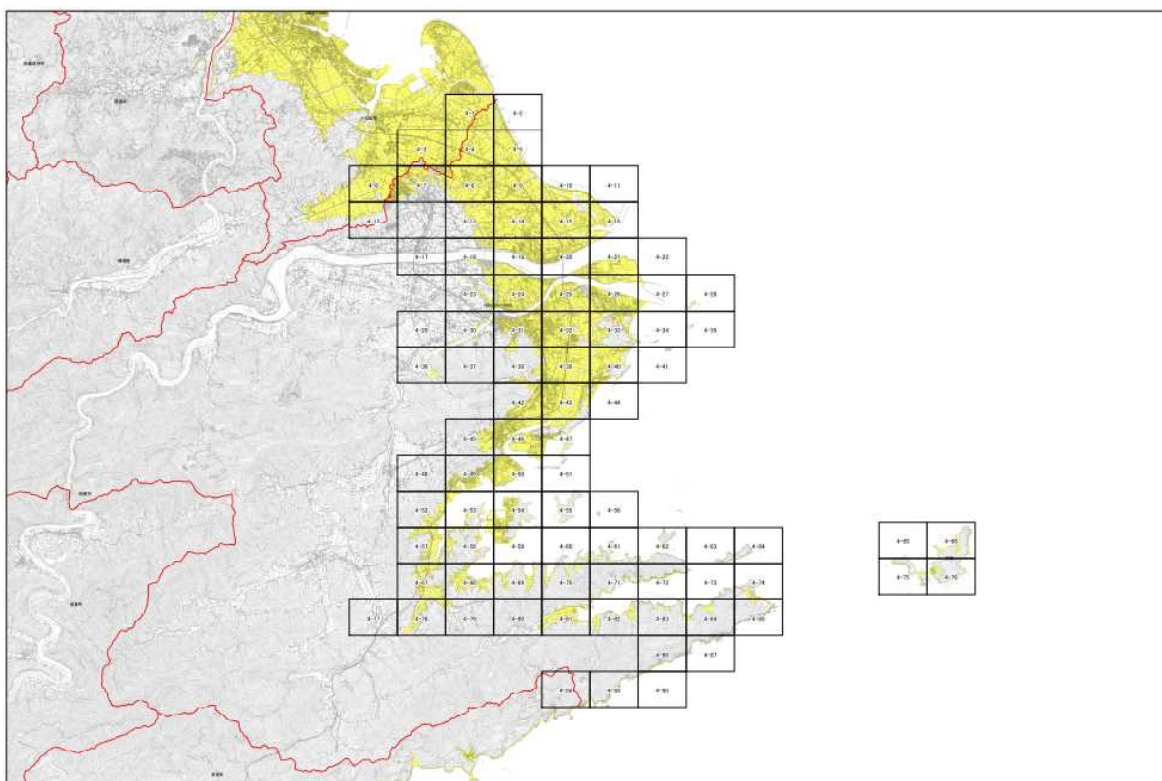
② 鳴門市



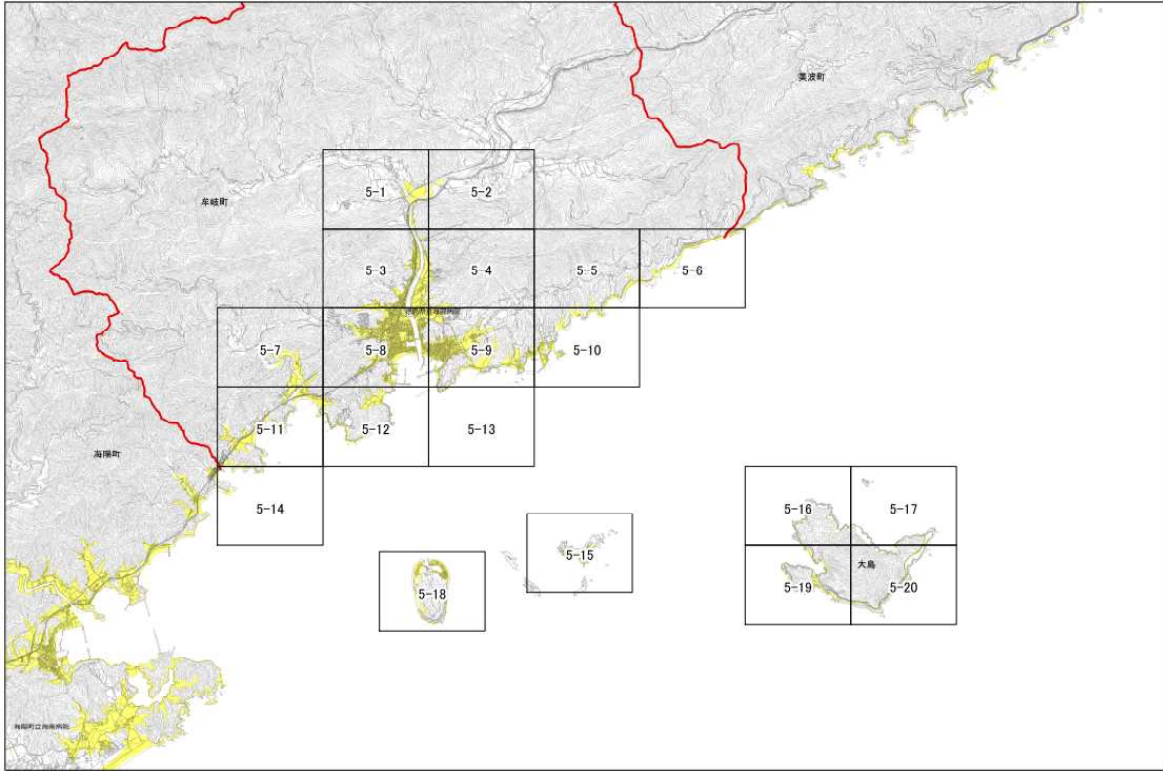
③小松島市



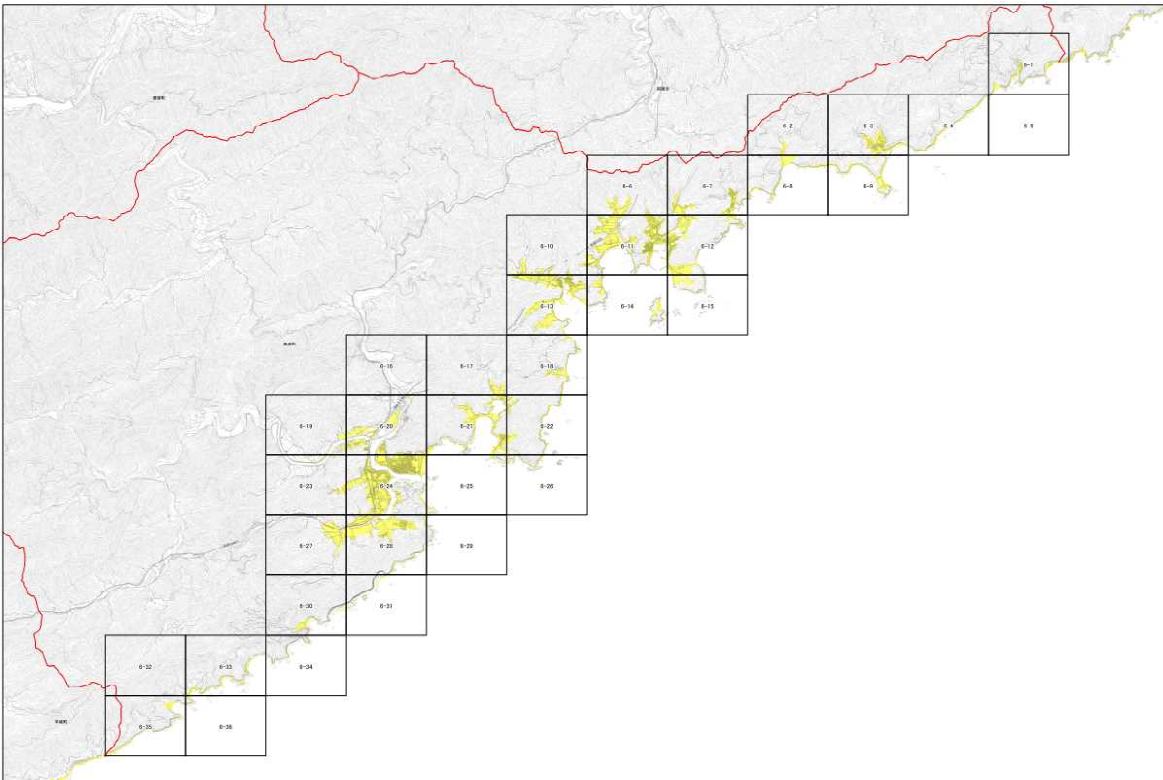
④阿南市



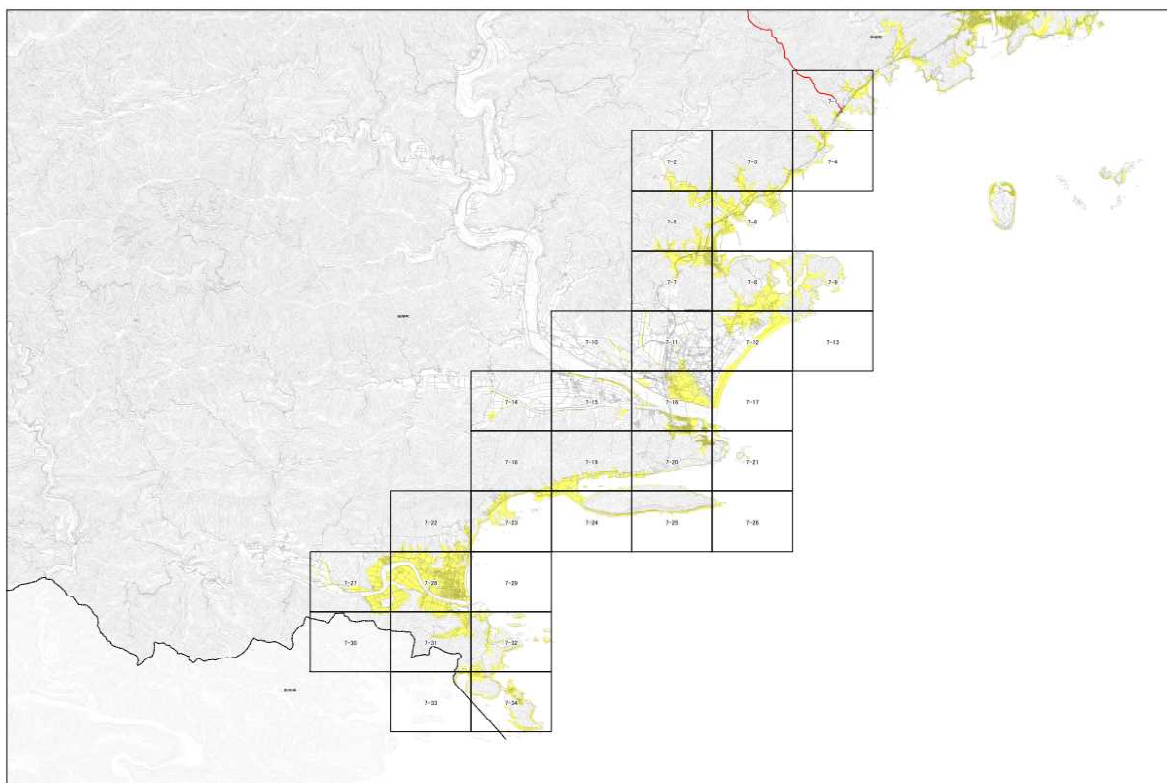
⑤牟岐町



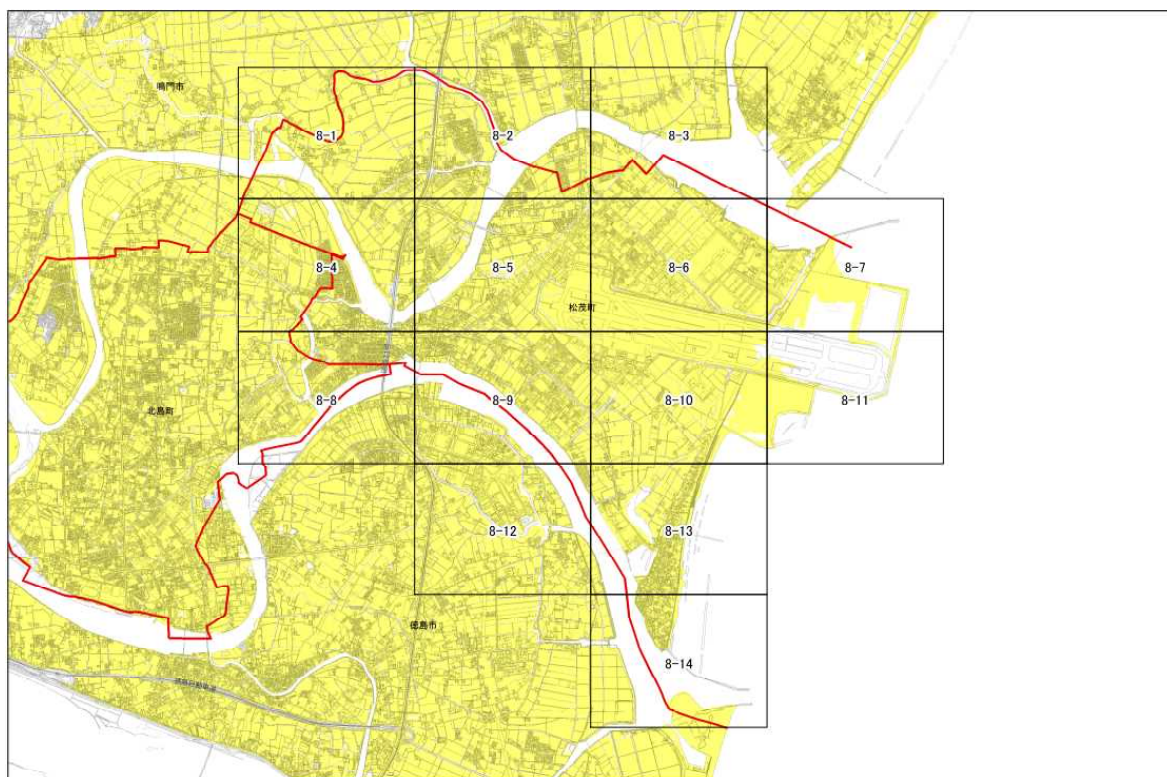
⑥美波町



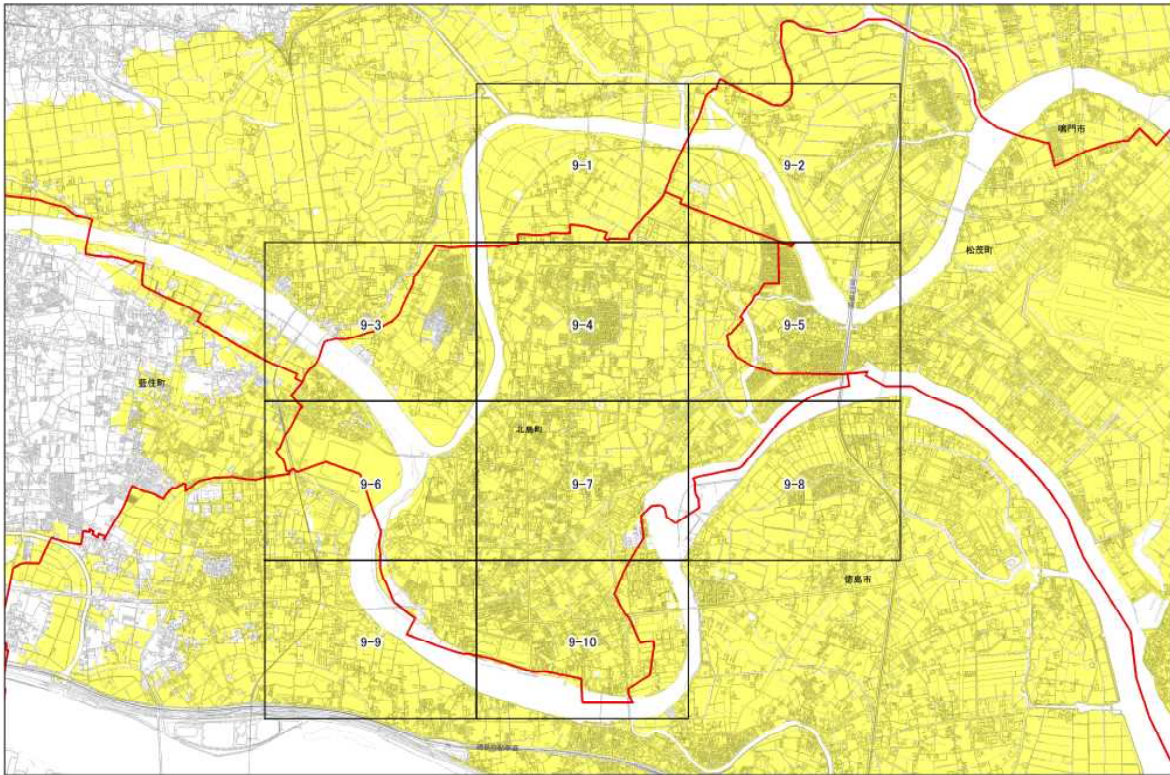
⑦海陽町



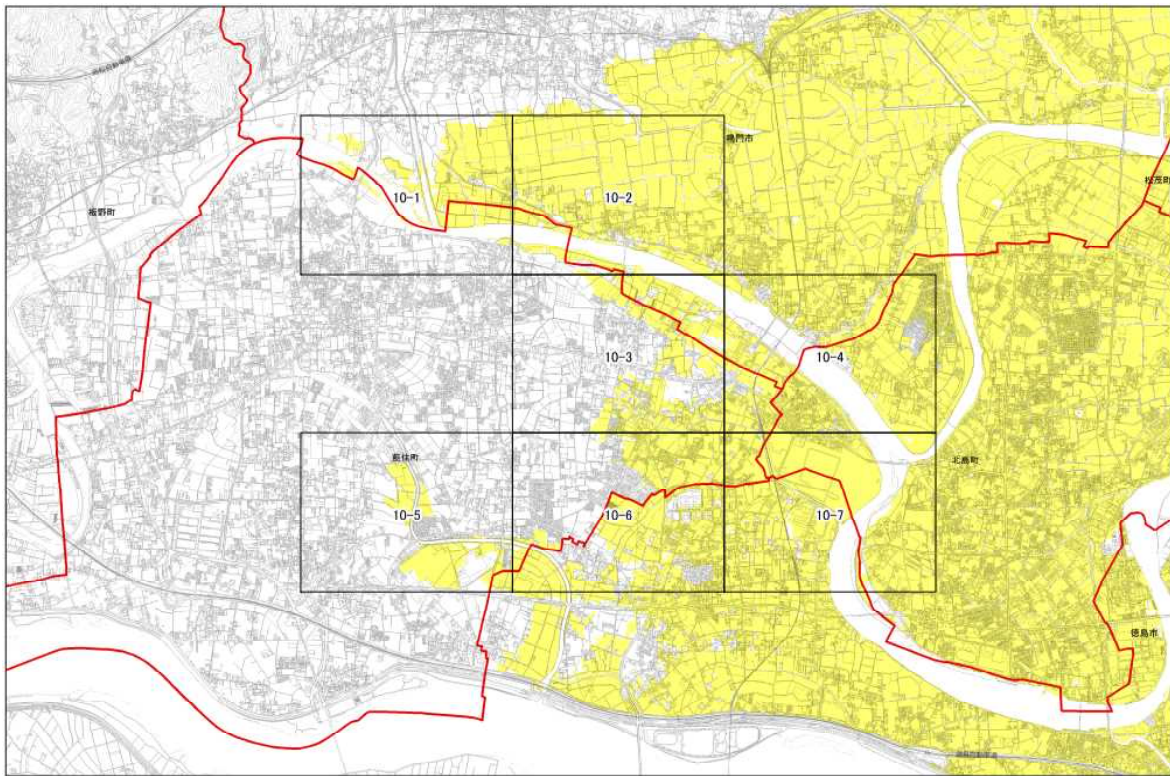
⑧松茂町



⑨北島町



⑩藍住町



第3節 地震対策行動計画の推進

第1 地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本県においても、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、更に加速する必要がある。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため、県は、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「地震に強いとくしま」を実現するため、『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）を策定し、県の地震・津波対策を推進する。

第2 地震対策行動計画の概要

1 理念

県民の尊い生命を守ることを最重要の課題として次の理念を掲げ、地震津波対策を推進する。

「南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、死者0（ゼロ）を目指す。」

2 計画の位置づけ

- (1) 「徳島県国土強靱化地域計画」の地震津波対策に関する「部門計画」とする。
- (2) 「『未知への挑戦』とくしま行動計画」の基本目標の一つである「強靱とくしま・安全安心」を実現するための施策の推進方向を示すものである。
- (3) 平成24年度に施行した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第10条で規定する「県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画」として位置づける。
- (4) 「徳島県地域防災計画」において、県が実施する災害対応について、平常時から取り組む各種対策を示すものでもある。

3 計画期間

計画期間は、平成23年度～令和2年度までとしていたが「『未知への挑戦』とくしま行動計画」及び「徳島県国土強靱化地域計画」に倣い、平成23年度～令和4年度までに変更し、『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画（プラス）とした。

4 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、計画の必要な見直しを行う。

また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県国土強靱化地域計画及び徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映する。

5 計画の体系

5つの重点項目と39の分野別項目

項 目	
I	加速する地震津波対策
1	地震津波対策の計画的な推進
II	進化する「命を守る」対策
1	県民防災力の強化
(1)	県民防災意識の啓発
(2)	学校における防災教育の推進
(3)	防災を担う人材の育成
(4)	自主防災組織の充実強化
(5)	災害ボランティア活動の促進
2	緊急的な津波対策の推進
(1)	津波避難意識の向上
(2)	津波避難訓練等の充実・強化
(3)	津波避難困難地域の解消
(4)	津波情報等伝達体制の強化
(5)	海岸保全施設の整備推進
3	行政の災害対応能力の強化
(1)	初動体制の確保等、災害対応能力の向上
(2)	防災拠点施設の機能強化の推進
(3)	防災訓練の充実強化
(4)	防災情報・通信体制の強化
(5)	広域的な連携強化
(6)	行政の業務継続体制の確保
4	被災者の迅速な救助・救出対策
(1)	救助・救急医療体制の充実強化
(2)	孤立化対策の推進
(3)	緊急輸送体制の整備推進
5	要配慮者対策の推進
III	「助かった命をつなぐ」被災者支援の強化
1	災害医療の体制の強化
(1)	災害医療体制の構築
(2)	災害医療を担う人材育成の強化
(3)	災害対応力の強化
2	新しい生活様式を取り入れた被災者支援対策
(1)	避難所運営体制等の整備
(2)	生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立
(3)	ライフライン対策の推進
(4)	生活環境対策の促進
(5)	住宅確保・生活再建支援対策の推進
IV	進展する強靱な社会づくり
1	震災に強い産業対策・社会づくりの推進
(1)	企業における防災対策の推進
(2)	農林水産業における防災対策の推進
(3)	災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築
(4)	公共施設の長寿命化計画の推進
2	地震に強いまちづくりの推進
(1)	木造住宅等の耐震化の促進
(2)	公共建築物等の耐震化の推進
(3)	大規模地震を想定した都市計画等の推進
(4)	公共土木施設等の地震対策の推進
(5)	土砂災害対策の推進
V	立ちあがる復興まちづくり
(1)	復興まちづくりの検討

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

【主な実施機関：市町村，県（都市計画課，住宅課，営繕課，教育委員会）】

第1 方針

本県は，南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震の2つの大規模地震のリスクに対峙しており，地震対策を積極的に進めるため，南海トラフ巨大地震について平成25年に，中央構造線・活断層地震については平成29年に被害想定を公表し，人的被害，建物被害及びライフライン被害など被害の様相や，建物の耐震化を踏まえた被害軽減を示した。

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると，昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより，建築年代の古い建築物は1回目の揺れで，また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから，現行法に基づく建築物の耐震性の確保は，重要であり，新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに，既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で，現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し，耐震改修についての指導，助言などを行い，さらに一般建築物の所有者に対しても，その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ，多数の者が利用する施設，地震発生時の避難，救護，応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については，耐震性の確保についてより一層強化を図る。

第2 内容

1 建築物等の耐震化

(1) 防災上重要な建築物の耐震対策

ア 防災上重要な県有建築物の設定

県は，次の県有施設を「防災上重要な建築物」として位置づけ，非構造部材を含む耐震対策等により，高い安全性の確保を図る。

災害対策上の分類（「県有施設総合耐震計画基準」の災害対策上の分類による。）

分類		活動内容	対象施設
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集，指令 ・二次災害に対する警報の発令 ・災害復旧対策の立案，実施 ・防犯等の治安維持活動 ・被災者への情報伝達 ・保健衛生及び防疫活動 ・救護物資等の備蓄，緊急輸送活動等 	本庁舎 警察本部庁舎 警察署 防災施設（無線局，防災航空隊等） 合同庁舎 保健所
	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護，救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動等 	県立病院 県立診療所
避難所として位置づけられた施設		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の受け入れ等 	市町村の地域防災計画により避難所として位置づけられた施設（県立学校等）
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する施設 	文化施設，避難所に指定されていない学校，社会教育施設，社会福祉施設等
その他			上記に該当していない施設

イ 防災上重要な県有建築物の耐震性強化

前項の防災上重要な建築物については，国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ，耐震性の確保を図る。

(ア) 新築建築物の耐震設計・施工の確保

新たに建設される県有施設の整備については，施設の重要性に鑑み，施設の持つべき耐震安全性の目標に応じて，その確保を図る。

また，その実施に当たっては，「県有施設総合耐震計画基準」に基づき耐震性能の確保を図る。

(イ) 既存建築物の耐震性能の調査

既存県有建築物については，県有施設耐震診断基本方針（平成15年12月26日）に基づき必要に応じて耐震診断を実施し，建築物の耐震状況を把握し，施設の安全性の向上に努める。

(ロ) 既存建築物の耐震改修等の促進

既存県有建築物の管理者は，耐震診断等によって耐震性能が不足すると判断された場合は，耐震改修等により，耐震性の確保に努めるものとする。

ウ 防災上重要な市町村の建築物の耐震性確保

(ア) 市町村は，市庁舎・町村役場など災害対策の拠点となる施設及び学校，公民館など避難所として利用する施設について，耐震診断を実施し，耐震性能が不足すると判断された場合は，耐震改修等により耐震性の確保に努めるものとする。

(イ) 市町村は，特に災害時の拠点となる庁舎等について，非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(2) 特定建築物の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物(学校, 病院, 社会福祉施設, 劇場, 百貨店, ホテル・旅館, 共同住宅, 事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で, 現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して, 耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに, その実施状況の把握に努め, 必要な指導, 助言などを行うものとする。また, 耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物等の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても, 耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り, また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については, 重要な課題であるが, 平成12年以前の新耐震基準の木造住宅においても, 市町村や関係団体と連携し, 耐震診断, 耐震改修を支援するものとする。

(4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに, 広く県民の貴重な共有財産であることから, これを適正に保存し後世に継承して県民の文化向上に資する必要がある。このため, 県及び市町村は, 文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

(5) 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は, 防災上軽視されがちであるが, これらによる被害例は多い。そのため, 県は, これらの工作物の耐震性について広く県民の認識を深めるとともに, 耐震診断・改修の実施を促進する。

(6) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

県は, 道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については, 所有者等の認識を深め, 指導・助言を行う。

特に, 通学路及び避難場所周辺については, 市町村においても点検を行い, 改修を必要とする建築物の所有者等に対して, 指導・助言を行うものとする。

(7) ブロック塀等の耐震対策

県及び市町村は, 道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては, 建築基準法に適合したものであるよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については, 市町村においても点検を行い, ブロック塀等の所有者に対し, 定期的な点検や補強を指導するものとする。

(8) 家具等の転倒防止対策

県及び市町村は, 住宅, 事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒, 移動による被害を防止するため, 適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより, 県民への普及・啓発を図るものとする。

(9) 県民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について県民の認識を深めるため, 県は講習会を開催するにとどまらず, 種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また, 防災パンフレットなどを配布し, 都市の耐震化を住民ぐるみで進めるよう努める。

(10) 応急危険度判定体制等の整備

県は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成、認定・登録及び被災時を想定した訓練を行うとともに、緊急時に対応できる体制を整備する。

(11) 関係団体との連携

県及び市町村は、前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

2 県が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 消防用設備の点検、整備

(カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(キ) 緊急地震速報受信設備

※ 利用形態等を考慮して施設によっては、水、食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置

(イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

a 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力するものとする。

ウ 県は，市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について，県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 県庁舎等における津波からの円滑な避難等に必要な措置

県庁舎や出先機関の庁舎等の施設ごとに具体的に計画するものとする。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとし，特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には，作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 市町村耐震促進計画の策定

2 公共施設の耐震化

3 住民の啓発，耐震化に係る補助等による耐震化の促進

第2節 都市防災機能の強化

【主な実施機関：市町村，県（都市計画課，住宅課）】

第1 方針

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い，都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にある。本県も，近年は中核都市として一層都市機能の集積が進みつつあり，それに伴い新たな災害発生の危険性が增大しているものと予想される。

このような状況から災害を防除し，災害による被害を最小限に食い止めるため，県及び市町村等は防災空間の確保，建築物の不燃化の促進，市街地の再開発等を図ることにより都市の防災対策を推進するものとする。

第2 内容

1 防災空間の確保

都市における大規模な地震災害，同時多発火災及び津波が発生した場合の被害を最小限にとどめるため，避難場所，避難路や自衛隊等の活動拠点として有効な役割を果たす都市公園，緑地の整備や新たな避難路や救援路，施設を利用した避難所などの機能確保が期待できる鉄道高架の事業化を推進する。

(1) 緑の基本計画

緑の基本計画は，自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し，国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには，官民が一体となって，都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。

そのため，市町村は，緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものである。

なお，緑の基本計画は，市町村が策定することとなっている。

(2) 都市公園の整備

本県の東部沿岸域の多くは地盤が軟弱であり，また近年市街地において不燃化が進んだとはいえ依然として木造家屋を中心として構成されており，大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため，県及び市町村は，環境保全，スポーツ，レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備を促進する。

県下の都市公園の整備状況（平成31年3月31日現在）

都市計画区域人口	都市計画区域面積	都市公園数	都市公園面積	1人当たり都市公園面積
565千人	62,480ha	264	539.33ha	9.55㎡

2 建築物の不燃化促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

我が国は伝統的に木造建築物により市街地が形成され，地震による火災等の被害が生ずるおそれは極めて大きいことから，市街地における火災の危険を防除するため都市計画において定める地域として，防火地域・準防火地域が定められている。

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

防火地域の指定は建築物の耐火建築物への促進を図るものであり、都市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、また準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

県下の防火地域・準防火地域指定状況（平成30年3月31日現在）

市町村名	防火地域	準防火地域
徳島市	44.0 ha	138.0 ha
鳴門市	3.6	—
吉野川市	9.6	—
計	57.2	138.0

(2) 公的住宅の不燃化促進

県及び市町村は、都市部に~~新~~立地する公的住宅については、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地整備を推進する。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画の形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。

土地区画整理事業を推進することにより道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図る。

(2) 市街地再開発事業の推進

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、一層の防災機能の充実を図るため、市街地再開発事業の推進を図る。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 公園・緑地等の防災利用及び整備
- 2 防火地域・準防火地域の指定
- 3 土地区画整理事業の推進
- 4 市街地再開発事業の推進

第3節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

【主な実施機関：市町村，県（生産基盤課，森林整備課，砂防・気候防災課），四国地方整備局】

第1 方針

県及び関係機関は，地すべり，がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため，危険な個所における必要な災害防止策について定める。

第2 内容

1 地すべり予防対策

県は，地すべりによる災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難場所の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また，地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限，土砂災害危険箇所図等による地すべり危険箇所・地区の公表周知，雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市町村にあつては，警戒避難体制を確立するとともに，必要な事項を記載した印刷物の配布による周知，自主防災組織の育成，危険箇所のパトロール等を実施するものとし，必要に応じて県は市町村を支援する。

〔参 考〕 地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり，き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり，湿地が生じる。
- 3 斜面から水が湧き出したり，湧水が濁ったり，湧き方が急に変化する。
- 4 石積がはらんだり，擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 地鳴りがする。
- 7 樹木，電柱，墓石などが傾く。
- 8 浮石，落石が発生する。
- 9 戸やふすまなどの建具がゆるみ，開けたてが悪くなる。
集中豪雨，長雨，地震時に発生しやすいが，常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊予防対策

県は，崖崩れによる災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難地の保全，災害発

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，近年にかけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止，更に沿岸部における津波避難場所・避難路の確保を重点的に実施する。

また，急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを誘発助長する行為の制限，土砂災害危険箇所図及び標識による急傾斜地崩壊危険箇所の公表周知，雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市町村にあつては，警戒避難体制を確立するとともに，必要な事項を記載した印刷物の配布による周知，自主防災組織の育成，危険箇所のパトロール等を実施するものとし，必要に応じて県は市町村を支援する。

〔参 考〕 危険度の高い崖

- 1 クラックのあるがけ
 - 2 表土の厚いがけ
 - 3 オーバーハングしているがけ
 - 4 浮石，落石の多いがけ
 - 5 割目の多い基岩からなるがけ
 - 6 湧水のあるがけ
 - 7 表流水の集中するがけ
 - 8 傾斜角が 30° 以上，高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨，台風，地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流予防対策

県は，土石流による災害を防止するため，人的被害の軽減を最優先に考え，単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全，安全な避難を確保するための避難地の保全，災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全，更に近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また，砂防指定地内の土砂流出を誘発助長する行為の制限，土砂災害危険箇所図及び標識等による土石流危険渓流の公表周知，雨量観測機器による降雨状況の提供等のソフト対策を推進する。

市町村にあつては，警戒避難体制を確立するとともに，必要な事項を記載した印刷物の配布による周知，自主防災組織の育成，土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとし，必要に応じて県は市町村を支援する。

4 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区，崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

県は，災害を未然に防止するため，治山事業により防災対策を推進するとともに，山地災害危険地を県のホームページで公開することにより山地災害危険地の周知を図る。また，県は市町村及び地域住民と連携し，山地災害危険地のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

県と市町村は，山地災害危険地に関係する集落の実態を調査し，危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに，人的被害の軽減を最優先に考え，特に山地災害危険地内にある要配慮者利用施設の

保全を重点的に実施する。また、関連した避難路・迂回路となる道路の保護についても配慮する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

県及び市町村は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

(1) 基礎調査

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂災害防止法）に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定を、また、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行う。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- ア 住宅宅地分譲地，社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資，資金の確保

(3) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

ア 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂災害の危険度分布等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

オ 市町村は、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。

カ 市町村は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

(1) 緊急調査

土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び県が次のとおり緊急調査を行う。

ただし、以下に該当しない場合は、県が必要な調査等を行うものとする。

ア 国土交通省が実施するもの

(ア) 河道閉塞（天然ダム）による湛水を発生原因とする土石流

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね20m以上ある場合
- b 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(イ) 河道閉塞（天然ダム）による湛水

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね20m以上ある場合
- b 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 県が実施するもの

(ア) 地すべり

- a 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は被害が広がりつつある場合
- b 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省及び県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村へ通知するとともに一般住民に周知する。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては県に対しても土砂災害緊急情報が通知される。

7 防災知識の普及

- (1) 県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害

- ・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び市町村は，防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により，高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び市町村は，防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて，５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して，受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 県及び市町村は，ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては，居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに，安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと，避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること，警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
- 2 土砂災害警戒区域の住民に対する周知

第2款 液状化対策

【主な実施機関：市町村，県（施設管理者），公共・公益施設管理者】

第1 方針

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため，必要な措置について定める。

第2 内容

県，市町村及び公共・公益施設の管理者は，埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして，地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り，液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

また，施設の耐震性能を調査し，その結果に基づいて，液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また，大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに，県及び市町村は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，県民への適切な情報提供等を図る。

第3款 宅地防災対策

【主な実施機関：市町村，県（都市計画課，住宅課）】

第1 方針

県は，都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき，崖崩れ，擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため，宅地造成工事については，適切な審査と指導を行う。

第2 内容

1 工作物の耐震設計

擁壁、法面等で地震により崩壊する恐れのある工作物等について、建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう指導を徹底する。

2 監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には、監督権、命令権に基づき速やかに処置する。

(1) 都市計画法の監督処分

- ア 許可の取消し，変更，効力の停止
- イ 許可条件の変更，附加
- ウ 工事停止命令
- エ その他，違反是正措置命令

(2) 建築基準法の監督処分

- ア 工事停止命令
- イ その他，違反是正措置命令

3 防災パトロール

定期パトロールを強化して、違反宅地造成、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期す。

4 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定実施要綱により、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成、都道府県及び市町村間の相互支援体制の整備等を実施し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 危険宅地の所在及び警戒体制，保全対策
- 2 地域自主防災体制の整備

第4款 ダム防災対策

【主な実施機関：県（水管理政策課，企業局），四国地方整備局，独立行政法人水資源機構，四国電力（株）】

第1 方針

県及び関係機関は、地震に伴うダムの被害を防止するため、ダム施設の適切な維持・管理を実施する。

第2 内容

1 施設の現況

河川区域内のダム施設は、河川管理施設等構造令等に基づいた耐震設計を行っており、多目的ダムが5（県3，四国地方整備局1，独立行政法人水資源機構1），発電用ダムが7（県1，四国電力

6) 設置されている。

2 保守管理目標

ダムについては、ダム検査規程等に準拠し、定期的に巡視・点検により保守管理を行っており、大規模な地震（震度4以上）が発生した場合には、直ちに臨時点検を実施するものである。

第5款 農業用ダム・農業用ため池対策

【主な実施機関：県（生産基盤課）】

第1 方針

県及び関係機関は、地震に伴う農業用ダム、農業用ため池の被害を防止するため、施設の適正な管理及び保全に関する施策について定める。

第2 内容

1 管理の形態

農業用ダム・農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国、県、市町村の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

2 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

3 ~~ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進~~

県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、~~ハザードマップの作成・周知、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きい~~ため池なものから、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

4 ~~緊急点検ため池の~~実施選定

~~緊急点検を行う対象ため池は、~~防災重点ため池の他、堤高15m以上の農業用の貯水施設のうち、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程若しくは独立行政法人水資源機構法に定める施設管理規程が定められている~~もの~~ため池（一級河川、二級河川又は準用河川において設けられたものを除き、下流に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものに限る。）を対象とし、震度4の地震が発生した場合には、堤高15m以上のため池について緊急点検を実施し、震度5以上の場合は全ての対象ため池について緊急点検を実施する。とする。

~~震度4の地震が発生した場合は、堤高15m以上の対象ため池の点検を行い、震度5以上の場合は全ての対象ため池を点検する。~~

5 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、市町村は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、市町村や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

県は、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市町村が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 ため池施設の整備
- 2 ため池の管理体制の強化

第4節 津波災害予防対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，生産基盤課，森林整備課，水産振興課，河川整備課，都市計画課，運輸政策課），四国地方整備局，徳島地方気象台】

第1 方針

津波からの防護のための河川，海岸，港湾等の施設の整備等について定める。

第2 内容

1 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から，津波災害対策の検討に当たっては，以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く，津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては，人命を守ることを最優先として，住民避難を軸に，住民の防災意識の向上，海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用，土地のかさ上げ，避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに，地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては，内陸への津波の浸水を防ぐことにより，人命保護に加え，住民財産の保護，避難時間の確保，地域の経済活動の安定化，効率的な生産拠点を図るため，海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

2 津波災害対策

南海トラフ地震による津波により，沿岸部では津波が堤防を乗り越え，内陸部では河川を遡上した津波が広範囲に浸水被害を発生させることが想定される。

このため，県が管理している海岸保全施設等について，各施設の現況調査を踏まえ，ハード・ソフトが一体となった防災対策を策定することとしている。

また，市町は，県が作成する浸水予測図等に基づき，避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに，沿岸地域住民及び海岸利用者に対する，津波又は浸水時の対応策の周知に努める。

(1) 河川・海岸・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

ア 防潮堤，堤防，水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤，堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順及び平常時の管理方法

エ 内水排除施設等については，発災に備えて，施設の管理上必要な操作，非常用発電装置の準備，点検その他所要の被災防止措置

オ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場，港湾，漁港等の整備の方針及び計画

カ 同報無線の整備等の方針及び計画

(2) 津波・浸水予防施設の整備

ア 海岸保全施設

津波による被害を防止又は軽減するため、防波堤・防潮堤や水門などの必要な施設について、耐震性・耐津波性への照査を実施し、管理者である県及び市町は必要な施設の補強・嵩上等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

イ 河川管理施設

津波による被害を防止又は軽減するため、管理者である国、県及び市町においては、堤防や水門などの必要な施設の補強等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

地震により被災する恐れがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

ウ 港湾管理施設

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施し、災害時に備えるものとする。

エ 漁港管理施設

津波による被害を防止又は軽減するため、管理者である県及び市町村においては、必要な施設の補強等整備を促進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、漁港巡回指導員が常時状況の把握に努め、規模が大きく機械操作が必要な箇所においては樋門看守を設置し、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで降下させておくなど管理上必要な措置が迅速に執られる体制を整備する。

陸閘については、常時閉鎖が可能な箇所においては、利用者や地域住民等に対し、利用後の閉鎖が定着するよう啓発に努めるとともに徹底を図るものとする。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じて施設の統合や自動化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢に努めるものとする。

オ 林野管理施設

津波による被害を防止又は軽減するため、整備した施設とその背後にある防潮林の管理及び

機能強化を推進するとともに、設置している陸閘については、常時閉鎖を基本とした体制を整える。

3 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 県は、津波災害のおそれのある区域について、沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。

イ 県は、市町と連携して、津波防災地域づくり法において、知事が指定できることとされている「津波災害警戒区域」及び「津波災害特別警戒区域」について、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、区域指定を推進する。

また、津波災害を予防する適正な土地利用を促進するため、土地利用に関する規制緩和等を実施するものとする。

ウ 市町は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、津波防災地域づくり法に基づく「推進計画」の作成を推進する。

エ 県及び市町は、津波浸水想定や区域指定等を踏まえ、地域住民が確実に避難できる体制を確立するため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設を活用した避難場所等を確保するとともに、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

4 津波・浸水時の被害予防対策

(1) 津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、県、市町及び防災機関は、津波の危険、津波警報等や避難指示等の意味合い、避難方法等を県民及び船舶等に対して広く啓発するものとする。

津波警戒の呼びかけは、「強い揺れを感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、別冊資料編に掲載の広報文の例により、周知徹底を図るものとする。

(2) 市町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水想定等を作成・活用するなどして、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るよう努める。

(3) 市町は、津波浸水想定等に基づき避難場所、避難路を指定し、これを示す津波ハザードマップの整備を行い住民に周知し、必要に応じて見直しするとともに、避難場所・避難路等を示す統一的な記号等を利用したわかりやすい案内板や津波浸水標識等の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、沿岸地域住民及び海岸利用者に対して、津波の対応の啓発に努める。

特に観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地にも浸水や避難に関する表示の設置等を行い、周知を図るよう努めるものとする。

また、海岸利用者の海岸からの避難路として、また防火用水としての海水利用をしやすくするため、海岸への昇降路の設置等の整備を図る。

なお、避難場所・避難路については、浸水域や浸水深を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備を図るものとする。特に周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層

階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルやタワー等の整備・指定を進め、より効果的な配置となるよう努める。

さらに、ヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等、津波に強い地域づくりに努めるものとする。

- (4) 市町は、津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者、障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 正確な津波警報等の情報収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

- (5) 徳島地方気象台は、気象庁が発表する津波警報等について関係機関に対し周知を計る。
- (6) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。
- (7) 県は、津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難体制強化を図るため、当該施設が行う避難確保計画の作成や避難訓練実施を支援し、計画作成の推進及び実効性確保に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 津波避難ビルの指定
- 2 津波ハザードマップの作成
- 3 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
- 4 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 5 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 6 津波避難訓練の実施に関する事項
- 7 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 8 前各号に掲げるもののほか、津波災害警戒区域内における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 9 避難促進施設の所有者または管理者による避難確保計画の作成（津波防災地域づくり法71条）

第5節 水道施設の整備

【主な実施機関：市町村（水道事業者），県（安全衛生課）】

第1 方針

地震による水道被害を抑制し，迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

第2 内容

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

市町村は，地震による水道施設の被害を抑制し，また液状化等による被害の影響を少なくするため，あらかじめ耐震化計画を策定し，次により水道施設の整備を図るものとする。

ア 石綿セメント管など，耐震化に際して弱点となるような管路については，耐震性の高い管路への更新を進め，早期に完了させるよう努める。

イ 耐震化は，重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

(ア) 浄水場，配水池，主要な管路等の重要度の高い基幹施設

(イ) 避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

(ウ) 情報伝達設備，遠隔監視・制御設備，自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

ウ 断水被害区域が広範囲とならないよう，バルブの配置を見直し，適切な配置の整備を進める。

エ 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため，隣接事業体と管路で連結するなど，管路システムを耐震化することについて検討する。

(2) 二次災害の防止

市町村は，水道施設の被災により，貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には，次のような対策を検討し，必要な予防措置を講ずるものとする。

ア 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため，流入・流出管に緊急遮断弁の設置

イ 法面に隣接した配水池での転倒防止，水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

ウ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため，薬品貯蔵槽の防液堤の設置，貯留槽の定着強化のほか，配管に伸縮可撓を挿入，耐震継手の採用

エ 塩素設備の配管類の強化，ポンベの転倒・滑動防止，塩素除外設備の設置

(3) 応急復旧対策

市町村は，水道施設の被害によって断水が生じても，早期の復旧を可能とするため，応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか，次の対策を講ずるものとする。

ア 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り，分散して保管・管理する。

イ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要となる情報の迅速な収集や，近隣市町村等への応援要請ができるよう，電話，無線等の通信手段を整備，確保しておく。

ウ 応急復旧時に必要な資機材，作業力を確保するため，資機材を備蓄し，定期的に点検，整備を行うとともに，近隣市町村との相互応援体制の整備を図り，また，資機材メーカー，施工業者等との協定等の締結に努める。

- エ 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。
- オ 非常用電源を確保する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 実施責任
- 2 水道施設の整備・保守
- 3 被害状況の調査・点検
- 4 災害時用の資機材の整備
- 5 応急復旧の実施・応援要請
- 6 教育訓練・広報

第6節 危険物等の災害予防対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，薬務課），中国四国産業保安監督部四国支部，徳島海上保安部】

第1 方針

県又は市町村は，地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため，関係機関と連携して，法令の定めるところによる保安体制の強化を図り，さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。

第2 内容

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育の実施

県は，危険物事業所の管理責任者，防火管理者，危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し，保安管理の向上を図るため，消防機関と連携して講習会，研修会等の保安教育を実施する。

また，危険物安全週間に広報，啓発活動を行うことにより，危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

県は，危険物施設に対し，次の事項を重点に立入検査等を適時実施し，災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置，構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵，取扱い，運搬，積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者，危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

県は，液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については，不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに，危険物の流出油等事故が発生した場合，敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

ア 危険物事業所は，自衛消防隊の組織化を推進し，自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 危険物事業所は，隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し，効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学的な消防資機（器）材の整備

市町村は，多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り，化学消防力の強化に努めるとともに，事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備，備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス，LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は，高圧ガス，LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため，保安意識の高揚，保安の強化，自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図

る。

(1) 保安意識の高揚

ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。

イ 高圧ガス、LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。

ウ 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 保安の強化

ア 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。

イ 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備

ア 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。

イ 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

3 毒物劇物災害予防対策

県は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。

(1) 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る。

(2) 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する。

(3) 毒物劇物貯蔵所を定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

4 放射線災害予防対策

防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

5 海上特殊災害予防対策

徳島海上保安部及び関係機関は、危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行制限の強化、水路・航行援助施設等及び防災資機（器）材の整備促進、保安教育訓練の徹底、防災関係機関相互間の有機的連携の強化等指導及び保安体制の確立を図るものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 危険物施設の保安対策の実施

第7節 避難対策の充実

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，医療政策課，薬務課）】

第1 方針

本県が実施した各種調査の被害想定の効果的な軽減には，南海トラフ地震はもとより一般災害に対しても地域ごとの詳細な避難計画の策定と，この避難計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため，市町村長等は，震災時における火災，津波，土砂災害等から住民の生命，身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の選定，避難計画の作成等を行い，総合的，計画的な避難対策の推進を図るものとする。

なお，県及び市町村は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第2 内容

1 津波からの避難対策

本県が実施した被害想定調査結果などを踏まえて，津波被害が予想される市町の長等は，具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて，具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い，住民の安全確保に努めるとともに，平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに，避難訓練を実施して必要に応じて避難計画の見直しを行うものとする。

特に，津波避難計画は，実効性の確保及び住民等の避難意識の啓発等の観点から，住民の参画を得て作成するよう努めるものとする。

また，ハザードマップの整備，防災教育，防災訓練の充実，避難場所・津波避難ビル及び避難路・避難階段の整備・確保など，まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

加えて，津波に関する防災教育，訓練，津波からの避難の確保を効果的に実施するため，津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

なお，避難対象地域については，これを推進計画に明示するものとし，避難対象地域別の避難場所，避難路その他避難に必要な事項についても明示するものとする。

これらについては，各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い，必要に応じて見直していくものとする。

(1) 津波警報等の伝達

津波被害の可能性のある市町は，さまざまな環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-A L E R T），ケーブルテレビ，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

また，津波警報，避難指示等の周知が，住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，地域の特性を踏まえ，津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし，津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど，具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。その際，高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(2) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市町は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

市町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

(3) 避難場所及び避難路の選定等

避難場所の選定にあたっては、避難対象地区の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は、「近くの高い所」を基本とし、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮する。

また、高台への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地区については、堅牢な高層建物の中・高層階や高速道路ののり面などを避難場所として利用するほか、避難場所及び避難路の選定・指定にあたって、次の事項について十分留意するものとする。

ア 避難場所

(ア) 安全性が確保されていること

(イ) 過去の地震による津波の浸水地域、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮すること

(ウ) 避難できる限界の距離は、最長でも500m程度を目安とし、避難対象者や地域の特性等も考慮し設定すること

(エ) 避難困難地区の解消を図るため、津波避難ビル等の指定・設定をすること（所有者、管理者の理解が必要）

(オ) 避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること

(カ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の配備を図ること

(キ) 指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること

イ 避難路

(ア) 安全性が確保されていること

(イ) 避難路の指定・設定に当たっては、現地踏査等を十分に行うこと

(ウ) 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること（観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること）

(エ) 海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することは可能な限り避けること

(オ) 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること

ウ 船舶の避難

(ア) 港外退避を念頭に置き、あらかじめ「十分な水深があり、かつ広い」沖合いを避難海域にできるよう、同海域までの所要時間を調べておく。

(イ) 地震を感じたら、直ちにラジオ、テレビ等から気象庁発表の情報を入手し、津波に関する警

報等が発表された場合は、以下の(ウ)から(オ)の措置をとる。

- (ウ) 人命の安全確保を最優先とし、船舶の避難に高い危険が予想されるとき、乗組員等は、陸上の安全な場所（高台や避難所等）に避難する。
- (エ) 徳島小松島港に在泊する船舶は、同港台風津波等対策委員会が定めた徳島小松島港台風津波等災害防止措置実施要領に基づき措置を講じる。
- (オ) その他の港に在泊する船舶は、前記(エ)と同様の措置を講じる。

〔資料 編〕

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(4) 避難訓練の実施

住民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、年1回以上津波避難訓練を実施する。

また、実施に当たっては、居住者はもとより観光客、釣り客、海水浴場客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとする。

(5) 避難に関する環境整備

市町長は、避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難情報を迅速に住民に伝達する手段を確保するとともに、夜間の避難を想定した照明設備、避難誘導標識の設置、避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。――

また、国、県、市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

(6) 交通規制

県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について交通規制の内容を定め、計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずる。

なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(7) 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により住民への周知徹底を図るものとする。

ア 避難場所、経路及び方法

イ 津波に関する基礎知識

(ア) 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。

(ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。

(エ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(オ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

(カ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山津波の発生の可能性がある。

ウ 日頃の準備，避難の心得

- (ア) 非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備
- (イ) 避難場所，避難路の確認
- (ウ) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動，避難場所での行動
- (エ) いざというときの対処方法の検討
- (オ) 防災訓練への積極的参加

(8) 住民等の予防措置

ア 地域住民等

関係地域住民等は，避難場所，避難経路，避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに，いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

イ 事業者

- (ア) 南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は，同法その他関係法令に基づき，実効性のある対策計画を策定し，津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
- (イ) 県及び市町村並びに関係機関・団体は協力して，一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で，法令上，対策計画を定める義務のない事業者に対しても，施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から，対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
- (ウ) 企業は，地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため，緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

2 火災からの避難対策

(1) 避難場所の確保

ア 広域避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ，密集市街地では炎上火災の恐れがあることから，市町村長は住民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により広域避難場所を選定しておくものとする。

ただし，広域避難場所としての適格性の判断は，各種調査結果や各地区の市街地の状況等を勘案し，総合的に判断するものとする。

- (ア) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園，緑地，広場その他の公共空地であること。
- (イ) 木造密集市街地から300メートル以上離れていること。
- (ウ) がけ崩れ，津波，浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (エ) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (オ) 避難者一人あたりの必要面積はおおむね2平方メートル以上とし，要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置するものとする。
- (カ) 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが，主要道路，河川等を境界とし，住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 広域避難場所の整備

市町村長は，円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため，広域避

難場所の環境整備に努めるものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
- (イ) 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。
- (ウ) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

(2) 避難路の確保及び交通規制

ア 避難路の選定

市町村長は、住民等が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保しておくものとする。

- (ア) 原則として幅員が10メートル以上の道路とし、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 避難路は相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (ウ) 津波や浸水等の危険のない道路であること。

イ 避難路及び広域避難場所周辺の交通規制

県警察は、避難路を確保するため必要がある場合には、避難路に指定された道路及び広域避難場所周辺道路の交通規制を行う。

(3) 避難に関する広報

市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

ア 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った市町村は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 避難場所の名称
- (イ) 避難場所の所在位置
- (ウ) 避難場所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市町村及び県は、次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- (ア) 平常時における避難の心得
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

3 市町村等の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

- イ 避難場所の名称，所在地等
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
 - (ア) 給 水
 - (イ) 給 食
 - (ウ) 負傷者に対する応急救護
 - (エ) 生活必需品の支給
 - (オ) その他必要な措置
- オ 避難場所における秩序維持
- カ 災 害 広 報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校，病院，工場その他の防災上重要な施設の管理者は，次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し，関係職員等に周知徹底を図るとともに，関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

ア 学校においては，児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて，それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所，経路，誘導方法，指示伝達方法等を定める。

イ 病院においては，患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて，収容施設の把握，移送の方法，保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 津波避難計画の整備
- 2 避難指示等の発令基準の整備
- 3 避難指示等の伝達体制の整備
- 4 避難場所及び避難路の選定
- 5 市町村管理施設の避難計画の整備

第8節 火災予防対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，医療政策課，薬務課）】

第1 方針

地震による被害の中でも，地震火災は被害を大きくする恐れが強い。このため，県及び市町村は，地震発生時における出火防止，初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに，市町村の保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

第2 内容

1 出火防止，初期消火体制の確立

県及び市町村は，県民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに，火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い，効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災の未然防止を図る。

(1) 火災予防の徹底

市町村は，地域社会の安全を守るため，出火防止等を重点とした講演会，講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに，ポスター・パンフレット等印刷物の配布，その他火災予防週間における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い，火災予防の徹底を図る。

また，出火防止はもとより出火した場合，初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから，初期消火に必要な消火資器材，消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図る。

ア 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ，出火防止についての知識等を普及させるとともに，市町村火災予防条例に基づく火気使用設備，器具の使用状況，感震ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及及び住宅防火診断の実施等，出火防止に関する適切な指導を行う。

また，寝たきりや一人暮らしの高齢者，障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し，住宅防火診断等を実施するなど，出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

イ 職場に対する指導

予防査察，火災予防運動，防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ，次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

- (ア) 災害発生時における応急措置の要領
- (イ) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- (ウ) 避難，誘導體制の確立
- (エ) 終業後における火気点検の励行
- (オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練，民間防火組織の育成

市町村は，震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう，防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

(ア) 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

(イ) 幼年・少年消防クラブの育成

幼稚園児，小学生及び中学生を主な対象とし，幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として，組織づくりの推進及び育成に努める。

(3) 予防査察の強化

市町村は，防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的実施するものとし，特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほか特別査察を行い，火災の未然防止を図る。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

市町村は，消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ，同計画に基づく消火，避難等の訓練の実施，消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに，消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し，当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

ア 石油類

県及び市町村は，危険物による災害を未然に防止するため，必要の都度，危険物施設への立入検査を実施し，危険物施設の位置，構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し，安全に管理されているかについては査察指導を行う。

(ア) 危険物施設の所有者・管理者に対し，定期的な点検，点検記録の作成及び保存を行わせることにより，災害発生の防止に努める。

(イ) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い，防災に関する諸活動が円滑に運用され，応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

(ウ) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して，災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

イ 火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

(6) 化学薬品からの出火防止

市町村は，化学工場，病院及び学校等に保有している化学薬品について，市町村火災予防条例等に基づき，貯蔵，保管場所を不燃化等の指導を行うものとする。

2 消防力の整備強化

市町村は，消防力を確保するため，次により消防力の整備強化に努めるものとし，特に消防非常備町村においては，早急な常備化を図るものとする。

なお，県はこれに必要な指導，援助等を行う。

(1) 総合的な消防計画の策定

災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定する。

ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

ウ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ 特殊建築物の防御計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

オ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

カ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため、消防非常備町村における消防の常備化、消防署・消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化、人員の増強等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。また、消防団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合の職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

(3) 消防装備等の整備強化

ア 消防装備の整備強化

消防装備については、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強はもちろんのこと、建築物の高層化、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の整備の促進を図る。

また、消防ポンプ自動車等がその機能を有効に発揮するために必要な人員を確保するとともに、特殊建築物及び危険物施設の査察強化等、複雑化する予防行政に対応するための専従職員を配置するなど必要な人員の確保を図る。

また、消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

イ 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

消火栓の設置は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池，送配水管等が破壊され，全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり，これのみに頼ることは危険であるので，消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

ウ 消防通信施設の整備

消防本部と消防署所，火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに，医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし，通信連絡体制の確立を図るものとする。

エ 救急隊の装備，人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう，平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと，救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに，救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入，救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

オ 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備，多目的救助工作車の整備，救助隊員の安全装備の充実，支援装備の整備を図るとともに，救助隊員の向上を図るものとする。

カ 消防学校における教育訓練の充実

消防学校において高度な消防，救急，救助等の教育訓練の充実を図る。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村の消防計画の策定
- 2 消防施設・設備の現況
- 3 消防施設・設備の整備

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

【実施機関：県（危機管理環境部），市町村】

第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、県及び市町村自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、県及び市町村は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、県民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、県及び市町村は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

第2 内容

1 徳島県業務継続計画（BCP）の策定・運用

県は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、徳島県業務継続計画（BCP）を策定・運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

2 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

特に市町村は、災害応急対策等において重要な役割を担うため、業務継続計画（BCP）の策定に当たり、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておくよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 市町村業務継続計画の策定・運用

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【主な実施機関：市町村，県】

第1 方針

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定める。

第2 計画の位置づけ

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第3項で規定する「その具体的な目標及びその達成の期間を定めるもの」と位置づける。

第3 内容

地震防災対策特別措置法の施行により，都道府県知事は，社会的条件，自然的条件等を総合的に勘案して，地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について，都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち，地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し，本県の地震防災対策の強化を図っている。

- ・ 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・ 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・ 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・ 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）
- ・ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）

1 対象地区

県下全域（地震により著しい被害が生ずる恐れがある地区）

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上補強を要するもの

- (13) 津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設又は河川管理施設
- (14) 砂防設備，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 飲料水，電源等の確保のために必要な井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備等
- (18) 非常用食料，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく地震防災対策の推進

第11節 地震災害に関する調査研究

【実施機関：県（危機管理環境部），防災関係機関】

第1 方針

地震に関する調査研究の推進について定める。

第2 内容

1 目的

地震対策を総合的、計画的に推進するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行うものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備する。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地盤に関する調査研究
- (3) 津波災害に関する調査研究

2 これまでの調査等

(1) 中央構造線活断層調査

平成9年度から平成11年度にかけて本県を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を行ったもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通り東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、三野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から三好市池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震(M8前後)が発生した可能性が高いと考えられ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1,100～1,700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期からの経過年は400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面さし迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもM7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査

平成9年3月に取りまとめた調査で、想定地震は3ケース設定し、安政南海地震と同程度の規模の南海トラフを震源とする海溝型地震：マグニチュード8.4（ケース1）、中央構造線系活断層の東側半分程度と鮎喰川断層系の2つが連動して発震し西から徳島市・鳴門市側に向かって破壊が進行する内陸型地震：マグニチュード7.7、7.5（ケース2）、中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震マグニチュード7.7（ケース3）。想定時期は冬の夕食時

(3) 中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が公表した被害想定

平成15年4月、平成15年9月等に公表され、想定地震は6ケース設定し、東海地震、東南海地震、南海地震、東海・東南海地震連動型、東南海・南海地震連動型、東海・東南海地震連動型・南海地震連動型モデルを設定して被害想定を行っている。

このモデルは、アスペリティ※1 を設定しており、アスペリティ分布を見てみると徳島県から離れたところに設定されている。

※1 《震源断層の中で、特に大きい地震動が発生する領域》

発震想定時刻は、5時、12時、18時の3ケースが設定されている。

(4) 徳島県津波浸水予測調査

平成14・15年度で実施した調査であり、想定地震を中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と南海地震単独型（相田モデル安政南海地震）の2つのケースで津波による被害想定を実施した。

(5) 徳島県地震動被害想定調査

平成15・16年度で実施した調査であり、中央防災会議の東南海、南海地震に関する専門調査会が設定している東南海・南海地震連動型と徳島県西部直下を震源とする地震の2つのケースで、地震動による被害想定を実施した。

第3章 災害応急対策

第1節 応急対策活動

第1 方針

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定。令和3年5月21日改定）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところによる。

このうち道路啓開については、「徳島県道路啓開計画（地震災害対策（南海トラフ地震対策）編）」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

【主な実施機関：県，市町村，防災関係機関】

第1 方針

徳島県は、県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）が発表された場合には、県は、速やかに市町村等へ伝達するとともに、情報内容に応じ警戒態勢を整え、後発地震の発生に備える必要があるため、その対応について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 徳島県は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本県においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- (3) このことから、県及び市町村並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定めるものとする。

2 臨時情報（調査中）発表時の措置

(1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、県は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 活動体制 第1款 県の活動体制 第2 内容 3 配備動員体制 (1) 「配備体制」の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (2) 「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達，災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合，県は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 活動体制 第1款 県の活動体制 第2 内容 3 配備動員体制 (1) 「配備体制」の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (2) 「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県及び市町村は，臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に，臨時情報（巨大地震警戒）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民等に密接に関係のある事項について 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害広報 第2 内容 に準じて周知する。なお，その際には，高齢者や障がい者，外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 地域住民等からの問い合わせ

県及び市町村並びに関係機関等は，地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について，あらかじめその方法，体制等について定めておくものとする。

(4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県及び市町村並びに関係機関等は，災害応急対策の実施状況，その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため，また，災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため，災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市町村並びに関係機関等は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間，後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また，当該期間経過後1週間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(7) 事前避難対象地域

市町は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」）をあらかじめ定めるものとする。

(イ) 事前避難対象地域に対する平常時の広報

県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(ウ) 避難計画

市町村長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるように、あらかじめ避難の計画を定めるものとする。

a 基本方針

(a) 住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。

(b) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。

(c) 事前避難対象地域を定める市町においては、市町地域防災計画で定めた住民事前避難対象地域の住民及び高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対して、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際には、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、避難情報の発令等により、避難場所等から親類・知人宅、または市町が指定する避難所等への避難を指示するものとする。

(d) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、県及び市町村は建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すことを基本とする。

(e) その他の地域においても、南海トラフ地震が発生した場合には県内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、市町村においては、土砂災害の発生やため池の決壊等により身体や生命に著しい被害を及ぼす可能性のある地域などについても、地域の実情を勘案し、事前避難等の呼びかけを実施することについて検討するものとする。

(f) 避難実施等措置者においては、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行うものとする。

b 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、県及び市町村は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

c 避難のための指示等

(a) 避難指示等の基準

事前避難対象地域を定めている市町長は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民事前避難対象地域には避難指示を、高齢者等事前避難対象地域には高齢者等避難を基本とした避難情報の発令を行うものとする。また、市町村長は耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかけるものとする。

(b) 避難指示等の伝達方法

市町村長は、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、住民に対し、防災行政無線、ラジオ、インターネット等により避難の指示等を行うものとする。

(c) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

d 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、親類・知人宅等への避難を促すことを基本とし、市町村はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(a) 避難所の受け入れ人数の把握

市町村は、事前避難が必要な地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで避難所で受け入れが必要な人数を推計するものとする。宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受け入れが必要な人数に加えるものとする。

(b) 避難所候補リストの作成

市町村は、津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておくものとする。検討に当たっては、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。リストの作成に当たっては、次の項目を参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理しておくものとする。

- ・施設名，住所，面積，収容人数
- ・管理者，管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域，土砂災害危険箇所か否か
- ・津波浸水想定区域内か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離

- ・要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(c) 避難所の選定

市町村は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定するものとする。このとき、住民のニーズや各施設の状況を踏まえて選定することとする。避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討することとする。このとき、入所者の処遇に支障が生ずることがないように十分配慮するものとする。

(d) 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、対象地域で交通渋滞を招く可能性があること、また徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討するものとする。

(e) 避難所の運営

避難所の運営は避難者が自ら行うことを基本とする。また、備蓄品は後発地震が発生した際に使用するものであること、ライフラインや住民事前避難対象地域外の商業施設等は営業しているといった社会状況であることも踏まえ、1週間を基本とした避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

(7) 消防機関等の活動

ア 市町村は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- b 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるために必要な支援を行うものとする。

ウ 水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、共通対策編 第3章 災害応急対策 第14節 消火活動等の実施 第2款 水防活動 第2 内容 3 県及び水防管理団体の活動 に準じた措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道，電気，ガス，通信，放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には，指定公共機関，指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者等は，それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより，災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし，必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし，県，市町村及び住民は次の事項を実施する。

(ア) 県

- a 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 市町村が実施する飲料水対策について助言等を行う。
- c 広域的な応援体制を確立する。
- d 水道用水供給施設については，飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

(イ) 市町村

- a 飲料水の供給を継続するとともに，住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 水道事業ビジョンに基づき，応急給水活動の準備を行う。
- c 水道施設の安全点検を実施し，地震災害対策（南海トラフ地震対策）編 第2章 災害予防 第5節 水道施設の整備 第2 内容 1 水道施設の整備 (2) 二次災害の防止 及び (3) 応急復旧対策 に準じた措置を講ずる。

(ウ) 住民

- a 備蓄している飲料水を点検・確認し，生活用水を可能な範囲で貯水する。
- b 自主防災組織の給水班を中心として，応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は，電力の供給を継続するとともに，後発地震発生に備え，共通対策編 第3章 災害応急対策 第2 8節 公共土木施設等の応急対策 第4款 電力施設 第2 内容 3 災害時における応急復旧 に準じた措置及び準備を行い，また，需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

ガス事業者は，ガスの供給を継続するとともに，後発地震発生に備え，共通対策編 第3章 災害応急対策 第2 8節 公共土木施設等の応急対策 第5款 都市ガス施設 及び 第6款 LPガス供給施設 にそれぞれ定める対応に準じた措置及び準備を行い，また，需要家のとるべき措置を広報する。さらに，ガス発生設備，ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに，後発地震の発生に備えて，必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

エ 通信

通信事業者は，平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに，後発地震に備え，共通対策編 第3章 災害応急対策 第2 8節 公共土木施設等の応急対策 第9款 通信設備 第2 内容 2 応急対策 に準じた措置及び準備を行う。また，災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用，周知等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

臨時情報（巨大地震警戒）等の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(10) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(11) 交通

ア 道路

(7) 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

(4) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、また、事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供等に当たっては各種広報媒体の活用等により実施する。

a テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

b 講習会、講演会等の開催

c インターネットの利用

(9) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

イ 海上及び航空

(7) 県や徳島海上保安部は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、共通対策編第3章 災害応急対策 第25節 貯木及び在港船舶対策 第2 内容 に定める対策に準じた措置を行うこととし、この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保のための体制を整備しておくものとする。

(4) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合を想定し、港湾利用者の避難や安全確保対策について必要な措置を実施する。

(9) 空港管理者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、空港利用者等に対してその内容を伝達し、後発地震発生に備えた要員の確保や保安車両の点検整備等必要な措置を実施する。

ウ 鉄道

(7) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。

(4) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

(12) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体

育施設，社会福祉施設，博物館，美術館，図書館，病院等については，次の措置を講じるものとする。

(7) 各施設に共通する事項

- a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒・落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水，食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検，整備
- g 非常用発電装置，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検，巡視

(4) 個別事項

- a 橋梁，トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川，海岸，港湾施設及び漁港施設について，水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては，患者等の保護等の方法について，各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 社会福祉施設にあつては，次に掲げる事項
 - (a) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (b) 事前避難対象地域内にある場合は，避難経路，避難誘導方法，避難誘導実施責任者等なお，施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(7) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は，ア(7)に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

また，災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 県は，市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入配備に協力するものとする。

(5) 県は，市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について，保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について，安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

(13) 滞留旅客等に対する措置

市町村は，臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため，避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達，県の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合，県は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 活動体制 第1款 県の活動体制 第2 内容 3 配備動員体制 (1) 「配備体制」の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (2) 「津波予報，地震・津波に関する情報の伝達系統」に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

県は，臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に，臨時情報（巨大地震注意）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民に密接に関係のある事項について 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害広報 第2 内容 に準じて周知するものとする。なお，その際には，高齢者や障がい者，外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市町村は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合は1週間，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合はゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 県及び市町村のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には，県及び市町村は全住民に対し，家具の固定状況，避難場所や避難経路，家族との安否確認方法等を確認するなど，日頃からの地震への備えを再確認することにより，後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また，県及び市町村は，施設の防災点検及び設備，備品等の転倒・落下防止措置等，日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

5 学校における臨時情報発表時の対応

(1) 県立学校においては，「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」に基づき，対応するものとする。

(2) 市町村立学校においては，「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」を参考に，各市町村教育委員会の示す方針に基づき，対応するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 臨時情報（調査中）発表時の措置
- 2 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置
- 3 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域）の指定
- 4 臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

【主な実施機関：県，市町村，防災関係機関】

第1 方針

徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 徳島県は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

2 警戒宣言発令時の措置

- (1) 東海地震警戒宣言等の伝達

県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達する。

- (2) 警戒体制の確立

ア 配備動員体制

県は、徳島県災害対策警戒本部を設置する。

イ 措置内容

関係機関からの情報収集

実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検

- (3) その他

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

地震災害対策（南海トラフ地震対策）編

特に市町村においては、警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

地震災害対策（直下型地震対策）編

第1章 総則

第1節 計画の性格

本編に定めのない事項については、「共通対策編」又は「地震災害対策（南海トラフ地震対策）編」に定めるところによるものとする。

第2節 被害想定

第1 徳島県域における主な活断層

本県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部又は讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で、それぞれ1%以下又はほぼ0～0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

第2 徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等（主なもの）

- 平成24年9月 「徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図（1/25000）の公表
- 平成25年8月 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、「特定活断層調査区域」を指定
- 平成29年3月 「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」の公表
- 平成29年7月 「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」の公表

[資料 編]

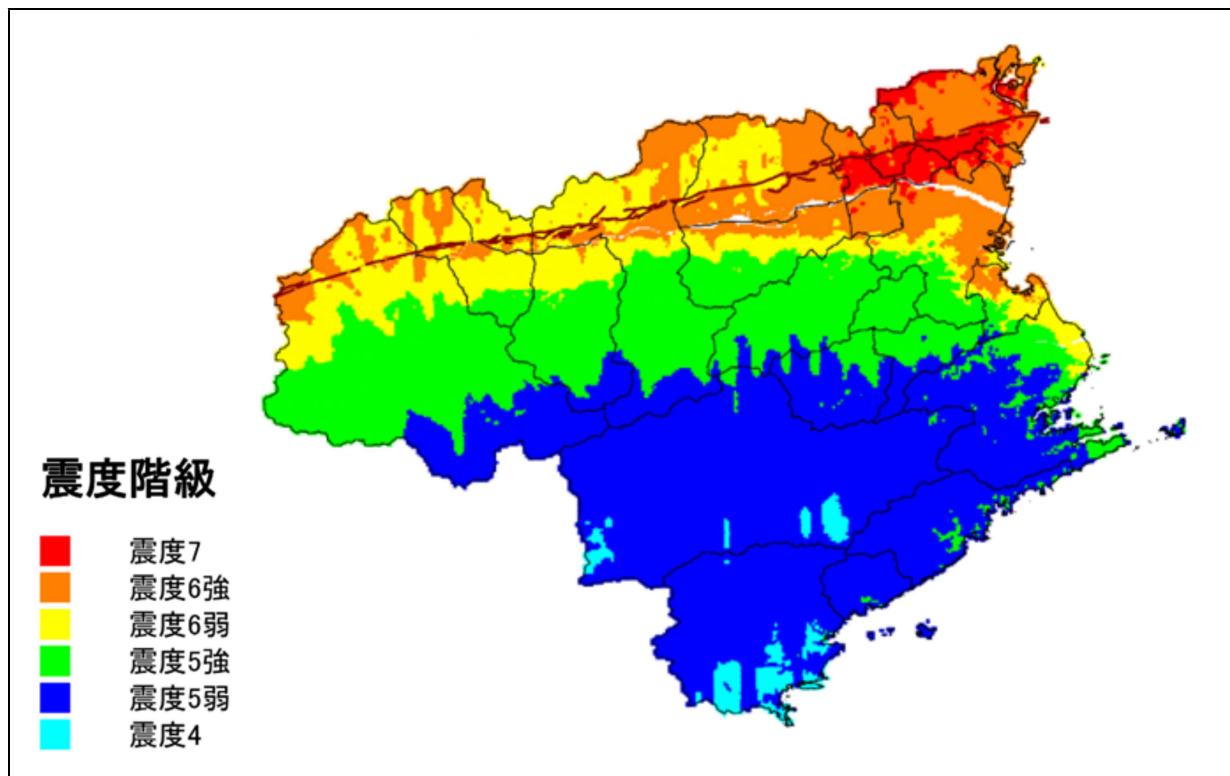
徳島県に影響のある活断層

第3 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

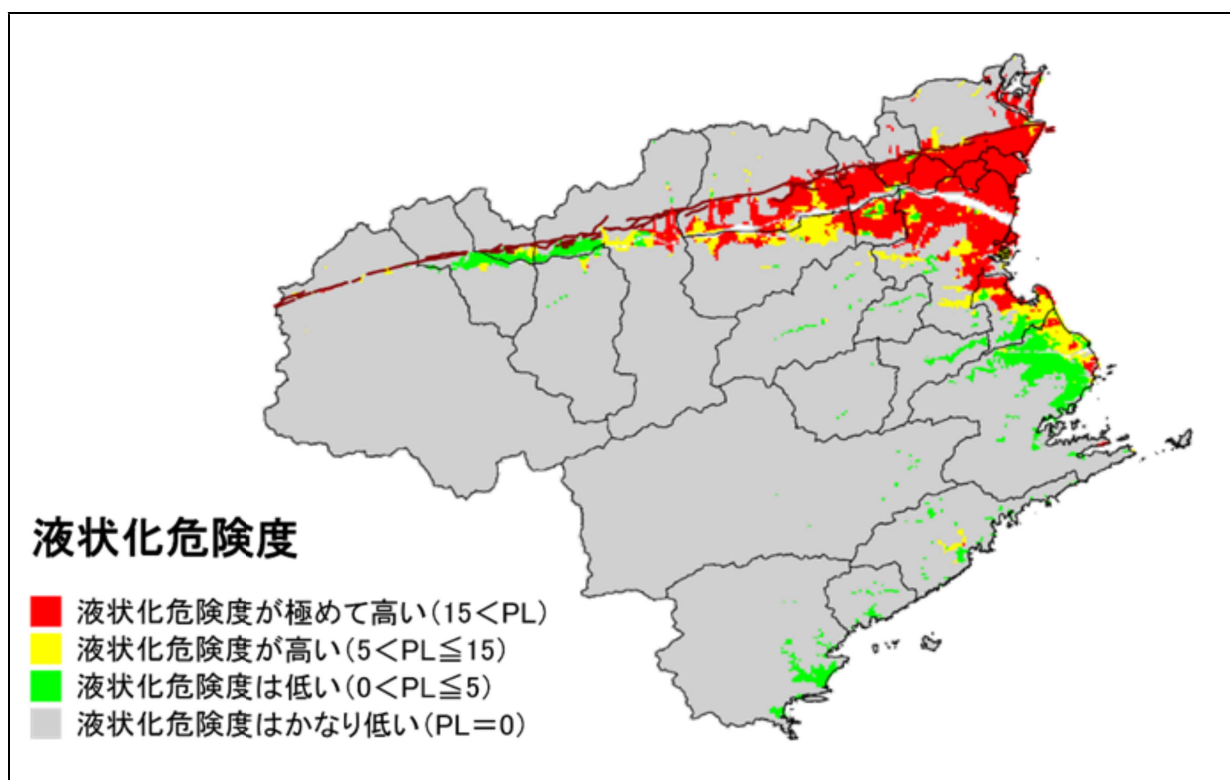
1 目的

- (1) 中央構造線・活断層地震が発生した際の、人的・建物被害の様相を市町村別に明らかにし、住民の命を守るため、地域ごとの効果的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。
- (2) あわせて、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。
- (3) さらには、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、理解を深め、県民一人ひとりをはじめ、地域や事業者、行政等が取組を進めることを目的とする。

2 震度分布（平成29年3月30日公表）



3 液状化危険度分布（平成29年3月30日公表）



4 被害想定（平成29年7月25日公表）

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成25年度）で用いた手法を採用し、「建物被害」「人的被害」「ライフライン被害」などを算出した。

(1) 建物被害

建物全壊・焼失棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島市	84,397	13,500	200	50	4,900	4,900	11,900	18,600	18,600	25,600
鳴門市	23,515	8,700	40	30	970	1,200	2,300	9,700	9,900	11,100
小松島市	15,511	1,200	30	※	※	※	1,100	1,200	1,200	2,400
阿南市	28,208	20	※	※	※	※	※	30	30	40
吉野川市	17,500	2,500	20	10	10	10	300	2,600	2,600	2,900
阿波市	15,353	2,800	30	※	10	10	40	2,800	2,800	2,800
美馬市	13,952	1,600	10	20	※	※	20	1,600	1,600	1,600
三好市	15,155	870	※	30	※	※	10	910	910	910
勝浦町	2,365	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上勝町	1,068	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	1,034	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	9,038	2,300	20	※	10	10	20	2,400	2,400	2,400
神山町	3,355	※	※	※	※	※	※	10	10	10
那賀町	5,078	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	2,758	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	4,087	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	5,792	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	4,556	1,200	10	0	110	120	290	1,300	1,300	1,500
北島町	7,160	1,700	20	0	360	400	940	2,100	2,200	2,700
藍住町	10,284	3,200	30	0	490	580	1,200	3,700	3,800	4,500
板野町	5,143	2,200	※	※	170	210	430	2,400	2,400	2,600
上板町	4,670	1,800	※	※	30	30	80	1,900	1,900	1,900
つるぎ町	5,677	190	※	20	※	※	※	200	200	210
東みよし町	6,334	520	※	10	※	※	※	530	530	540
合計	291,990	44,400	430	180	7,100	7,500	18,700	52,100	52,400	63,700

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

3) 全建物棟数は、市町村固定資産課税台帳に基づく。

建物半壊棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	全建物数	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
徳島市	84,397	17,300	5,200	90	—	22,600
鳴門市	23,515	5,200	1,000	40	—	6,200
小松島市	15,511	3,000	840	10	—	3,900
阿南市	28,208	570	270	※	—	850
吉野川市	17,500	4,200	520	20	—	4,700
阿波市	15,353	3,800	690	※	—	4,500
美馬市	13,952	3,100	260	30	—	3,400
三好市	15,155	2,700	30	60	—	2,700
勝浦町	2,365	10	※	※	—	10
上勝町	1,068	※	※	※	—	※
佐那河内村	1,034	※	※	※	—	※
石井町	9,038	2,100	490	※	—	2,600
神山町	3,355	80	※	※	—	90
那賀町	5,078	※	※	※	—	※
牟岐町	2,758	※	※	※	—	※
美波町	4,087	10	10	※	—	20
海陽町	5,792	※	※	※	—	※
松茂町	4,556	960	330	※	—	1,300
北島町	7,160	1,600	540	※	—	2,100
藍住町	10,284	2,200	670	※	—	2,900
板野町	5,143	1,000	200	※	—	1,200
上板町	4,670	920	230	※	—	1,200
つるぎ町	5,677	830	20	30	—	890
東みよし町	6,334	1,500	10	20	—	1,600
合計	291,990	51,000	11,300	320	—	62,700

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

3) 全建物棟数は、市町村固定資産課税台帳に基づく。

地震災害対策（直下型地震対策）編

(2) 人的被害

死者数 一覧表

単位：人

市町村名	建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機 転倒、屋外落下物			合計		
	冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
	うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒													
徳島市	860	70	560	50	640	50	※	※	※	300	200	690	※	※	※	1,160	770	1,340
鳴門市	560	50	340	30	410	30	※	※	※	120	90	260	※	※	※	690	440	670
小松島市	80	※	50	※	60	※	※	※	※	※	40	※	※	※	80	50	100	
阿南市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
吉野川市	170	10	100	※	120	※	※	※	※	※	※	※	※	※	170	100	130	
阿波市	180	10	110	※	130	※	※	※	※	※	※	※	※	※	180	110	130	
美馬市	100	※	70	※	80	※	※	※	※	※	※	※	※	※	110	70	80	
三好市	60	※	40	※	40	※	※	※	※	※	※	※	※	※	60	40	40	
勝浦町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	150	10	90	※	110	※	※	※	※	※	※	※	※	※	150	90	110	
神山町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	70	※	40	※	50	※	0	0	0	10	※	20	※	※	※	80	50	80
北島町	110	10	60	※	80	※	0	0	0	30	20	70	※	※	※	140	80	150
藍住町	210	20	110	10	140	10	0	0	0	60	40	130	※	※	※	270	150	270
板野町	140	10	90	※	100	※	※	※	※	30	20	60	※	※	※	170	110	170
上板町	120	10	70	※	80	※	※	※	※	※	※	※	※	※	120	70	90	
つるぎ町	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	10	10	
東みよし町	30	※	20	※	20	※	※	※	※	※	※	※	※	※	40	20	30	
合計	2,860	250	1,750	140	2,070	160	20	10	10	560	390	1,290	※	10	20	3,440	2,160	3,400

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値は、ある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

負傷者数 一覧表

単位：人

市町村名	建物倒壊						急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機 転倒、屋外落下物			合計		
	冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
	うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒													
徳島市	4,800	1,300	3,800	950	3,800	920	※	※	※	350	300	700	※	130	270	5,200	4,200	4,700
鳴門市	2,300	740	1,700	450	1,700	480	※	※	※	80	80	150	※	60	130	2,400	1,800	2,000
小松島市	700	110	430	70	480	70	※	※	※	※	50	※	※	20	40	700	440	560
阿南市	100	30	70	20	70	20	※	※	※	※	※	※	※	※	20	100	70	90
吉野川市	1,100	210	690	120	770	130	※	※	※	※	10	※	※	30	50	1,100	720	840
阿波市	1,100	220	730	130	790	140	※	※	※	※	※	※	※	30	60	1,100	760	850
美馬市	770	130	480	80	540	80	※	※	※	※	※	※	※	20	40	770	500	580
三好市	580	60	390	40	420	40	※	※	※	※	※	※	※	10	30	590	410	450
勝浦町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	720	190	460	110	510	120	※	※	※	※	※	※	※	20	30	720	480	550
神山町	20	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	20	10	10
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	340	130	310	90	280	90	0	0	0	※	※	20	※	10	20	340	330	320
北島町	560	180	450	100	420	110	0	0	0	30	20	50	※	20	30	590	480	510
藍住町	910	380	770	210	690	230	0	0	0	50	40	90	※	30	70	960	840	850
板野町	550	210	480	130	440	140	※	※	※	20	20	30	※	20	30	560	510	510
上板町	450	170	300	90	330	100	※	※	※	※	※	※	※	10	30	450	310	360
つるぎ町	170	20	120	10	120	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	170	120	130
東みよし町	340	40	200	30	230	30	※	※	※	※	※	※	※	※	20	340	210	250
合計	15,500	4,100	11,400	2,600	11,600	2,700	20	10	20	530	460	1,100	※	410	860	16,100	12,300	13,600

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値は、ある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(3) ライフライン被害

○ 上水道(冬18時)

単位:人、%

市町村名	給水人口	復旧対象人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
			断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
徳島市	253,400	217,600	79	172,700	49	105,700	30	65,300	4	9,100
鳴門市	61,000	55,000	92	50,800	68	37,600	45	24,800	7	3,900
小松島市	39,900	36,900	82	30,300	52	19,100	33	12,200	4	1,600
阿南市	75,400	75,400	19	14,400	11	8,300	4	3,000	0	0
吉野川市	43,200	42,400	97	41,200	82	34,800	62	26,300	13	5,500
阿波市	38,500	38,400	97	37,100	80	30,700	60	23,000	12	4,600
美馬市	30,600	30,600	92	28,100	68	20,700	45	13,800	7	2,100
三好市	24,200	24,200	76	18,300	45	10,800	26	6,300	4	850
勝浦町	4,600	4,600	18	860	11	500	3	140	0	0
上勝町	920	920	2	※	2	20	0	0	0	0
佐那河内村	2,300	2,300	9	210	6	140	0	0	0	0
石井町	24,500	24,500	98	24,100	88	21,500	70	17,100	16	3,900
神山町	4,100	4,100	11	470	7	300	0	0	0	0
那賀町	6,700	6,700	※	30	1	50	0	0	0	0
牟岐町	4,500	4,500	1	50	1	60	0	0	0	0
美波町	7,100	7,100	5	360	4	290	0	0	0	0
海陽町	9,700	9,700	2	180	2	190	0	0	0	0
松茂町	15,200	14,200	96	13,600	77	10,900	56	8,000	10	1,400
北島町	21,700	18,900	97	18,400	83	15,700	64	12,100	12	2,300
藍住町	33,400	29,400	98	28,900	87	25,700	70	20,600	16	4,700
板野町	14,100	12,900	99	12,800	92	11,800	76	9,800	20	2,600
上板町	12,100	11,900	99	11,800	92	11,000	76	9,100	20	2,400
つるぎ町	8,400	8,400	77	6,500	46	3,900	28	2,400	4	300
東みよし町	13,800	13,800	88	12,200	60	8,300	39	5,400	5	700
合計	749,300	694,600	75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000

1) 断水率=断水人口/復旧対象人口

2) 復旧対象給水人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

○ 下水道(冬18時)

単位:人、%

	下水処理人口	復旧対象処理人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
			支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口
徳島市	78,000	67,000	71	47,600	71	47,600	8	5,700	0	0
鳴門市	4,200	3,800	100	3,800	100	3,800	17	630	0	0
小松島市										
阿南市	1,900	1,900	2	30	2	30	0	0	0	0
吉野川市	20,700	20,300	10	2,000	10	2,000	10	2,000	0	0
阿波市										
美馬市	2,700	2,700	12	310	12	310	12	310	0	0
三好市										
勝浦町										
上勝町										
佐那河内村										
石井町										
神山町										
那賀町										
牟岐町										
美波町	1,200	1,200	1	20	1	20	0	0	0	0
海陽町	2,700	2,700	1	30	1	30	0	0	0	0
松茂町	4,400	4,100	100	4,100	100	4,100	10	410	0	0
北島町	1,500	1,300	100	1,300	100	1,300	12	150	0	0
藍住町	2,700	2,400	100	2,400	100	2,400	22	530	0	0
板野町	3,100	2,800	100	2,800	100	2,800	21	580	0	0
上板町										
つるぎ町	2,300	2,300	2	50	2	50	2	50	0	0
東みよし町	2,500	2,500	4	90	4	90	4	90	0	0
合計	128,000	115,100	56	64,600	56	64,600	9	10,500	0	0

1) 支障率=支障人口/復旧対象処理人口

2) 復旧対象処理人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く。

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

地震災害対策（直下型地震対策）編

○ 電力（冬18時）

市町村名	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後	
			停電率	停電軒数	停電率	停電軒数
徳島市	145,000	124,600	100	124,600	76	94,700
鳴門市	31,900	28,800	100	28,800	83	23,900
小松島市	20,600	19,100	100	19,100	57	10,800
阿南市	37,700	37,700	46	17,400	14	5,100
吉野川市	21,200	20,800	100	20,800	54	11,200
阿波市	18,200	18,100	100	18,100	67	12,200
美馬市	17,100	17,100	100	17,100	49	8,300
三好市	19,100	19,100	83	16,000	34	6,500
勝浦町	3,200	3,200	34	1,100	7	210
上勝町	1,500	1,500	27	420	3	40
佐那河内村	1,400	1,400	46	650	14	190
石井町	11,800	11,800	100	11,800	79	9,300
神山町	3,800	3,800	56	2,200	18	700
那賀町	6,900	6,900	15	1,000	2	110
牟岐町	3,200	3,200	11	350	2	70
美波町	5,300	5,300	19	990	2	80
海陽町	7,400	7,400	10	730	2	160
松茂町	7,600	7,100	100	7,100	81	5,800
北島町	10,400	9,000	100	9,000	82	7,400
藍住町	15,000	13,200	100	13,200	86	11,400
板野町	6,600	6,100	100	6,100	85	5,100
上板町	5,800	5,700	100	5,700	84	4,800
つるぎ町	6,700	6,700	70	4,700	24	1,600
東みよし町	7,900	7,900	100	7,900	53	4,200
合計	415,300	385,500	87	334,800	58	224,000

電灯軒数	直後		1日後		4日後		1週間後	
	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数
415,300	87	334,800	58	224,000	19	71,700	7	25,100

- 1) 停電率＝停電軒数／復旧対象電灯軒数
- 2) 復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

○ 通信（冬18時）

市町村名	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
			不通率	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
徳島市	61,800	53,100	100	53,100	76	40,400
鳴門市	18,300	16,500	100	16,500	91	14,900
小松島市	11,900	11,000	100	11,000	57	6,300
阿南市	21,000	21,000	46	9,700	14	2,900
吉野川市	13,600	13,400	100	13,400	54	7,200
阿波市	12,600	12,600	100	12,600	67	8,500
美馬市	13,300	13,300	100	13,300	49	6,500
三好市	13,700	13,700	83	11,400	34	4,600
勝浦町	2,200	2,200	34	740	7	140
上勝町	790	790	27	220	3	20
佐那河内村	920	920	46	420	14	130
石井町	6,100	6,100	100	6,100	79	4,800
神山町	2,500	2,500	56	1,400	18	460
那賀町	4,700	4,700	15	710	2	80
牟岐町	2,000	2,000	11	220	2	40
美波町	2,800	2,800	19	530	2	40
海陽町	4,100	4,100	10	410	2	90
松茂町	3,100	2,900	100	2,900	81	2,400
北島町	4,600	4,000	100	4,000	82	3,300
藍住町	5,500	4,800	100	4,800	86	4,200
板野町	3,700	3,400	100	3,400	100	3,400
上板町	4,200	4,100	100	4,100	91	3,700
つるぎ町	870	870	70	610	24	210
東みよし町	1,400	1,400	100	1,400	53	770
合計	215,800	202,300	86	173,100	57	115,000

復旧対象 回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数
202,300	86	173,100	57	115,000	13	26,300	0	0

- 1) 不通率＝不通回線数／復旧対象回線数
- 2) 復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

○ ガス（都市ガス）（冬18時）

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		供給停止 率	供給停止 戸数	供給停止 率	供給停止 戸数	供給停止 率	供給停止 戸数	供給停止 率	供給停止 戸数
43,000	36,900	100	36,900	100	36,900	85	31,400	0	0

- 1) 供給停止率＝供給停止戸数／復旧対象需要家数
- 2) 復旧対象需要家数は、火災により焼失した需要家に相当する供給停止戸数を除く。
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

(4) 交通施設被害

○ 道路施設

道路種別	延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
全路線	15,000	1,100	0.07
うち高速道路・直轄国道	390	70	0.18
うち補助国道・県道・市町村道	14,600	1,000	0.07
緊急輸送道路	1,100	100	0.09

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○ 鉄道施設

鉄道区分	路線	延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
四国旅客鉄道 (JR四国)	高德線	25	70	2.8
	鳴門線	8	20	2.8
	牟岐線	79	80	1.0
	徳島線	67	170	2.6
	土讃線	41	70	1.7
	計	222	410	1.9
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	7	※	※
全体		229	420	1.8

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○ 港湾施設（岸壁・その他係留施設）

港湾種別	岸壁			その他係留施設		
	総バース数	耐震バース数	被害バース数	総バース数	耐震バース数	被害バース数
重要港湾	56	4	10	99	0	20
地方港湾	22	0	※	108	1	30
全体	78	4	10	207	1	50

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 被害バース数は、十の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

地震災害対策（直下型地震対策）編

(5) 生活支障等

○ 避難者（冬18時）

市町村名	夜間人口	1日後			1週間後			1か月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
徳島市	264,548	52,900	35,200	88,100	50,700	50,700	101,300	28,400	66,400	94,800
鳴門市	61,513	18,300	12,200	30,500	17,000	17,000	34,000	9,700	22,700	32,500
小松島市	40,614	4,300	2,900	7,200	5,000	5,000	9,900	2,500	5,900	8,500
阿南市	76,063	240	160	400	580	580	1,200	120	280	400
吉野川市	44,020	5,300	3,600	8,900	7,200	7,200	14,400	3,900	9,100	13,000
阿波市	39,247	5,200	3,500	8,700	6,700	6,700	13,300	3,600	8,400	12,000
美馬市	32,484	3,000	2,000	5,000	4,100	4,100	8,100	2,000	4,700	6,800
三好市	29,951	1,600	1,100	2,600	2,200	2,200	4,400	1,100	2,500	3,500
勝浦町	5,765	※	※	※	20	20	50	※	※	※
上勝町	1,783	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	2,588	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	25,954	4,600	3,100	7,700	5,500	5,500	10,900	3,100	7,200	10,400
神山町	6,038	40	30	70	30	30	70	20	50	70
那賀町	9,318	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	4,826	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	7,765	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	10,446	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	15,070	3,100	2,100	5,200	3,300	3,300	6,600	1,800	4,300	6,100
北島町	21,658	5,300	3,500	8,800	5,400	5,400	10,900	3,100	7,100	10,200
藍住町	33,338	9,400	6,300	15,700	9,400	9,400	18,800	5,500	12,700	18,200
板野町	14,241	4,500	3,000	7,600	4,400	4,400	8,800	2,600	6,100	8,800
上板町	12,727	3,300	2,200	5,500	3,400	3,400	6,900	2,000	4,800	6,800
つるぎ町	10,490	430	290	720	700	700	1,400	310	730	1,000
東みよし町	15,044	1,100	710	1,800	1,500	1,500	3,100	710	1,700	2,400
合計	785,491	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,100	70,600	164,800	235,500

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
 2) ※は、若干数を表す。

○ 帰宅困難者（日中）

市町村名	帰宅困難者数
徳島市	15,500 ~ 22,300
鳴門市	2,800 ~ 3,800
小松島市	1,000 ~ 2,300
阿南市	6,000 ~ 6,100
吉野川市	2,200 ~ 2,400
阿波市	1,400 ~ 1,900
美馬市	1,400 ~ 1,800
三好市	1,500 ~ 1,500
勝浦町	280 ~ 400
上勝町	80 ~ 130
佐那河内村	30 ~ 50
石井町	780 ~ 1,300
神山町	190 ~ 370
那賀町	330 ~ 580
牟岐町	140 ~ 190
美波町	370 ~ 610
海陽町	180 ~ 200
松茂町	670 ~ 1,200
北島町	500 ~ 1,100
藍住町	860 ~ 1,400
板野町	860 ~ 1,000
上板町	570 ~ 620
つるぎ町	600 ~ 620
東みよし町	440 ~ 450
合計	40,600 ~ 50,400

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○ 入院需要（冬18時）

市町村名	入院需要(冬18時)			
	重傷者	死者の1割	要転院患者数	合計
徳島市	1,000	130	770	1,900
鳴門市	590	70	130	790
小松島市	90	10	200	300
阿南市	※	0	70	70
吉野川市	160	10	200	380
阿波市	180	10	40	230
美馬市	100	※	50	160
三好市	60	※	60	120
勝浦町	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※
石井町	140	10	20	170
神山町	※	※	0	※
那賀町	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※
松茂町	80	※	※	90
北島町	130	10	40	180
藍住町	230	30	※	270
板野町	160	20	100	280
上板町	120	※	※	120
つるぎ町	10	※	20	30
東みよし町	30	※	10	50
合計	3,100	340	1,800	5,200

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
 2) ※は、若干数を表す。

○ 災害廃棄物等

市町村名	災害廃棄物(万トン)		
	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島市	370	370	490
鳴門市	180	180	200
小松島市	30	30	50
阿南市	※	※	※
吉野川市	60	60	60
阿波市	60	60	60
美馬市	40	40	40
三好市	20	20	20
勝浦町	※	※	※
上勝町	※	※	※
佐那河内村	※	※	※
石井町	50	50	50
神山町	※	※	※
那賀町	※	※	※
牟岐町	※	※	※
美波町	※	※	※
海陽町	※	※	※
松茂町	20	20	30
北島町	40	40	50
藍住町	70	70	80
板野町	40	40	50
上板町	30	30	30
つるぎ町	※	※	※
東みよし町	10	10	10
合計	1,000	1,000	1,200

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
2) ※は、若干数を表す。

○ エレベータ閉じ込め

市町村名	エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
徳島市	1,600	※	130	310	440
鳴門市	220	※	20	40	60
小松島市	80	※	※	20	20
阿南市	200	※	※	60	70
吉野川市	80	※	※	20	20
阿波市	40	※	※	※	10
美馬市	70	※	※	10	20
三好市	100	※	※	20	30
勝浦町	※	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※
石井町	50	※	※	10	10
神山町	※	※	※	※	※
那賀町	20	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※
美波町	20	※	※	※	※
海陽町	10	※	※	※	※
松茂町	70	※	※	10	20
北島町	60	※	※	10	20
藍住町	100	※	※	20	30
板野町	20	※	※	※	※
上板町	10	※	※	※	※
つるぎ町	20	※	※	※	※
東みよし町	20	※	※	※	※
合計	2,900	※	220	590	810

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
2) ※は、若干数を表す。

○ 住機能支障（冬18時）

市町村名	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
徳島市	111,600	16,600
鳴門市	23,000	5,300
小松島市	15,200	1,100
阿南市	26,900	20
吉野川市	15,800	1,300
阿波市	13,200	1,200
美馬市	11,700	710
三好市	12,000	380
勝浦町	1,900	※
上勝町	760	※
佐那河内村	830	※
石井町	8,900	1,200
神山町	2,300	※
那賀町	3,700	※
牟岐町	2,100	※
美波町	3,100	※
海陽町	4,500	※
松茂町	5,600	870
北島町	8,300	1,500
藍住町	12,100	2,600
板野町	4,900	1,200
上板町	4,200	860
つるぎ町	4,300	100
東みよし町	5,300	220
合計	302,100	35,300

- 1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

地震災害対策（直下型地震対策）編

○ 避難所生活者のうち要配慮者（冬18時）

市町村名	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうち要配慮者数							
		65歳以上の 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
徳島市	50,700	2,090	1,960	2,030	400	1,760	360	450	220
鳴門市	17,000	660	600	770	140	650	150	130	90
小松島市	5,000	200	200	240	50	170	40	30	20
阿南市	580	20	20	30	※	20	※	※	※
吉野川市	7,200	300	230	400	70	320	60	40	50
阿波市	6,700	220	220	380	70	310	60	40	50
美馬市	4,100	190	130	310	50	160	40	20	40
三好市	2,200	160	50	180	30	130	20	10	10
勝浦町	20	※	※	※	※	※	※	※	※
上勝町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	5,500	160	220	260	50	200	40	50	20
神山町	30	※	※	※	※	※	※	※	※
那賀町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	3,300	70	150	130	30	70	20	30	10
北島町	5,400	140	270	210	40	150	40	60	30
藍住町	9,400	190	500	340	70	240	70	90	40
板野町	4,400	150	150	210	40	140	30	30	30
上板町	3,400	110	120	180	30	130	30	30	30
つるぎ町	700	60	20	60	10	50	※	※	※
東みよし町	1,500	70	50	100	20	90	10	10	※
合計	127,100	4,800	4,900	5,800	1,100	4,600	980	1,000	650

- 1) 属性間の重複あり。
- 2) 避難所生活者数は、冬18時、1週間後の値
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- 4) ※は、若干数を表す。

○ 文化財

総数(施設)	要因別内訳	
	揺れ	火災
17	11	4

- 1) 要因間での重複あり。

○ 孤立集落

市町村名	孤立する可能性 のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
徳島市	2	0	0	0
鳴門市	17	7	10	17
小松島市	0	0	0	0
阿南市	7	0	0	0
吉野川市	46	0	0	0
阿波市	16	13	0	13
美馬市	116	31	0	31
三好市	56	4	0	4
勝浦町	2	0	0	0
上勝町	27	0	0	0
佐那河内村	20	0	0	0
石井町	0	0	0	0
神山町	4	0	0	0
那賀町	35	0	0	0
牟岐町	1	0	0	0
美波町	21	0	0	0
海陽町	21	0	0	0
松茂町	0	0	0	0
北島町	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0
板野町	0	0	0	0
上板町	1	1	0	1
つるぎ町	58	0	0	0
東みよし町	15	11	0	11
合計	465	67	10	77

(6) 直接経済被害

種別	被害額(億円)
建物	24,300
家庭用品	4,500
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	80
下水道	220
電力	90
通信	390
道路	280
鉄道	100
港湾	240
その他土木施設	310
災害廃棄物	2,700
合計	42,600

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

第2章 災害予防

第1節 活断層変位による災害の予防対策

【主な実施機関：県（危機管理環境部，県土整備部関係課）】

第1 方針

本県を縦断する「中央構造線断層帯」を震源とする活断層地震は，今後30年の発生確率が，ほぼ0%から0.4%とされているが，平成28年に熊本地震（30年以内の発生確率がほぼ0%から0.9%），鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことを踏まえ，従来の考え方にとらわれない震災対策が必要となっており，直下型地震のリスクに対して，より一層対策を推進する必要がある。

第2 内容

1 震度分布及び被害想定公表

県は，中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について，学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し，公表する。

2 徳島県広域防災活動計画の見直し

県は，大規模災害発生時における広域防災活動について，中央構造線活断層地震が発生した場合の初動対応，輸送体制，物資調達等を強化するため，「徳島県広域防災活動計画」の充実を図る。

3 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

(1) 「特定活断層調査区域」の指定等

活断層直上の地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難であり，県は，その被害を防止するため，活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定する。

(2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において，倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築，改築，移転）を行う場合には，事業者が活断層の調査を行い，活断層の直上を避けて新築することを求める。

(3) 移転に対する規制緩和等

県は，特定活断層調査区域に建築物を所有する者が，当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には，当該区域への移転が円滑に行われるよう，土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。

4 県が新築等する施設に関する対策

県が，「特定活断層調査区域」において新築等する施設については，その規模に関わらず，事前に活断層の調査を行い，その直上への新築等を避けるものとする。

第2節 建築物等の耐震化

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第3節 都市防災機能の強化

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第4節 土砂災害等予防対策

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第5節 水道施設の整備

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第6節 危険物等の災害予防対策

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第7節 避難対策の充実

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第8節 火災予防対策

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第11節 地震災害に関する調査研究

- [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 水害予防対策

【主な実施機関：市町村，県（危機管理環境部，生産基盤課，森林整備課，道路整備課，河川整備課，砂防・気候防災課，水・環境課），四国地方整備局，独立行政法人水資源機構（吉野川本部）】

第1 方針

国、県及び市町村は，風水害に強い県土の形成を図るため，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道，港湾等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。また、水害予防計画は，各水系ごとに一貫したものとし，徳島県治水及び利水等流域における水管理条例及び流域治水の考え方に基づき，河川改良事業等を総合的，計画的に推進するとともに，過去の水害要因を分析し適宜見直すことで，水害の防除軽減を図るものとする。

第2 内容

1 河川防災対策

洪水，高潮等による水害を予防するため，流域治水の考え方に基づいた河川改良工事等の治水事業を実施するとともに，河川維持修繕工事を行い，河川情報施設の整備強化及び維持管理強化とあわせ，水系ごとに一貫した河川管理を行う。

(1) 治水対策

直轄管理区間のうち，吉野川の下流部においては，地震津波対策に係る水門の耐震対策，上流部においては無堤地区の解消のための築堤工事に加え，土地利用による対策を重点的に実施する。

旧吉野川においては，地震津波対策に係る耐震対策，無堤地区の解消を重点的に実施する。今切川においても地震津波対策に係る耐震対策を重点的に実施する。

那賀川においては，無堤部の解消のための築堤工事を重点的に実施する。

なお，直轄事業による堤防の整備に伴い，必要な箇所については，排水機場等の整備による内水対策を進める。

県管理の飯尾川，園瀬川，勝浦川等の中小河川においては，狭窄部の拡幅，堆積土砂の掘削，護岸整備，築堤等により，河積の拡大，河道の安定を図る。

那賀川の長安ロダム（直轄管理），福井川の福井ダム等（県管理）については，施設を改良すること等によりダム管理の強化を図る。

(2) 河川情報施設の強化

吉野川，那賀川，桑野川の直轄管理区間においては，災害時等において，河川管理施設の常時監視，遠隔操作など，施設管理の高度化・効率化を図るための光ファイバーネットワークの整備を進める。

那賀川河川事務所においては，平成20年度から長安ロダムの放流量や河川水位を通知する「防災情報メール配信サービス」を開始した。また，平成21年度から阿南市と防災情報に関する協

定及び施設利用の協定を締結，平成23年度から那賀町と防災情報に関する協定を締結し，自治体等との情報共有体制の強化に取り組んでいる。

県管理の中小河川等においては，水害被害を軽減するため，河川の水位，雨量情報を収集するとともに，警報の伝達，避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し，これらの情報を市町村等に提供する。

特に，水防警報河川及び洪水予報河川，水位周知河川に指定している県管理河川16河川（宮川内谷川・飯尾川・新池川・川田川・江川・ほたる川・鮎喰川・園瀬川・勝浦川・桑野川・福井川・那賀川・日和佐川・海部川・貞光川・宍喰川）においては，設定水位に達した段階で水防警報の発令を行い市町村に水防団の準備・出動等呼びかけるほか，避難の目安となる避難判断水位に達した場合は，氾濫警戒情報として市町村等に通知する。

(3) 警戒避難体制の整備

ア 市町村は，浸水想定区域の指定があったときは，少なくとも当該浸水想定区域ごとに，洪水予報等の伝達方法，避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また，浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において，当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては，当該施設の名称及び所在地，並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市町村は，浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお，印刷物において，河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

ウ 県及び市町村は，大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう，大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力的体制の構築に努めるとともに，他の地方公共団体との応援協定を締結するなど，災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

(4) 維持管理の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し，異常を認めたときは直ちに補修するとともに，その原因を究明し，洪水に際して被害を最小限度に止めるよう，堤防の維持，補修，護岸，水制，根固工の修繕，堆積土砂の除去等を実施する。

また，吉野川，那賀川等において多目的ダムにより洪水調節を行っているが，操作規則の基づく適正な運用を行うとともに，定期的に情報伝達等の訓練を実施する。

(5) その他の対策

近年における都市化の進展に伴う流域内の開発等に当たっては，地域の持つ保水，遊水機能の確保及び災害の発生への恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等について，開発の許可において，関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

〔資料 編〕

水防危険箇所一覧表

県雨量観測所(テレメーター)一覧表

県水位観測所(テレメーター)一覧表

国水防警報・氾濫警戒情報

県水防警報・氾濫警戒情報

2 都市排水対策

近年、都市部においては、宅地化、道路の舗装化等により、雨水の浸透しない区域が増えたことにより、地表面を流れる水量が増大する等、豪雨時に浸水被害が起こりやすい状況になっている。

都市部の排水対策としては、下水道事業により、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした汚水排除施設の整備とともに、浸水の防除を目的とした雨水排除施設の整備を実施している。

県内では、これまで公共下水道事業（雨水）として、5市4町（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美波町、松茂町、北島町、つるぎ町）で、また、都市下水路事業として、2市（徳島市、阿南市）で事業が行われている。

浸水防止対策のため、より一層下水道施設の整備促進を図る必要があり、公共下水道事業により生活排水対策の施設整備と併せ雨水排除施設の整備促進を図るとともに、都市下水路事業により雨水排除施設の整備促進を図る。

また、河川改修等他事業と連携を図りながら、さらなる安全度の向上を図るものとする。

3 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（201~~1~~2年から202~~0~~1年）の平均年間発生回数（約2~~0~~4回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.~~0~~7倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

(1) 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムของ放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」をはじめ、民間気象会社や市町村など、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く県民が活用できるように、県や市町村が周知・広報する。

(2) 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、電子メール、エリアメールなどにより、市町村及び県等が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

(3) 消防等による警戒

消防本部や消防団、市町村等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される

地域の警戒

ウ がけ地などの危険箇所等の警戒

エ ダム放流が通知された場合における急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

(4) 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、県や市町村などの工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ・雨天時の工事中止等の検討
- ・気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ・避難行動の事前確認の徹底
- ・作業現場及び周辺の点検

(5) 施設管理者等の安全対策

県や市町村などの関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ・気象情報の迅速な収集と活用
- ・土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- ・早期の道路の通行規制

4 水害に強いまちづくり

県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これら前述の評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- (1) 県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (4) 県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。

- (5) 市町村長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- (7) 県及び市町村は、土砂災害の恐れのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- (8) 県及び市町村は、山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設や保安林の整備、~~地すべり防止施設の整備等のハード対策を行うとともに、~~山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携として、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや治山施設等の定期点検等の実施などによる減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。~~の周知等の総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進するものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや、治山施設等の定期点検等を実施推進するものとする。~~
- (9) 水災については、国及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し~~て~~、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

5 防災知識の普及

- (1) 県及び市町村は、国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- (2) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害

- ・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び市町村は，防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により，高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 四国地方整備局，徳島地方気象台，県及び市町村は，防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて，5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して，受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 県及び市町村は，ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては，居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに，安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと，避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること，警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2節 風害予防対策

【主な実施機関：市町村，県（農林水産総合技術支援センター，森林整備課），四国森林管理局（徳島森林管理署），西日本電信電話（株），（株）NTTドコモ，四国電力（株），四国電力送配電（株），KDDI（株），ソフトバンク（株），楽天モバイル（株）】

第1 方針

風害を防止または被害の拡大を防止するため，通信施設及び電~~気~~力設備の防災対策の強化を図る。

第2 内容

1 保安林の整備と管理

風害，飛砂，潮害等防止のため，保安林の適正な管理を行い，背後地の耕地や住宅の災害予防及び被害の軽減を図るものとする。

2 農作物の被害予防対策

風害を予防するため，防風ネットや防風林等を設置する。また，被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では，幹や枝の誘引による作物体の折損防止，水田深水による倒伏防止対策等を講じ，被害の軽減を図るものとする。

さらに，各種施設については施設の補強，被覆資材の飛散防止対策を十分に行い，施設内外の被害防止を図るものとする。

3 通信施設の防災対策

電気通信設備については，必要により設備の補強措置を講じるほか，計画的な設備更改を行い，設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

4 電力設備の防災対策

電力設備については必要により設備の補強を行うほか，強風時においては，予防巡視を実施する。

第3節 高潮・浸水等予防対策

【主な実施機関：市町村，県（水産振興課，農山漁村振興課，生産基盤課，森林整備課，河川整備課，運輸政策課），四国地方整備局】

第1 方針

高潮等に対しては，河川，港湾，漁港等の堤防，護岸及び防潮堤等について，施設整備等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また，施設の整備による対策とともに，円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

第2 内容

1 海岸・河川・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

- (1) 防潮堤，堤防，水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤，堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場，港湾，漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

2 高潮・浸水予防施設の整備

(1) 海岸保全施設

高潮等による被害を防止又は軽減するため，必要な箇所について施設整備を推進するとともに，非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから，県及び市町においては，事態に即応し適切な措置が講じられるように，あらかじめその体制を整える。

また，門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに，必要に応じ施設の自動操作化，遠隔操作化も検討し，万全の態勢を整える。

(2) 河川管理施設

洪水，高潮等による被害を防止又は軽減するため，必要な箇所について施設整備を推進するとともに，非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから，国，県及び市町村においては，事態に即応し適切な措置が講じられるように，あらかじめその体制を整える。

また，門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに，必要に応じ施設の自動操作化，遠隔操作化も検討し，万全の態勢を整える。

(3) 港湾管理施設

港湾施設は，陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり，災害時には，孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから，港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施し，災害時に備えるものとする。

また，近年の高波災害を踏まえ，耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに，過去に被災した箇所などの港湾内の脆弱箇所を把握し，関係事業者と情報共有することにより連携を

強化するものとする。

(4) 漁港管理施設

漁港施設の維持管理はその設置者が行うが、県管理漁港においては、漁港巡回指導員が常時状況の把握に努めるなど、管理上必要な措置が迅速にとられる体制を整備する。

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、県及び市町村においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

なお、漁港海岸においては、規模が大きく機械操作が必要な水門・樋門について、樋門看守を設置しその操作が確実にできる体制を整備している。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

(5) 林野管理施設

高潮等による被害を防止又は軽減するため、整備した施設とその背後にある防潮林の管理及び機能強化を推進するとともに、設置している陸閘については、常時閉鎖を基本とした体制を整える。

3 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下等の概要

地下水の採取の適正化を図る取り組み等により、最近ではほとんど確認できないほど軽微な状況となっている。

(2) 地下水採取の削減

吉野川下流域においては、昭和44年に工業用及び上水道として地下水を利用している利用者等により、吉野川下流域地下水利用対策協議会を設立し、地下水の取水について自主規制を実施している。

また、公害防止協定を結んだ工場については、当該協定書に自主規制の内容を盛り込み、その実効性を高めることとしている。

しかしながら、本県の臨海部における地下水利用については、工業用及び上水道以外の用水取水量が増加したことなどにより、地下水の水位低下や塩水化が進行する地域が見られた。

このことから、地下水の採取の適正化を図ることにより、地下水を保全し、あわせて地下水の水位の異常な低下又は地盤の沈下を防止するために、徳島県生活環境保全条例により、特定の地域を指定し、その地域において地下水を採取する揚水設備が一定の規模を越える設備の設置については、あらかじめ知事に届け出ることとし、地下水の採取の削減に対する指導を行っている。

(3) 地盤沈下対策

地盤沈下により生じた農地、農業用施設の被害を復旧するために、農業用排水施設の整備を行っている。

4 高潮・浸水時の被害予防対策

(1) 県、市町及び防災機関は、高潮の危険や避難方法等を県民等に対して広く啓発するものとする。

(2) 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(3) 市町は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、高潮浸水想定区域図を活

用するなどして、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るよう努める。

また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮浸水標識の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

5 情報伝達の強化

- (1) 県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を市町等に提供する。
- (2) 水位周知海岸（讃岐阿波沿岸、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸）においては、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として市町等に通知する。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 市町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

- (2) 市町は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

- (3) 市町は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第4節 土砂災害等予防対策

■ [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 第3節 土砂災害等予防対策（第2款 液状化対策を除く。）を参照

第5節 建築物災害予防対策

【主な実施機関：市町村，県（住宅課）】

第1 方針

建築基準法に基づき，次の計画を積極的に推進することにより，建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

第2 内容

1 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止，その他建築物にかかる制限を行い，被害の未然防止を図るものとする。

2 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について，適切な行政指導を行い，安全確保について万全を図るものとする。

〔資料 編〕

建築基準法による災害危険区域一覧表

第6節 危険物等の災害予防対策

■ [地震災害対策（南海トラフ地震対策）編](#) 参照

第6章 雪害予防対策

【主な実施機関：市町村，県（水産振興課，生産基盤課，農林水産総合技術支援センター，森林整備課，道路整備課，河川整備課，運輸政策課），四国地方整備局，四国運輸局徳島運輸支局，四国旅客鉄道(株)，四国電力(株)，四国電力送配電（株）】

第1 方針

豪雪による被害を防止し，又は軽減するため，関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

第2 内容

- 1 県は，徳島県雪害防止対策要綱に基づき，主要道路の除雪体制を確立し，交通規制及び指導を行うとともに，大雪による倒木を防ぐため，事前伐採を推進する。また，農林施設，作物の雪害対策を図り及び雪害予防知識の普及に努める。
- 2 市町村は，特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪，除雪機械の整備並びに要員の配備，出動等市町村が実施すべき事項を市町村地域防災計画に定め，これにより雪害対策を実施するものとする。
- 3 指定地方行政機関，指定公共機関は，各機関の定める防災業務計画に基づき，必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。
 - (1) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため，チェーン，スノータイヤの備付を指導するとともに，運行停止を行う場合は各バス会社は，事前にラジオ，テレビ，新聞等の報道機関を通じ，その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。
 - (2) 四国旅客鉄道株式会社
旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため，各駅長が四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令手続の定めるところにより，必要に応じ給食，医療等の手配をするが，非常時においては，市町村，住民等の協力をもとめて応急体制をとり輸送の確保に努める。
 - (3) 四国電力株式会社，四国電力送配電株式会社
雪害時における配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は，防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し，電力の確保に努める。

4 道路管理者及び地方整備局，地方運輸局等を中心とする関係機関は，車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から，積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し，滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には，相互に連携のうえ，支援体制を構築し，滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第7.8節 気象業務の整備

【主な実施機関：市町村，県（水産振興課，生産基盤課，森林整備課，河川整備課，砂防・気候防災課，運輸政策課），四国地方整備局，徳島地方気象台】

第1 方針

特別警報，警報，注意報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し，関係防災機関相互の連絡を密にし，防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 内容

1 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

(1) 5段階の警戒レベル

警戒レベルとは，災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け，居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

(2) 警戒レベル相当情報

四国地方整備局，徳島地方気象台，県は，避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を，警戒レベルとの関係が明確になるよう，5段階の警戒レベル相当情報として区分し，その提供に当たり，参考となる警戒レベルも併せて提供することで，住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

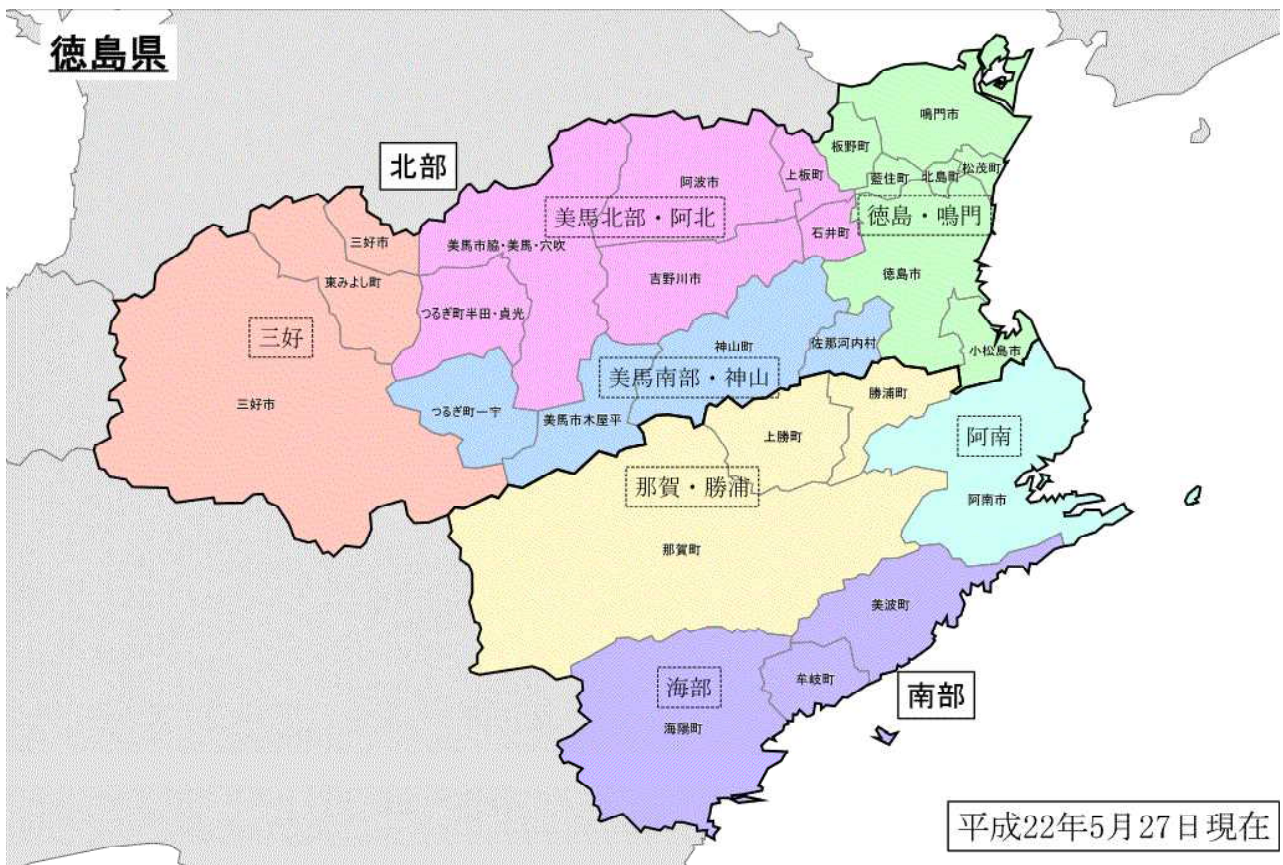
2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって，災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が，重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が，重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が，現象の危険度と雨量，風速，潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して，基本的に市町村単位である二次細分区域毎（美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬市木屋平」に，つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一字」に分割）に発表される。また，土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等については，実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」，「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお，大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では，重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう，これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合，その旨を警告して行う予報
警報	大雨，洪水，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合，その旨を警告して行う予報
注意報	大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等によって災害が起こるお

それがあある場合に、その旨を注意して行う予報



徳島県の予報区分（市町村等をまとめた地域など）

府県 予報区	一次 細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市，鳴門市，小松島市，板野町，藍住町，北島町，松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市，阿波市，美馬市脇・美馬・穴吹，石井町，上板町，つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平，佐那河内村，神山町，つるぎ町一字
		三好	三好市，東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町，上勝町，勝浦町
		海部	海陽町，美波町，牟岐町

風水害対策編

徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準
(数値は、予想される気象要素値である)

(1) 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発 表 基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く

と予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

大雨特別警報（浸水害）の場合

以下①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。

① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数（※2）の値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数（※3）の値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※4）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。

※1 激しい雨：1時間におおむね30mm以上の雨

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。

※3 流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れる量を表す値。

※4 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

~~以下①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表する。~~

~~① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現。~~

~~② 3時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm（※2）以上となった格子のみをカウント対象とする）。~~

~~大雨特別警報（土砂災害）の場合~~

~~過去の多大な被害をもたらした減少に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（※3）がさらに降り続くと予想される場合、その講師が出現している市町村等に発表する。~~

~~※1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を表す値。~~

~~※2 3時間降水量 150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。~~

~~※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨~~

雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧（令和~~4~~（202~~0~~~~2~~）年~~3~~月~~2~~日現在）

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市	697	205	350
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	鳴門市	541	162	297
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	小松島市	682	219	335
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	松茂町	554	175	307
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	北島町	580	179	318
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	藍住町	598	183	325
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	板野町	591	186	323
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	吉野川市	676	190	346
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	阿波市	552	175	309
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	美馬市脇・美馬・穴吹	594	158	311
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	石井町	631	192	339
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	上板町	609	191	332
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	つるぎ町半田・貞光	618	154	314
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	美馬市木屋平	1000	225	435
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	佐那河内村	909	222	418
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	神山町	898	214	408
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	つるぎ町一宇	825	181	379
徳島県	徳島県	北部	三好	三好市	668	160	328
徳島県	徳島県	北部	三好	東みよし町	536	139	278
徳島県	徳島県	南部	阿南	阿南市	696	222	338
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	勝浦町	926	231	412
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	上勝町	1166	246	478
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	那賀町	1105	246	460
徳島県	徳島県	南部	海部	牟岐町	851	251	379
徳島県	徳島県	南部	海部	美波町	787	255	371
徳島県	徳島県	南部	海部	海陽町	1079	265	447

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)，R03：3時間降水量(mm)，SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) 雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>)。

注4) R48，R03，SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注6) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

<参考>

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(2) 警報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨警報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、各市町村で、別表1の基準に到達することが予想される場合。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」、「阿南」、「海部」では10cm以上、「那賀・勝浦」では20cm以上、「美馬北部・阿北」、「美馬南部・神山」、「三好」では20cm以上、山地で30cm以上が予想される場合。</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p> <p>具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</p>

暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒がを呼びかけられる。</p> <p>具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</p>
波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。</p>
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>具体的には、別表5の基準に到達することが予想される場合。</p>
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等によるる河川が増水もにより、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、各市町村で、別表2の基準に到達することが予想される場合。</p>

(3) 注意報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種 類	概 要
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、各市町村で、別表3の基準に到達することが予想される場合。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」、「阿南」、「海部」では5cm以上、「那賀・勝浦」では5cm以上、山地で10cm以上、「美馬北部・阿北」、「美馬南部・神山」、「三好」では5cm以上、山地で15cm以上が予想される場合。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p> <p>具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s</p>

	以上と予想される場合。
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。</p>
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、別表5の基準に到達することが予想される場合。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。</p> <p>発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 降雪の深さが20cm以上 2 気象台における最高気温が7℃以上 3 降水量が10mm以上
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>具体的には、気象台における最低気温が-3℃以下と予想される場合。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発</p>

	表される。 具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4°C以下が予想されたとき
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 発表基準としては、気温-2°C~2°Cの条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、二次細分区域内の各市町村で、別表4の基準に到達することが予想される場合。

注1 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。

注3 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。

注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

注5 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

注6 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

(別表1) 大雨警報基準

令和4年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
徳島・鳴門	徳島市	23	155 244
	鳴門市	17	143 211
	小松島市	18	155 243
	松茂町	23	—
	北島町	23	—
	藍住町	23	—

風水害対策編

	板野町	23	143 226
美馬北部・阿北	吉野川市	20	139 179
	阿波市	22	109 144
	美馬市脇・美馬・穴吹	17	113 155
	石井町	22	152 192
	上板町	25	149 173
	つるぎ町半田・貞光	17	113 129
美馬南部・神山	美馬市木屋平	20	162 194
	佐那河内村	18	152 180
	神山町	18	142 175
	つるぎ町一字	18	146 181
三好	三好市	16	110 131
	東みよし町	16	110 142
阿南	阿南市	22	149 163
那賀・勝浦	勝浦町	24	152 221
	上勝町	24	152 244
	那賀町	23	172 235
海部	牟岐町	27	200 214
	美波町	27	169 189
	海陽町	30	197 201

(別表2) 洪水警報基準

令和3年6月1日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=11, 鮎喰川流域=45.1, 飯尾川流域=22, 八多川流域=13.3, 園瀬川流域=18.8, 新町川流域=7	鮎喰川流域=(8, 37.6), 飯尾川流域=(8, 18.7), 八多川流域=(8, 11.9), 園瀬川流域=(8, 18.4), 新町川流域=(8, 5.9), 勝浦川流域=(10, 36.7), 吉野川流域=(12, 77.3)	吉野川 [岩津], 勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	鳴門市	旧吉野川流域=33.5, 新池川流域=8.2	新池川流域=(7, 7.1)	吉野川 [岩津]
	小松島市	太田川流域=10.4, 立江川流域=12.8	—	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	松茂町	旧吉野川流域=35.1, 今切川流域=12.6	旧吉野川流域=(8, 32.4)	吉野川 [岩津]
	北島町	旧吉野川流域=32.5, 今切川流域=10.5	今切川流域=(9, 9.5)	吉野川 [岩津]
	藍住町	旧吉野川流域=32.2	—	吉野川 [岩津]
	板野町	旧吉野川流域=28,	宮川内谷川流域	吉野川 [岩津]

		宮川内谷川流域=24.9	= (9, 22.4)	
美馬北部 ・阿北	吉野川市	江川流域=5.5, ほたる川流域=7.3, 川田川流域=22.2, 飯尾川流域=10.5, 三谷川流域=9	ほたる川流域= (5, 4.4), 飯尾川流域=(1 1, 6.6)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)・岩津]
	阿波市	熊谷川流域=6.6, 九頭宇谷川流域=1 0.5, 柿ノ木谷川流域=7. 8	熊谷川流域=(7, 5.7), 吉野川流域=(7, 101.8)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)・岩津]
	美馬市脇・美 馬・穴吹	曾江谷川流域=21. 7, 穴吹川流域=42.1, 大谷川流域=5.2, 井口谷川流域=9.8, 中鳥川流域=7.1	吉野川流域=(5, 109.4)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]
	石井町	飯尾川流域=21.3	飯尾川流域=(8, 18.1)	吉野川 [岩津]
	上板町	宮川内谷川流域=2 0.2, 大山谷川流域=8.2, 泉谷川流域=9.1	—	吉野川 [岩津]
	つるぎ町半田 ・貞光	貞光川流域=28, 半田川流域=17.4	貞光川流域=(5, 27.6), 半田川流域=(1 3, 15.6), 吉野川流域=(5, 103.2)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]
	美馬南部 ・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=34.4	—
佐那河内村		嗟峨川流域=14, 園瀬川流域=15.2	園瀬川流域=(1 8, 15.1)	—
神山町		鮎喰川流域=40.2	—	—
つるぎ町一字		貞光川流域=25.1	—	—
三好	三好市	河内谷川流域=10. 9, 井ノ内谷川流域=1 2.2, 鮎苦谷川流域=12. 8, 馬路川流域=11.3, 銅山川 (伊予川) 流域=44.5, 白川谷川流域=14. 8, 松尾川流域=20.8	井ノ内谷川流域 = (8, 10.9), 吉野川流域=(1 0, 90.6)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]
	東みよし町	山口谷川流域=9.2, 加茂谷川流域=14. 1, 小川谷川流域=14. 1, 大藤谷川流域=9.4	大藤谷川流域= (6, 8.4), 吉野川流域=(6, 66.6)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]
阿南	阿南市	桑野川流域=25.5, 打樋川流域=12.4, 南川流域=13.3, 福井川流域=17.7, 椿川流域=10.8,	桑野川流域=(1 8, 21.7), 打樋川流域=(1 2, 11.1), 福井川流域=(1	那賀川 [古庄 (上流)・古 庄 (下流)]

		岡川流域=12.8	8, 10.6), 椿川流域=(12, 9.7), 岡川流域=(12, 11)	
那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=10.7, 勝浦川流域=42	坂本川流域=(1 2, 9.6)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	上勝町	旭川(北谷川)流 域=19.7, 杉地川流域=13.7	—	—
	那賀町	那賀川流域=63, 坂州木頭川流域=4 1.2, 丈ヶ谷川流域=19. 2, 海川谷川流域=22. 6, 出原谷川流域=10. 1, 南川流域=24.5, 棚谷川流域=13	那賀川流域=(1 2, 62.8), 南川流域=(20, 22)	—
海部	牟岐町	橘川流域=21.1	—	—
	美波町	赤松川流域=20.2, 日和佐川流域=29.6	日和佐川流域= (12, 29.5)	—
	海陽町	海部川流域=46, 相川流域=17.8, 王余魚谷川流域=9. 7, 穴喰川流域=21.7, 母川流域=14.9	海部川流域=(1 2, 45.4), 穴喰川流域=(1 2, 19.5)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和4元年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
徳島・鳴門	徳島市	13	12 178
	鳴門市	11	11 154
	小松島市	12	12 177
	松茂町	10	12 185
	北島町	13	12 185
	藍住町	13	12 185
	板野町	13	11 164
美馬北部・阿北	吉野川市	7	11 130
	阿波市	9	8 105
	美馬市脇・美馬・穴 吹	7	9 113
	石井町	13	12 140
	上板町	10	11 126

	つるぎ町半田・貞光	7	90 94
美馬南部・神山	美馬市木屋平	15	129 155
	佐那河内村	13	121 144
	神山町	12	113 140
	つるぎ町一字	13	116 140
三好	三好市	10	88 108
	東みよし町	8	88 117
阿南	阿南市	15	119 132
那賀・勝浦	勝浦町	15	121 176
	上勝町	17	121 195
	那賀町	18	137 188
海部	牟岐町	18	160 171
	美波町	15	135 151
	海陽町	21	157 160

(別表4) 洪水注意報基準

令和34年65月126日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=8.8, 鮎喰川流域=36, 飯尾川流域=17.6, 八多川流域=10.6, 園瀬川流域=15, 新町川流域=5.6	今切川流域=(5, 8.8), 鮎喰川流域=(5, 33.8), 飯尾川流域=(5, 16.8), 八多川流域=(5, 10.6), 園瀬川流域=(5, 15), 新町川流域=(5, 4.4), 勝浦川流域=(9, 31.2), 吉野川流域=(9, 56.2)	吉野川 [岩津], 勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	鳴門市	旧吉野川流域=26.8, 新池川流域=6.5	旧吉野川流域=(7, 21.4), 新池川流域=(5, 4.9)	—
	小松島市	太田川流域=8.3, 立江川流域=10.2	太田川流域=(6, 7.4), 立江川流域=(6, 7.6)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	松茂町	旧吉野川流域=28, 今切川流域=10	旧吉野川流域=(8, 22.4)	—
	北島町	旧吉野川流域=26,	旧吉野川流域=	—

風水害対策編

		今切川流域=8.4	(10, 21.4), 今切川流域=(6, 8.4)		
	藍住町	旧吉野川流域=25.7	旧吉野川流域= (6, 20.9), 吉野川流域=(1 0, 98.4)	吉野川 [岩津]	
	板野町	旧吉野川流域=22.4, 宮川内谷川流域=19. 9	旧吉野川流域= (6, 22.4), 宮川内谷川流域 =(6, 19.9)	—	
美馬北部 ・阿北	吉野川市	江川流域=4.4, ほたる川流域=5.8, 川田川流域=17.7, 飯尾川流域=8.4, 三谷川流域=7.2	江川流域=(5, 4.4), ほたる川流域= (5, 4), 川田川流域=(5, 17.7), 飯尾川流域=(5, 5.9), 三谷川流域=(5, 5.7)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)・岩津]	
	阿波市	熊谷川流域=5.2, 九頭宇谷川流域=8. 4, 柿ノ木谷川流域=6.2	熊谷川流域=(5, 5.1), 柿ノ木谷川流域 =(5, 6.2), 吉野川流域=(7, 72.4)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)・岩津]	
	美馬市脇・美 馬・穴吹	曾江谷川流域=17.3, 穴吹川流域=33.6, 大谷川流域=4.1, 井口谷川流域=7.8, 中鳥川流域=5.6	吉野川流域=(5, 70.8)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]	
	石井町	飯尾川流域=17	飯尾川流域=(5, 16.3)	吉野川 [岩津]	
	上板町	宮川内谷川流域=16. 1, 大山谷川流域=6.5, 泉谷川流域=7.2	—	吉野川 [岩津]	
	つるぎ町半田 ・貞光	貞光川流域=22.4, 半田川流域=13.9	貞光川流域=(5, 17.9), 半田川流域=(5, 13.9), 吉野川流域=(5, 74.2)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]	
	美馬南部 ・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=27.5	—	—
		佐那河内村	嵯峨川流域=11.2, 園瀬川流域=12.1	園瀬川流域=(1 0, 9.7)	—
神山町		鮎喰川流域=32.1	鮎喰川流域=(6, 32.1)	—	
つるぎ町一字		貞光川流域=20	—	—	
三好	三好市	河内谷川流域=8.7, 井ノ内谷川流域=9. 7, 鮎苦谷川流域=10.2, 馬路川流域=9, 銅山川 (伊予川) 流 域=35.6, 白川谷川流域=11.8,	井ノ内谷川流域 =(8, 7.8), 吉野川流域=(9, 72.9)	吉野川 [池田 (無堤)・池 田 (有堤)]	

		松尾川流域=16.6		
	東みよし町	山口谷川流域=7.3, 加茂谷川流域=11.2, 小川谷川流域=11.2, 大藤谷川流域=7.5	大藤谷川流域=(5, 7.5), 吉野川流域=(5, 57.6)	吉野川 [池田 (無堤)・池田 (有堤)]
阿南	阿南市	桑野川流域=20.4, 打樋川流域=8, 南川流域=10.6, 福井川流域=10.9, 椿川流域=8.6, 岡川流域=10.2	那賀川流域=(8, 49.4), 桑野川流域=(8, 19.5), 打樋川流域=(12, 7.4), 南川流域=(8, 10.6), 福井川流域=(12, 8.9), 椿川流域=(12, 6.9), 岡川流域=(8, 9.9)	那賀川 [古庄 (上流)・古庄 (下流)]
那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=8.5, 勝浦川流域=33.6	坂本川流域=(12, 7.4)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	上勝町	旭川 (北谷川) 流域=15.7, 杉地川流域=10.9	—	—
	那賀町	那賀川流域=50.4, 坂州木頭川流域=32.9, 丈ヶ谷川流域=15.3, 海川谷川流域=18, 出原谷川流域=8, 南川流域=19.6, 棚谷川流域=10.4	那賀川流域=(12, 40.3), 南川流域=(13, 15.7)	—
海部	牟岐町	橘川流域=16.8	橘川流域=(8, 16.8)	—
	美波町	赤松川流域=16.1, 日和佐川流域= 23.6 <u>0.7</u>	赤松川流域=(13, 12.9), 日和佐川流域=(8, 23.6 <u>20.7</u>)	—
	海陽町	海部川流域=36.8, 相川流域=14.2, 王余魚谷川流域=7.7, 宍喰川流域=17.3, 母川流域=11.9	海部川流域=(12, 29.4), 相川流域=(13, 11.4), 王余魚谷川流域=(8, 7.7), 宍喰川流域=(8, 17.3), 母川流域=(8, 11.9)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

平成22令和4年5月2726日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報基準	注意報基準
徳島・鳴門	徳島市	1.9m ※	1.4m

	鳴門市	(瀬戸内側) ----- (紀伊水道側)	2.0m※
	小松島市		1.8m※
	松茂町		1.8m※
	北島町		1.9m※
	<u>藍住町</u>		*
阿南	阿南市		2.0m※
海部	牟岐町		2.0m※
	美波町		1.8m※
	海陽町		2.4m※

【備考】

・潮位は一般の高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いる。

・基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

*徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。（藍住町は警報のみ運用）

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており，大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「非常に危険」(うす紫)；「極めて危険」(濃い紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており，大雨警報(浸水害)等が発表されたときに，危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>

	<p>・「警戒」(赤)、「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難情報の発令の検討も必要。</p> <p><u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等<u>は危険な場所からの</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1km四方）毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴

って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表される。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

（発表基準）

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、発表対象地域（図2）に発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

（解除基準）

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域（図2）ごとに解除する。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足と関連する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基本法第55条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条」に基づき市町村長に伝達する。

伝達経路は共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統（3）「気象に関する特別警報・警報の伝達系統」に準ずる。

(4) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

徳島県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分
徳島県 徳島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
阿南市 勝浦町 那賀町鷺敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町日和佐地域

【警戒解除地域】
三好市東祖谷 那賀町木沢地域 那賀町木頭地域

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

問い合わせ先
088-621-2541 (徳島県県土整備部 砂防防災課)
088-622-3857 (徳島地方気象台)

警戒を要する市町村名を明記

土砂災害の危険度が高い市町村

土砂災害の危険度が低くなった市町村

発表対象地域



図2 発表対象地域名（松茂町，北島町，藍住町，阿波市吉野町を除く 発表対象地域数44）

7 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「~~非常に危険~~」（~~うす紫~~）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上 を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上 を観測又は解析したとき

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県 北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

<p>徳島県竜巻情報 第〇号 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表</p> <p>徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> <p>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。</p>
--

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

<p>徳島県竜巻注意情報 第〇号 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表</p> <p>【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> <p>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。</p>

9 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続してい

情報	るとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(1) 吉野川洪水予報

- (ア) 洪水予報区間：左岸 徳島県三好市池田町から河口まで
右岸 徳島県三好市池田町から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

池田（無堤・有堤）、岩津

(ウ) 担当官署名

徳島河川国道事務所、徳島地方気象台

(エ) 発表基準

- a 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらか基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- b 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、（同）吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- c 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに、（同）吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

(オ) 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	<u>氾濫する可能性のある水位</u> m	計画高水位 m
池田	北緯34° 01' 57"	三好市井	—	4.1	6.7	7.4	8.0	<u>8.33</u>	11.872

風水害対策編

(無堤)	東経133° 50' 32"	川町西井							
池田 (有堤)		川				8.0	9.7	<u>11.74</u>	
岩津	北緯34° 03' 55" 東経134° 11' 36"	阿波市阿 波町岩津	—	3.3	5.3	6.8	7.5	<u>10.56</u>	12.937

(2) 那賀川洪水予報

(ア) 洪水予報区間：左岸 阿南市十八女町から河口まで
右岸 阿南市加茂町から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

古庄（上流・下流）

(ウ) 担当官署名

那賀川河川事務所，徳島地方気象台

(エ) 発表基準

- a 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が，氾濫注意水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに，那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）那賀川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- b 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が，水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき，あるいは避難判断水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに，（同）那賀川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- c 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が氾濫危険水位に到達したとき，または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに，（同）那賀川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに，（同）那賀川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

(オ) ~~発表基準~~地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	<u>氾濫する可能性のある水位 m</u>	計画高水位 m
古庄 (上流)	北緯33° 56' 15" 東経134° 37' 15"	阿南市羽ノ浦	0.0	3.5	5.0	5.4	5.8	8.23 <u>7.40</u>	<u>8.823</u>
古庄 (下流)		町古庄				7.9	8.8	<u>9.88</u>	

(3) 勝浦川洪水予報

(ア) 洪水予報区間：徳島県勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

横瀬，江田

(ウ) 担当官署名

徳島県県土整備部河川整備課，徳島地方气象台

(エ) 発表基準

- a 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに，徳島県河川整備課と徳島地方气象台が共同して（以下同じ）勝浦川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- b 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき，あるいは避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるときに（同）勝浦川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- c 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに，（同）勝浦川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに，（同）勝浦川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

(オ) 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
横瀬	北緯33° 56′ 15″ 東経134° 37′ 15″	勝浦町棚野字 北川原	—	2.0	3.0	3.6	4.2	6.56
江田	北緯33° 56′ 15″ 東経134° 37′ 15″	小松島市江田 町沖須賀	—	2.4	3.4	4.1	4.7	6.43

10 台風予報，台風情報

(1) 台風に関する予報，情報

気象庁は，北西太平洋（東経100度～東経180度，赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について，実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに，72時間先までの予報を6時間ごとに発表する。さらに，3日（72時間）先も引き続き台風であると予想される時には，5日（120時間）先までの進路予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には，台風の位置や強さなどの実況と1時間後の推

風水害対策編

定位置を1時間ごとに発表するとともに24時間先までの予報を3時間ごとに発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を3段階、強さ（最大風速：10分間平均風速の最大値）を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類
500km未満	—
500km以上800km未満	大型（大きい）
800km以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s以上33m/s未満	—
33m/s以上44m/s未満	強い
44m/s以上54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

11 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に通報し、徳島県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

発表基準

「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同一。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

12 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国111の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき、火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して、噴火警報・噴火予報を発表する。

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

(4) 噴火速報

気象庁及び管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 - ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後15分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後40分程度で発表。

- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

(7) 火山ガス予報

気象庁及び管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) 火山に関する情報等

気象庁及び管区气象台が、噴火警報・予報，噴火速報，火山の状況に関する解説情報，降灰予報及び火山ガス予報以外に，火山活動の状況等をお知らせするため発表する。

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

- ・噴火が発生したことや，噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第2章 災害応急対策

第1節 豪雨災害への対応

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

豪雨災害時における住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等の方法について定める。

第2 内容

市町村は、豪雨災害時における避難指示等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアルを作成するとともに、県、市町村、防災関係機関、マスメディアなどが連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

第2節 水防活動の実施

【主な実施機関：市町村、県（河川整備課）】

第1 方針

洪水又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、徳島県水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施する。

第2 内容

1 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体にあり、県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

2 水防体制

(1) 県の水防体制

県の水防体制は、次のとおりとする。

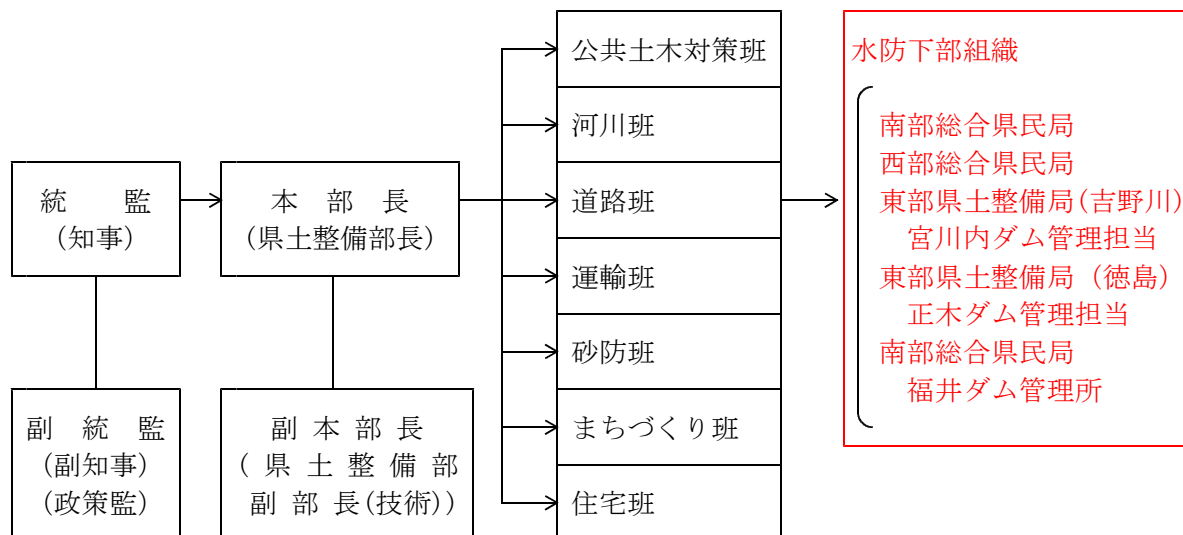
ア 徳島県水防本部

(ア) 設置

知事は、洪水又は高潮等による危険があると認めたときは、徳島県水防計画の定めるところにより徳島県水防本部を設置する。

(イ) 組織

(班長＝関係各課長)



統監不在のときは、副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

イ 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を確実に迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代休養させ長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

水防非常配備の種類

(ア) 第一非常体制

- a 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想される時又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。
- b 徳島県に津波注意報が発表されたとき。
- c 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。

(必要最小限の人員)

(イ) 第二非常体制

- a 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。
- b 台風が本県を通過することが確実とされたとき。
- c 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。
- d 徳島県に津波警報が発表されたとき。
- e 「顕著な大雨に関する情報」(線状降水帯)が発表されたとき。
- f 大雨特別警報が発表されたとき。
- g 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
- ~~f~~ h 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。

(必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員)

(ウ) 第三非常体制

事態が切迫し、危険性が大きき第二非常体制では処理しかねると認められたとき。

(地域防災計画及び災害対策本部条例及び災害対策本部運営規定等に基づく人員)

各総合県民局及び東部県土整備局は本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて本部と

の協議の上、非常配備を行うものとする。

もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。

(2) 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3節 土地改良区等における災害応急対策

【主な実施機関：県（生産基盤課），土地改良区】

第1 方針

土地改良区，水利組合，ため池管理者は，管理する取水施設，排水機場，用排水路，農業用ダム・農業用ため池等の農業用施設の応急対策について定める。

第2 内容

- 1 台風等，風水害が予想される時は，気象情報に注意し，次の事項を実施するものとする。
 - (1) ため池や用水路等で，余水吐を有している施設については，洪水の流下を妨げるものがないか確認し，障害物を除去するとともに，余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
 - (2) 樋門，排水機場等の施設については，操作に支障をきたしていないか点検を行い，不調箇所がある場合は，整備しておくものとする。
 - (3) 施設の破損によって，地域住民に被害を及ぼす恐れが生じたり，ため池が，越水等により決壊する恐れが生じた場合は，速やかに関係市町村及び水防管理者に報告するとともに，可能な応急対策があれば実施するものとする。

第1部 海上災害対策

【主な実施機関：市町村，県(危機管理環境部，秘書課，環境管理課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，薬務課，水産振興課，漁業調整課，生産基盤課，道路整備課，河川整備課，運輸政策課，次世代交通課，病院局)，県警察，中国四国管区警察局四国警察支局，四国厚生支局，四国地方整備局，四国運輸局徳島運輸支局，徳島地方气象台，徳島海上保安部，西日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，四国放送(株)，(一社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，(一社)徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊，楽天モバイル(株)】

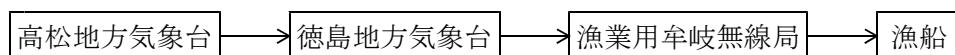
船舶の衝突，乗揚，転覆，火災，爆発，浸水，機関故障等の海難の発生による多数の遭難者，行方不明者，死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染，火災，爆発等の発生といった海上災害に対する対策について定める

第1章 災害予防

第1節 海上交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の伝達

海上予報・海上警報の伝達系統は次のとおりとする。



第2 船舶の航行に関する情報等

徳島海上保安部は，海図，水路書誌等水路図誌等に係る最新化に努めるものとする。

また，水路通報，航行警報，気象通報等船舶交通の安全に必要な情報の収集を行い，~~海の緊急情報配信サービス(MICS)~~沿岸域情報提供システム「海の安全情報」等により情報の提供を行う。

第2節 船舶の安全な運航の確保

第1 海上交通情報の提供等

徳島海上保安部は，港内，狭水道等船舶の輻輳する海域における海上交通情報の提供等の体制の整備に努める。

徳島海上保安部は，走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域等において，監視体制の強化を図るとともに，必要に応じて，巡視船艇による指導，船舶交通の規制を行うものとする。

第2 港湾施設の整備

四国地方整備局及び県は，走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において，船舶の避難水域を確保するため，必要に応じて，防波堤の整備を行うものとする。

四国地方整備局及び県は，走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路

において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

防災機関は、情報交換を行う連絡体制の整備に努めるとともに、徳島海上保安部は、航行船舶等からの情報など多様な災害関連情報等の収集を行う。

2 情報の分析整理

徳島海上保安部、県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係

1 捜索，救助・救急活動関係

徳島海上保安部は、捜索，救助・救急活動の体制を確立するとともに、関係資機材の整備に努めるものとする。

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

警察本部は、捜索活動を実施するための、船舶，航空機等の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

徳島海上保安部、県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

徳島海上保安部及び消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部，県及び市町村は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

1 徳島海上保安部，県及び市町村等は，危険物等が大量流出した場合に備えて，防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また，危険物等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

徳島海上保安部，県及び市町村等は，必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

油等を輸送する船舶の船舶所有者は，油等が大量流出した場合に備えて，防除のための必要な資機材等を船舶内等に確保するものとする。

石油事業者団体は，油が大量流出した場合に備えて，油防除資機材の整備を図るものとする。

2 排出油等災害への対応

(1) 徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が 排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し，事故に関する情報を共有しつつ，会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し，もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的に次の業務を行う「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）を設立している。

ア 排出油等の防除計画の策定

- (ア) 情報の共有化
- (イ) 人員，船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
- (ウ) 出動船艇相互間の通信連絡
- (エ) その他必要事項

イ 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

ウ 排出油等の防除活動の連携の推進

エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

オ 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

カ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

キ その他排出油等の防除に必要な事項

(2) 情報提供

会長（徳島海上保安部長）は，大量の油又は有害液体 物質の排出があったとき，もしくはそのおそれがあるときは，別に定める連絡系統により会員に対し，すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(3) 防除活動等

会員は，それぞれの立場に応じて，事前に調整された排出油等の防除活動，二次災害防止等の

対策を実施するものとする。

[資料編]

徳島県排出油等防除協議会会則

徳島県排出油等防除協議会運営要領

徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

徳島県排出油等防除協議会各地区排出油防除計画

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

徳島海上保安部、県及び市町村は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

徳島海上保安部、消防機関及び警察機関は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練を行うに当たっては、海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

石油事業者団体は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行うものとする。

第8 災害復旧への備え

港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 海上防災思想の普及

徳島海上保安部は、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会等の開催、訪船指導等により海上災害防止思想の普及、高揚に努める。

第5節 海上交通環境の整備

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

徳島海上保安部は航路標識の整備・老朽化対策を行うものとする。

第6節 防災知識の普及等

徳島海上保安部及び港湾管理者等は、港湾の状況、防災のために使用する船舶、資機材、輸送施設等に関する資料等の収集、整理に努めるものとする。

徳島海上保安部、県及び市町村等は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

徳島海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、徳島海上保安部から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

2 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

関係事業者等は被害状況を徳島海上保安部へ連絡するものとする。

市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は、徳島海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報収集・連絡は、「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」によるものとする。

〔資料 編〕 徳島県排出油等防除協議会情報伝達図

第2節 活動体制の確立

第1 関係事業者等の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

第2 徳島海上保安部、県及び市町村の活動体制

徳島海上保安部、県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な海上事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

徳島県排出油等防除協議会は、流出油災害発生時に、被害の規模等に応じて、隣接県に設置された排出油等防除協議会との応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

第五管区海上保安本部長等法令で定める者は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第3節 捜索，救助・救急及び消火活動

第1 捜索，救助・救急活動

- 1 徳島海上保安部，消防機関，警察本部は，多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。
- 2 事故の発生した関係事業者は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- 3 徳島海上保安部は，被災者の救助・救急活動を行うものとし，必要に応じて民間団体等と連携するものとする。
また，要請に基づき，船艇により，医療機関関係者等の緊急輸送を行うものとする。
- 4 警察本部は，海上災害が発生して多数の遭難者，行方不明者，死傷者等が生じた場合には，警察用航空機，警察用船舶等を活用し，迅速な捜索活動及び救出・救助活動を実施するものとする。

第2 消火活動

- 1 関係事業者は，速やかに火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。
- 2 徳島海上保安部又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，速やかに火災発生状況を把握し，迅速に消火活動を行うとともに，相互に直ちにその旨を通報し，連携を図るものとする。
- 3 消防機関は，速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。
- 4 発災現場以外の市町村は，発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。また、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策

徳島海上保安部、県及び市町村等の関係防災機関は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

第1 事故の原因者等による防除措置

海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。

第2 徳島海上保安部の措置

徳島海上保安部は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。

また、原因者側の対応が不十分な時は、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

緊急に油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、排出の原因者等がその措置を講じていないと認められるとき、又は排出の原因者等に措置を講じるよう命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害防止センターに対し油の防除のための必要な措置を講ずることを指示するものとする。

第3 (一財)海上災害防止センター

(一財)海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は、事故の原因者等の委託により、油等の防除措置を行うものとする。

第4 消防機関、県警察

消防機関、県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第5 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第五管区海上保安本部等は、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合又は、原因者等が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認めるときは、必要に応じ、四国地方整備局、県及び市町村等に対し、危険物等の除去等の必要な措置を講ずることを要請するものとする。

第6 四国地方整備局

四国地方整備局は、油流出事故が発生し管区海上保安部からの要請を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。

第7 危険物等の海岸等への漂着への対処

関係防災機関は、徳島県排出油等防除協議会等において協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限、禁止等の危険防止措置や海上災害についての情報を関係者に周知、指導するものとする。

第2 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第3 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第4 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7節 二次災害の防止活動

徳島海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第3章 災害復旧

港湾管理者等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用

大規模事故等災害対策編

しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

徳島海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、また勧告するものとする。

港湾管理者等は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第2部 航空災害対策

【主な実施機関：市町村，県(危機管理環境部，秘書課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，薬務課，水産振興課，漁業調整課，道路整備課，運輸政策課，次世代交通課，病院局)，県警察，中国四国管区警察局四国警察支局，四国厚生支局，四国地方整備局，四国運輸局徳島運輸支局，徳島空港事務所，徳島地方気象台，徳島海上保安部，西日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，四国放送(株)，(一社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，(一社)徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊，関西航空地方気象台，楽天モバイル(株)】

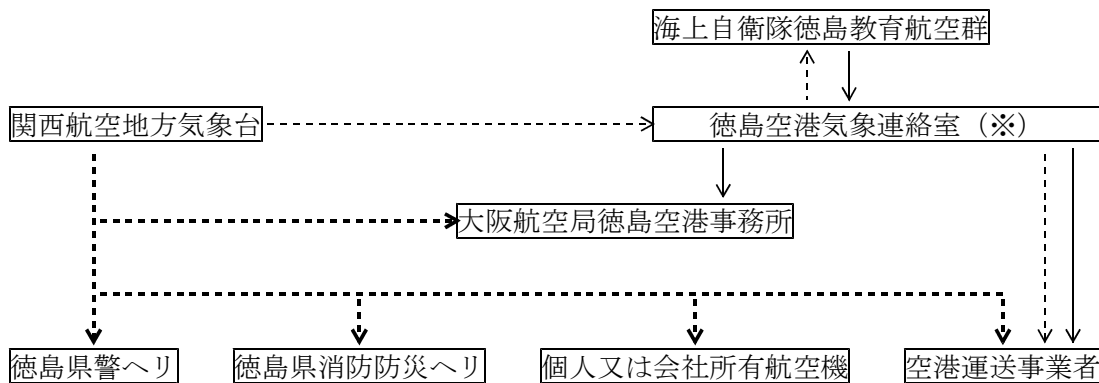
航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の提供

気象観測資料・気象資料の伝達系統は次のとおりとする。



—> リアルタイム観測データ (徳島教育航空群観測)

---> 航空気象情報等

---> 気象状況の解説等

※徳島空港気象連絡室については，情報提供用機器のみ設置

第2 航空交通の安全のための情報の伝達

徳島空港事務所は、航空路誌、航空情報等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。

航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第2節 航空機の安全な運航の確保

徳島空港事務所は、航空運送事業者に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

徳島空港事務所、県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 捜索，救助・救急活動関係

1 捜索活動関係

警察本部は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

徳島海上保安部は、捜索活動を迅速かつ的確に実施するため、捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

2 消火救難及び救助・救急，消火活動関係

徳島空港事務所及び市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助用資機材の整備に努めるものとする。

徳島空港事務所及び市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

3 医療活動関係

徳島空港事務所，県及び市町村は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

徳島空港事務所，県及び市町村は，医療活動について，連絡体制の整備を図るとともに，相互に連携に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部及び県，市町村は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について，災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

徳島空港事務所，県及び市町村は，発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

徳島空港事務所，県及び市町村は，家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災機関等の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

徳島空港事務所は，航空運送事業者，消防機関，警察機関等の防災機関と相互に連携した訓練を実施するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

徳島空港事務所等が訓練を行うに当たっては，航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し，訓練後には評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

第2章 災害応急対策

第1節 発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は，「徳島飛行場，小松島飛行場周辺における航空事故の連絡，調整体制に関する協定」によるものとする。

徳島空港事務所と徳島海上保安部，板野東部消防組合及び警察本部との航空機の捜索救難のための情報交換については，徳島空港事務所が各機関との間で申し合わせた「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」によるものとする。

[資料編]

「徳島飛行場，小松島飛行場周辺における航空事故の連絡，調整体制に関する協定」

「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

1 航空運送事業者の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

2 徳島空港事務所、県及び市町村の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な航空事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

徳島空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

航空事故災害における自衛隊の災害派遣は、「徳島飛行場における消火救難業務に関する協定(昭和54.10.1締結)」に基づく徳島空港長の要請によるものとする。

〔資料編〕 徳島飛行場における消火救難業務に関する協定

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 捜索、救助・救急及び消火活動

徳島海上保安部は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.15締結）」により適切な捜索救難措置を実施する。

板野東部消防組合は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.20締結）」により、適切な捜索救難措置を実施する。

警察本部は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.20締結）」により、適切な捜索救難措置を実施するほか、航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出・救助活動を迅速に行うものとする。

消防機関、県及び警察本部は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

鳴門市及び板野東部消防組合は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（鳴門、昭和45.12.1締結、板野東部、昭和47.4.1締結）」に基づき応急対策に協力する。

〔資料編〕

航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ

徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

第2 医療救護活動

1 徳島空港事務所

徳島空港事務所長は、「徳島空港医療救護に関する協定書」に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。また、地元医師会に要請後、速やかに一般社団法人徳島県医師会へ報告するものとする。

2 要請を受けた地元医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3部 鉄道災害対策

【主な実施機関：市町村，県(危機管理環境部，秘書課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，薬務課，水産振興課，漁業調整課，道路整備課，都市計画課，運輸政策課，次世代交通課，病院局)，県警察，中国四国管区警察局四国警察支局，四国厚生支局，四国運輸局，四国運輸局徳島運輸支局，徳島地方气象台，徳島海上保安部，西日本電信電話株式会社，(株)NTTドコモ，日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，四国放送(株)，(一社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，(一社)徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊，楽天モバイル(株)】

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 鉄道事業者等の措置

- 1 鉄道事業者は、气象台による気象，地象，水象に関する情報を有効に活用する。また，鉄道施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，雨量計・風速計・地震計等観測設備を整備するとともに，列車無線・沿線電話・鉄道電話等を利用して，情報収集・連絡体制の整備を図るものとする。
- 2 踏切道における自動車との衝突，置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには，事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため，四国運輸局及び鉄道事業者は，全国交通安全運動及び踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えてポスターの掲示，チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道の安全な運行の確保

1 施設・設備の保守・点検の実施

- (1) 鉄道事業者は，鉄道事故災害防止のため，日常線路等を巡視し，軌道，土木構造物，~~信号~~保安設備その他関係施設・設備の点検等を徒歩又は列車等により行い，鉄道全体の安全性・信頼性の維持，向上に努める。
- (2) 鉄道事業者は，植物等が鉄道施設に障害を及ぼし，又は及ぼすおそれがある場合等には，所要の手続きを行った上で，伐採等を行うなど，鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

2 教育・訓練の実施

鉄道事業者は，列車の安全確保のため必要な教育を徹底し，事故災害発生の防止に努める。また，事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を定期的の実施し，その習熟に努める。

3 運転規制の実施

各種警報装置が動作したとき及び四国旅客鉄道株式会社にあつては保線区長、阿佐海岸鉄道株式会社にあつては施設課長が運転規制の必要があると認めたときは、鉄道の安全を確保するために、運転規制を実施する。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、車両の安全対策として自動列車停止装置(ATS)等列車の安全運行に関する設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性向上に努めるものとする。

また、鉄道車両は、法令等に基づき、定期的または必要に応じて点検・整備し、安全性・信頼性の維持に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 通信手段の確保

鉄道事業者は、气象台及び県、市町村との連絡を緊密に行い、予報及び警報等の情報収集に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

鉄道事業者は、事故災害が発生したときの緊急召集が迅速に行えるよう、緊急連絡・召集体制の整備を図るものとする。

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

防災機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急，医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

鉄道事業者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備、備蓄を図る。また、資機材等の調達体制を整備するものとする。

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

大規模事故等災害対策編

県、市町村及び鉄道事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

警察本部及び県、市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

鉄道事業者、四国運輸局、県及び市町村は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

四国運輸局、県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災機関等の防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害等の発生を想定した、教育・訓練を実施し、事故災害への対応能力の維持・向上を図るものとする。

鉄道事業者は、消防機関及び警察機関等の防災機関と、相互に連携した訓練を実施するよう努める。

鉄道事業者等が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

第7 災害復旧への備え

1 各種データの整備保全

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

第5節 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備に努めるものとする。

鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設

備の整備・充実に努めるものとする。

四国地方整備局，県，市町村，道路管理者及び鉄道事業者は，踏切道の立体交差化，構造の改良，踏切保安設備の整備，交通規制の実施，統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第6節 再発防止対策の実施

鉄道事業者等は，事故災害の発生後，原因究明の調査を進め，その成果を安全対策に反映させることにより，同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は，事故災害発生の通報を受けたときは，社員に出勤を指示するとともに，事故災害等の状況の把握に務め，関係機関に通報する。

鉄道事業者は，必要に応じ，被害状況を四国運輸局に連絡する。

四国運輸局は，関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は，四国運輸局から受けた情報を関係市町村，防災機関等へ連絡する。

2 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は，必要に応じ，被害情報を四国運輸局に連絡する。

市町村は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は，市町村等から情報を収集するとともに，自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し，これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し，これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は，必要に応じ，被害状況を四国運輸局に連絡する。

県は，被害の情報を収集し，これを必要に応じ，消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は，四国運輸局に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は，県に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡する。

県は，自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

関係機関は，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 通信手段の確保

鉄道事業者は，必要に応じ，列車無線の有効な活用，移動無線機の運用，臨時回線の構成等の通信回線運用措置を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

1 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

2 県及び市町村は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 鉄道事業者

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に務め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第2 医療救護活動

1 鉄道事業者

災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3 消火活動

1 鉄道事業者

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第3 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧

第1節 応急工事の資材等の確保

鉄道事業者は、応急工事の資材の適正な保有及び配置等により、迅速な供給の確保を図るとともに、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

鉄道事業者は、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとし、あらかじめ

大規模事故等災害対策編

定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行うものとする。

また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4部 道路災害対策

【主な実施機関：市町村，県(危機管理環境部，秘書課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，薬務課，生産基盤課，森林整備課，水産振興課，漁業調整課，道路整備課，運輸政策課，次世代交通課，病院局)，県警察，中国四国管区警察局四国警察支局，四国厚生支局，四国地方整備局，四国運輸局徳島運輸支局，徳島地方气象台，徳島海上保安部，西日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，四国放送(株)，(一社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，(一社)徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊，楽天モバイル(株)】

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 道路の交通の安全のための情報の提供

1 道路管理者

道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，情報の収集，連絡体制の整備を図るものとする。また，異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 県警察

道路交通の安全のための情報の収集，連絡体制の整備を図るものとする。また，異常が発見され，災害が発生するおそれのある場合に，道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の整備

1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ，道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

道路における災害を予防するため，必要な施設の整備を図るものとする。

道路施設等の安全を確保するため，必要な体制等の整備に努めるものとする。

道路防災対策事業等を通じ，安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

大規模事故等災害対策編

1 情報の分析整理

道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

関係機関は平常時より相互の連携強化に努めるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

道路管理者及び県、市町村等は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 危険物等の流出時における防除活動関係

県、市町村及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関の防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

防災機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとする。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

第8 施設、設備の応急復旧関係

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡する。

2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

大規模事故等災害対策編

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

3 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第2 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行う。

第3節 救助・救急，医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

第2 医療救護活動

1 道路管理者

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

第3 消火活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

発災現場以外の市町村等は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 県警察

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及

大規模事故等災害対策編

び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧

第1節 道路管理者の行う災害復旧

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第5部 危険物等災害対策

【主な実施機関：市町村，県(危機管理環境部，秘書課，環境管理課，保健福祉政策課，医療政策課，健康づくり課，業務課，水産振興課，漁業調整課，生産基盤課，道路整備課，河川整備課，運輸政策課，次世代交通課，病院局)，県警察，中国四国管区警察局四国警察支局，四国厚生支局，中国四国産業保安監督部四国支部，四国地方整備局，四国運輸局徳島運輸支局，徳島地方气象台，徳島海上保安部，西日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国福山通運(株)，佐川急便(株)，ヤマト運輸(株)，四国西濃運輸(株)，四国放送(株)，(一社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，(一社)徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，自衛隊，楽天モバイル(株)】

危険物の漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，高圧ガスの漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，毒物・劇物の飛散，漏洩，流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について定める。(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する特別防災地域を除く)

第1章 災害予防

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下，本編において「事業者」という。)は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。また，県及び市町村等は，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努めるものとする。

県，市町村等及び事業者は，自主保安規程等の遵守，自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

県及び市町村等は，事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

県，市町村等及び事業者は，危険物等災害が生じた場合に，その原因の究明に努め，危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育

県及び市町村は，事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また，危険物安全週間に広報，啓発活動を行うことにより，危険物の保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

県及び市町村は，危険物施設に対し，次の事項を重点に立入検査等を適時実施し，災害の発生と拡

大規模事故等災害対策編

大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置，構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵，取扱い，運搬，積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者，危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

県及び市町村は，液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については，不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに，危険物の流出事故が発生した場合，敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は，自衛消防組織の強化を推進し，自主的な災害予防体制の確立を図るとともに，隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し，効率ある自衛消防力の確立を図る。

〔資料編〕 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

5 災害リスクの確認

事業者は，危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに，確認の結果，風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は，防災のため必要な措置の検討や，応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス，LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は，高圧ガス，LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため，保安教育，保安の強化，自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

〔資料編〕 高圧ガス大量保有事業所一覧表

1 保安教育

- (1) 高圧ガス保安法，液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため，保安教育講習等を実施する。
- (2) 高圧ガス，LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間や保安活動促進週間を設け，保安意識の高揚に努める。

2 保安の強化

- (1) 製造施設，貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し，かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。
- (2) 指導の適正を期するため，指導取扱方針の統一，相互協力等により関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により，業務上の保安確保に万全を期すよう

指導する。

- (2) 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

〔資料 編〕 市町村別毒物・劇物取扱施設数、毒物・劇物製造事業所一覧表

第4 放射線災害予防対策

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

〔資料 編〕 放射線同位元素保有事業所一覧表

第5 複合災害予防対策

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

第6 海上特殊災害予防対策

徳島海上保安部及び関係防災機関は、危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行規制の強化、水路・航行援助施設等及び防災資機材の整備促進、保安教育訓練の徹底、防災機関相互間の有機的連携の強化等指導及び保安体制の確立を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び市町村等は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

救~~助~~急・救~~急~~助関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、~~必要に応じて~~平時から情報交換を行うよう努めるものとする。また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

県、市町村及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市町村及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保関係

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第9 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第10 災害復旧への備え

県、市町村等及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡する。

2 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

市町村は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模

大規模事故等災害対策編

に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡する。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保

県及び市町村等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3節 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

県及び市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4節 消火活動

第1 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動を行うものとする。

第5節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通行船舶に対し、航行制限、航行禁止等の措置を講ずるものとする。

第6節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、第1部海上災害対策第2章第5節「危険物等の大量流出に対する応急対策」によるものとする。

第2 河川等への流出に対する応急対策

県及び市町村等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタ

リング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第7節 施設、設備の応急復旧活動

県及び市町村等は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第6部 大規模な火事災害対策

【主な実施機関：市町村， 県(危機管理環境部， 秘書課， 保健福祉政策課， 医療政策課， 健康づくり課， 薬務課， 農林水産部関係課， 県土整備部関係課， 病院局， 教育委員会)， 県警察， 中国四国管区警察局四国警察支局， 四国厚生支局， 徳島労働局， 四国地方整備局， 四国運輸局徳島運輸支局， 徳島地方気象台， 徳島海上保安部， 西日本電信電話(株)， (株)NTTドコモ， KDDI(株)， ソフトバンク(株)， 日本赤十字社徳島県支部， 日本放送協会徳島放送局， 西日本高速道路(株)， 本州四国連絡高速道路(株)， 四国旅客鉄道(株)， 日本通運(株)， 四国福山通運(株)， 佐川急便(株)， ヤマト運輸(株)， 四国西濃運輸(株)， 四国電力(株)， 四国電力送配電(株)， 四国ガス(株)， 四国放送(株)， (一社)徳島新聞社， (株)エフエム徳島， (一社)徳島県医師会， 阿佐海岸鉄道(株)， 自衛隊， 楽天モバイル(株)】

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

県， 市町村は， 避難路， 避難地， 延焼遮断帯， 防災活動拠点ともなる幹線道路， 都市公園， 河川， 港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備， 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業， 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備， 建築物や公共施設の耐震・不燃化， 水面・緑地帯の計画的確保， 耐震性貯水槽や備蓄倉庫， 海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに， 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により， 災害に強いまちの形成を図るものとする。

県， 市町村及び事業者等は， 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物， 緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について， ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備， 維持管理

県， 市町村及び事業者等は， 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について， 法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに， 当該建築物に設置された消防用設備等については， 災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

2 建築物の防火管理体制

県， 市町村及び事業者等は， 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について， 防火管理者を適正に選任するとともに， 防火管理者が， 当該建築物についての消防計画の作成， 当該消防計画に基づく消火， 通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど， 防火管理体制の充実に努めるものとする。

3 建築物の安全対策の推進

県、市町村及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

市町村長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急，医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の

指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

県及び市町村は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第8 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情

大規模事故等災害対策編

報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

県及び市町村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 広域的な応援体制

1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合他の市町村長又は消防組管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

2 市町村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 消火活動

第1 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

被災地以外の市町村は、被災地地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急

復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第7部 林野火災対策

【主な実施機関：市町村， 県(危機管理環境部， 秘書課， 保健福祉政策課， 医療政策課， 健康づくり課， 薬務課， 水産振興課， スマート林業課， 道路整備課， 運輸政策課， 次世代交通課， 病院局)， 県警察， 中国四国管区警察局四国警察支局， 四国厚生支局， 四国森林管理局(徳島森林管理署)， 四国地方整備局， 四国運輸局徳島運輸支局， 徳島地方气象台， 西日本電信電話(株)， (株)NTTドコモ， KDDI(株)， ソフトバンク(株)， 日本赤十字社徳島県支部， 日本放送協会徳島放送局， 西日本高速道路(株)， 本州四国連絡高速道路(株)， 四国旅客鉄道(株)， 日本通運(株)， 四国放送(株)， (一社)徳島新聞社， (株)エフエム徳島， (一社)徳島県医師会， 阿佐海岸鉄道(株)， 自衛隊， 楽天モバイル(株)】

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては，市町村は，県と協議して，林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等，総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)，県及び市町村は，林野火災予防のため，保護樹帯の設置，標識等の整備，林野火災多発期における注意警報の適切な伝達，防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)，県及び市町村は，防火管理施設の整備等に努めるとともに，警報発令中の火の使用制限の徹底を図り，多発時期等における監視パトロール等の強化，火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

市町村長は，火災気象通報について知事から通報を受けたとき，又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは，必要に応じて火災に対する警報を発し，及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び市町村等は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県は隣接県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制・活動拠点及び資機材の整備に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

県警察及び県、市町村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4節 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、県及び市町村は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

1 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 四国森林管理局(徳島森林管理署)の活動体制

四国森林管理局(徳島森林管理署)は、災害対策の早急な実施を図るために必要があると認められるときは、森林管理局(森林管理署)に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講ずるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)は、災害の状況に応じて、必要があると認めるときは、現地派遣班を編成して、被災地に職員を派遣するものとする。

3 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第2 広域的な応援体制

1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

2 市町村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 消火活動

第1 消火活動

1 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努める。

2 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

県及び市町村等は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7節 二次災害の防止活動

県及び市町村等は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

第8部 原子力災害対策

【主な実施機関：県（危機管理環境部，総合政策課，秘書課，総務課，環境管理課，医療政策課，健康づくり課，薬務課，商工政策課，農林水産総合技術支援センター経営推進課，県土整備政策課，水・環境課，病院局総務課，教育委員会教育政策課，教育委員会体育学校安全課，警察本部），市町村，関西広域連合，原子力事業者（四国電力株式会社，関西電力株式会社，日本原子力発電株式会社，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）】

原子力事業者の原子炉の運転等（加工，原子炉，貯蔵，再処理，廃棄，使用（保安規定を定める施設），事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について，県がとるべき措置については，本計画によるものとする。

第1章 総則

第1節 計画の目的

本県には，「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず，また，県外に立地する原子力施設のうち，最も近距離にある伊方発電所までの直線距離も約百数十kmと，本県からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら，平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は，大量の放射性物質を放出し，緊急防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ：Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても，高濃度の放射能汚染により，住民が避難を余儀なくされたり，数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど，今までの想定を越える事態が発生した。

また，放射性物質及び放射線による影響は，いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど，他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると，原子力発電所において事故が発生した場合，県民の心理的動揺，精神的負担など，県民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本県においては，福島第一原発の事故発生に伴い，これまでに空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水産物等の放射性物質検査などの対応を実施してきたところであるが，本編においては，これらの災害対応を踏まえ，原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え，県が関係機関等と連携して実施すべき事前対策，応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより，県民の生命，身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 本県の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は，本県の原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに，関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下「プラン対策編」という。），原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携

を図りつつ策定する。

また、県や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

第2 徳島県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「徳島県地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「徳島県地域防災計画（共通対策編）」に記載のある対策を参考に対処する。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 本編の基礎とするべき災害の想定

第1 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

※原子力災害対策指針>①放射性物質又は放射線の放出> (i) 原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第2章 事前対策

この章では、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合、原子力施設が立地する地方自治体（以下「立地府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

2 原子力事業者との連携

(1) 四国電力株式会社との連携

県は、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から四国電力株式会社徳島支店と緊密な情報交換や意見交換により連携を深めるとともに、緊急時には確実に情報収集が出来る連絡体制を整備する。

(2) 関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との連携

県は、関西広域連合の構成府県として、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と情報連絡に関する覚書を締結し、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から関西広域連合広域防災局を通じ緊密な情報交換により連携を深める。

第2節 原子力災害事前対策の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 対応方針の整備

県は、警戒事態及び施設敷地緊急事態に県が実施すべき対策及び警戒態勢をとるための「原子力発電所災害対応方針」を整備する。

2 参集体制の整備

県は、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

第2 モニタリング体制の整備

1 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。

2 モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持する。

3 モニタリング結果の公表

県は、県ホームページ等の活用により、県民等に対し、県が実施するモニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を公表する。

第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、国の示す基準（運用上の介入レベル（以下「O I L」という。））に基づき、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておくものとする。

第4 緊急時の保健医療体制の整備

県は、国、保健医療機関等と連携し、被ばくに関する専門的な健康相談窓口の設置や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

第3節 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 避難所の確保

県は、市町村に対し、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう働きかけるとともに、必要に応じ、市町村と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

第2 二次避難先の検討

県は、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として、旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用について備える。

第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、市町村と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

第2 複合災害を想定した情報伝達体制の整備

県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線等の装備の整備に努める。

第3 相談窓口の設置

県は、市町村と連携し、県民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、県民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、原子力事業者と協力し、県民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3章 緊急事態応急対策

この章では、原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の本県の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 四国電力株式会社からの連絡

四国電力株式会社徳島支店は、伊方発電所（愛媛県）において事故及び異常が発生した場合には、県にただちに連絡する。

2 関西電力株式会社等との情報伝達体制

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）（福井県）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）（福井県）において事故及び異常が発生した場合には、プラン対策編により、関係機関に連絡する。

3 その他の原子力発電所等の事故及び異常発生時の情報収集体制

伊方発電所（愛媛県）、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）（福井県）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）（福井県）以外の原子力発電所並びに原子力関係施設に関する事故及び異常発生の情報収集については、必要に応じ、立地府県等から情報収集する。

第2 災害情報等の伝達

1 市町村等関係機関への情報提供

県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を必要に応じ、ただちに市町村等関係機関へ連絡する。

第2節 緊急事態応急体制の確立

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 緊急事態応急体制の確立

1 事故対策のための警戒態勢

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策連絡本部会議等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、原子力事業者、関西広域連合等関係機関と緊密な連携を図る。

第2 緊急時モニタリングの実施

1 初動段階のモニタリングの強化

県は、原子力発電所において、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺への環境を把握するため、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を直ちに強化し、結果をとりまとめるものとする。

2 モニタリング結果の公表

県は、県ホームページ等の活用により、県民等に対し、県が実施する緊急時モニタリング結果を速やかに公表する。

第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物に係る放射性物質濃度の検査の実施

県は、O I Lの初期設定値に基づく国の指導・助言及び指示又は独自の判断により、飲食物に係る放射性物質濃度の検査を実施し、必要に応じ、検査対象品目を追加するなど、検査体制を強化する。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除

県は、O I Lの初期設定値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除を行う。

3 検査結果の公表

県は、飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果を、ホームページ等で速やかに住民等に公表する。

第4 緊急時の保健医療体制の確立

県は、国、保健医療機関等を連携し、被ばくに関する専門的な健康相談窓口を設置するとともに、身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制を確立する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 県民等への情報伝達活動

県及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認等、住民に役立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

なお、その際、要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

第2 相談窓口の設置

県は、県民等からの相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

第3 市町村による周辺住民等への情報伝達活動

市町村は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

第4節 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

第1 広域避難の調整・受入れ

1 広域避難の受入れ

県は、県境を越える広域避難の受入れについて要請があった場合は、避難元都道府県と連携し、広域避難の受入れを実施する。

2 受入れ先の調整

県は、避難元都道府県からの広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、市町村に受入れ可能人数・施設等を確認の上、受入れ計画を作成し、避難先市町村、避難元都道府県に連絡する。

3 避難所の開放・運営

県は、市町村に対し、広域避難の受入れが可能な避難所の開放を要請する。

なお、県は、広域避難の受入れを実施する市町村が実施する避難所の運営を支援する。

4 窓口の設置

県は、避難者を受け入れるにあたり、避難元都道府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

1 避難者の生活支援

県は、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

2 避難者の情報提供

県は、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び市町村の避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 中長期対策

この章では、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第2節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査や国の指示・助言及び指示に基づき、原子力応急対策として実施された、飲食物の出荷制限、摂取制限等の制限措置を解除し、関係機関に伝達する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

県は、県内の空間放射線量率が平常時より高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

なお、引き続き、住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

第4節 風評被害等の影響の軽減

県は、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本県の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

第5節 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

県は、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。

また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難者の生活支援について、避難先市町村、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

【参考】 原子力災害用語解説等

あ行

アルファ線（ α 線）

放射線の一種で、陽子2個と中性子2個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子。物質を通り抜ける力は弱く、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線は人体外部で受けた場合、皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質が沈着した組織の細胞がアルファ線の全エネルギーを集中的に受けるため、内部被ばくで最も人体が受ける影響が大きい。

か行

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

グレイ（Gy）

放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

警戒事態

原子力事業所所在市町村及びその周辺において震度6弱以上の地震その他の自然災害が発生した場合又は原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合をいう。

さ行

実効線量

組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

$$\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$$

シーベルト（Sv）

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

$$\text{等価線量 (Sv)} = \text{吸収線量 (Gy)} \times \text{放射線荷重係数}$$

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

施設敷地緊急事態

原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合その他施設敷地緊急事態に至ったと原子力規制委員会において判断された場合をいう。

な行

内部被ばく

経口摂取，吸入摂取，経皮摂取などにより，体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは，放射性物質が体内に存在する限り続くが，放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と，身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

ベータ線（β線）

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きい，ガンマ線より小さく，厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい，放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。放射性物質，放射線及び放射能の関係は，「電灯」が放射性物質に，電灯から出る「光線」が放射線に，そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

放射線

ウランなど，原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線，ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線），加速器などで人工的に作り出されたX線，電子線，中性子線，陽子線，重粒子線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングを緊急時モニタリングという。

英数字

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設において異常事象が発生した際の緊急事態を判断する基準をいう。緊急事態は施設の情報、放射線量等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、異常事象がどの緊急事態区分に合致するか判断するための基準を設けている。

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

原子力施設において異常事象が発生した際、オフサイトの放射線量率等に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準をいう。

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)

実用発電用原子炉の施設において異常事象が発生した際、OIL及びEALに基づいて、住民等の緊急防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等)が迅速に行えるように準備する区域をいう。実用発電用原子炉の場合、UPZは施設からおおむね半径30kmの区域である。